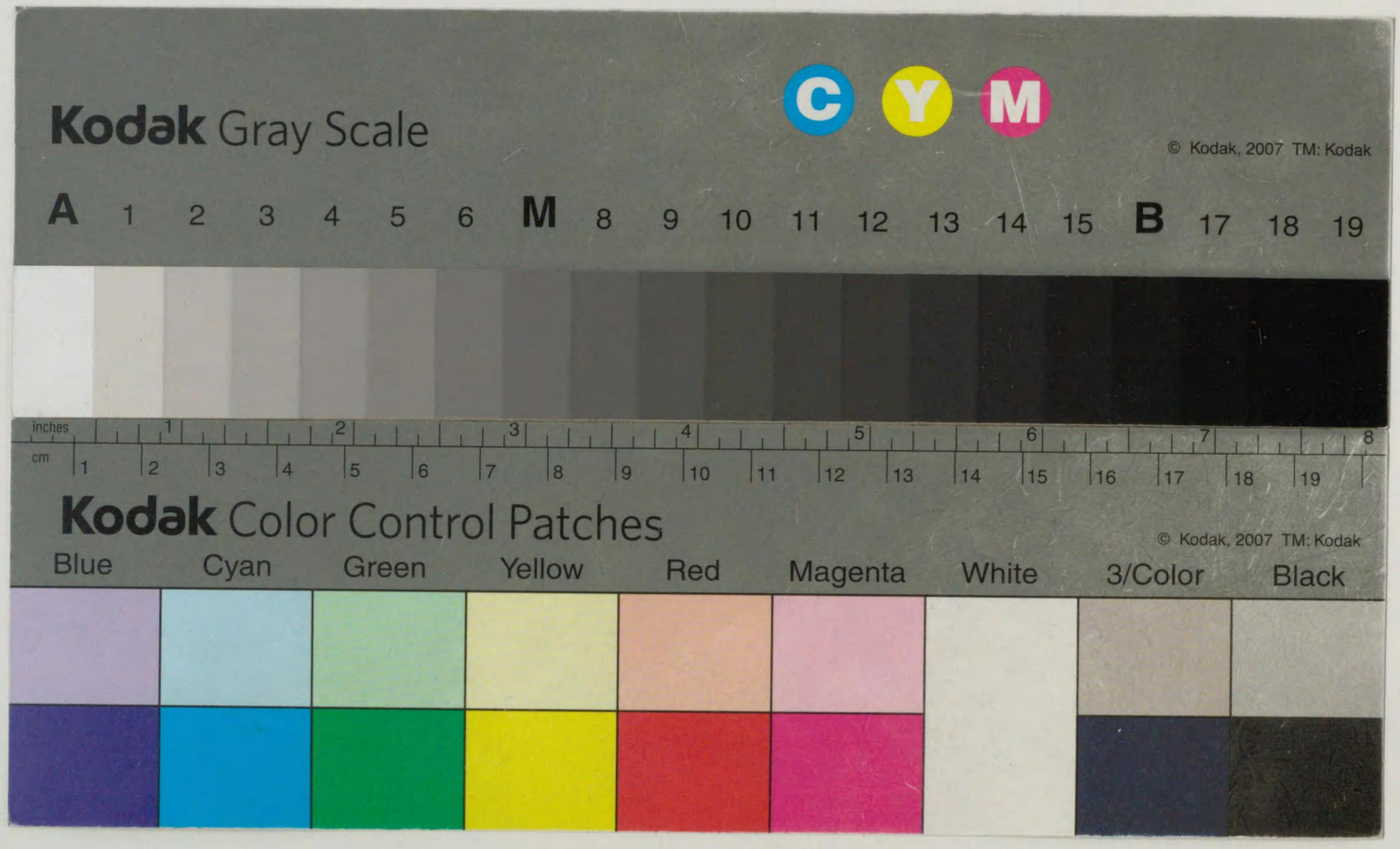
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

727
727-3
12005015884456

421

吉備郡史

卷中

昭和十二・六・一・世・朝・太・郎

727
3

吉備郡史 卷中目次

第三編 近古（一八一六——二二三三……保元元年より天正元年に至る）

概　說　當期の五分期　同梗概及特質　郡史の梗概……一二五一

源平・鎌倉時代

第四十一章　嘉應元年足守莊繪圖……一二六八
圖の大さ、裏書　圖の內容、說明　附記、四至　玉子堂　延壽寺

第四十二章　鹿ヶ谷會合と新大納言成親の配流……一二七八

第四十三章　妹尾兼康と開鑿水利の功　板倉合戰……一二八二
要說　兼康傳　事蹟要約　參考源平盛衰記

第四十四章　水島合戰……一二九〇
梗概　原因　戰況　影響　參考源平盛衰記

第四十五章　平地城及山城……一二九六
平城及山城一覽表　城砦志　鳥獄城・猿懸城・櫻城・喜村山城・賀陽城・板倉城・野山城・皷山城・戶城・堀內城・福山城

第四十六章　守護地頭の設置……一三一三
守護地頭　國衙領及莊園　莊園一覽
各說　足守莊・生石莊・大井莊・水內莊・薗莊・穗太莊・田上莊・附　萬壽莊・妹尾莊・草壁莊・多氣莊・巨勢莊

第四十七章　備中國守護職……一三二六
守護の職掌　歷代守護職　松山城主歷代　秋庭氏五代　高橋氏四代　高師秀・秋庭氏七代　宮氏一代　細川氏八代

系圖　略歷　備中國守護一覽
第四十八章　室町女院領・備中國園西東莊……一二四四
室町院　室町女院領　山城國長福寺文書二通　長福寺及月林上人　參考史蹟
第四十九章　吉備郡に散在せる大社及巨刹領……一二五〇
妙顯寺領備中穗太莊　東福寺領備中上原鄉　長福寺領備中園東莊　石清水領備中水內莊　等持寺領備中日羽鄉
第五十章　備中國賀夜郡服部鄉圖　附庭妓鄉……一二五七
備中國賀夜郡服部鄉圖　服部鄉圖考閒書　疑義　形式ノ異例・內容ノ吟味・推測・參考正倉院文書
附、庭妓鄉　板倉鄉　萬壽東莊……一二九二
第五十一章　配所としての吉備郡……一二九六
概說　新大納言成親　石清水別當慶禪
第五十二章　僧榮西及良祐……一三五四
略系　略傳　年譜　釋書　興禪護國論　祠堂記　塔銘　佛家人名辭書　史料　東鑑鈔　百練抄　愚管抄　造營修造
著書　緣起(眞蹟)　宗派血脈　道元との關係　尊皇護國事蹟　喫茶養生記　誕生地　賀陽氏一門　良祐
第五十三章　吉備郡と禪宗　寶福寺……一四〇一
禪宗と他宗との軋轢　行勇と金剛三昧院　圓爾と東福寺　東福寺と寶福寺
寶福寺　沿革・古記・井山十境・塔頭子院・建造物・雪舟碑・寺領・末寺・住持・寶物
第五十四章　寶覺禪師と虎關禪師……一四〇一
寶覺禪師　虎關師錬　釋書・王臣篇・序並跋　師錬と玄慧
第五十五章　鎌倉時代の文化……一四〇九
概說　新宗教と吉備郡　禪宗　法華宗　附、妙寶　妙寶筆題目　佛寺一覽　美術　彫刻　善福寺の毘門天
繪畫　寶福寺什　棒澤寺什
第五十六章　鎌倉時代の金石文……一四三
金石文一覽　風月燈籠　明遍上人寶塔　大日如來石佛　金剛寺梵鐘　保月山斷碑及二重九輪塔　新大納言石塔
方柱碑　土井石佛　六面石塔　笠神文字石　導應寺石塔　陽山梵鐘　安國寺梵鐘　導應寺古瓦　龍泉寺供養塔
敬主院梵鐘　爲眞石塔婆　概括　石工年表　金石文の移轉
吉野朝・室町時代
第五十七章　船上山に馳參したる勤王諸將……一四六九
概說　三村氏　附、文書三通　莊氏略系　眞壁氏　妹尾氏　有木氏
第五十八章　福山合戰……一四八〇
福山合戰　戰況　影響　參考太平記引用　大日本史料引用　深堀系圖證文記錄　萩藩閥閱錄等　福山湊川合戰と日本精神
第五十九章　龍山・勢山合戰……一四九八
第六十章　吉野朝時代の金石文……一五〇〇
王子權現寶殿石柱　安國寺石燈　備中輕部法華題目石　正圓阿闍梨石塔　足守八幡宮石鳥居　眞如寺地藏石佛
第六十一章　足利時代の山陽道……一五三
要論　貞世の行程考證　補遺
第六十二章　吉備津宮總解文集……一五三〇
都宇郡四鄉　賀陽郡十一鄉　窪屋郡六鄉　下道鄉十一鄉　英賀郡六鄉　上房郡三鄉　河上郡六鄉　同嶋二ツ　淺口鄉八鄉　小田郡七鄉　後月鄉四鄉　哲多郡六鄉

第六十三章　段錢及棟別錢・德政文書……一五二六
段錢、關係文書六通　德政文書、關係文書十通
第六十四章　二階堂上野二氏の入部……一五四五
上野氏、鬼邑山城　伊勢氏、高越山城　二階堂氏、片島城
第六十五章　天文廿二年三村・穗井田二氏兩度の戰……一五五一
二月陣　四月陣　庄氏及庄氏系圖に就いて
第六十六章　戰國時代の諸城砦……一五六八
概說　城砦一覽　各說
南山城　陶山城　諏訪山城　鳥ケ嶽城　猿懸城　馬入堂山城　市場古城　馬頸城　鬼身城　福田城　高丸古城
山本城　要害山　上田山古城　荒平山城　木村山城　蓑越山城　夕部山城　庭瀨城　吉備中山　板倉桝形城
鼓山　立田山　石井山　蛙ケ鼻　高松城　土田城　生石城　岩崎城　長良山城　鬼ノ城　經山城　宮原上ノ樽
鳥越城　小寺要害　片山城　清水岡古城　清水古城　井山城　白毛城　鍋坂城　附瀧山城　高馬城　大渡城
岸ノ上ノ要害　延原古城阯　野山城　佐與谷城　忍ノ城　信倉山　日近古城　竪石城　亀石城　銀冶山城
宮磁山城　田上山城　清水山城　宿毛城　冠山城　幸山城　亀山城　加茂城　日畑城
第六十七章　高野聖……一七〇八
概說　高野聖　非事吏坊　關係史料
第六十八章　日具上人と番神問答……一七〇五
三十番神說　日具上人　備中野山妙本寺緣起　番神問答記　賀札　三十番神
第六十九章　室町時代の風俗文化……一七三一
概說　風俗　流鏑馬の行事　吉備津神社御流鏑馬料足　關係文書七通　吉備津宮の牛王及御卷數　關係文書九通
文學、概說　應永八年正月十一日吉備津宮法樂一万句連歌　佛教、概說　禪宗　曹洞宗　日蓮宗　文學、正徹
美術、雪舟略傳　遺墨　門人　年譜　彌陀三尊像　和鏡、菊花雙雀鏡
建築、吉備津神社本殿及拜殿　南隨神門　北隨神門　寶福寺塔　妙本寺鎭守堂　吉川八幡宮本殿
室町美術の特色と價値　附、大高檀紙　柳井勘左衞門由緒書　參考檀紙の事　元弘二年二月十二日仁和寺文書
史料一……一七一〇
第七十章　古文書拾遺……一七一〇
概說　吉備津神社文書九十六通目錄　下知狀五通　免田散錢等四通　國忠文書四通　坪井久吉文書二通　同右
エ門文書一通　今多與四郎文書二通　中尾高塚文書八通　馬屋原文書二通　文書雜纂十一通　吉備津神社の寶
物四種　古面・鬼面・刀劍・鐵鉾。洞松寺文書三十六通目錄　文書三十六通全文寫　洞松寺　略沿革　住持　歷代
略傳　末寺一覽　文書　改定斗代　鬼錄簿。福武文書　七通　目錄　全文寫
第七十一章　室町及戰國時代の金石文……一八四七
金石文一覽　各說
山崎の磨崖石佛　上願寺石塔　善正院石塔　岩屋寺常行堂古瓦　熊山靈仙寺梵鐘　奥坂の穴觀音石佛
備中吉備津宮梵鐘　延命地藏石佛　文英筆地藏石佛　中島前新屋逆修石佛　平山字釋迦石佛　福成寺文英
施入石佛　嚴島辨財天石碑　龍田地藏石佛　前新屋地藏石佛　道觀石佛　道壽世法華經石佛　加茂岡坑石佛
概括
第七十二章　戰國末期に於ける吉備郡氣質……一八七二
人國記　備中誌　畿內東國との比較
第四編　近世（一二三三——一五二七……天正元年より慶應三年に至る）

安土桃山時代……
第七十三章　中國地方の形勢……一八七五
　僧惠瓊自筆の書狀　毛利元就自筆の書狀
第七十四章　備中兵亂……一八七七
　梗概　三村氏略系　三島氏世譜　形勢　原因　宇喜多氏對三村氏怨恨　毛利氏織田氏關係　宇喜多毛利關係
　三村親成中變　戰備　戰爭　備中兵亂記　藝軍出陣　手莊落城　新見落城　鬼身落城　松山軍　松山落城　元
　親落去自殺　勝法師最期　石川久式墓　常山開城　女軍の事　備中兵亂參考書目　手要害合戰頸注文　家親傳
　元親傳　附、總社社頭の狼籍
第七十五章　備中兵亂後に於ける諸城の守將……一八八三
　猿懸山城　穗田氏分限帳　鬼身城　宍戸氏家系　幸山城　松山城
第七十六章　山中幸盛の最期……一九二一
　中島兵亂記　山中幸盛傳　關係史料　幸盛書狀
第七十七章　天正七八年備前備中の國境戰　冠山合戰……一九三二
　辛川合戰　兒島出兵　冠山合戰　第一役　第二役　概括
第七十八章　高松の水攻……一九五九
　梗概　原因　戰況　和議　高松役（日本戰史）　中國役の作戰（瀨川秀雄）　高松役（田中義成）
　史料　甫菴太閤記　川角太閤記　萩藩閥閱錄　清水氏略系　清水宗治史料　清水略系傳書　清水宗治墓　清水
　宗治傳二篇　正義靈社碑　水攻關係書類　高松水攻に就て　千原奉行史料　關係文書三十二通
第七十九章　秀吉の雄圖と吉備郡……二〇四六
　外征の目的　外征の準備　部署　軍令　木下家文書十通　再征の部署　命令　五大老五奉行起請文及秀吉遺言狀
　豐太閤薨世　豐太閤朝鮮陣と圖書の將來三種　吉備津文書九拾三通
第八十章　文化……二〇七八
　安土桃山時代美術の特色と價値　建築、妙本寺鎭守堂　金石文、一覽表　石井河原石佛　傳福院石塔
　二ッ山五輪石塔　東花尻題目石　足守八幡宮神鏡　上行院題目石　花房正成墓石
江戸時代
第八十一章　關原戰役前後の吉備郡……二〇八七
　諸侯對照表　宇喜多秀家　略傳　野史列傳　花房職之　花房正成　明石守重　宇喜多分限帳
　小早川秀秋　略傳　野史列傳
第八十二章　一里塚……二一三三
　概說　各說　山陽道一里塚　吉備郡ノ一里塚
第八十三章　本陣及宿驛……二一四一
　概說　岡山本陣　吉備郡の本陣宿驛　板倉宿及本陣の由來　板倉驛庄屋本陣一覽及板倉圖　禮物の一例　板倉
　宿定及賃錢割增定　助鄕　宿驛書類　奉幣使　宿驛役人、目代　國境塚石
第八十四章　大阪陣と吉備郡の諸侯……二一九〇
第八十五章　正保圖正保高帳及道路誌……二一九八
第八十六章　倉敷代官所……二二二六
　概說　幕府直轄領　代官領　倉敷縣交代一覽
第八十七章　諸侯及旗本……二二三七
　料領知行所社寺領一覽　郡內のもの　郡外のもの
第八十八章　岡田藩……二二三八

概說　略系　略譜　領知目錄　朱印御改　鄉村帳　領分高記　家老略系　千石系圖　千石文書十通　下川氏家士記錄　藩政略說　兵制　分限帳三種

第八十九章　庭瀨藩……二三五〇

戶川氏　概說　略系　略譜　領知目錄

久世氏　略系　略譜

松平氏　略系　略譜

板倉氏　略系　系譜　家譜　知行目錄　知行高　家老渡邊氏　侍帳（元祿十六、享保十四、明治二）領分村鑑　領主廻村　行列帳

第九十章　淺尾藩……二四二

蒔田氏　略系　家譜　系譜

第九十一章　足守藩……二四四

木下氏　概說　略系　家系　家譜　鳥羽氏文書十七通　領知目錄　御朱印寫六通　老臣杉原氏家系及由緒　弓術指南吉田氏略系及略譜　石高侍帳　士族名簿　雜錄

淺野氏　略系　略譜　參考史料

〔附〕圖版及插繪目錄（卷中）

四〇八　嘉應元年足守莊繪圖（神護寺所藏）　一二六八
四〇九　同　上　裏面の文字　一二六九
四一〇　同　上　說明圖　一二七〇
四一二　櫻城阯（薗村市場）
四一三　櫻城阯圖
四一三　野山城阯
四一四　野山城阯附近地圖及城阯圖
四一五　伊達彈正朝義墓
四一六　眞壁戶ノ城阯
四一七　藥師寺彌五郎久用寄進ノ刀
四一八　細川下野守通董肖像
四一九　備中賀夜郡服部鄉圖
四二〇　同　條里圖
四二一　ツホナシ里內　町ツモリ
四二三　榮西禪師肖像
四二三　安養寺菩提樹
四二四　安養寺全景
四二五　榮西禪師眞筆
四二六　賀陽郡阯　地形圖全景
四二七　賀陽氏郡阯
四二八　賀陽朝臣支配狀
四二九　沙彌順阿讓與狀
四三〇　井山寶福寺全景
四三一　鈍菴惠聰肖像
四三二　寶福寺境內略圖
四三三　毘沙門天立像（善福寺）
四三四　釋迦三尊像（國寶、輕久寺）
四三五　地藏菩薩像（國寶、寶福寺）
四三六　十王像（國寶、寶福寺）
四三七　愛染明王（國寶、中ノ院）
四三八　四所明神（國寶、中ノ院）
四三九　地藏尊（國寶、中ノ院）
四四〇　愛染明王（國寶、中ノ院）
四四一五　大尊（國寶、中ノ院）
四四三　源三位賴政風月燈籠
四四三　大日如來石佛（吳妹村尾崎）
四四四　金剛寺梵鐘（妙覺寺藏）
四四五　保月山斷碑（上有漢村垣）
四四六　保月山層塔婆（上有漢村垣）
四四七　同　拓本
四四八　新大納言成親卿供養塔婆（上有漢村垣）
四四九　同　拓本
四五〇　保月山方柱碑（上有漢村垣）
四五一　土井路傍の石佛（有漢村）
四五二　保月山六角石塔婆（上有漢垣）
四五三　早川代官笠神文字石題歌拓本
四五四　笠神磨崖碑（平川村）文字石
四五五　導應寺寶篋印石塔　實測圖及拓本
四五六　滿願寺寶篋印石塔
四五七　吉備公墳墓並實測圖
四五八　妹尾兼康墓石並實測圖
四五九　矢田石塔婆並實測圖
四六〇　清水寺梵鐘並拓本
四六一　清水寺梵鐘拓本
四六二　導應寺瓦（元亨二年八月）
四六三　龍泉寺供養石塔
四六三　清水寺敬主院梵鐘（上顯寺所藏）
四六四　爲貞石塔並實測圖拓本
四六五　同　寫眞
四六六　藤戶經ケ島石塔婆
四六七　同　拓本
四六八　槇谷中村撫佛。爲貞塔拓本
四六九　備中福山城阯
四七〇　同　地形圖

四七一 同 實測圖 一四八二
四七二 勢山（妹の關ケ鼻） 四九四 馬頸城
四七三 王子權現石ノ寶殿 拓本共 四九五 同 實測圖 一四九九
四七四 賴久安國禪寺石燈 一五〇一 四九六 鬼身城
四七五 同 實測圖及拓本 一五〇三 四九七 同 實測圖 一五〇一
四七六 輕部大覺大僧正法華題目石塔 實測圖共拓本 一五〇八 四九八 大高丸山
四七七 正圓阿閦梨多寶石塔 拓本實測圖共 一五一四 四九九 同 實測圖 一五〇三
四七八 巨瀨村祇園寺多寶石塔 一五一八 五〇〇 山本城 實測圖共
四七九 足守八幡宮石鳥居拓本共 一五一九 五〇一 要害山 實測圖
四八〇 片島城 一五一八 五〇二 荒平城
四八一 爲資狀 吉備津文書 一五一七 五〇三 同 實測圖
四八二 吉備郡城砦分布圖 一五六八 五〇四 川西之秀寄進狀
四八三 南山城阯 實測圖共 一五七三 五〇五 木村山城 實測圖共
四八四 陶山城 實測圖共 一五七五 五〇六 簗越城阯 實測圖共 一六七〇
四八五 陶山城阯 一五七六 五〇七 夕部山城 實測圖共 一六七一
四八六 諏訪山城阯 一五七六 五〇八 鼓山城 一六七五
四八七 石田城阯 一五七六 五〇九 石井山城 一六七六
四八八 同 實測圖 一五七七 五一〇 生石中務丞書狀 一六七七
四八九 猿懸城阯 一五七八 五一一 同 上 一六八〇
四九〇 同 實測圖 一五七九 五一二 生石大和守家昌書狀 一六八一
四九一 馬入山城 實測圖共 一五八七 五一三 服部山城 一六八二
四九二 上野伊豆守判物 一五八八 五一四 鬼の城 一六八七
四九三 市場城阯實測圖井福壽寺 一五九〇 五一五 經山城 實測圖 一六八八
四九四 馬頸城 一五九一 五一六 白毛山城 一六九〇
四九五 同 實測圖 一五九二 五一七 鍋坂城阯 一六九一
四九六 鬼身城 一五九三 五一八 高馬城阯 一六九二
四九七 同 實測圖 一五九四 五一九 大渡城 一六九三
四九八 大高丸山 一五九五 五二〇 同 實測圖 一六九四
四九九 同 實測圖 一五九六 五二一 山下の墓石 一六九五
五〇〇 山本城 實測圖共 一五九七 五二二 古和田山城阯 一六九六
五〇一 要害山 實測圖 一五九七 五二三 佐與谷城阯 一六九七
五〇二 荒平城 一五九八 五二四 忍山城阯 實測圖共 一六九八
五〇三 同 實測圖 一五九九 五二五 日近古城阯 一六九九
五〇四 川西之秀寄進狀 一六〇二 五二六 福武文書 一六〇一
五〇五 木村山城 實測圖共 一六〇三 五二七 善修寺文書 一六〇二
五〇六 簗越城阯 實測圖共 一六〇五 五二八 竪石城 實測圖 一六〇四
五〇七 夕部山城 實測圖共 一六〇七 五二九 甕石城阯 一六〇五
五〇八 鼓山城 一六〇八 五三〇 同 實測圖 一六〇七
五〇九 石井山城 一六一二 五三一 鍛冶山城阯 一六〇八
五一〇 生石中務丞書狀 一六一五 五三二 同 實測圖 一六一二
五一一 同 上 一六一七 五三三 天文五年輕部錢方書立 一六一五
五一二 生石大和守家昌書狀 一六二一 五三四 宮地山城阯 實測圖共 一六一六
五一三 服部山城 一六二三 五三五 清水城（宮山カ）阯 一六二一
五一四 鬼の城 一六二九 五三六 宿毛城（冠山城）阯 一六二三
五一五 經山城 實測圖 一六三〇 五三七 幸山城阯實測圖 一六二九
五一六 白毛山城 一六三一 五三八 幸山城阯 一六三〇
五一七 鍋坂城阯 一六三二 五三九 石川家久書狀 一六三一
五一八 高馬城阯 一六三三
五一九 大渡城 一六三四
五二〇 同 實測圖 一六三五
五二一 山下の墓石 一六三六
五二二 古和田山城阯 一六三七
五二三 佐與谷城阯 一六三八
五二四 忍山城阯 實測圖共 一六三九
五二五 日近古城阯 一六四一
五二六 福武文書 一六四二
五二七 善修寺文書 一六四三
五二八 竪石城 實測圖 一六四六
五二九 甕石城阯 一六四〇
五三〇 同 實測圖 一六四一
五三一 鍛冶山城阯 一六四六
五三二 同 實測圖 一六四八
五三三 天文五年輕部錢方書立 一六四七
五三四 宮地山城阯 實測圖共 一六五〇
五三五 清水城（宮山カ）阯 一六五一
五三六 宿毛城（冠山城）阯 一六五二
五三七 幸山城阯實測圖 一六五三
五三八 幸山城阯 一六五四
五三九 石川家久書狀 一六五五
五四〇 石川家久書狀二通 一六五九
五四一 石川久智書狀三通 一六六三
五四二 石川久智及源三書狀二通 一六六四
五四三 石川久智及久式書狀二通 一六六五
五四四 日畑新左衞門書狀 一六六六
五四五 日畑新左正狀 一六六七
五四六 三須上林亀山城實測圖 一六六八
五四七 日畑城阯實測圖 一六七〇
五四八 康正元年分料足文書 一六七二
五四九 康正二年分料足文書 一六七三
五五〇 康正三年分料足文書 一六七七
五五一 長祿二年分料足文書 一六七八
五五二 文明十年分料足文書 一六七九
五五三 寬正六年分料足文書 一六八二
五五四 牛王並御卷數省吾狀廣秀狀二通 一六八三
五五五 同上 省吾及元親狀二通 一六八四
五五六 同上 蜂須賀正勝書狀二通 一六八五
五五七 畫聖雪舟墓 附畫及書 一六八六
五五八 同上 畫 一六八七
五五九 阿彌陀三尊像（報恩寺藏） 一六八九
五六〇 菊花雙雀鏡 一六九四
五六一 吉備津神社本殿・拜殿・北・南隨神門 一七五六
五六二 寶福寺三重塔婆 一七六一
五六三 吉川八幡神社本殿 一六九一
五六四 建長元年盛久下知狀 一六九三
五六五 建長年政所下知狀 一六九四
五六六 建武四年重弘下知狀 一六九五
五六七 應永廿四年延利下知狀 一六九六
五六八 文安四年延利下知狀 一六九七
五六九 延文元年□勝書狀 一六九八
五七〇 應仁二年小西元秀書狀 一七〇三
五七一 明應二年馬與一書狀 一七二五
五七二 至德三、八月十三日國忠花押文書 一七二六
五七三 明德二年卯月十二日國忠花押文書 一七二七
五七四 明德二年八月十日國忠花押文書 一七二八
五七五 至德四、八月七日國忠花押文書 一七二九
五七六 五月廿日坪井和泉守久吉花押文書 一七三一
五七七 十二月廿六日坪井和泉守花押文書 一七三二
五七八 十一月十八日坪井右衞門花押書狀 一七三三
五七九 永祿十三年今多與四郎花押書狀 一七三五
五八〇 永祿十三年六朔今多與四郎花押書狀 一七四二
五八一 十二月廿七日中尾佐渡守花押文書 一七四三
五八二 十二月廿七日高塚宗右衞門花押文書 一七五四
五八三 八月七日高塚右衞門尉花押文書 一七五四
五八四 十二月二日中尾佐渡守外一名花押書狀 一七五六
五八五 九月十二日中尾佐渡守外一名花押書狀 一七五八
五八六 三月十八日中尾佐渡守花押文書 一七五九
五八七 吾十九日高塚宗右衞門外一名花押書狀 一七六〇
五八八 十一月十九日須々木六郎右衞門外二名花押書狀 一七六二
五八九 十一月廿一日河兵吉花押文書 一七七一
五九〇 八月七日桂右衞門大夫景信花押書狀 一七七一
五九一 陽月十二日池田下總守長政花押書狀 一七七二
五九二 十一月三日中二郎花押書狀 一七七三
五九三 五月十三日福智三河守通長花押書狀 一七七三
五九四 九月吉日田口五郎兵衞景貞花押書狀 一七七四
五九五 五月十五日上番久職花押書狀 一七七五
五九六 卯月廿日高田長左衞門秀政花押書狀 一七七五
五九七 六月十九日貝原孫兵衞花押書狀 一七七六
五九八 四月十三日神崎四郎左衞門花押書狀 一七七六
五九九 五月二日神主守治花押書狀 一七七七
六〇〇 九月卅日金重兵花押書狀 一七七七
六〇一 傳雲慶作古面十一面ノ内六面 一七八一
六〇二 鬼面（作者不明）一 一七八一
六〇三 鐵製古燈籠 一七八九
六〇四 刀劍 二口 一七九九
六〇五 天正廿稔二月十五日伊豫守元清外四名花押寺領打渡打付 一八二〇
六〇六 舟木山洞松寺 一八二四
六〇七 舟木山山門 一八二五
六〇八 長和二年五月一日土地寶渡狀 一八四三

六〇九 延久六年三月六日高山寺聖上玉體安穩御修法ノ狀 一八四三
六一〇 貞應二年三月十八日高山寺大相國息災祈禱狀 一八四四
六一一 文保元年二月十一日田畠讓與狀 一八四五
六一二 曆應元年三月廿三日土地賣渡狀 一八四六
六一三 山崎麝屋石佛 六地藏 不動尊 一八四八
六一四 同上 拓本 一八四九
六一五 上願沙門玄光石燈 一八五〇
六一六 善正院寶篋印石塔附大崎寶篋印塔 一八五一
六一七 岩屋寺常行堂古瓦拓本 一八五二
六一八 熊山靈仙寺梵鐘（寶福寺所藏） 一八五三
六一九 奥坂穴觀音石佛 一八五四
六二〇 同上 一八五五
六二一 吉備津宮梵鐘 拓本共 一八五六
六二二 天文三年五月延命地藏石佛 拓本共 一八五八
六二三 天文四年地藏石佛 拓本共 一八五九
六二四 天文九年逆修石佛 拓本共 一八六〇
六二五 天文十三年釋迦石佛 一八六一
六二六 天文十四年福成寺文英石佛 一八六二
六二七 天文十六年三月文英書辨財天石碑 一八六三
六二八 永祿三年龍田地藏石佛 一八六四
六二九 永祿五年十月延命地藏石佛 一八六五
六三〇 同上 參考 一八六六

六三一 永祿六年三月十五日道歡石佛 一九六七
六三二 永祿九年二月廿六日妙法蓮華經石佛 一九六八
六三三 永祿拾年七月（腰折地藏石佛 一九六九
六三四 瑤甫惠瓊自筆書狀 二〇〇三
六三五 毛利元就書狀 二〇〇五
六三六 手莊國吉城實測圖 二〇〇六
六三七 毛利氏ノ陣地（夕部山・木村山・馬入山城） 二〇〇七
六三八 新見杜城實測圖 二〇〇八
六三九 石川久式墓 二〇〇九
六四〇 穗井田元清墓（洞松寺） 二〇一〇
六四一 山中幸盛書狀 二〇一一
六四二 吉川元春書狀 二〇一二
六四三 高松城附近地圖 二〇一三
六四四 石井山より高松城趾附近を望む 二〇一四
六四五 日指山より北方高松を瞰下す 二〇一五
六四六 高松水攻古圖 二〇一六
六四七 古松軒描高松水攻地理之圖 二〇一七
六四八 蛙ケ鼻堤防の殘（永祿八）乙丑二月十三日 二〇一八
六四九 土田城（足守川西堤より望） 二〇一九
六五〇 高松城趾より龍王山を望む 二〇二〇
六五一 清水宗治並勇士畫像 二〇二一

六五二 高松持寶院首塚舊趾 二〇二二
六五三 高松城跡碑 二〇二三
六五四 同城趾宗治首塚 二〇二四
六五五 水奉行ノ松 二〇二五
六五六 鳴谷川水引の堰切 二〇二六
六五七 足守川西堤外ノ堤防斷面 二〇二七
六五八 三月廿五日（天正十）蜂須賀正勝花押書狀 二〇二八
六五九 天正十年三月秀吉花押宮內制札 二〇二九
六六〇 四月七日蜂須賀正勝花押書狀 二〇三〇
六六一 六月二日增田長盛外二名花押書狀 二〇三一
六六二 十二月廿二日黑田孝高花押書狀 二〇三二
六六三 五月七日秀吉花押下知狀 二〇三三
六六四 霜月八日長谷河貞安外二名花押書狀 二〇三四
六六五 十二月廿三日井上九右衞門花押書狀 二〇三五
六六六 五月十三日原田與七郎直次花押書狀 二〇三六
六六七 六月十九日井上盛貞花押書狀 二〇三七
六六八 九月廿七日井上盛貞外一名花押書狀 二〇三八
六六九 十一月廿二日原田與七郎花押書狀 二〇三九
六七〇 十二月七日垪和宗親花押書狀 二〇四〇
六七一 （永祿八）乙丑二月十三日 二〇四一
六七二 垪和因幡守外三名花押書狀 二〇四二
六七三 十月三日垪和因幡守宗親花押書狀 二〇四三
六七四 月五日垪和宗親花押書狀 二〇四四
六七五 廿三日垪和宗親花押書狀 二〇四五

六七六 卯月十五日垪和宗親花押書狀 二〇四六
六七七 九月十五日垪和宗親花押書狀 二〇四七
六七八 天正八年十一月五日清水宗治外二名花押書狀 二〇四八
六七九 十二月八日齋藤新介花押書狀 二〇四九
六八〇 二月晦日庭瀨鄉名衆中書狀 二〇五〇
六八一 十二月五日供野光盛花押書狀 二〇五一
六八二 四月八日清水宗治花押書狀 二〇五二
六八三 三月三日清水宗治宛隆景花押書狀 二〇五三
六八四 八月五日河內淵資外一名花押書狀 二〇五四
六八五 十二月廿三日河內淵資花押書狀 二〇五五
六八六 正月廿三日岡平內花押書狀 二〇五六
六八七 三月廿四日宇喜多忠家花押書狀 二〇五七
六八八 年月日不明孫四郎云々書狀 二〇五八
六八九 天福寺全景 二〇五九
六九〇 大機和尙惠雄筆蹟 二〇六〇
六九一 天福寺全景 二〇六一
六九二 天正二年六月三日輝元宛秀吉朱印狀 二〇六二
六九三 五月六日北政所宛秀吉消息 二〇六三
六九四 高臺院北政所風呂桶 二〇六四
六九五 豐太閤遺物（木下家藏） 二〇六五
六九六 豐太閤色紙（木下家藏） 二〇六六
六九七 朝鮮征伐軍令書 二〇六七
六九八 秀吉朱印狀 二〇六八

六九九 豐太閤辭世 二〇六九
七〇〇 一切經 小西攝津守寄進 二〇七〇
七〇一 坂田丹波守寄進 二〇七一
七〇二 清正奉納紺紙金泥法華經 二〇七二
七〇三 同上 拓本 二〇七三
七〇四 妙本寺鎭守堂 二〇七四
七〇五 天正五年石井原石佛 二〇七五
七〇六 天正九年傳福院石塔 二〇七六
七〇七 天正十二年二ッ山觀音院寶篋印石塔 二〇七七
七〇八 天正十九年二月十三日法華題目石 二〇七八
七〇九 慶長十二年足守八幡宮神鏡 二〇七九
七一〇 同上 拓本 二〇八〇
七一一 元和九年二月八日花房正成墓石 二〇八一
七一二 眞金町板倉の一里塚 二〇八二
七一三 吳妹村妹の一里塚 二〇八三
七一四 川邊宿脇本陣趾 二〇八四
七一五 川邊宿本陣趾 二〇八五
七一六 板倉宿本陣略繪圖 二〇八六
七一七 板倉宿略繪圖 二〇八七
七一八 備前備中兩國境界石 二〇八八
七一九 國境杭木繪圖 二〇八九
七二〇 戶川肥後守達安書狀 二〇九〇
七二一 正保地圖 二〇九一
七二二 岡田藩主伊東氏家紋 二〇九二
七二三 伊東丹波守長實書狀 二〇九三
七二四 君が岩（丹後守腰掛石） 二〇九四
七二五 谷本御陣屋趾（伊東家） 二〇九五
七二六 伊東家墓石 二〇九六
七二七 川邊村全景 二〇九七
七二八 中村の新郎見取圖 二〇九八
七二九 舊岡田藩邸 二〇九九
七三〇 岡田御屋敷見取圖 二一〇〇
七三一 舊御山屋敷 二一〇一
七三二 同 古圖 二一〇二
七三三 伊東家陣屋玄關 大池辨天祠 二一〇三
七三四 伊東家源福寺墓地 二一〇四
七三五 同 御靈屋並墓石 二一〇五
七三六 園村末政伊東家墓地 二一〇六
七三七 伊東家代々花押（七代） 二一〇七
七三八 千石定盛筆蹟及郎趾 二一〇八
七三九 千石氏墓地（報恩寺境內） 二一〇九
七四〇 千石氏墓石（本住寺境內） 二一一〇
七四一 舊岡田藩家中屋敷の一例 二一一一
七四二 同 平面圖 二一一二
七四三 戶川肥後 明石掃部往復書簡 二一一三
七四四 戶川土佐守遺言狀 二一一四
七四五 久世氏家紋 二一一五

七四六　松平家家紋　二三六一
七四七　板倉氏家紋　二三六三
七四八　庭瀬御陣屋圖　二三九三
七四九　庭瀬西城丸舊板倉家藩邸略圖　二三九四
七五〇　蒔田氏家紋　二四二一
七五一　木下氏家紋　二四四四
七五二　足守木下家舊邸趾　二四四六
七五三　同　上　二四四七
七五四　總の燈籠及鉄盾　二四四八
七五五　木下家別邸　二四四九
七五六　吟風閣　二四五〇
七五七　木下長嘯子肖像　二四五二
七五八　木下長嘯子筆蹟　二四六三
七五九　同　卷及短册　二四七九
七六〇　木下利房肖像　二四八〇
七六一　木下利房及同夫人墓石　二四八一
七六二　同　壽塔銘　二四八二
七六三　足守大光寺　二四八三
七六四　木下利房短册及色紙　二四八四
七六五　木下利當筆蹟　二四八五
七六六　木下谷定墓石　二四八九
七六七　木下利潔歌　二四九〇
七六八　木下利忠筆短册　二四九二
七六九　木下利彪筆書簡　二四九六
七七〇　木下利徽筆短册　二四九九
七七一　木下利德筆短册　二五〇〇
七七二　木下利愛夫妻筆短册　二五一一
七七三　木下利恭筆短册　二五一二
七七四　木下利玄筆短册　二五一三
七七五　文祿四年八月十七日知行方目錄　二五一四
七七六　足守町舊藩圖　二五一四

吉備郡史

永山卯三郎編

第二編 近古 一八一六——二二三三 保元元年より天正元年に至る

概說

保元より天正に至る四一八年概數にて四百年間は、前期五百年の文の時代に對して之を武の時代とす。普通に史家は此の間を區分して源平(卅年)鎌倉(百五十年)吉野(六十年)室町(七十五年)戰國(百餘年)の五期とするを常とす。私は此時代は式目政治、政所政治、武家政治、軍政武斷を以て一貫せる點より之を廣義の戰國時代と見る。勿論、源平・吉野・戰國の三時代は戰亂やむ時なき時代に屬すると同時に鎌倉・室町の二時代も亦、武裝の時代いはゞ休戰狀態とも見るべきか極めて武を以て緊張したる時なりしことは「スハ鎌倉」の言葉に依て之を證するに足る。

此の時代の中心人物は源賴朝にして、武家政治、武の時代の開祖は賴朝なり。但し其起源は武門武士の發生に在りて其武士が中央に勢力を占むるに至りしは保元平治の間に在りとす。左に武家政治の由來につきて略說すべし。

幕府すなはち武家政治は時代の必要に依て起りしものと云ふべき歟。抑も平安末期に於ける公家攝關政治の失態より延いて紊亂腐敗を極めたる社會國家の亂脈は、武家の武斷專制にあらざるよりは到底之が秩序の回復、國家社會の整頓は得て望み難かりし也。要するに武家武斷政治は公家文弱政治の反動として其の餘弊救濟、秩序回復の必要に迫られて

起りたる也。今、公家文弱時代を一瞥して武士の興起は時代必然の要求にして又當然の事なりしことを明かにせん。

延喜天暦の治は畏くも聖帝只管民事に大御心を勞させ給ひし御爲と千載の下感泣に堪へざる也。然るに政治上に責任ある藤原氏の大臣其の職責を盡さゞりしは千載の恨事にして、大和心の振はずば大日本國を如何にせんの歎更に深きもありと。

藤氏、政權を一門一家やがては一身に獨占し、極力他家を排斥し、專ら私を營みて公に背き一身一家の爲めに國家千年の大計を忘る其の愚昧憐むべく。赫々たる乃祖の大功偉勳を泥土に委したること惜みても猶餘あり。

奈良時代に橘氏、吉備氏を排し。廢太子早良親王に關して佐伯、大伴を斥け、承和の變に伴健岑、橘逸勢二人を陷れ。惟喬の皇子爭に紀名虎を擠し、應天門の變に再び伴、紀を排斥し、阿衡事件に橘廣相を陷擠す。道眞を讒して菅、伴、橘一跌又起たず。安和の變、橘繁延、藤千晴を斥け、更に皇族賜姓の高明。兼明の二太臣を排す。

此の間、先例を破して太政大臣、攝政、關白を私し、莊園を占有し、又廢立を行ふ。更に一門の爭、父子（兼家と道兼）兄弟（兼通と兼家）叔侄（道兼と伊周、道長と伊周）、政權の爭奪尤も甚しきものあり。

此の世をば我が世とぞ思ふ望月のかげたる事もなしと思へば（藤原道長）　大御代を我が世とぞ思ふ僭越極まる次第にして太平樂にも程ありといふべし。

制度の弛廢。兵制警察弛みて盜賊横行、政令行はれず。兵士の無能の一例を擧ぐれば日本逸史嵯峨天皇弘仁十二年二月十三日の奏に「駿遠二國に在りし新羅人七百人暴動を起し七ヶ國の兵を以て僅かに鎭壓し得たること。」日本後紀、仁明天皇條に「上總國の俘囚叛す符を六國に下して之を討せしむ」三代實錄、陽成天皇元慶七年二月九日奏上に「蝦夷人四十人上總にて暴動す、官兵一千人を以て之を鎭すること能はず、海に海賊、山に山賊、盜賊到處に蜂起し國司廢し莊園起る。今昔物語卷二十九に此種の記事滿載せらる。羅生門上層に死人盜人の事。待賢門、朱雀門樓上に女盜賊呻吟せしこと。上﨟女夜半男子に紛して强盜を働く等の記事見ゆ。

可憐無告なる細民に至ては。困乏の餘死屍を葬ること能はず。續日本後紀卷十二、仁明天皇承和九年十月十四日條に鴨河原を掃除し五千五百餘の髑髏を得たりと云ふ。佐比（サヒ）ノ河原（桂川原）に死屍を埋め小石を積み上げて塔婆とし死者の菩提を吊ふ。俗說、賽の河原とて佛說、地獄極樂に附會して說けども實は此の悲慘なる事實に基ける也。

地方に至ては更に甚しきものあり。三代實錄陽成天皇元慶七年正月廿六日の條に渤海入貢使節の一行道筋なる加賀越前近江山城諸國の不潔物すなはち死屍の掃除を命ぜらるゝあり。日本紀略醍醐天皇延喜十年七月十日の條に、祈雨の爲めに汚物即ち死屍の取片付を命ぜしこと見ゆ。以て人民塗炭の苦、餓孚路に滿ち死屍累々の光景目前に見るが如し。洵に酸鼻の極みならずや。

加ふるに國司の不法あり。地方官は其の赴任を以て一種の金儲け出稼かの如く思へり。そは重任。成功。賣官の餘弊として古今の通弊たり。彼等金品を出して得たる地方官職なれば此の職權を濫用し惡用して苛歛誅求專ら利を獲んとするは寧ろ當然のことにして社會の安寧秩序を維持し國利民福を增進するなどとは彼等地方官には思ひも初めぬ事なり。今昔物語卷廿九、日向守〇〇殺書生語、には轉任に方りて解由狀（引繼文書）を僞造せしめやがて其の僞造の恩人たる書記を誘殺して其の口を滅せしことを記す。

國司の誅求收歛に至ては史家之を併合以前の朝鮮に於ける地方官の誅求に似たりとし之を以て例解す。そは殺人盜賊等の犯罪事故發生する每に、產あるものと見込まれたる者は先づ嫌疑者として拘引せられ獄に投ぜられ、親戚故舊の金品を携へ身受に來るを待ち初めて無罪放免となる有樣なりき、朝鮮人は斯くて虎よりも兇惡にして怖るべき暴政の爲にひがみにひがみイヂケ來りし也。然るに我が平安朝末時の人民は之に對して機智ある一計一種の正當防衛を案出せしとも云ふべきか。其は國司地方官課稅の唯一の標目たる戶籍を僞りしこと是なり。彼等は此不法なる納稅を免れんが爲に、男子なくして女子のみの戶籍を僞造し、男子の出生を女子として屆出て、又は僧と爲りて課稅を逋れ其の土地財產の如きは寄進と稱し之を社寺又は權門勢家に移管して巧みに賦課を免れたる也、既記、蜂須賀侯爵家所藏の阿波國板野

郡田上郷延喜二年の戸籍。近江國石山寺所藏、周防國玖珂郡玖珂郷延喜八年の戸籍公文。また岡山縣吉備郡二萬村當時の備中國下道郡二萬郷延喜十一年の戸籍に「無レ有二一人一」と見えたるは此邊の消息を解するに屈竟の資料たり。

會々皇族にして姓を賜はりし源平二氏の人、中央に志を得ず國司として地方に赴任し、任滿つれども歸らず地方に土着して大名小名すなはち武士豪族となれり。

是等武士は、武力と財力とに於て獨立自主、優に地方を制し、彼等可憐の細民を救濟し進んで社會の安寧秩序を維持し國利民福の增進に當り、私立の軍隊、警察となりしこと尙ほ今日の在鄕軍人會、乃至自警團にも比すべきものとなり。我國特有なる軍事的自治制（武家政治）を確立し以て明治維新に及べり。

武力に於ける彼等は質實剛健を尙び武を練りて文弱に染まず。世の紊亂に乘じて部下と共に切取强盜を恣にす。是又武士の習にして「いみじき盜賊」「盜人の大將軍」なる語はむしろ當代武勇の稱讃辞となり、自他共に之を以て名譽の表象となせり。

經濟力に於ても彼等は廣大なる莊園を支配して其の富强天下に冠たり。其一例は源賴光攝政兼家二條ノ第の饗宴に方り鞍馬卅疋を贈り兼家之を賓客に分ちしこと。藤原利仁將軍は貧乏公家の求に應じて芋粥を作るとて相挈へて越前に歸り五石炊の釜六個を竝べて芋粥を炊きて公家を驚倒せしめし事。清原眞衡の義家を饗する數日、每日添物として馬五十疋海豹皮鷲羽信夫文字摺等を以てせしこと。特に基衡の平泉毛越寺建立の次第は吾妻鏡文治五年九月十七日の條に、本尊佛丈六の藥師如來を雲慶佛師に注文し功物を佛師に運ぶや三ケ年功を終るまで其運搬人夫、山道海道の間、片時も絕ゆることなかりしと云ふが如く。武士の財力に至ては實に無盡藏のものありし也。

此の武勇、財力兼ね有して鬼に金棒の武士は地方人民の依賴に應じて彼等唯一の救濟者となる。國司に依りて誅求されたる人民は國家の保護に浴する能はず。皆自衛の計として夫々金品を醵出し武士に依賴して自警夜警し武士の力に賴りて其生命財產を保障し得たる也。

更に武人は進んで權門勢家の爪牙となり中央の政爭に利用せらる。經基の忠平、滿仲の實賴、師尹。賴光の兼家に於けるが如し。

朝廷又武士を利用して地方の反亂を鎭す。天慶承平の亂、忠常の亂、前九年後三年役皆源平二氏に依りて平定せらる、保元平治に至りて源平二氏中央に角逐し源平迭興の時代を馳致せり。

平氏は平將軍貞盛の將門平定に起り。源氏は多田の滿仲は武士の始まり（只ノ饅頭ハ虫ノ始リ）滿仲に依りて其の基礎を確立したり。

平氏

桓武—葛原—高見—高望—國香—貞盛—維衡—正度—正衡—正盛—忠盛—清盛
　　—良文—忠賴—忠常
　　—維時（北條氏）—直方—維方—時方—時家—時政

源氏

清和—貞純—經基—滿仲—賴光（攝津）—賴國—賴綱—仲政—賴政—仲綱
　　—賴親（大和）—賴信（河內）—賴義—義家—義親—爲義—義朝—賴朝

源平二氏東西の分布を見るに、東國源一三六氏平一六一氏　西國源八八氏平七四氏

當初に於て平氏は東國に優勢にして源氏は西國に優勢を占む。是れ承平天慶の亂に於て、貞盛が東國に將門を平げ。經基が西國に純友を平げて、其勢力を扶植せしに因るなり。

源氏が西國より轉じて東國武士の棟梁となりしは其賴信・賴義・義家三代東國に於ける忠常・前九年・後三年の役に從事して每に其の優勝を制したるによる。

武士道の果實を結びしは此の間にして奈良朝以來實戰に從事せし東國武士の子孫は益々剛勇となり文弱に流れたる京人に東夷と侮れつゝも其の潛勢力を養成しやがて武家政治の基礎を築成せり。

○經基—滿仲—賴信—賴義＝義家
○貞盛—維時—直方—女

義家は源氏の代表的人物として前九・後三の兩役に安倍氏・清原氏を平定して大功を立て特に其の武士道的圓滿なる人格に依て部下の剛勇を打て一彈と

し東北邊土を薫化したるなり。義家の圓滿なる人格、「好男子惜むらくは兵法を知らず。」と嘲りし大江匡房に喜んで師事せしは大智大度量と謂ふべし。

(一)知(智)兵法を學ぶ。雅量あり、智略に富み、兵法を利用す。

(二)情(仁)連歌一首、貞任を逃れしめ、宗任を心服せしめ、無二の忠僕とす。

(三)意(勇)軍人の本領にして鳥海戰。衣川戰。金澤戰に於て遺憾なく發揮せらる。

夷人の智勇。曰ふ勿れ夷人無智と、蝦夷人由來勇敢、加ふるに中央文化の影響を受けて其の用ゆるところは皆我國の優秀なる言語、衣服、武器にして遂に驚くべき高度の文化を有せり。

(一)愛瀰詩鳥毗儺利毛毛那比苫比苫破易陪迺毛多牟伽毗毛勢儒。(蝦夷一人●百人●人ハ云ヘドモ手向ヒモセズ)神武天皇大和御打入の御詠にして「夷人一人の力以て邦人百人に敵す」と其の勇敢なりしを知るべし。

(二)夷人の射術に巧妙なりしは、遣唐使所從の蝦夷唐帝の前に頭上の瓢を射しこと唐書に見ゆ。

(三)禁闕の守備、貴紳の從者、鬚奴(毛人)を用ふ。蝦夷は夷人、毛人又東人の別名あり皆漆黒の長毛を生す。

(四)古今著聞集に貞任の衣川に於ける即詠「年ヲ經シ糸ノ亂レノ苦シサニ……衣ノタテハ綻ビニケリ」を記す。

(五)平家物語に、宗任囚はれて京に至るや、殿上人梅花一枝を出して何の花ぞと問ひしに宗任は言下に「我カ國ノ梅ノ花トハ見ツレドモ大宮人ハ如何ニ云フラン」と答へぬ。

然して蝦夷アイヌの末路を見よ優勝劣敗、適者生存、は是れ史上の事實、貴重なる教訓也。夷人、個人として別々に強し。憾むらくは一致團結の力を缺ぐ。無窮皇運扶翼大理想の下に結束するを知らず呼。實に國家に必要なるは偉傑の雄飛と同時に束せる一致結偉國民の奮闘を兼備することなりとす。

平氏が西國武士の棟梁となりしは、其の正盛・忠盛の二代、西國に於ける義親の平定、海賊追捕と、得長壽院の成功に因る。清盛に至りては大治四年從五位下左兵衛佐。正四位下安藝守(天安二年廿九歳)播磨守(保元元年卅九歳)正三位(永暦元年四十三歳)權大納言(永萬元年四十八歳)より從一位太政大臣(仁安二年五十歳)に陞り。一族公卿十六人殿上人三十餘人。諸國受領・衛府諸司六十餘人、所領天下に半ばし。大納言平時忠は人と語る毎に「平氏にあらざれば人にして人にあらず」と云ふが如き隆盛を致せり。

保元の亂(一八一六)は源平二氏を始めて中央の檜舞臺に立てゝ其の優劣を決し、功多き源氏削弱せられ功少き平氏却て盛となれり。抑も保元の亂因は頼長の日記なる台記に據れば。(一)藤氏兄弟(忠通頼長)の爭に起り。(二)景を皇室に及ぼし、(三)源平二氏を引入れしに起る。

平治の亂(一八一九)は源平消長の運を定め、源氏全く衰へ。平氏全盛を極むるに至れり。其亂因三、(一)義朝の清盛及信西に對する不平。(二)信頼の不平。(三)不平黨二人(義朝信頼)の計によりて義朝は一敗地に塗れたり。

平氏は公武二面を有し。身を武に立て其の志を得るや公家第二の藤原氏となりて、第一、機略。第二、外戚關係。第三、驕傲。第四、滅亡。僅々三十年(保元元―壽永四一八一六―四五)にして一門覆滅して所謂「驕者不久」の實例となれり。平氏は武家政治の端を啓き。頼朝の爲に純粹武家政治の基を開けり。平氏は一方藤氏の政治を模し同時に武家政治を行ふ、政治上の過渡期たり。平氏は一旦其の勢力を得るや漸く武士の本領を失ひ全く文臣惰弱の弊風に陷れり(王政…攝關―院政―幕政…復古)清盛は近衛(近衛より鷹司家を出し九條より一條二條を分立の先鞭を着けたり。)の二家を分ち他日五攝家の先鞭を着けたり。平家美術の優美なる發達は藤氏時代のそれよりも更に優美なり。嚴島神社の建築及納經等の現存せるに徵すべし。

源頼朝は武家政治の元祖にして私立警察・私立軍隊の總司令官なり。六十六國の總追捕使。總地頭。恰も自警團總長の格にして、やがて從二位權大納言、右近衛大將、征夷大將軍に拜せし也。北畠親房は正統記に「頼朝は更に一身の力にて平氏の亂を平げ二十餘年の御愼をやすめ奉りき。昔神武の御時に宇麻志麻見命の中州をしづめ。皇極の御宇に大織冠の蘇我の一門を亡して皇家を全くせしより後には類なき程の勳功にや。それすら京上りの時、大納言大將に任ぜられしをば固くいなみ申しけるを、おしてなされにけり」として頼朝を以て可美眞手命、藤原鎌足と並べて我が建國以來の三

功臣の一人とせり、至論と謂ふべし。

頼朝、平治亂後年十四、流されて伊豆に在ること廿年具さに艱苦を嘗めてその人物を玉成し、壽永三年二月義仲を平げ。壽永四年三月平氏を滅し。文治五年九月藤氏を討ち以て天下を統一しその餘威遠く南島に及ぶ。一八五二、建久三年七月十二日征夷大將軍に任ず、二五二七、慶應三年十月十五日德川慶喜將軍職拜辭大政奉還まで正に六七五年世に此間を武家時代と稱す。

頼朝の此の武家武斷政治の開始は當時文弱の極に達したる日本國の五體に強烈なる强壯劑を注射したるものにして公家文弱時代の末期に施せる社會的血清療法なりとす。頼朝を武士道の開祖と見るべき文獻は建武年間記に「四夷をしづめし鎌倉の右大將家の掟より只品ありし武士」とあるに徵すべし。

武士道とは大和民族の特有なる道德、我が日本の國民性、中古までは大和魂近古に武士道略して武道又士道と云ふ、明治十五年一月四日に畏くも明治天皇が陸海軍人に下し賜はりたる軍人精神五箇條は、即ち武士道を最も簡明に示し給ひ同時に武士道精神に永久の生命を附與し給へり。

武士道の諸德は鎌倉武士の平生心魂に徹して寸時も忘るゝことなかりしものにして頼朝の率先して躬行實踐せし所なり。

尊皇。頼朝は第一に皇室を尊むの念厚くそは元暦二年に弟範頼に與へたる書簡に「八島に御座大やけ並に二位殿云々。大方は帝王の御事。今に始めぬ事なれども、木曾は山の宮、鳥羽の四宮討奉せて、冥加つきて失にき。平家又三條高倉宮討奉て加樣にうせんとする事なり。」と申して天皇皇族の尊ぶべきを諭し。又、禁裡御所、仙洞御所の修造を願ひて之を献造し、特に大內裡の造營につきては全力を捧げしこと、建久元年伊勢神宮御造營の時に地頭等が年貢をり懈しものありければ、君の御定に背候はむものをば家人にて候もいかでか其罪を行はれず候や。頼朝身の上にて候とも不當候はむ時は御勘當を蒙るべきことにてこそ候へ」と請文を出し又東大寺の勸進上人重源が頼朝を敬稱して君と云字を使用せしに頼朝は之を咎めて「君の字は恐多い自今以後斷然之を止むべきこと」を嗜めたり。是等は頼朝の勤王心厚くして崇高にして偉大なる人格を偲ぶに足るもの也。これ未來永劫に渡りて我が皇室の磐石よりも猶鞏固に在はすことを一般國民に教へたるものにして實に皇國に對する一大忠臣と謂ふべし。宜なる哉。武家の跋扈を惡んで常に之を罵りし南朝の忠臣北畠親房も頼朝が一度腕を揮て天下の亂を治め萬民の肩も休まり上下皆安堵に復すと賞讃し。勤王心の最も厚かりし頼山陽も大に頼朝の尊皇を說き天下に功德あることを賞讃して已まざりし也。

次に、敬神崇佛、の念厚かりしことは元暦元年朝廷の政治の事に關して奏聞したる中に「我朝は神國なり往古の神領は勿論の事今度新に神領を增加し社寺の破壞顚倒したるものは總て功程に從て造營せん」と申請へり。

東鑑卷三、元暦元年二月廿五日甲申朝務事武衛注御所存、條々被遣泰經朝臣之許云々其詞云（中略）

一、諸社事　我朝者神國也、往古神領無相違、其外今度始又各可被新加歟、就中、去比鹿島大明神御上洛之由、風聞出來之後、賊徒追討、神戮不空者歟。兼又若有請社破壞顚倒事者、隨功程可被召付處、功作之後、可被御裁許候。

恒例神事守式目無懈怠可令勤行由殊可有尋御沙汰候。

一、佛寺間事　諸寺諸山御領、如舊恒例之勤不可退轉、如近年者、僧家皆好武勇、忘佛法之間、行德不聞、無用嫡候尤可被禁制候（下略）

其後又諸國の神社佛寺の荒廢ぜるものを調査し之を修造す、其の主なるものは神社に山城の石清水八幡宮、伊豆の三島神社、相模の鶴岡八幡、箱根神社。佛寺には大和の東大寺、是は俊乘坊重源上人の勸進に係り備前國之に當る。唐招提寺、近江の石山寺等也。中にも東大寺は永祿十年十月十日の夜、松永久秀の爲に火かれしも法華堂（俗云三月堂）轉禮門（俗云景清門）は當時に修造されたる天平建築と建久建築との合成。南大門は二王の傑作と共に建久六年の建造に係るものたり。

次に質素儉約、尙武、忠節、孝道、禮節の實踐と奬勵。今は全部之を省略す。要するに頼朝は自ら武士の模範、武士道たらんことを期すると同時に其家人をして進んで之が實踐躬行の人たらしめたる也、されば彼の陸海軍人に賜はれる

勅諭五箇條の精神は既に業に鎌倉武士が之を實行し體得したるものにして一朝國難に當るべき覺悟と準備は此の間に成れること亦蒙古來の大難に方りて頼朝以來養成したる武士道精神の遺憾なく發揚されたるは猶ほ明治廿七八年、卅七八年兩役に於て軍人精神の遺憾なく發揮されたるが如し。

武家時代少くとも鎌倉時代は此の頼朝中心の時代にして此時代の大立物は頼朝、泰時二人を以て代表せらる。されば神皇正統記にも「凡そ保元平治より以來の亂りかはしさに頼朝といふ人もなく泰時といふ者もなかりましかば日本國の人民いかゞなりなまし」と云へり。

【郡史の梗概】

平氏の驕奢僭越に方り新大納言藤原成親之を除かんことを謀りて有木別所に流され殺さる。妹尾兼康開墾水利の功あり清盛に親信せられしが義仲と戰ひて板倉に敗死す。壽永二年閏十月朔日の源平水島合戰は義仲の慘敗に依りて一時平氏の勢を恢復せしがやがて一谷に敗れて屋島に走る。壽永三年二月十八日梶原景時、土肥實平は播磨・美作・備前・備中・備後五國の守護となる。五月廿九日、實平、景時兵船を調へて會戰を期待す。十二月七日佐々木盛綱藤戸を騎渡して兒島を取り平行盛を走らす。翌四年二月十九日屋島陷り。三月廿四日壇浦戰ありて平氏滅亡す。

鎌倉の新佛教は源空の淨土宗、榮西の禪宗、日蓮の法華宗を根本とし淨土宗の分派なる親鸞の眞宗、智眞の時宗、禪宗の分派なる道元の曹洞宗、以上六宗より成れるが就中、吉備郡に於ては吉備津宮賀陽氏より榮西を出し、日蓮の弟子日像、野山妙本寺を創む。禪宗、法華二宗盛に郡の内外に行はる。特に井山寶福禪寺は東福寺との關係深く、寶曇禪師は萬壽寺を開きその弟子虎關禪師は元亨釋書の著者として顯はる。

吉野朝に於ける福山合戰、大覺僧止の題目石、安國利生塔の造營皆注意に値す。室町時代就中應仁の亂後、戰禍益甚しく毎に山名と赤松、細川と三好、大內と尼子、諸氏攻爭の影響を受けて殆ど寧日なきを致せり。

應仁の亂は從來の政治組織、社會組織、經濟組織を破して全然新しき組織となせる一大改造の斷行にして所謂下剋上の下が上を剋してデングリ返したる事件にして足利の下に細川、細川の下に三好、三好の下に松永。中國の例にては足利の下に赤松山名、赤松の下に浦上松田、浦上の下に宇喜多。吉備郡に於ては山名、細川、大內の上野、尼子の莊、毛利の三村、宇喜多の如く勢力相興替し。下の者が跋扈して上の者を押倒し最下級の者があらゆる古來の秩序を破壞したる也。

源平以後守護地頭の家も大抵戰國に潰れて應仁亂後の百年間は日本國全體の身代の入替と云ふべく其の以前の大多數の家は殆ど悉く潰れて現存の家はその以後の新興の家のみとなりぬ。

斯く改造精神濫漲し斷行されたる中にも注意すべき一事は、國民思想の中心、國民信仰の目標を日本紀の神代卷に置きし事是なり。。即ち北畠親房の神皇正統記、忌部正通の神代口訣、一條兼良の日本紀纂疏などの「大日本者神國也」といひ、日本書紀、神代の卷を日本國民道德の經典とするに至れり。高野聖と云ふもの出て來て諸國を勸化して高野山の維持を圖るに至れり。斯の如く平民實力の興起に依りて高野山も大神宮も神代卷も。日本の高野山、日本の大神宮、日本の神代。同時に日本の皇室と云ふが如き大日本を統一すべき精神的大目標を確立するに至り、所謂分裂の極、統一の氣運を釀成して信長、秀吉の如き巨人の出現となり一に皇室中心主義に依りて統一せられ新興的日本の國家社會を組織するに至りし也。

先是鎌倉幕府の初、實平、景時守護たりしが元弘中高橋英光守護となり松山城に居る。尊氏叛して山陽道を徇へ高師秀を守護とす。正平中山名時氏吉野に歸順するや秋庭重明之に應じて共に師秀を逐ひ守護代となりて松山に居る天授中義滿、細川頼之をして守護を兼ねしむ。應永中その弟滿之守護を襲ぎて上房郡井の山（又云飯山城、上有漢村川關に在り）に治す。二子基之、滿重相繼ぎ滿重の孫、勝久に至る。文明、明應の際、細川、秋庭二氏皆衰へ。莊元資猿懸城に據り三村宗親成羽に在りて各々統屬する所なし。永正六年上野頼久秋庭氏に代りて守護代となり松山に居る十一年將軍義植、細川政春を以て守護に補し鴨方に治す。既にして大內尼子二氏侵入して尼子氏西北諸郡に據る。天文二年莊爲資上野氏を滅し從て松山に居り、小田下道上房三郡を併有す。二十二年宗親の子三村家親、毛利元就に屬し、猿懸城主穗

田爲資を攻めて之を降し、川上小田二郡を取る。永祿三年家親毛利氏の援兵を得て爲資の子莊高資を殺して松山に據り勢漸く強大なり。九年美作に入り宇喜多直家の刺客に殺され。子元親嗣ぐ、元龜元年直家來り侵し鴨方を攻め、細川通政を殺し元親を松山に圍む。毛利氏兵を遣はして之を救ひ直家を擊ちて之を却く。天正二年織田信長西伐を圖り、元親を誘降す。明年毛利氏の兵松山を陷れ、元親を殺し、細川通董を降して備中一圓を併す。十年羽柴秀吉大擧して來り伐ち高松城を圍む既にして二氏和を講じ河邊川を以て境界とし後秀吉以東の地を以て宇喜多秀家に附し以て慶長五年の關ケ原役に及べり。

〔源平鎌倉時代〕

第四十一章　嘉應元年足守莊繪圖

皇紀一八二九、高倉天皇、嘉應元年製備中國足守莊繪圖。是は京都神護寺所藏に係り明治三十七年二月　日國寶に指定せられたり。

繪圖、原寸、縱五尺二寸三分五厘、橫二尺八寸二分五厘

裏面の文字に

足守庄繪圖、嘉應元年十二月日　庄官、田所（以下缺）
案主　散位　賀陽朝臣　下司　散位　藤原朝臣
國史　田所　橘朝臣花押　案主　散位　弓削花押
官人　散位　藤原朝臣
御使　左辨官史生　紀　花押

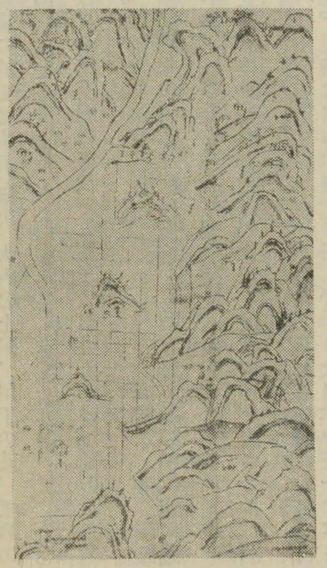

嘉應元年　足守莊繪圖　縱五尺二寸三分　橫二尺八寸二分　京都　神護寺所藏

繪圖の內容　四隅の牓示に就て、

辰巳牓示　○備前國堺石疊山
未申牓示　○生石御庄堺塔（ヤ）田一條六丁（ヤ）作人永宗坪（未申牓示）
戌亥牓示　○阿宗御堺大横山（戌亥牓）
丑刀牓示　○大井御庄堺藤木山（丑刀牓示）貼紙
　　○大井御庄堺畏（ヘ）坂（ヘ）山脇　牓示

圖面を三分して北部は山嶽部殘部を東西二部に分ち東部は山地にして西部は平地なり。大井川北より來りて南西方に流る。斯くて大井川の西北山地は山腹山麓に聚落を成し

田福寺、吉田山、柄川寺、の記載あり。

西部平地部には條里の區劃井然たるものあり、北より

八幡山　八幡宮（宮前に石鳥居あり）

半万池　（八幡山の東麓にあり）

福岡山　（今の冠山に當る）、更に無名の山（糠（スクモ）山）あり

延壽寺　（三町四方許の敷地を有し生石山の北方五町許なり）

東部の山地は北より

穗本山、清水寺、東福寺、吉福寺、王子堂、三井寺、水田山、次山あり。　（以上、恩賜京都博物館、所報）

說明。此繪圖に就いては西岡虎之助氏の「神護寺領莊園に於ける成立と統制」に詳細なる說明あれば先づ其全文を掲げて然る後に愚見を附記せんとす。

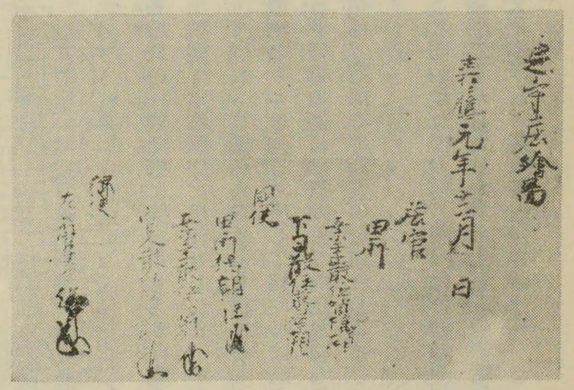

京都神護寺所藏（國寶）

備中國足守莊　足守莊は賀夜郡足守鄕（和名鈔八）の莊園化せしものなり。賀夜郡の大部分は山地なるが足守鄕は郡の南部に位し北より南流する大井川即ち足守川が山地を離れて始めて郡南の平地に移れる扇狀地域に成立せる鄕なり。即ち北背と左（東）右（西）とに山を繞らし南正面は平地に連りて展望廣く鄕の中心を小川の貫流せる地形なり。斯る地形の土地はその性質上早く人文の發展を見るを常とす。されば足守鄕には古く應神天皇二十二年九月庚寅、吉備行幸の際移りて葉田ノ葦守宮に居給ひしこと日本書紀に見ゆ。その際膳夫として奉仕せし吉備御友別の子孫に當る香屋氏の一族此鄕に據有せしことは寛平の初年賀夜郡人賀陽良藤ありて頗る貨殖に長じ錢を以て備前少目となり寛平八年秩罷て本鄕葦守に居住せしこと、その兄豐仲が大領。弟豐蔭が統領。豐恒は吉備津宮の禰宜。男忠貞は左兵衛志と爲りて孰れも富豪の人なりしに徵すべし（扶桑略記二二所引善家秘記）是に由りて足守鄕は中古に於ても土豪賀夜氏の本據地たりしを知る。而して鄕内には恐らく條里制に依れる幾つかの里ありし也。天平十一年備中國大稅負死亡人帳賀夜郡葦守鄕の條には三井里、猶見里の名稱見え、弓削部連。物部大海口出雲部、建部臣大山口建部臣、出雲部建部千先口建部、建部等の族人の居住せしことを知る。（正倉院文書正集三五）。

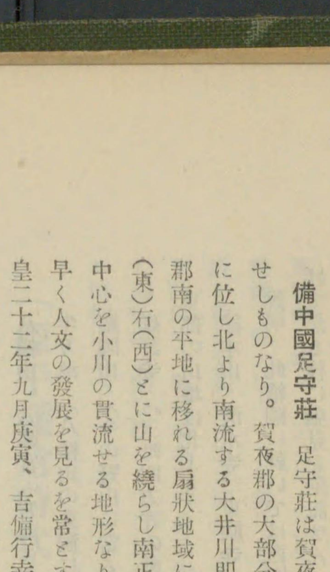

足守鄕、莊園化の年代は詳ならざれども。前記の如く土豪賀陽氏の本鄕なること明かなれば、鄕の莊園化に當り、賀陽氏と密接の關係ありしことは之を想像するに難からず。其の一徵證として、嘉應二年八月九日南隣の生石莊の田堵散位賀陽清仲の足守莊内に於ける所領「ほ本山」を寄進するに當りて差出せし請文を擧げん。其の寄進條件は。

(一)　作田の所當に於ては被寄進者にこれを辨進仕ること。

(二)　作畠二段の所當は、畠が國の沙汰（知行）につき國衙に確かに辨進仕ること。

以上の二なり。而してこの請文に於いて「於レ今者寄しんをいたして候」とも於レ今者不レ可二御命一背一候」とも云へるに徵すれば是より以前足守莊は他に寄進せられたるに關はらず莊内「ほ本山」の領主清仲だけは寄進の强要に背き居しに此の時に至りて始めて寄進を承諾せしことを知る（關戸守彥氏所藏文書）。然らば足守莊の寄進者及び被寄進者竝に寄進の時期如何と云ふに。寄進者は恐らく賀陽氏にして被寄進者は後白河院廳にあらざるか。寄進の年時は、清仲寄進の前年、嘉應元年なり。其の所以は同年十二月、莊の案主散位賀陽氏、下司散位藤原氏、國史の田所橘氏、案主散位弓削氏、官人散位藤原氏、院の御使の左辨官史生紀氏等、立會の上にて足守莊繪圖を作成し居るが故なり。而して圖の東北隅に當る部分の裏面に「足守庄繪圖、嘉應元年十二月日庄官田所」及び前記立會人の職掌姓氏等を順次横竝に記し。國史と御使とは各花押をも署せり。その莊の莊官と田所とに當人の署名を缺ぐは直接作圖に立會はざりし爲ならん。

さて繪圖に據ると足守莊は大井川すなはち足守川の東岸平地と北部、東部の山地とを以て構成せられ。東西十町南北二十町程度の廣袤なり。北は大井莊。南は生石莊に堺す。東西は確と明かならざれども、東は山地續きに備前國に。西は川を隔てゝ阿宗鄕（和名鈔八）に堺するものゝ如し。勝示は四隅に立てられ。戊亥勝示は阿宗鄕堺大横山の嶺に立ち丑刀勝示は大井莊堺長坂山に立ちて、谷を隔てゝ東向の藤木山に立つ大井莊勝示（辰巳勝示）に對し。辰巳勝示は備前國堺石疊山に立ち。未由勝示は生石莊堺の田中に立てり。其の立てる坪田は一條六里作人永宗の坪（塔田一條六丁＝塔田一條六丁か作人永宗坪）なりと記せるが。此の記事と前記、天平十一年大稅負死亡人帳の記事とを總合すればこの地に條里制の施行されたることを確知せられ。事實に於て莊内の平地は規律正しき碁盤目に劃せられたり。而しての碁盤目に劃せられたる部分は田坪なるが此の田坪即ち平地には三の小丘略々南北に竝立せり。中なるを福岡山（今の冠山）北なるを八滿山（今の宮山）といふ。八幡山と東部山地の間に半刀（万カ）池あり水田灌漑用のものならむ。人家は平

地の田中にもあるが、東部北部の山麓及福岡山、八満山の麓に多く、殊に西北の大井川右岸、吉田山麓に密聚せり。皆草葺の家屋なること察せらる。此の人家に對して壯觀を呈するものは宗教的建築物なり。彼の八満山嶺には八幡宮鎭座しその南腹には鳥居一基あり。（編者云。今、八幡神社の馬場先なる冠（カモリ）に康安元年十月二日の銘ある石鳥居存す）一莊の鎭守神と云ふべき格ならん。八幡宮より東方に當る山中に王子堂二宇ありて、その東奥のものには一基の鳥居あり（へ今、此邊に在る修福寺境内に曆應元年十一月廿二日の銘ある王子權現石の寶殿存す）。更に佛寺には西北なる大横山南腹に田福寺あり。その南方山中に柄川（？）寺あり。東北山中に清水寺、東福寺あり、吉福寺あり。東中程の山中に三井寺（附近を現に字三井谷と稱す、正倉院文書天平十一年の三井里は一帶の地を指すか、今冠山の南麓に三井山三仙寺又三泉寺と云あり昔禪宗井山末寺なりしを日蓮の宗徒故有て日蓮宗となると備中誌に見ゆ是れ三井寺の後身か）等あり。中にも整頓せるは莊の西南隅に近き田中九坪許を正方形に區劃してその内に立てる延壽寺にして樣式は正しく入母屋造なり。

斯くて莊中には神社二、佛寺七を數へ得るが而して宗教的建築物の多きはやがてこの地の人文發展の階段の高きことを示すものと云ひ得べし。道路は東部山麓を縫ふものと、西方大井川沿流のものとありて共に南北に駛走せり。又山としては既述の外に東南に水田山あり東北に穗本山あり。後者はかの清仲寄進請文に所謂「ほ本山」ならん。即ち清仲の所領は爰に在りて其の田地は西南麓に在るが故に莊の他の部分と共に寄進の内に加はり、畠地は東北山中に在るが故に莊外として國衙の支配を受けしにあらざるかを推測せらる。圖の穗本山嶺即ち東北部に當る箇所に朱線を以て劃せられたる一の意味は其の爲ならん（神護寺所藏足守庄圖）若し然りとして此の圖を眺むれば穗本山の清仲所領の一少部分を除くの外、足守莊は一圓地として後白河院廳に寄進せられ。院廳は立券の後その本家となりし也。

院の御領となりたる後。院廳は足守莊の預職を置きて莊務を監理せしものと思はる。而して恐らく預なりし所の散位安倍資良は莊の私得分を以て神護寺護摩堂に寄進せり。私得分とは預の職俸ならんか。その取得形態が年貢の内より割き充てられたるものか、又は莊内の特定の田地を預田若しくはその得分田として支給せられたるものなるか、未だ之を詳にせざれども他の例に徵すれば、或は後者即ち田地給與の形態なりしかとも思はる。資良はこの私得分寄進の後卒せしが。元曆元年法皇は資良寄進の旨を聞食され、文覺に對する院の特別の御恩として、足守莊よりその本家役として院廳に納付する御年貢を。前記故資良の私得分に添加して一圓文覺に寄進せられ、更に文覺は之を寺の藥師如來に寄進せり。斯くて神護寺は足守莊一圓の本家と爲ねり（神護寺文書一、元曆二正十九起請文）。然るに莊内に宗先生宗資の相傳の所領田畠ありて、莊が神護寺の一圓知行となるに及んで宗資は鎌倉の御家人天野遠景に就いて、神護寺に對し右所領田畠だけは別結解とせられたき旨を申入れ、尋で十月十八日（元曆二年）宗資は「年來相知」の上「內々緣」のある御家人梶原景時を通じて再び其ことを要求せり。景時の文覺房政所に宛てたる消息中に「備中國足守鄕を御知行之由承之候、其內に相傳の所領田畠を別結解に可二申請一候也、任二文書之理一可二沙汰給一候」とて宗資所帶の文書の道理に任せ所當年貢の勘定を神護寺のそれより切離して宗資の得分にせられんことを申入れたり。但し此の申入れは年貢の結解といふ經濟上の事項に限りその他に至りては擧げて神護寺の知行に委したるが如し。その事は同じく景時の消息の末に、宗資がその所領田畠乃至莊に對して「若僻事候はんには無二相違一可二沙汰進一候也」と云へるに徵して明か也（同上七）此の申入れは恐らく承認せられ、隨つて足守莊は神護寺の一圓知行なりしが、たゞ宗資の所領田畠の年貢だけは知行外に置かれたるなり。（原文口語體）

【附記】

編者案ずるに、嘉應元年の足守莊圖は距今七百六十五年前の古圖に屬するが故に其地名に於て今日と格段なる變化を現はし其大半は殆ど之を追跡し得ざるに至れり。左に之を略說せん。

四隅の牓示。

辰巳の牓示、備前國堺石疊山。現今の足守が備前國と堺を交ふるは稻荷の奥院なる龍王山以北にしてそれ以南に於て

は此事斷じて無き事なり。備中誌、下足守村の條に「往古は横尾邊迄足守郷にて天正年間毛利氏浮田と地を割し時横尾は備前に屬しぬ又龍王山の地なども元足守郷中也しが寛延の頃論有て和井元村の内と成よし延長元年の記に出せり足守の上下と分る事天正の頃にや未詳」とあり以て古代を推考すべし。又石疊山の名稱なし如何にや。

未申の牓示、生石御莊堺塔（塔カ）田一條六丁（丁カ）作人永宗坪。現に生石村大字下土田と足守町大字上土田と相接する邊大字下土田の耕地に庄境と稱する耕地あり。是御莊堺の遺稱ならん。塔田一條六丁作人永宗坪に至りては今地名に徴すべきものなし。

戌亥の牓示、阿宗御堺大横山、是亦地名の徴すべきものなし。

丑刀の牓示、大井御莊堺長坂山、大井御莊堺藤木山。畏坂山は不明なり。藤木山、是は藤木坊、藤本池の名に依て之を偲び得。即ち藤木坊阯は日近村と上足守との境上今妙見山の北やゝ下方に在り。寺阯の西南下方に藤木池あり。妙見附近一帯を矢高山と稱す。

藤木坊は深茂七坊の一にして元と藤木山に在りしが之を上足守字持念に移して地福院と稱す、後又轉じて植之町に出で神向寺と稱し足守氏神八幡宮の別當坊となれり。因に深茂七坊とは藤木山の藤木坊、字狼谷の三昌坊。奥野坊の慈眼院字大木の大木坊後に東漸寺となる上法寺坊是は杉谷に轉ず。向谷の法典坊。フモトの大歳坊以上七坊と云ふなり條里の遺制、別章に詳說すべし。

大井川又云大堰川、備中誌云。大堰川（中略）下流足守にて二筋と成今カヤの鼻より一流（東流）は今の川地を流れて車場の後より八幡の前に至り七鼻新田に落る。又一流（西流）はカヤの鼻より士屋敷より今の新町邊より廻り淵に落る足守の河原町は中河原と云地也其下も中村と云も其故也。

玄石云。條里制施行以前なれば或は所謂東流の其れが七鼻新田に流れしことありしやも知るべからずと雖も其の以後に於ては其事なかりしこと區劃井然たる條里の現存せるに徴すべし。但し所謂西流の其れはモト宮地山下を流れしが木下家の移封と共に現在の如く河道を改修して之をカヤの鼻より東流と合せて之を八幡前に紆廻せしめ廻の淵に流し舊河道を埋めて藩邸、士屋敷、町人屋敷を經營せしこと此圖に徴して明かなり。

平地に於ける三小丘。北より八滿山、福岡山と無名の山に就きては

(一)　八滿山。是は現に足守八幡神社鎭座の宮山と一致し本殿、華表あり。

備中誌云、栗田八幡大神宮。日本紀所載の御舊跡の故に大神宮たるべし。今足守村の内カバ山と云所に應神天皇御舟着岸せる古跡有り御友別、帝を御饗應の地は上足守村の内にて大神谷の名も起れり兄媛も此館に住み給ひしに依て婦ケ面と云名も起れり中彦命の時應神帝をば山方の地に社を建兄媛の廟を婦ケ面に造らしむ云々。で二代の間御館の舊地也應神宮の假宮の跡なれば大神谷と云實は大神宮の名も八幡の御宮阯より起れり。南面に立る鳥居異風也。銘云康安元年辛丑十月願主賀陽云々（下略）

葦守宮舊址。上足守村の内大神谷と云所也土人訛て大釜（カマ）谷と云栗田八幡大社宮鳥居の銘寫略之。

足守八幡宮神鏡銘圖略之。神鏡銘に

「八幡宮豊臣朝臣秀頼卿御再興慶長十二丁未八月吉日御奉行小出大和守」と刻せり。其後二十四年を經て木下利房君御再興棟札云。

「木下宮内少輔利房御代官進藤長左衛門政勝寛永七年八月日」とあり。其後寛文九年岡部三太夫勝成妻芋川氏依願望改御神體を造立し奉る往古の神體は亡滅す。或云、彌陀の小像を中に納め其上に御木像を造るとも云是非不詳。秀雄云。吉備津、並午頭天王、蔵宮寺の御像は誠に以て古作を其儘に安置せり。殊勝と云ふべし。然るに足守宮八幡宮は舊社なるを新地に移し古作の神像を新に造りかへ、太古より傳來の品を取捨るハいと歎きても餘り殊に元祿六年木下肥後守公定君、隨神門逸立有しは可なれども、寶永三年難波與左衛門が持山に社を移して今の宮所とは成たり。

依之應神天皇の御舊趾とは分々に成ぬ。神慮いかにおはし給ふらん今は御舊址、宮地、神樂畠、堂の前、馬場先畑、鳥居畑など田地の字とは成りぬ。

玄石。八幡宮の舊趾を踏査せしに。一國山の東南方に宮地。。と稱する所あり是舊趾にして古鳥居は正に其の正南に位す（冠山の北東方に當る）冠山の南西方に上下男鳥井の名存す。

備中誌、濳燭山修福寺の條下に。「此寺の側に八幡宮有て別當せしにや其の舊地とて、古宮畠（三井谷に有）神樂田（三井谷道の上畠の名今矢倉田と云）堂の前、馬場尻、カドマロウ（今一國山の地西の畠の名）神主屋敷（今民屋有所也カンなどの名殘りで右別當成りし古例を用ひしにや近來迄も守福寺神事場へ出來れり。下略」

由是觀之、土地の口碑によるも、備中誌の記事によるも。足守八幡宮の舊趾は一國山の東南方の宮地、即ち、修福寺の側の古宮畠なりしを寶永三年難波與左衛門が所有の山林、即ち今の社地に移轉せしと云ことに一致せり。而も七六五年前に於ては今の社地こそ實に八幡山、八幡宮にして社殿、華表、儼として存せしこと嘉應元年の足守莊圖に徴し て明かなり。予は更に一歩を進めて此の八幡山八幡宮の位置が足守川河口の扇狀地の形勝を占めて、古代の良津地と して究竟の地なるを思ふ時。恐らくは應神天皇の行幸し給ひし葉田葦守ノ宮趾は此八幡宮の宮山を中心とする一帶の地なることを推定し得ると同時に此宮趾にやがて應神天皇を祭神とする足守八幡宮を建立し奉りしことは當然すぎる程當然のことにして何等疑義を挾むべき餘地なきものなりとす、斯の如にして此の嘉應元年の足守莊繪圖の儼存は舊來の口碑傳說動もすれば事の眞相を誤らんとせし迷霧を排して葉田足守の宮趾と足守八幡宮との關係を闡明して遺憾なきものと謂ふべし。

因みに八滿山と東部山地との間の半刀池は當時の沼澤の遺物にや。福岡山は今の冠山にして其の南の無名の小丘は今の糠山（スクモ）なり。

王子堂、八幡宮の東方山中に在り。備中誌に「王子權現叢祠、守福寺の山上に在、高七尺許の石造の祠昔より在、其側の柱に彫せし銘に曰。　曆應元年戊寅十二月廿二日　と有、又權現御神體の箱の損せし側に墨にて書し文に云

慶長元年八月吉日　則正和元年也　奉造立王子權現正定卿　と書。附たり王子權現は紀伊熊野三所權現を勸請せしにて正定卿と有は本願主、正和元年此地に御遷座にや。　本社一間ニ一間半　拜殿、石鳥居、社僧法戒山守福寺。

王子權現石寶殿の石柱文字寫略之。

奉建立王子權現　天長地久　三ヶ村氏子諸人快樂如意滿足

貞享二乙丑曆十月吉日　本願備中加陽郡下足守村寺坂守福寺永賢　大工備前赤坂郡岡村八左衛門

佛寺。田福寺　柄川寺　清水寺　東福寺　吉福寺　共に不詳　但し皆平安時代の山嶽伽藍なること疑を容るべきにあらず。三井寺。東方中程の山中に在り。備中誌に「三井山三仙寺又三泉寺と云。本寺本隆寺京都本能寺末寺なり。昔禪宗、井山末寺なりしを日蓮の宗徒故有て日蓮宗となる永祿四年泉藏院日詮の頃田上寺日蓮宗を禪と成し改派せしかば其本尊を求て三仙寺に安置し境內高四斗六升五合山林一反一畝十六步」とあるもの即ち此の後身にや。

延壽寺。是は足守莊圖の西南隅に近き田園中三町四方即ち九坪許を區劃して其內に建てられ樣式は正しく入母屋造なり。今其趾の徴すべきなし。但生石山の北方約三丁の邊に昔寺院ありしことは古老の口碑に存すれども寺名明かならず又三町四方もある寺趾とも思はれず。土地臺帳に字寺屋敷と稱する面積三段六畝許の耕地あり。是れ延壽寺趾か。その荒廢年時を詳かにせざれども、其圖に於ける位置、廣袤建物等より察するに蓋し奈良時代に起れる平地伽藍の一ならむ。（八四〇——八四四。延壽寺の條參照）

要之。一莊の中に神社二、山寺六、平地寺一を數ふる足守莊は其太古に於て夙に葉田（ハタ）の名の如く秦人の土着開發に次ぎて畏くも應神天皇の行幸を仰ぎ人文の發達著しかりしを知るなり。

第四十二章　鹿谷會合と新大納言成親の配流

平氏の横暴と共に四方に不平起りその中心は後白河法皇にましまし、院政によつて抑へ給ひし藤氏の權が再び平氏に依て復興さるゝことは法皇の忍ばせらるべきにあらねば、皇紀一八三七、治承元年法皇の寵臣權大納言藤原成親、其子成經は當時法皇の昵近第一と謂はれたる前右衞門尉藤原師光入道西光、平康頼、僧俊寛等と俊寛の別莊なる東山の鹿谷に會して平氏を倒す密謀を廻らせり、固より法皇の旨を受けたることとて南都北嶺の僧兵の入京相次いで京の動搖甚だしく清盛の福原の別邸にある不在に乘じて事を擧げんとせしが、與黨の一人源行綱中變して之を清盛に告げし爲めに。清盛は急に入洛して、六月朔日西光を斬り、二日成親を備前に流し尋いで成經、康頼、俊寛を鬼界島に流す、清盛は法皇をも幽し奉らんとせしが重盛は忠ならんと欲せば孝ならず、孝ならんと欲せば忠ならず重盛の進退谷まる生きて此憂を見んよりは死するに如かずと身を捨てゝ切諫し、更に其の夜は二萬の大兵を小松の私邸に集めて清盛にして此の非を悛めずば斷然天誅を加ぶべき氣勢を示して之を諫止し忠孝兩ながら全うせしことは有名なる談柄なり。

斯くて成親は備前の兒島、田之浦。一說田井浦とあれど田之浦を正しとす　に至り更に移されて有木の別所に居る。

清盛、成親を惡むこと甚だしく、七月九日命じて之を殺さしむと云ふ。成親殺害の日につきては諸書一ならず。百錬抄、七月七日又七月九日とし平語一本、七月十日。公家補任、七月十三日。長門本、七月十九日。平家諸本、八月十九日。伊藤本、八月十七日。八坂本、八月廿二日とす孰れが是なるを知らず。後百廿九年。嘉元三年五月廿五日「勸進上人是性」十三重多層石塔婆を有木別所高麗寺の南方上方に建てしが明治の晩年之を岡山市下田町杉山岩三郎氏庭園内に移し建てのち更に相州大磯町天王山安田善次郎氏別莊地内に移され以て今日に及べり、非命の最後を遂げし成親卿の石塔婆、有爲轉變亦悲しからずや。（岡山縣金石史）

○安永五年丙申四月廿九日宿宮内藤井氏、同賴千秋菅禮卿登有木山謁納言藤公墓。

南竇遺蹤誰復求、閑雲黯淡夕陽愁、斷碑僧拂苔三尺、荒寺烏啼松一邱、勿道兒溪徒歿死、那知猊谷匪嘉謀、寃魂不盡當年恨、幽咽暗泉傍石流

兒溪乃納言所遭殺處、即在山中、猊谷在京師東山、蓋納言謀討平氏處載在平語故云。

△寂室以後以詩弔納言者幾人（編者云、寂室和尚弔詩、鎌倉時代の金石文第七に出す）

○鹿谷倒甑之戲何愧博浪椎之憤此等言語亦可以勵士氣、（小野文三氏所藏、西山拙齋遺稿）

參考、源平盛衰記に。

成親卿流罪事

（上略）日數も積りにければ。備前國兒島の內下津井と云所をは通庄と云。是に著て田井浦にまし〳〵て。夫よりして民の家のあやしけなる柴の編戸の內へそ入給ふ。三方は土にてかへを塗廻て。口一をあけたれは。羽生の小屋共云つへし。大納言は殊更家居を結構し。山庄をすこく面白くこそ好まれしに。身はならはしの物と云なから。係る所にも住は住るゝやと。身の置所なくそ思はれける。大納言は只寢ても覺ても。故郷のみ戀しくて。朝夕は故郷に歸らん事をのみ祈給ひける。責ての心苦しさには。濱邊に出て遊び給ひけるか。奥の方を見給へは。海士のいさり火いくらともなく見えけれは。大納言

大海にうつらは影の消ゆへきに底さへもゆる海士のいさり火　とうち詠て。さめ〳〵と泣給。云々。

●玉海。治承元年六月二日條云。或云。成親於ㇾ路可ㇾ失之由云々。又左大將重盛平ニ申請云々。十一日條云。大夫史隆職來。俊寛僧都停任云々。余問云。成親卿無ニ停任一如何。申云。是禪門依ニ私意趣一遂ニ其心。仍自ニ公家一。不ㇾ被ニ停任一。於ニ自余之輩一者。自ㇾ上有ニ御沙汰一。云々。或人云。成親在ニ備前國一于ㇾ今存命。內府密々遣ニ衣裝之類一。云々。十八日條云。隆職復送云。解官之人四人。今日被ニ宣下一。權大納言成親。左少將尾張守盛頼。右少將丹波守成經。越後守親賢。云々。

丹波少將召下

（上略）成親卿は備前の兒島におはしけるを。佐野本如白本鎌倉本云。預り是は猶舟著近て惡かりなんとて。地へ渡奉り。備前備中の境。伊藤本八坂本云ミハセの郷。吉備の中山。有木の別所と云山寺伊藤本八坂本如白本佐野本山寺作ㇾ所。に置奉る。（下略）

大納言出家事

六月廿三日に唯長門本有。餘本無。大納言は。少しくつろく事もやと覺しける程に。長門本云。いとゝ重く聞えければ。姿を替すして云々。下同。餘本云。成經以下鬼界島へ流されぬと聞て。出家の志云々。下同。少將も福原へ召下すなと聞えければ。いとゝ重のみ成ゆけは。姿を替へすして。つれなく月日を過さんも憚あり。何事を待にか猶も世にあらんと思ふやらんと。人の云思はんも耻しければとて。出家の志有よし。小松殿へ申されたりければ。印本鎌倉本如白本佐野本云。法皇へ窺ひて御免あり云々。此下調御房戒師唯長門有。終には其れこそ本意なれは。左有へきにこそと免されて。備中國安養寺に。調御房御長門本作レ語。と云僧を請して。備中國朝原寺にて出家受戒し給けり。備中國朝原寺長門本不レ載。此下至二段尾一。平家諸本無。按本書第十卷丹波少將上洛段。平家諸本載二成親出家日時一。可二並見一。御布施には。六帖抄と云歌雙紙をそ渡されける。彼抄と申は。村上帝第八御子。具平親王家の御集なり。按具平第三卷成親謀反段。爲二村上帝第七子一。與レ此不レ同。未レ詳二孰是一。此親王をは六條宮とも申。後中書王共申。中務親王共申けり。内に道念おはして。外に仁義をたゝして管絃の妙曲を極。詩歌賦の才藝に長し給へり。歌道殊に巧におはしけるか。後の世の御形見とて。集させ給たりける草子也。此大納言も。彼抄をは類なくおほされければ。配流の時身に附る物はなけれ共。此抄計をは是迄も隨身せられたりけり。旅の空布施になるへき物なかりければ。泣々出されけるにこそ最哀也。

大納言入道薨去事

大納言入道殿は。少將も硫黄島へ流され。北方も君達も。此彼に逃隱て。安堵せすなと聞給ては。いとゝ心憂思召て。日に隨て弱り給けり。七月十日比よりは。起臥も輙からす。かく痛苦給へとも。跡枕に侍て。湯水を進する者もなし。何事に附ても只古郷の人々のみ戀く。今一度相見る事のなくて。露の命の消なん事をそ歎給。適見ゆる物とては。あらけなき武士也。此下長門本異。餘本全段。大納言入道をは。急失へしと。六波羅より。難波か許へ下知せられたりければ。直に足手を斬。首を刎奉る事。流石かはゆくや思けん。知せすめ先奉らんとて。深き磯の底に霍(ヒシ)を植て。突落してそ殺ける。只一度に首を刎たらは。尋常の習にて有へきに。心憂も計ひたりけりと。情なくこそ云けれ。其より取擧て。備前備中の境なる。有木の別所と云所に送捨。形の如く穴を堀。石を疊て納奉る。難波か後見に。智明と云法師あり。加様のかまへ。此法師そ奉行したりける。其故にや女子三人持たりけるか。俄に物狂しき心地出來て。一人は深き筒井に落入て死す。二人は竹の林に走入て。竹の利材に貫かりて失にけり。大納言入道の死靈の故にやと。人皆舌を振て怖合けり。智明恐をなし。社を造て怨靈を祝ひ奉る。智明か若宮とて今にあり。按智明事長門本載二於下段一。而異可二並考一。

●平家諸本並云。唯長門本不レ與。治承元年伊藤本八坂本云。八月十六日改元非也。八月十九日。一本伊藤本如白本作二十七日一。八坂本作二二十二日一。成親をは備前備中の境。庭瀨の郷吉備の中山有木の別所にて。終に失奉る。其最期の有樣やう〳〵にそ聞へける。始は酒に毒を入て進らせけれ共。叶はさりければ。二丈許有ける岸の下に。伊藤本八坂本云。堀をほり云々。菱を植て。菱一本作レ刃。突落し奉れは。菱に貫(ツラヌカツ)て失給。云々。

●長門本云。成親をは。重盛には隱め。淸盛の許より疾々失奉るへき由經遠承ければ。或時經遠許より。大納言の介錯に附たりける智明と申法師。大納言入道殿に申けるは。是は海中の島にて候間。何事に附ても住うく候。此北に經遠所領近く候所に。吉備中山細谷川なと申て。名ある所に。有木別所とて板居(イタヰケ)したる山寺の候こそ。水木たゝいて能所にて候へ。それに渡らせ給へかし。渡しまいらせんと申けれは。大納言けにもと覺して。兎も角も計にこそ隨はめと宣けれは。彼山寺に難波太郎としさたか造置たる僧坊を借て。渡し居奉てけり。始は兎角勞り奉る由にて。同七月十九日坊の後に穴を深く掘せて。穴の底に霍を植て。上にかりはしを渡して。其上に土をはねかけて。年來蹈つけたる樣に調て置たりけるを。大納言入道知給はて。彼へおはすとて。其上を歩み給とて落入給けるを。用意したる事なれは。軈て上に土をはねかけて埋てけり。此事隱しけれとも。世間に披露しけり。云々。

●按成親薨。百練抄在二治承元年七月七日一。公卿補任爲二七月十三日一。未レ知二孰是一。

第四十三章　妹尾兼康、開墾水利の功、板倉合戰

瀬尾兼康は備中の人なり、太郎と稱し瀬尾ノ莊を食む。壽永中平維盛に從ひて源義仲を擊ちて安宅渡に戰ひ倉光成澄の爲めに擒へられ將に斬られんとす。義仲其の狀貌を奇として之を釋し成澄の弟成氏の家に屬して之を拘せしむ。兼康心を屈して成氏に事へ甚だ歡心を得。因て說きて曰く、瀬尾莊は水草に善し君當に乞て之を得べし、我爲めに之を囑導せんと、成氏義仲に請ひて俱に與に往く。兼康の子宗康聞いて來り迎へ播磨の國府に遇ふ。行きて備前三石驛に抵るや親朋酒を載せて來り終夜劇飮す。成氏醉て臥す、兼康成氏を刺して之を殺し又源行家置く所の吏を備前國府に襲殺す。是に於て兵士を招募して二千餘人を得、寨を佐々迫に設けて之を守る。會ま義仲兵を帥て備前に赴く。途に聞て大に怒り今井兼平をして之を擊たしむ。兼康敗走し備中板倉河を保つ。追兵至る。又敗る。成澄と交々搏て水に墜つ。水中に成澄の刀を引て之を殺し其の騎を奪ひて走る。宗康體肥大なり。足腫れて從ひ行くこと能はず。兼康既に行くこと里許棄て去るに忍びず。復た前所に還り相見て淚を揮ふ、既にして追兵掩ひ至る。兼康其の脫るべからざるを慮り手づから宗康を殺し力鬪して數人を斬り遂に爲に殺さる。（大日本史）

大日本史卷之一百五十四、列傳第八十一、瀬尾兼康。

瀬尾兼康備中人、稱二太郎一、食二瀬尾莊一（○瀬尾一作二妹尾一）壽永中從二平維盛一、擊二源義仲一、戰二于安宅渡一爲二倉光成澄所一レ擒、將レ斬、義仲奇二其狀貌一釋レ之、屬二成澄弟成氏一拘レ之、兼康屈レ心事二成氏一、甚得二歡心一、因說曰、瀬尾莊善二水草一、君當二乞而得一レ之、我爲二嚮導一、成氏請二義仲一、與俱往、兼康子宗康聞而來迎、遇二于播磨國府一、行抵二備前三石驛一、親朋載レ酒來、終夜劇飮、成氏醉臥、兼康與二宗康一刺殺レ之、又襲二殺源行家所レ置吏于備前國府一、於是招二募兵士一得二二千餘人一、設二寨于佐佐迫一、守レ之、會義仲帥レ兵赴二備前一、塗聞レ之大怒、令下今井兼平以二兵三千一、擊上レ之、兼康敗走、保二備中板倉河一、追兵至又敗、與二成澄一交搏墜レ水、水中引二成澄刀一、殺レ之、奪二其騎而一走、宗康體膚充肥、足腫不レ能二從行一、困二踣道上一、兼康既行里許、不レ忍二棄去一、復還二前處一、相見揮レ淚、既而追兵驟至、慮二其不一レ可レ脫、手二及宗康一、力鬪斬二數人一、遂爲レ所レ殺（平家物語○源平盛衰記曰、初兼康見レ擒、屈レ心事二義仲一、會義仲兵戰二備中水島一大敗、國人皆降二兼康一、兼康悉以二其土人一、命爲二嚮導一、及レ到二播磨一、詐請二義仲一曰、請先往二備中一、使二本州人具二葛櫃一也、又誘二成澄一曰、我前所レ食瀬尾莊、土壤膏腴、盡二試以レ功請レ之、成澄請二義仲一而得レ之、乃與二兼康一俱赴二瀬尾一、比レ抵備前和氣渡一、憩二于路傍佛寺一、兼康謂曰、瀬尾距レ此不レ遠、但邑人未知二新司之臨一、恐二供給有レ闕、請先往告二諭父老一也、乃馳至二草壁邑一、與二親舊一、合レ謀、夜率レ衆襲二佛寺一、殺二成澄一、因招二集土兵一、得二三百人一、扼二佐佐迫之險一、備レ之、義仲聞二成澄見レ殺、大怒來攻、兼康兵敗、退保二板倉一、復敗、乃與二子兼道一出走、兼追體肥、不レ能二徒步一俱入二林中一藪二大木一、射二追兵一矢竭、各割レ腹而死、今從二本書一。）

兼康事蹟要約

一、世々備中國賀夜郡板倉鄉の豪族なり。（備中誌）

二、妹尾ノ莊を開墾して氏を瀬尾と稱す（口碑）兼康に至りて益々強盛なり。

三、十二ヶ鄉用水路を修理して富強を極む。但、弘仁式に備中國條造堰溝料一萬七千束と見ゆれば、備中國湛井堰溝の由來久しきを知るべし。用水方留帳に「湛井用水、壽永元年より同二年此溝渠成ると云、時の領主妹尾太郎兼康下知として、其臣福井二郎左衛門尉奉行して造之云云」と蓋し用水路の修理浚渫を意味する也。（弘仁式、延喜式、備中誌）

四、板倉の山城を築き平城と並べて要害とす。平清盛に信賴せられて三國の管領に任ぜられ、兼ねて新大納言成親を監視す。

五、木曾義仲の追討軍に將として北越に向ひしが篠原に敗れて囚となる侍大將五人の一也（壽永二年五月十一日礪竝山戰又云、六朔篠原戰ノ條參照）

六、計を設けて遁れ歸り途に倉光成氏を誘殺して再擧を圖りしが時利あらず、義仲に追擊せられ笹ヶ迫、板倉に防ぎ利あらずして戰死す。年五十八。

七、其の首鼠兩端を持せしが如きも實は平家の爲めにす。その舊恩に報ゆるの苦衷察するに餘りあり。

八、從臣、陶山道勝その平城阯に寺を建てゝ屍を歛めてその追福を修む。道勝寺是なり、墓石竝法篋印石塔今鯉山小學校境内に存す。又山城阯に千日供養を行ふ現に千日の地名を存すと云ふ。（口碑）

九、妹尾郷人廟を建てゝ之を祀る今妹尾町盛隆寺境内に在りと。

一〇、十二郷人亦湛井井神社（水分神）に配祀して永く其の功德を感謝す。現に用水組合に於て歳時祭祀を行ふ。

要に瀨尾太郎兼康、多年荒廢したる十二ヶ郷用水路を修理し新に田を瀨尾に開發し萬頃の沃田を得。此に據有して其富强地方に冠たり。平氏の親信する所となりその知遇に感激して一意復興を圖りしが事志と合はず。成らずして義に殉ず。其の墾田水利の功に至ては永く後昆を益せり。

【參考源平盛衰記】

兼康板藏城戰附依二行家謀反一木曾上洛事　舊爲二一段一。今改爲二一段一。唯長門本。間相同。餘本別出二于段尾一。

去程に倉光三郎の下人。夜討に討漏されたりけるか。船坂山に走歸て。木曾に角と告けれは。木曾驚騷て。夜討の勢は何程か有つると問。闇さは闇し。夜目にて一定の數は知す。二三十人長門本。作二四五十騎一。にもやと見え侍き。妹尾か所爲と覺ゆる事は。我身は先立て。馬の草藁用意して。使を進らせん程は。暫此に相待給へとて。古御堂におろし置奉り。夜に入迄使もなし。待とも待とも人も見えす。結局はかく成給ぬ。以下。長門本無。此定ならは一定。君をも伺進らせんと覺候。其上妹尾は國の人なり。勢も附增ゆゝしき大事也。急兼康を討せ給へくや候らんと申。兼康か所爲勿論也。以上。長門本無。去は急とて。木曾二百餘騎にて今宿を立。夜を日に繼て馳下給ける程に。其曉長門本。作二晩方一。三石に著。明日藤野寺に著。倉光爰にして討れにけりと哀に思。爰をも打過。和氣渡を打渡し。可眞郷へ打入て。福輪寺阡を見れは。堀を掘切て逆母木引。輙爰を通かたし。長門本云。加波郷へ行て。總官山しるへして云々。如何して閑道を知んとて。其邊を打廻て。里人を尋けるに。可眞郷の住人に總官賴隆と云者を尋出して云けるは。妹尾太郎兼康を西國尋承の爲。死罪を宥て。古里に返遣はす處に。還て義仲に腹黑を存し。彼を攻んとするに。きと道を得す。通り道ありなんやと宣へは。候なんとて卽賴隆山しるへして。先陣に進み。北路に懸り。鳥岳鳥。長門本作レ烏。と云所を廻て佐々の井より鬨を咄と造懸て。佐々カ迫を攻たりけり。妹尾は兼て木曾は今宿に三日の逗留なれは。長門本云。いまた城郭をも構ぬ處に。木曾鬨を造懸て云々。縱此事漏聞えて寄るとも。福輪寺の畔きと寄かたし。されは只今の事にてはよもあらしと打延て思けるに。鬨を造懸て寄たれは。驅武者共は一矢射るに及はす。皆散々に落行けり。長門本云。さはあれとも暫こらへて支たり。恥をも知名をも惜むほとの者は一人も殘らす皆討れにけり。多は深田云々。自ら先立者は助りけれとも。返合する者の助かるはなし。深田に追入追入。切殺し射殺す。以下。長門本無。佐々カ迫を攻落して。唐皮宿板藏城に押寄て鬨を造る。妹尾思儲たる事なれは。矢たはれ解て散々に射る。木曾は妹尾逃すな。兼康あますな。攻よ〳〵と下知しけれは。郎等共入替入替射合たり。以下。長門本無。妹尾矢種盡けれは。主從三人長門本。有二千木字一。山に籠る。其より相構て屋島へ參らんと赴ける程に。子息小太郎兼通は。長門本云。父には似すして云々。肥太りたる男にて。歩に今期せさりけれは。足を痛て山中に留る。兼康は思切。小太郎を捨て落行けれ共。恩愛の道の悲しさは。行とも〳〵歩まれす。以下。長門本無。小太郎又父の兼康を呼けれは。兼康歸て如何と問。させる要事は侍らす。爰を最後と存すれは。今一度見奉らんとてと答。涙を流しけれは。兼康も袖を絞りけり。一年新大納言成親。丹波少將成經に情なくあたり奉たりし。親子の中の悲しさは今こそ思知れけれ。敵近く攻寄けれは。兼康又思切。深く山へ落入けるか。眼に霧降て進まれす。以上。長戸本無。郎等宗俊を呼て。兼康は數千人の敵に向て戰にも。四方晴て見ゆれ共。小太郎を捨て落行は。涙に暮て道見えす。長門本云。何くへ行たりとも。死は一所にてこそ死にたけれ云々。兼ては相構て屋島に參て。今一度君をも見奉り。木曾に仕し事をも申はやと思つれ共。長門本云。妹尾こそ最後に。餘に周章て子を捨て。落たりと云れんも心憂し。云々。今は恩愛の中の悲しけれは。小太郎と一所にて討死せんと思は。如何有へきと云。以下。長門本註二于下一。宗俊尤さこそ侍へけれ。弓矢の家に生ぬれは。人ことになき跡迄も名を惜む習也。明日は人の申さん樣は。兼康殿こそ何まて命をいきんとて。山中に子を捨。落行ぬれと云れん事も。口惜き御事なるへし。主を見奉らんと覺すも。子の末の代を思召故也。小太郎殿亡給なんには。何事も何かはし給へき。只返合て三人同心に一軍して死出の山をも離れす。御伴仕らんと云けれは。兼康然るへしとて道より歸。足病居たる小太郎か許に行。長門本云。宗俊もさこそ存候へ。小太郎か足痛て臥たる所に馳著て。汝と一所に死なんと思て歸た前には柴垣を搔。長門本云。矢間後には大木を木楯にして敵を待處に。るなりと云けれは。小太郎起上り手を合て涙を流しけり云々。あけて云々。人を入て搜せよ者共と云けれは。兼康爰に有と云まゝに。指詰々々射る。十三騎をは射落し。馬九匹云々。兼康爰に木曾左馬頭三百餘騎にて跡見に附て尋けるに。長門本云。兼康此山に籠たるは何くに有やらんとて。人を入て搜せよ者共と云けれは。兼康爰に有と云まゝに。指詰々々射る。十三騎をは射落し。馬九匹云々。兼康爰に在とて。幾程助るへき事あらねと。小太郎を後に立て。我身は矢面に指顯て。指詰指詰散々に射る。十三騎に手負せて。馬九匹射殺し。矢種も又盡けれは。今は角とて腹搔切て失にけり。小太郎兼通も引取々々射けるか。父か自害を見て。同枕に腹切て臥にけり。郎等宗俊も手の定り戰て。柴垣に上て剛者の死ぬるを見よやとて。太刀のきつさき口に含。逆に落貫かりてそ死にける。木曾は妹尾父子か首を切。

備中國鷺の森に懸て引退。萬壽庄に陣を取。長門本云。勢を後陣の勢を待儲て。是より平家を追討のため。屋島の發向をそ議定しける。後陣云々。長門本無。此下舊爲下斯りける處に。木曾西國下向の時。乳母子の樋口次郎兼光をは。宗守護に候へとて留置たりけるか。十衣二行家謀反一。木曾上洛段上。

一月二日。長門本。不レ早馬を立て。十郎藏人殿こそ。鼬のなき間の貂誇とかやの樣に。院のきり人して院宣を給り。長門本。不レ曰二院宣事一。木曾曰二月日一。

殿を誅し奉るへき其聞え候と。申下したりければ。木曾大に驚て。平家を打捨て。夜を日に繼て馳上りけり。按十一月二日。兼光吉義仲一節可レ疑。此時義仲行家共在二京師一。而行家。十一月八日發レ京。本書諸本共誤妄。下段倣レ之。玉海說。前後可二通考一。

●印本一本伊藤本八坂本鎌倉本如白本佐野本南都本東寺本云。十郎藏人の代官瀨尾に討れて。其下人逃て南都本云。田夫野人の姿をして唯一人云々。八坂本東寺本云。倉光か討漏されの京へ上るか。播磨と備前の境なる々。伊藤本東寺本南都本無。八坂本。備前作二攝津一。播磨云船坂上にて。木曾殿に行逢奉り。此由角と申ければ。木曾殿惡からん云々。伊藤本八坂本東寺本無。

郎等打連云々。木曾殿。惡からん瀨尾めを斬て捨へかりつる物を。手延にして謀られぬる事こそ安からねと。後悔せられければ。木曾殿惡からん云々。伊藤本八坂本東寺本無。

以下又異。註二于下一。今井申けるは。奴か頰魂たゝ者とは見へ候はす。一本如白本佐野本云。千度斬ふと申候を君の助させ給て。只今御大事に及候と申ければ。木曾殿何程の事あるへき。只汝下て瀨尾をうてとそ宣ける。左候はゝ兼平云々。南都本云。木曾宣けるは。しやつならは何程の事かあらん。千度斬ふと申候しも爰候そかし。去ながら何程の事か候へ追かけて討取や者共とて馳下る。既福龍寺繩手に馳向。彼福龍寺繩手云々。備前國福隆寺繩手は。端張弓杖一杖南都本。作二二杖一。許にて。遠さは西國き。兼平先罷向て見候はんとて。其勢三千餘騎て。備前國へ馳下る。備前國福隆寺繩手は。端張弓杖一杖南都本。作二二杖一。許にて。遠さは西國道の一里也以下。南都本。註二于下一。左右は深田にて。馬の足も及はれは。三千餘騎か心は先に進め共。力及はす馬次第にそ歩せける。今井四郎推寄て見ければ。瀨尾は急き高矢倉に走上り。大音聲を揚て。去五月より甲斐なき命を助られ進らせて候。各の芳志には是をこそ用意仕て候へとて。二十四指たる矢を云。究竟の强弓精兵。數百人すくり集。矢さきを揃云々。一本如白本佐野本指詰引詰散々に射る。今井四郎。宮崎三郎。海野望月一本如白本佐野本。諏訪藤澤なと云一人當千の兵共。是を事共せす。兜の鍛を傾け射殺さるゝ人馬をは取入引入堀を埋。以上。伊藤本八坂本東寺本云。今井されはこそ。奴かつらたましけの奴にて候つる者を。急き斬せ給へと申つるは爰候そかしといへは。木曾しやつならは何程の事かあるへき。汝罷向へと宣ければ。五百餘騎の勢にて。備前國に打越。福輪寺繩手に押寄たり云々。伊藤本云。篠の迫と申は。三方は沼一方は山也。今井か馬武者。敵の的に成てそ射られける。今井叶はしと思ければ。傍の深田に打入云々。八坂本又云。篠の迫と申は。三方は沼一方は堀也。今井堀の方より推寄。鬨をとつとそ作ける。口一つの所也ければ。今井か勢的に成てそ射られける。今井叶はしとや思けん。傍なる沼へそ入たる馬の草脇云々。或は左右の深田に打入て。馬の草脇むなかひ盡し。太腹に立處をも事ともせす。むらめかいて推寄。或は谷ふけをも嫌はす。懸入懸入喚叫て攻入ければ。伊藤本東寺本云。城の内にも矢倉より下合て戰けり。今井少もひるます逆茂木引のけ引のけ。透間なく攻ければ叶はしとや思けん。福輪寺繩手を落。板倉川の向の岸に陣を取。今井續て攻云々。八坂本註二于下一。瀨尾か方の兵とも助かる者は少く。討るゝ者そ多かりける。如白本一本佐野本云。一日戰暮し云々。夜に入て。瀨尾か瀨切たる篠の迫の城郭を。破られて叶はしとや思けん。引退以上南都本云。左右は深田にて馬の足も及はす。木曾三百餘騎の勢。先陣なる者も。取て返すに及はす。後陣なる者も越て楯かたし。中にも信濃國住人小室太郎。同三郎。今井四郎。越中國住人宮崎三郎。楯、根井を先として。堀きはへ攻寄て。我劣らしとそ戰ける。瀧尾太郎高矢倉に上て。御儲には是をこそ用意して候へとて。矢鏃を揃て散々に射る。木曾是を見て安からぬ事に思て。親討るれは子乘越。死する者をは親踈を撰はす。堀深田へはれ。入道橋として。乘越乘越戰ける。後陣に續く若者共。道は狹し左右の深田に。打入打入渡しけり。馬草脇備中國板倉川の端に。搔楯かいて待かけたり。胷かひつくし。太腹には過さりけり。瀨尾暫は戰へ共。各驅武者なれは攻落さる云々。南都本云。もとより瀨尾か館なれは。落殘る者共楯籠る云々。今井四郎南都本。作二木曾一。軈て續て攻ければ。瀨尾か方の兵共。山虛穗高簸に。矢種の有程こそ防けれ。矢種皆盡ければ。力及はす我先にとそ落行ける。以下。南都本註二于下一。瀨尾太郎只主從三騎に打なされ。伊藤本東寺本云。落行まゝに後には馬をも放たれて。三戸の山へそ逃ける云々。以下無。板倉川の端に著て。綠山の方へ落て行。一本鎌倉本如白本。綠山作二彌度品山一。以上八城本云。城内にも高矢倉より。指詰引詰散々に射けるか。其後矢種盡ければ。打物の鞘を迦し。城戸を開て切て出散々に戰けるか。瀨尾か勢二千餘人とは見えしか共。落ぬ討れぬせし程に。篠の迫も破れにけり。瀨尾百騎許に打なされ。板倉川を打渡し。向の岸に陣を取。今井續て板倉川をも渡しければ。瀧尾主從三人に討なされ。ミトロ山へそ逃入ける云々。以下無。去五月。北國にて瀨尾生捕にしたりける。倉光次郎成澄は。弟三郎成氏佐野本。無二以上四字一。を討せて。安からすや思けん。今度も又瀨尾めに於ては。虜にせんとて。只一騎群に拔て追て行。交一町許に追付あれは。如何瀨尾とこそ見れ。正なふも敵に後を見する者哉。返せや返せやと詞を懸ければ。瀨尾太郎は板倉川を西へ渡すか。河中に扣て待かけたり。倉光次郎鞭鐙を合て追著。押並無手と組て。とうと落。互に劣らぬ大力てはあり上に成下に成。覆合けるか。河岸に淵の有けるに覆入ぬ。倉光は無水練。瀨尾は究竟の水練にて有ければ。水の底にて一本如白本佐野本云。倉光を取て押へ鎧の草摺云々。倉光か腰刀を拔。鎧の草摺引上て。柄も拳も透れ〳〵と。三刀刺て首を取。瀨尾太郎我馬をは乘損したりければ。倉光か馬に打乘て落て行。以上。伊藤本八坂本東寺本無。嫡子小太郎宗康は。一本佐野本云。歩行にて郎等つれて落行く程に云々。如白本云。馬にも乘らす歩行にて唯一人落ける云々。伊藤本宗康作二宗保一。下倣レ之年は二十二成けれ共。伊藤本八坂本東寺本。二十作二二十三一。一本如白本作二二十二三一。而伊藤本東寺本云。大の男の餘りに肥太云々。八坂本云。大の男のふとりせめて。馬を放れては一町共働えす。郎等申けるは。只小太郎殿と御一所て。如何も成せ給へと云けれ共。瀨尾彼を打捨て十餘町餘に肥太て。二町共え走らす。一本鎌倉本佐野本云。物具脫捨て歩共歩共はかもゆかす云々。是を見捨て瀨尾は二十餘町一本鎌倉本如白本佐野本。作二十餘町一。伊藤本東寺本。作二十四五町一。そ延云々。たりける。瀨尾太郎々等に云けるは。日來は十萬の敵に逢て軍するには。四方晴て覺ゆるか。今は小太郎宗康を捨て行はにやらん。一向先か暗ふて見えぬなり。以上南都本云。瀨尾は歩にて。上の山へ向て落行ける。館と山との間に河あり。それを渡て行程に山のきはより。大竹河へ生懸たり。瀨尾其下に隱居たる所に。倉光去年篠原軍に。瀨尾生捕にしたりし者か。猶瀨尾か跡を尋て

此道へ落つれとて唯一騎追懸て河を渡しける。瀬尾は又如何もして。倉光に組て死なはやと思ける所に。倉光を見附て悦をなし。竹の下より走出て。倉光太郎に無手と組て水の底へそ入にける。倉光は無水練也。瀬尾は究竟の水練の達者なりければ。水の底にて取て押へ。終に首を取てそ上りける。さて首をは河へ投入て。親子打連落行程に。小太郎は大の男の餘り肥て。一町共え走らす。懸けれは北國の軍にも具せさりき。岩石の山へ向たりければ。更に一足もえあゆます。瀬尾如何せんする。己を不便に思事は限なけれ共。去年より源氏に捕こめられて。今は角と思つるに不思議に助かりたるには。大臣殿新中納言殿。今一度見進らせんと思へは。今度の軍に命生て。二度平捨行んと思ふそ我うらめしと思なとて。十町許行延たりけるか。一人附たりける郎等を招て。我身獨云々。

家の御方へ參たり共。兼康は六十に餘て。伊藤本八坂本東寺本如白本南都本。不レ曰二年齢一。幾程生ふと思て。只一人ある子を捨て。是迄遁參たるらんなと。同隷共に云れん事こそ口惜けれ。伊藤本東寺本云。小太郎と一所にて討死せんと思は如何。郎等申けるは。誠に小太郎殿を捨させ給て落させ給とも。何程の事か候へき歸らせ給へと。瀬尾さらはと引歸て見れは。小太郎は足大に腫て臥云々。南都本云。小太郎か。後遙に見送て。悲しむらんも無慙なれは。返合て一所て死なんと思は如何有へきと云けれは。郎等さ候へはこそ。只御一と云へは。ともかくも御計にてこそ候はめと申せは。立歸て見れは。小太郎は足かん計云々。

所て如何も成せ給へと申つるは。爰候そかし。返させ給へとて。又取て返す。案の如く小太郎宗康は。足かん計に腫て臥居たる所へ。瀬尾太郎取て返し。急き馬より飛て下り。小太郎か手を取て。急き云々。佐野本如白本南都本伊藤本八坂本無。汝と一所て如何もならんと思ために。是迄歸たるは急云々。東寺本無。如何と云けれは。小太郎涙をはら〳〵と流して。縱此身こそ無器量に候へは。爰にて自害を仕候共。我故御命をさへ失進らせん事。五逆罪にや候はんすらん。只疾々延させ給へと云けれ共。思切てん上はとて。伊藤本八坂本東寺本。休居たりける處に。如白本佐野本鎌倉本一本云。今井四郎眞先かけて其勢五十騎云々。伊藤本東寺本八坂本。註二于下一。又荒手の源氏五十騎許て出來。如白本云。妹尾郎等と射殘たる矢を散々に射る程に。死生は知す究竟の兵ひしひしと射落し云々。以下南都本。註二于下一。瀬尾太郎射殘したる一本佐野本。有二七字一。八筋の矢を差攻引攻。散々に射る。死生は知す矢場に敵八騎一本佐野本。作二五六騎一。射落し。其後太刀を拔て。先小太郎か首ふつと討落し。如白本云。郎等と馬の鼻を並て云々。敵の中へ懸入。縱樣横樣。蜘蛛手十文字に懸廻り。散々に戰。敵數多討取て。敵數多云々。鎌倉本如白本無。其にて討死してけり。郎等も主も些も劣らす戰けるか。佐野本一本。有二餘多字一。痛手負て一本云。戰疲自害しけるか云々。生捕にこそせられけれ。中一日有て。中一日云々。如白本無。軈て死にけり。彼等首從三人か首をは。備中國鷲カ森にそ懸たりける。木曾殿哀剛の者や。是等か命を助て見てとそ宣ける。以上南都本云。瀬尾は幾程はこくまんとて。小太郎をは後にふせて。我身は矢面に立て。兼康爰にあり我と思はん輩は。寄て討とれや者共とて。射殘したる矢にて。散々に射合ける程に。父かすそよりくゝる矢に。小太郎か胸を射させて。矢庭に死するを見て。兼康弓をは拋て太刀を拔て。人手に懸んよりもとて。先我子の首を打落し。首をは傍へ拋やりて。敵の中へ破て入。三人ある敵に寄合て。二人をは討取。一人に手負せて。郎等相共討死してこそ失にけれ。木曾は瀬尾父子か首を取てけり云々。以上伊藤本東寺本云。今井か勢五百餘騎にて馳來る。あはや敵爰に有けるはとて。指詰引詰散々に射る。瀬尾主從三人戰けるか。小太郎宗保痛手負て見えければ。瀬尾取て引寄。首かき切て打捨。我身も自害してこそ失にけれ。郎等も散々に防矢射て討死す。今井軈て瀬尾主從三人か首を取て。木曾殿の見參に入けれは。首を當國鷲の森にこそ懸られける。瀬尾父子討れて。備前の軍は止みける云々。但東寺本無二木曾見レ首事一。以上八坂本云。今井五百餘騎にて推寄たり。あはや敵は爰にあるはとて。大勢か眞中に取籠て。我討取んと進ける。瀬尾も彼等主從三人。打物のきつさき並へて散々に戰。小太郎宗康痛手負て見えければ。瀬尾人手に懸しとや思けん。取て引寄首ふつと打落し捨てけり。其後瀬尾も年五十八と名乘て散々に戰けるか。敵八騎斬て落。我身分捕數多して一所に討死してんけり。郎等も同討れけり。其後彼等三人か首を取て。木曾殿に見せ奉る。あつぱれ剛者の手本哉。一人當千共是等をこそ云へけれ。あつたら者今暫生て見てとそ惜まれける。其後彼等三人か首をは。當國鷲カ森にそ懸させける。瀬尾親子討れて。備前備中兩國の軍は破にける云々。去程に木曾は備中國萬壽庄備中。如白本作二備前一。伊藤本八坂本。萬壽作二益陽一。東寺本作二苦椙一。にて。勢汰して八島へ既に寄んとす。其間都の留守に置れたりける樋口次郎兼光。西國へ使者を奉て。殿の渡らせ給はぬ間に。十郎藏人殿こそ。院のきり人して。樣々に讒奏せられ候なれ。西國の軍をは暫指置せ給て。急き上らせ給へと云けれは。木曾さらはとて。夜を日に繼て馳上。云々。

●歷代皇紀一代要記並云。壽永二年十月十二日。與二備中瀬尾一。合戰。卽打二取瀬尾一了。云々。

●玉海。壽永二年十月十七日條云。傳聞義仲隨兵之中。少々超二備前國一。而彼國並備中國人等起レ勢。皆悉伐取了。卽燒拂。備前國歸去了云々。又聞。義仲無勢云々。廿三日條云。或人云。義仲可レ賜二上野信濃一。不レ可レ虜二掠北陸一之由。被二仰遣一了。又賴朝之許。件兩國可レ賜二義仲一。可二和平一之由被レ仰了云々。廿八日條云。傳聞賴朝。去十九日出レ國。來十一月朔比可二入京一。是一定說云々。又義仲去廿六日。或廿八日。卽今日也。出レ國。來月四五日之間可二入洛一。與二賴朝一爲レ決二雌雄一云々。因レ茲院中已下。天下之人。皆以遽云々。人皆有レ可レ言歟。可レ々恐々。閏十月六日條云傳聞賴朝難レ成二上洛一之間。其實不レ可レ然云々。又義仲今兩三日之間。可二歸洛一云々。十五日條云。今日義仲入レ京了。其勢甚少。云々。今按義仲歸京日時。歷代皇紀一代要記。與レ此同。十七日條云。靜賢法印密々告送云。昨日義仲參院申云。平氏一旦雖レ乘レ勝。始終不レ可レ及二不審一。鎭西之輩可二與力一之由仰遣了。又山陰道武士等。併在二備中國一。更不レ可レ及レ恐云々。賴朝弟九郎不知實名大將。甲卒數萬之軍兵。企二上洛一之由。所二承及一也。爲レ防二其事一。所二急上洛一也。若事爲二一定一者。可二行向一。爲二不實一者非二此限一。今兩三日之內。可レ承二其左右一云々。者已上義仲申狀也。只今不レ可レ及二外聞一竊所二具申一也云々。平氏不レ可レ有二不審一之由令レ申條。甚以荒凉事歟。或人云。賴朝郎從等。多以向二秀平之許一。仍秀平知二賴朝之士卒有二實心一之由。內々以二飛脚一。觸二示義仲一。此時自二東西一可レ討二賴朝一之由也云々。得二此告一義仲不レ知二平氏一迷而歸洛云々。如二此事一實否難レ知事歟。二十日條云。又聞平氏黨類。出二九國一向二四國一之間。甚尫弱。而今度官軍敗績之間。平氏得二其衆一。勢太强盛。於レ今者輙不レ可レ得二追伐一云々。而義仲等稱二甚安平一之由。是又僞言云々。天下滅亡。只在二今來月一歟。二十一日條云。或云。平氏已來二備前國一。凡美作以西。併靡二平氏一了。始及二播磨一。云々。

第四十四章　水島の合戰

水島の戰は源平時代に於ける天下分け目の海戰也。詳しくは盛衰記や平家物語に見ゆ。先づ其の梗概を記して然る後本文に及ばん。

原因。平氏全盛を極め其の驕傲の甚しきは神人の共に怒る所となり。治承四年遂に發して源三位賴政の擧兵となり。以仁王の令旨諸源を奮起せしむ。旭將軍木曾義仲の信濃に起るや旬日にして千餘騎を得。城長茂を逆擊して越後を取り爾來平軍五萬を全滅し七月廿二日進で叡山に軍す廿四日上皇叡山に幸し廿五日平宗盛一族を擧て都を後に西奔せり。義仲の擧兵より此に至る三閱年。年紀方に三十。年少氣銳。捲土重來。勢の嚮ふ所敵なく誠に未曾有の成功と謂ふべし。平氏九州に流浪して志を得ず。讃岐の屋島に據て行宮とし。やがて山陽南海を徇へ將を水島に置きて之を守る。時に平知盛は長門の彦島に。田口成能は伊豫に。平行盛は兒島に。平通盛教經は下道に據て遠近相應じて屋島の行宮を固めて居る。義仲乃ち將を遣はし來り侵さしむ。是に於てか源平天下分け目の水島の海戰は演ぜられたり。

戰況。時は是れ壽永二年閏十月朔日。平軍水島（今の玉島町大字柏島に當る）に據る其作戰を案するに通盛重衡、別軍を率ゐて島の西南に碇泊し守將教經東北の木戸口を開きて戰を挑み。敵來り攻めば僞り退き敵を誘ふの計畫なり。通盛重衡、兵を分ち東西兩方より船を乘り廻はし三方より之を夾擊す。之に對する源氏の作戰は。水島の東方海上より攻擊し。水島の北方陸まで船を連ね隙に乘ずる。火攻の計を以て島を陷れ更に追擊し之を麾にすること。次に兩軍の形勢を察するに其の兵力。源軍千餘艘と稱す。而も參加實數は二百艘にして五千乃至七千人なり。平軍はその參加實數三百艘七千餘人。源氏の大將には宇野平四郎幸廣。足利矢田判官代義清等。平家の大將には三位中將重衡。平通盛。能登守教經。等なり。斯くて源軍は甲信毛越に於ける前後奥羽兩役以來の豪のものを代表し。平軍は。山陽南海に於ける純友刀伊二役以來の西國武士を代表す。又軍の主客を案ずれば源氏は客軍にして遠く根據地を離れ輸送又困難なり。平氏は主軍にして根據地近く所謂俠を以て勞に當るの利を制す。且。源氏は侵略的にして呑氣なるに。平氏は懸命的にして必死の位置に立つ。又軍の長短を比較するに。所謂西船東馬。源軍。騎射を善くし攻城野戰に長ずるも素水戰に習はず。加之冬期風强く浪高きを覺悟せざるべからず。是すべて源軍に不利にして平軍に有利なり。平軍は由來海上生活に慣れ最も水戰に熟達す。風浪高きは寧ろ其の勇氣を添ゆるもの也。是に依て之を見ると未だ戰はざる前に。軍の大勢は源氏に不利にして平氏に有利なり。

戰は開かれたり。仲々面白き拂曉戰なり。源軍攻め寄す、平軍、教經等三十餘の勇士出て戰を挑む。源軍、應戰、平軍佯り退く。源軍勝に乘て進擊す。平軍、豫定の如く船を廻はして三面より合擊亂射す。源軍遂に敗れ退去す。會ま西風烈しく吹き。船動搖。毬つく樣也。水に經驗なき源軍は大恐慌。皆船底に伏し誰一人敢て戰ふものなし。平軍は勇氣百倍、自由に敵船に亂入し一騎打をなし、遺憾なく水戰の長技を發揮す。かてゝ加へて日食晦冥。源軍の周章狼狽は大方ならず。之に乘じて平軍は大活動を演ず。平盛嗣は大將足利義清を斬り、平盛房は副將の宇野幸廣を斬る。平教經は高梨高信以下十三人を射殺す。源軍爲めに總崩れとなり。平軍は豫定の騎馬急追擊を行ひ。首を獲る千貳百餘級、實に壯絶の極みなり。その戰後に及ぼせる影響を擧ぐれば、(一)義仲の敗亡。義仲意氣沮喪して東に歸り。使を以て和を宗盛に求めしが拒絶せられ。翌年正月八日あせつて征夷大將軍になりたるが。廿日粟津原に戰死せり。年三十一實に脆いこと也。(二)賴朝。範賴。義經。大に鑑むる所あり。二月七日。義經の奇計一擧。一ノ谷を陷れしも戰後一ケ年實に愼重の態度を取れり。(三)之に反し平軍優勢。中國。四國。九州を打靡け其の勢頗る盛となれり。(四)一年の後。範賴、九州に出發せしが、探り足にて大事の上にも大事をふむ。(五)義經すら一年と五ケ月の間。滿を持して機の熟するを待てり。壽永四年二月十八日。命を受けて發するや。屋島に壇の浦に電光石火の突擊主義を取る。皆此の海戰に鑑みる所ありし爲めも也。

【參考源平盛衰記】

源平水島軍事　平家諸本。別出二于段尾一。

去程に平家は讃岐國屋島にありながら。山陽道を打靡して。都へ攻上るへしと聞えけれは。木曾左馬頭義仲是を聞て。信濃國住人矢田判官代義清。第十五卷宇治合戦段。載二義清戦一。宇野平四郎行廣此下。作二海野四郎一。誤。凡本書諸本。往々不レ一。詳見二于第廿七卷橋田河原軍段一。を差遣す。山陽道の者共。多く源氏に相從けり。平家は三百餘艘の兵船を調へて。屋島の磯に漕出したり。源氏は備中國水島か途に陣を取て。千餘艘の兵船を構たり。源平互に海を隔て支たり。壽永二年閏十月一日水島にて源氏と平家と合戦を企つ。按水島戦日時。東鑑百練抄歴代皇紀一代要記符合。東鑑說。見二于第卅八卷尾一。源氏等計ける。は。此島の南の地より島の際まて。三町には過へからす。島の東の海上より寄て。島の北に船を陸まて組合て。軍兵隙なく靜て攻寄は。先陣に進まん者。敵の爲に打とらるゝ云とも幾ならし。後より次第に續て。島の上へ攻入て。城に火を懸は。敵は舟へのみこそ競乘んすらめ。打物に堪たらん輩。續て乘移て打とれ。島を攻落しなは。船の寄る所なくしては。爭か海上に日を重ぬへき。潮に引れ風に隨て漂はんな。浦々渚々に追詰追詰討取んと定てけり。平氏は父船をは島の西南に著て。城の東北の木戸口を開て。名を得たらん人々進出て。敵を指招かは。舟を並て攻寄へし。僞て引退は。島の上へ襲來らんか。其時舟を島の東北へ指廻して。三方より矢前を揃て射取へし。敵堪すして引退は。舟を指並て乘移。分捕せんとそ謀ける。源氏追手の大將軍は。宇野彌平四郎行廣。搦手の大將軍は。足利矢田判官代義清也。五千餘人の兵士。百餘艘の兵船。纜解て押出し。夜の曙に漕寄て。鬨を發す。平家待儲たる事なれは。聲を合て戰。雨方の軍兵一萬餘人なれは。鬨海上に轟渡て。寄たる波の音も聞を合するかとそ覺ける。平家は本三位中將重衡。越前三位通盛卿を大將軍として七千餘人。二百艘の兵船に乘て。島の西南より東北へ二手に差廻す。源氏の兵船兼て謀たる事なれは。南の地より島の北の際まて差並て。當國住人を前に立て。二千餘人兜を傾け鎧の袖を振合て。一面に立並て攻寄。平家は是を見て。城の東北の木戸口を開。能登守教經は。紺白絲にて群千鳥を縫たる直垂に。紅威の鎧に長覆輪の太刀をはけり。越中次郎兵衛盛嗣は。滋目結の直垂に。耳坐滋の鎧を着たり。上總五郎兵衛忠清は。縫摺の直垂に赤威肩白の鎧を著たり。飛驒三郎兵衛景家は。褐直垂に大矜耳袖を赤地の錦を裁入たるに。黑糸威の鎧を著せり。鎧の毛直垂の色。何れも取々にはなやかに見えたり。此外村田兵衛盛房。源八馬允来田を始として。名を得たる勇士三十餘人。打出て敵を招けは。矢田判官代義清。仁科次郎盛宗。第三十二卷。盛家一。可二幷考一。宗蓋家之訛。作二高梨六郎高直。海野平四郎幸廣を始として三百餘人。木戸口へ攻寄て。戰平氏僞て引退。源氏勝に乘て攻かゝる。爰に島の兩方の船。南の沖西の島さきより差寄て。敵の舟を打鎰にて搔寄。組合て乘移る。精兵を揃て。城中幷兩方の船より散々に射。源氏の船堪すして引退。西風烈しく吹て。船共ゆられて打合けれは。東國北國の輩。舟軍は習はぬ事なれは。船に立得すして。船底へのみ重なり入。平家の輩は舟軍自在なれは。亂入て散々に切。面を向る者はすくなし。舟耳に近附者をは取て海に入。底にある者は鎧の袖をふまへて首を搔。城の中よりは勝鼓を打て徇り。懸る程に。天俄に曇て。日の光も見えす。闇の夜の如くに成たれは。源氏の軍兵共。日蝕とは知す。いとゞ東西を失て。舟を退て何地共なく風に隨て逃行。平氏の兵共は。兼て知にけれは。彌闇を造重て攻戰。矢田判官代義清は。船にゆられて立得さりけれは。船耳に尻を懸て。兜を脫捨太刀を拔て戰ふ。越中次郎兵衛盛嗣は是を見て。兜を傾て打て蒐るを義清立上て兜の鉢を打。強く打れて兜を脫て落にけり。盛嗣目くれて。太刀の打所は覺さりけれ共。打違たりけるに。義清か右の顏をすちかへに。押附の板に切附たりけれは。うつ伏に臥けるを。引仰て首を搔てけり。海野四郎幸廣は。村田兵衛盛房と船耳にて取組て海に入けるを。飛驒三郎兵衛景家は勇士の者なりけれは。盛房か總角を取て引返して懸合たりけるを。幸廣刀を拔て。盛房か起上らんとするを蹈へて。鎧の草摺を引上てさす。景家是を見て。幸廣か兜を引仰て首を搔てけり。能登守教經精兵の手利なりけれは。一つとして空矢なし。高梨次郎高信を始として。十三人射取れけり。源氏の軍敗にけれは。討癈されたる者とも。はし船に乘移。飛下飛下落行けるを。平家は船の中に肇て鞍置馬を用意して。船共の纜切放。渚に漕寄。船腹を乘傾け。馬共おろし。ひたと乘。能登守一陣に進て攻蒐りけれは。討るゝ者は多く。助る者は寡し。或備前國へ落るもあり。或都へ上るもあり。海へ入て死する者は其數を知す。船にて討捕らるゝ。源氏には矢田高梨海野を始として。千二百人か首切懸たり。

●印本一本伊藤本八坂本鎌倉本如白本佐野本東寺本云。去程に平家は讃岐八島に有なから。山陽道八箇國。南海道六箇國。都合十四箇國をそ討取ける。以上八坂本無。唯云。其比木曾安からぬ事也とて。魚て討手を向らる。大將軍には陸奥新判官義康か子。陸奥云々。一本伊藤本鎌倉本如白本佐野本東寺本云。去程に平家は讃岐八島に有なから。山陽道へ發向す。備中國水島渡に。伊藤本東寺本云。陣を取。平家は八島におはしけれは。源平平を隔て支たり云々。伊藤本東寺本無。八坂本云。同十月十五日。都を立て。摩國に馳下り。室山に押下り。水島か渡に陣を取。同廿九日。源氏も又備中國に馳下り。水島か渡に小船一艘出來たり。海士船釣船かと見る處に。さはなくて。千餘艘云々。必有二脫誤一。前後可二通考一。

家の方より牒の使の船也。源氏の兵共是を見て。早上(ホシアケ)たりける五百餘艘八坂本。無二五百餘艘字一。船共。皆我先我先にとそ下しける。平家は千餘艘て寄たりける。如白本。佐野本。有二大手字一。大將軍には知盛。副將軍佐野本如白本。作二搦手一。には教經也。平家云々。八坂本無。既出二于前一。伊藤本東寺本。載二忠度。盛俊。盛嗣。景清一。云一萬餘騎云々。大將軍云々。一教經八坂本作二知盛一。伊藤本八坂本東寺本云。舟の艫に進出云々。大音上にて。如何四國の者共。一本如白本云。軍をは緩に仕そ云々。伊藤本八坂本東寺本云。此二三箇年東國北國云々。北國の奴原に生捕一本如白本八坂本。作レ嫐(ガリ)にせられんをは。心憂とは思はすや。御方の船をは組やとて。千餘艘の艫。纜綱を組合せ。中にもやひを入。歩の板を引渡し。引渡したれは。船の中は平々たり。以下。伊藤本八坂本東寺本。註二于下一。如白本云。源氏の兵共。小船にて乘馳向平家の船に乘移。散々に戰遠きをは云々。鬨作り矢合して。遠きをは射て落し。近きをは太刀て切。或は熊手にかけて引落さるゝ者もあり。或は引組指違へて。海へ飛入者もあり。何れ隙あり共見えさりけり。源氏方の侍大將行廣如白本云。深討れぬ。伊藤本東寺本云。源平互に寄合おめき叫て戰けり。中にも天野は平家の船に乘移て。戰けるか。大勢の中に。取籠られて討れぬ云々。八坂本云。源氏の方の兵共は。平家の船に乘移乘移て戰。海野も平家の船に乘移戰けれか。大勢の中に取籠られ。散々に戰て討れぬ。云々。是を見て義清安からぬ事也とて。主從七人如白本無二主從七人字一。伊藤本八坂本東寺本云。主從七八騎。小舟に取乘。平家の船のあたりを漕廻し。散々に戰けるか。如何したりけん。舟蹈返して沈にけり。源氏の兵とも叶はしとや思けん。水島か戸に引返す。平家續て押寄。馬共海へ追入云々。但八坂本。戰作レ射。小船に乘。眞前に進て戰けるか。船蹈沈て失にけり。如白本云。大將は討れぬ。軍平家は船に馬を立たりけれは。船共乘傾乘傾。馬共追下し追下し。船に引附引附游かす。馬の足立鞍爪ひたる程にもなりしかは。船に引附云々。如白本佐野本無。ひた〳〵と打乘て。佐野本云。喚て懸れは。能登殿五百餘騎鎌倉本一本如白本。無二五百餘騎字一。喚て。先をかけ給へは。源氏の方には大將軍は討れぬ。我先にとそ落行ける。能登殿以下。伊藤本東寺本八坂本無。而云。陸地へかけ上り落行者ともを。彼に追詰此に追詰戰けるか。源氏の兵殘少に討れけり云々。平家は今度水島の軍に勝てこそ。會稽の耻をは雪めけれ。云々。

●南都本長門本云。平家は屋島に有なから。山陽道をそ打取ける。木曾是を聞て。信濃國住人矢田判官代。南都本。作二足利矢田判官代義清一。海野矢平四郎行廣を南都本。作二宇野彌平次郎行弘一。大將軍として。五百南都本。作二五千一。餘騎の勢を指遣けり。南都本云。山陽道の輩も少々源氏に附けれは。大勢に成云々。平家は屋島にあり。源氏は水島の途に控たり。源平互に海を隔て支たり。閏十二月南都本。作二十月一。爲レ是。一日。水島か途に小船一艘出來。海船釣船かと見所に。其にはあらて平家の牒使(テウシ)の船なりけり。源氏南都本。有二船千餘艘字一。是を見て纜を解て。ほしあけたる船共を叫喚(ヲメキサケビ)ておろしけり。平家是を見て。五百餘艘の船を。二百餘艘をは敵の方へ指むけ。殘三百餘艘をは百艘つゝ手々に分て。源氏の船を一艘も漏さしと。水島か途を押卷たり。源氏南都本。有二大將軍行廣。南都本。作二宇野彌太郎行弘一。前作二彌平次郎一。此下作二彌平四郎一。一書不レ合。搦手南都本。作二大手一。大將軍矢田判官代。平家の大將軍には。重衡。資盛南都本。不レ載二重衡資盛一。而載二知盛一。通盛。搦手の大將軍には。知盛。南都本作二重衡一。而載二資盛一。教盛。次男教經也。教經宣けるは。以下。南都本註二于下一。東國北國の奴原に始て生虜にせられ。隨仕へん事をは願へからす。軍こそゆるなれ。船軍は樣有ものなりとて。唐卷染の小袖に。精好の大口に黑糸威の鎧の裙紅に櫨匂したるを著て。小船に乘て。三尺に過たる大長刀の銀の蛭卷したるを取持て。敵の船に乘移て。艫より舳。舳より艫さまになきて廻けれは。面を向る者もなし。或は斬倒され。或は海へ落し入れける程に。敵多く滅失ぬ。其上南都本云。東國の奴原に生捕にせらるな。如何も軍はゆるなるそや。御方の船共をは一つに組やとて云々。五百餘艘の纜を結合て。中にはもやいを入て。上には歩の板を引渡たれは。平々として足立よし。南都本云。源平の船を押合て。をめきさけんて。攻戰遠者を云々。船中にて遠者をは射。近者をは打物にて勝負をする。熊手にかけて取もあり。組て落者もあり。指違て死もあり。思々心々に勝負をそ決しける。以下。南都本註二于下一。巳刻より未の下に至迄。隙あり共見えさりけり。然に源氏終に負軍になりて。矢田判官代も討れにけり。行廣は今は叶はしと思て。郎等我身共に鎧武者八人。はし船に。南都本云。源氏負色に成けれは。平家勝に乘て戰ふ間。義清は船に八人まて乘けれは。なしか乘て沖の方へ漕さりける程に。船は遲し浪風烈しかりけり。踏沈て一人も殘らす皆死にけり。平家は船中はよかるへき親り踏沈て云々。平家以下至レ此南都本不レ載。而云。宇野彌平四郎行弘是を見て。大將軍失ぬる上は。生ても何かはすへきとて。思切て散々に戰。終に討死してけり。大將軍は討れたれ共郎等共暫支たり。教經是を見て云々。五百餘艘の船の纜を切放て。渚に船を寄て。船腹を乘傾て。馬をさつとをろす。ひたと乘て。教經を先として喚て懸給けれは。討漏されたる源氏の郎等共。南都本云。面も合す右往左往へ落にけり。平家水島の軍に勝てこそ。いとゝ大勢には成にけれ云々。此下無。取物も取敢す。匍々都へ逃上る。云々

第四十五章　平地城及山城

武家時代の初期即ち源平、鎌倉、吉野朝時代に於ける城郭は平地に於ける居館に防禦工事を施したるもの乃至山河自然の要害を利用したるものに過ぎざるが玆に吉備郡に於けるものを列擧す。

	名稱	所在	
一	鳥獄城	吳妹村尾崎	備中守義直、鎌倉家人石田二郎爲久
二	猿懸城	吳妹村妹	庄太郎家長
三	櫻城	園村市場	櫻喜右衞門武定
四	喜村山城	園村市場	土肥二郎實平
五	賀陽城	庭瀨町川入	賀陽氏
六	板倉城	眞金町板倉	陶山道勝
七	野山城	大和村野山	伊達野山彈正
八	皷山城	足守町上足守	賀陽良藤
九	戸城	總社町總社	藥師寺十郎朝貞
一〇	堀内城	總社町總社	頓宮四郎左衞門尉
二	禰山城	都窪郡清音村大井田氏經	

(一)　鳥獄城（鳥岳とも書す）　又云石田城　吳妹村大字尾崎に在り。

前太平記云。前伊豫掾純友。純乘、純素に二千五百騎にて先陣させ、自らは五千餘騎を率ゐて備中國より次第に攻下り長門國より筑紫に渡らんと、天慶四年三月廿九日備前國釜島をぞ打立ける。爰に備中守義直は當國鳥ヶ獄に城を構へ楯籠るよし聞えければ先彼の城を攻べしとて。四月朔日卯ノ刻より城の麓二三里が間竹葦の如く打圍んで一日一夜が間息をも繼かせず攻めたりける。大手一ノ城戸を固めたる兵五百餘騎翌二日の曉天に噇と打て出てたりければ四方の寄手是を見てすは城中の兵が死もの狂するぞ我討取て高名せんと太刀拔もふけ弓箭打つがひ備へを立て進んだり。五百餘騎の兵共如何思ひけん阪中にて今迄籠りたりし我城に各々一矢づゝを射かけ忽ち甲を脫ぎ頸を伸べて降人に出たりける。城中是に弱りてさしも忠義を專らにせし者共今は叶ひ難しとて五人三人打つれ〳〵落行けり。淺原三郎宗清大將の前に來りて申けるは云甲斐なき味方の者共か敵の大勢に怖れて何國ともなく落失せける今は此城にて功を立る事も叶ひ難く候へば一先女性幼稚の若子達を何方にても落し參らせ一方を打破て御遁れ有て重て此戰の恥を御雪ぎ候へかしと申ければ義直の息男竹壽丸今年十三歲に成給ひしが愚かなる淺原が計ひやないかに幼少なればとて敵に後を見する樣や有詮なき事に城を出て萬人の嘲を受けんよりは快く自害して先祖の名をも顯はすべきと太刀の鋒を口に呀貫れてぞ伏たりける義直是を見給ひてけなげにも振廻つるものかな今は心に掛る事なし今生の名殘に今一軍快よくして死出の旅路の物がたりにせよやと落殘る兵士百三十七騎南の尾より駈出して大勢の中へ切入四方八面に切廻りける其志しひとへに大將純友と組んで勝負を決せんと思はれしかども寄手の勢の中に今朝まで味方に有て敵に成ぬるもの多かりければ備中守を見知りて中に取込んで討たんとしける間每度押隔てられ終に純友には組得ずして七郎太夫純行と駈合せ引組んで馬より下に落重りて突違てぞ伏にける。大將既に討死し給ふと見てければ今は是までぞと三郎宗清を始としておもひ〳〵に寄合せ差違へ〳〵一人も殘らず討死しけると云々」。（大意）

小寺云。備中守義直之事、備中國府賀陽郡に有て今は八田部の内の南國府北國府といふ處なりし事和名鈔に見へて素よりの事也されど此の時東の方より仇の攻來るには府の邊にては賴むべき山河なし故にこゝに來りて川邊河の深きを隔てゝ此山のさがしきに依りて仇を防ぎし成るべし。（一二〇一頁・鳥岳の條參照）

城主石田二郎爲久とぞ弓馬の達者、三浦の一黨なり云々」。と見ゆ。

(二)　猿懸城。吳妹村大字妹に在りて小田郡三谷村橫谷に接す。

備中府志に。「當城開基、庄太郎藤原家長、一谷合戰に大手の大將平重衡軍破れて須磨の浦傳に落行給ふを追懸生捕奉る賴朝卿御感ありて當座に奧州宇地ノ庄を給はる平家沒落以後備中閼國となれば家長も此國にて知行被宛行處」と見ゆ。而も庄家長を開祖とせる原據史料を缺ぐ。武藏七黨系圖によれば家長は藤原伊周男遠峯より出で遠峯は父公左遷の時、外祖有道氏遠行に依て武州に下向し姓を有道と爲す。

△遠峯——弘行——有大夫家行（武藏權守）——家弘——兒玉庄大夫弘高——庄權守家長　庄太郎、一谷合戰
　　別當家行（河內權守）　平重衡卿生捕

庄氏系譜には。武藏國兒玉黨の旗頭庄太郎家長は三位中將平重衡を捕へし功により源頼朝より當座に奥州室地の庄を賜はり平家沒落の後備中國に於て山方ノ庄、二万ノ庄、穗井田ノ庄、草壁ノ庄（備中四ケ庄の園切は東は吉備津宮の床邑に西は那須の封地に接す）を賜ひしにより當國に下り山方の庄に幸山城（今都窪郡山手村大字西郡に在り又高山とも書す）を築きて之に居り後元久二年（一八六五）猿懸山に支壘を作り一族の者交る〳〵之に居る。家長の曾孫右衛門太郎家重の時日下部（小田郡三谷村大字横谷にて猿懸山の西麓なり）に陣屋を置き領地年貢を徴收せしむ。家重の弟刑部左衛門家憲以下十代其の大番頭たり云々（猿懸城沿革考に據る）

因に云、現に三谷村大字横谷に御土居と稱する古館阯あり。御土居また大殿と云ふ其北隣接地を北殿又古殿。東隣を上殿又折殿。南隣を平木又新殿（カ）、西隣を西殿。西殿の西隣を長屋殿と稱す一帶方數町に亘る、洞松寺文書に庄上殿、北殿、新殿長屋殿見ゆ。是或は家重の設置せし陣屋。家憲以下大番頭の十代間に蕃衍せし一族の居館阯にあらざるか。

尚ほ庄氏一門とも見るべき文治中の庄三郎忠家、承久中の庄三郎、庄四郎、庄四郎兵衛、元弘中の庄左衛門四郎資房、庄左衛門四郎俊光、庄七郎、明徳の庄小四郎資昭等は別に記せしを以て略す。

應永三十二年吉備津宮正殿棟札に「庄甲斐守沙彌藤原道充云々」見ゆ。（船上山に馳參じたる勤王諸將の章、庄氏の條及戰國の城砦ノ章參照）

(三)　櫻　城。薗村大字市場字見瀬、瑞松院阯を其の廢墟とす。

備中誌云「櫻氏古城、嵯峨野村（今市場）に在り櫻喜右衛門武定（一二

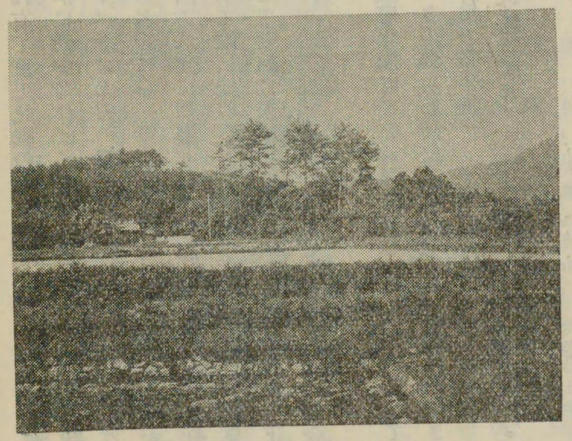

市場・櫻城阯（薗村）

櫻井甚左衛門）住せしなり、今其跡に瑞松院と云寺有」。と

寶光山、瑞松院（井山寶福寺末）サガノ村、延文年中の建立にて山林は岡田侯の寄附也、開山は陽翁劫春といふ、貞治二年癸卯三月三日（二カ）寂す。開基旦那は休菴自天居士と云ふ。此地は昔、櫻喜右衛門武定と云ふ者の城跡にて今も堀の形を殘せり、百年許昔しの事にて今は水田と成里人の言傳には其始め備後の櫻山氏の別れにて、武定何國へ出陣せし時にや今度の戰ひの時に討死せば莊田千石を附て此所を寺院となすべきぞと遺言す、武定戰死すと聞へければ頓て寺院とは成しけると也今禪院にて井山末寺也。（今寄附地散逸して無之）

享保六年井山本末改簿云。

一、寶光山瑞昌院、延文年中建立、在同郡（下道）西阁村。

山林　伊藤信濃守殿寄附

開山　陽翁劫春　嗣法未詳　貞治二年癸卯三月二日寂

開基　檀那　休菴自天居士

同郷ニ有ニ櫻木右衛門一（トヘモノ）出陣ノ時寄ニ附莊田千石一結ニ現當ノ

勝緣一、年代久遠故ニ今ハ則無シ

と。延文元年は吉野朝の正平十一年丙申（一三一六）に當る。瑞昌院の建立、此頃にあれば櫻氏の出陣はこの以前にて其の構造の平城的居館なるに徴して櫻城の年代亦鎌倉時代のものと推定せらるゝ也。

櫻城阯附近地名表

字名	地番	地目	反別	所有者氏名
平田	二一八八	田	〇、一二歩	林　聰介　〇
市場	二九二八ノ二	田	五、〇三歩	田村亀太郎　〇
平田	二一八九	田	九、一二	林　利平　〇
市場	二九二九ノ一	宅地	一、二九・三三	瑞祥院

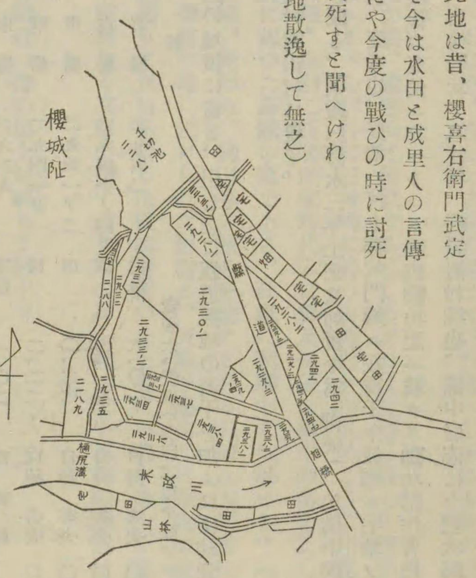
櫻城阯
二九三〇ノ
二九三一ノ二
二九三二
二九三五
二八九
二九四二
二九四五
二九五二
二九五三
二九五四
二九五五
二九五六
二九五七
二九五八
二九五九
二九六〇
二九六一
二九六二
二九六三
二九六四
二九六五
二九六六
二九六七
二九六八
二九六九
二九七〇
二九七一
二九七二
二九七三
二九七四
二九七五
二九七六
二九七七
二九七八
二九七九
二九八〇
二九八一
二九八二
二九八三
二九八四
二九八五
二九八六
二九八七
二九八八
二九八九
二九九〇
二九九一
二九九二
二九九三
二九九四
二九九五
二九九六
二九九七
二九九八
二九九九
三〇〇〇
三〇〇一
三〇〇二
三〇〇三
三〇〇四
三〇〇五
三〇〇六
三〇〇七
三〇〇八
三〇〇九
三〇一〇
三〇一一
三〇一二
三〇一三
三〇一四
三〇一五
三〇一六
三〇一七
三〇一八
三〇一九
三〇二〇
三〇二一
三〇二二
三〇二三
三〇二四
三〇二五
三〇二六
三〇二七
三〇二八
三〇二九
三〇三〇
三〇三一
三〇三二
三〇三三
三〇三四
三〇三五
三〇三六
三〇三七
三〇三八
三〇三九
三〇四〇
三〇四一
三〇四二
三〇四三
三〇四四
三〇四五
三〇四六
三〇四七
三〇四八
三〇四九
三〇五〇
三〇五一
三〇五二
三〇五三
三〇五四
三〇五五
三〇五六
三〇五七
三〇五八
三〇五九
三〇六〇
三〇六一
三〇六二
三〇六三
三〇六四
三〇六五
三〇六六
三〇六七
三〇六八
三〇六九
三〇七〇
三〇七一
三〇七二
三〇七三
三〇七四
三〇七五
三〇七六
三〇七七
三〇七八
三〇七九
三〇八〇
三〇八一
三〇八二
三〇八三
三〇八四
三〇八五
三〇八六
三〇八七
三〇八八
三〇八九
三〇九〇
三〇九一
三〇九二
三〇九三
三〇九四
三〇九五
三〇九六
三〇九七
三〇九八
三〇九九
三一〇〇
三一〇一
三一〇二
三一〇三
三一〇四
三一〇五
三一〇六
三一〇七
三一〇八
三一〇九
三一一〇
三一一一
三一一二
三一一三
三一一四
三一一五
三一一六
三一一七
三一一八
三一一九
三一二〇
三一二一
三一二二
三一二三
三一二四
三一二五
三一二六
三一二七
三一二八
三一二九
三一三〇
三一三一
三一三二
三一三三
三一三四
三一三五
三一三六
三一三七
三一三八
三一三九
三一四〇
三一四一
三一四二
三一四三
三一四四
三一四五
三一四六
三一四七
三一四八
三一四九
三一五〇
三一五一
三一五二
三一五三
三一五四
三一五五
三一五六
三一五七
三一五八
三一五九
三一六〇
三一六一
三一六二
三一六三
三一六四
三一六五
三一六六
三一六七
三一六八
三一六九
三一七〇
三一七一
三一七二
三一七三
三一七四
三一七五
三一七六
三一七七
三一七八
三一七九
三一八〇
三一八一
三一八二
三一八三
三一八四
三一八五
三一八六
三一八七
三一八八
三一八九
三一九〇
三一九一
三一九二
三一九三
三一九四
三一九五
三一九六
三一九七
三一九八
三一九九
三二〇〇
三二〇一
三二〇二
三二〇三
三二〇四
三二〇五
三二〇六
三二〇七
三二〇八
三二〇九
三二一〇
三二一一
三二一二
三二一三
三二一四
三二一五
三二一六
三二一七
三二一八
三二一九
三二二〇
三二二一
三二二二
三二二三
三二二四
三二二五
三二二六
三二二七
三二二八
三二二九
三二三〇
三二三一
三二三二
三二三三
三二三四
三二三五
三二三六
三二三七
三二三八
三二三九
三二四〇
三二四一
三二四二
三二四三
三二四四
三二四五
三二四六
三二四七
三二四八
三二四九
三二五〇
三二五一
三二五二
三二五三
三二五四
三二五五
三二五六
三二五七
三二五八
三二五九
三二六〇
三二六一
三二六二
三二六三
三二六四
三二六五
三二六六
三二六七
三二六八
三二六九
三二七〇
三二七一
三二七二
三二七三
三二七四
三二七五
三二七六
三二七七
三二七八
三二七九
三二八〇
三二八一
三二八二
三二八三
三二八四
三二八五
三二八六
三二八七
三二八八
三二八九
三二九〇
三二九一
三二九二
三二九三
三二九四
三二九五
三二九六
三二九七
三二九八
三二九九
三三〇〇
三三〇一
三三〇二
三三〇三
三三〇四
三三〇五
三三〇六
三三〇七
三三〇八
三三〇九
三三一〇
三三一一
三三一二
三三一三
三三一四
三三一五
三三一六
三三一七
三三一八
三三一九
三三二〇
三三二一
三三二二
三三二三
三三二四
三三二五
三三二六
三三二七
三三二八
三三二九
三三三〇
三三三一
三三三二
三三三三
三三三四
三三三五
三三三六
三三三七
三三三八
三三三九
三三四〇
三三四一
三三四二
三三四三
三三四四
三三四五
三三四六
三三四七
三三四八
三三四九
三三五〇
三三五一
三三五二
三三五三
三三五四
三三五五
三三五六
三三五七
三三五八
三三五九
三三六〇
三三六一
三三六二
三三六三
三三六四
三三六五
三三六六
三三六七
三三六八
三三六九
三三七〇
三三七一
三三七二
三三七三
三三七四
三三七五
三三七六
三三七七
三三七八
三三七九
三三八〇
三三八一
三三八二
三三八三
三三八四
三三八五
三三八六
三三八七
三三八八
三三八九
三三九〇
三三九一
三三九二
三三九三
三三九四
三三九五
三三九六
三三九七
三三九八
三三九九
三四〇〇
三四〇一
三四〇二
三四〇三
三四〇四
三四〇五
三四〇六
三四〇七
三四〇八
三四〇九
三四一〇
三四一一
三四一二
三四一三
三四一四
三四一五
三四一六
三四一七
三四一八
三四一九
三四二〇
三四二一
三四二二
三四二三
三四二四
三四二五
三四二六
三四二七
三四二八
三四二九
三四三〇
三四三一
三四三二
三四三三
三四三四
三四三五
三四三六
三四三七
三四三八
三四三九
三四四〇
三四四一
三四四二
三四四三
三四四四
三四四五
三四四六
三四四七
三四四八
三四四九
三四五〇
三四五一
三四五二
三四五三
三四五四
三四五五
三四五六
三四五七
三四五八
三四五九
三四六〇
三四六一
三四六二
三四六三
三四六四
三四六五
三四六六
三四六七
三四六八
三四六九
三四七〇
三四七一
三四七二
三四七三
三四七四
三四七五
三四七六
三四七七
三四七八
三四七九
三四八〇
三四八一
三四八二
三四八三
三四八四
三四八五
三四八六
三四八七
三四八八
三四八九
三四九〇
三四九一
三四九二
三四九三
三四九四
三四九五
三四九六
三四九七
三四九八
三四九九
三五〇〇
三五〇一
三五〇二
三五〇三
三五〇四
三五〇五
三五〇六
三五〇七
三五〇八
三五〇九
三五一〇
三五一一
三五一二
三五一三
三五一四
三五一五
三五一六
三五一七
三五一八
三五一九
三五二〇
三五二一
三五二二
三五二三
三五二四
三五二五
三五二六
三五二七
三五二八
三五二九
三五三〇
三五三一
三五三二
三五三三
三五三四
三五三五
三五三六
三五三七
三五三八
三五三九
三五四〇
三五四一
三五四二
三五四三
三五四四
三五四五
三五四六
三五四七
三五四八
三五四九
三五五〇
三五五一
三五五二
三五五三
三五五四
三五五五
三五五六
三五五七
三五五八
三五五九
三五六〇
三五六一
三五六二
三五六三
三五六四
三五六五
三五六六
三五六七
三五六八
三五六九
三五七〇
三五七一
三五七二
三五七三
三五七四
三五七五
三五七六
三五七七
三五七八
三五七九
三五八〇
三五八一
三五八二
三五八三
三五八四
三五八五
三五八六
三五八七
三五八八
三五八九
三五九〇
三五九一
三五九二
三五九三
三五九四
三五九五
三五九六
三五九七
三五九八
三五九九
三六〇〇
三六〇一
三六〇二
三六〇三
三六〇四
三六〇五
三六〇六
三六〇七
三六〇八
三六〇九
三六一〇
三六一一
三六一二
三六一三
三六一四
三六一五
三六一六
三六一七
三六一八
三六一九
三六二〇
三六二一
三六二二
三六二三
三六二四
三六二五
三六二六
三六二七
三六二八
三六二九
三六三〇
三六三一
三六三二
三六三三
三六三四
三六三五
三六三六
三六三七
三六三八
三六三九
三六四〇
三六四一
三六四二
三六四三
三六四四
三六四五
三六四六
三六四七
三六四八
三六四九
三六五〇
三六五一
三六五二
三六五三
三六五四
三六五五
三六五六
三六五七
三六五八
三六五九
三六六〇
三六六一
三六六二
三六六三
三六六四
三六六五
三六六六
三六六七
三六六八
三六六九
三六七〇
三六七一
三六七二
三六七三
三六七四
三六七五
三六七六
三六七七
三六七八
三六七九
三六八〇
三六八一
三六八二
三六八三
三六八四
三六八五
三六八六
三六八七
三六八八
三六八九
三六九〇
三六九一
三六九二
三六九三
三六九四
三六九五
三六九六
三六九七
三六九八
三六九九
三七〇〇
三七〇一
三七〇二
三七〇三
三七〇四
三七〇五
三七〇六
三七〇七
三七〇八
三七〇九
三七一〇
三七一一
三七一二
三七一三
三七一四
三七一五
三七一六
三七一七
三七一八
三七一九
三七二〇
三七二一
三七二二
三七二三
三七二四
三七二五
三七二六
三七二七
三七二八
三七二九
三七三〇
三七三一
三七三二
三七三三
三七三四
三七三五
三七三六
三七三七
三七三八
三七三九
三七四〇
三七四一
三七四二
三七四三
三七四四
三七四五
三七四六
三七四七
三七四八
三七四九
三七五〇
三七五一
三七五二
三七五三
三七五四
三七五五
三七五六
三七五七
三七五八
三七五九
三七六〇
三七六一
三七六二
三七六三
三七六四
三七六五
三七六六
三七六七
三七六八
三七六九
三七七〇
三七七一
三七七二
三七七三
三七七四
三七七五
三七七六
三七七七
三七七八
三七七九
三七八〇
三七八一
三七八二
三七八三
三七八四
三七八五
三七八六
三七八七
三七八八
三七八九
三七九〇
三七九一
三七九二
三七九三
三七九四
三七九五
三七九六
三七九七
三七九八
三七九九
三八〇〇
三八〇一
三八〇二
三八〇三
三八〇四
三八〇五
三八〇六
三八〇七
三八〇八
三八〇九
三八一〇
三八一一
三八一二
三八一三
三八一四
三八一五
三八一六
三八一七
三八一八
三八一九
三八二〇
三八二一
三八二二
三八二三
三八二四
三八二五
三八二六
三八二七
三八二八
三八二九
三八三〇
三八三一
三八三二
三八三三
三八三四
三八三五
三八三六
三八三七
三八三八
三八三九
三八四〇
三八四一
三八四二
三八四三
三八四四
三八四五
三八四六
三八四七
三八四八
三八四九
三八五〇
三八五一
三八五二
三八五三
三八五四
三八五五
三八五六
三八五七
三八五八
三八五九
三八六〇
三八六一
三八六二
三八六三
三八六四
三八六五
三八六六
三八六七
三八六八
三八六九
三八七〇
三八七一
三八七二
三八七三
三八七四
三八七五
三八七六
三八七七
三八七八
三八七九
三八八〇
三八八一
三八八二
三八八三
三八八四
三八八五
三八八六
三八八七
三八八八
三八八九
三八九〇
三八九一
三八九二
三八九三
三八九四
三八九五
三八九六
三八九七
三八九八
三八九九
三九〇〇
三九〇一
三九〇二
三九〇三
三九〇四
三九〇五
三九〇六
三九〇七
三九〇八
三九〇九
三九一〇
三九一一
三九一二
三九一三
三九一四
三九一五
三九一六
三九一七
三九一八
三九一九
三九二〇
三九二一
三九二二
三九二三
三九二四
三九二五
三九二六
三九二七
三九二八
三九二九
三九三〇
三九三一
三九三二
三九三三
三九三四
三九三五
三九三六
三九三七
三九三八
三九三九
三九四〇
三九四一
三九四二
三九四三
三九四四
三九四五
三九四六
三九四七
三九四八
三九四九
三九五〇
三九五一
三九五二
三九五三
三九五四
三九五五
三九五六
三九五七
三九五八
三九五九
三九六〇
三九六一
三九六二
三九六三
三九六四
三九六五
三九六六
三九六七
三九六八
三九六九
三九七〇
三九七一
三九七二
三九七三
三九七四
三九七五
三九七六
三九七七
三九七八
三九七九
三九八〇
三九八一
三九八二
三九八三
三九八四
三九八五
三九八六
三九八七
三九八八
三九八九
三九九〇
三九九一
三九九二
三九九三
三九九四
三九九五
三九九六
三九九七
三九九八
三九九九
四〇〇〇
四〇〇一
四〇〇二
四〇〇三
四〇〇四
四〇〇五
四〇〇六
四〇〇七
四〇〇八
四〇〇九
四〇一〇
四〇一一
四〇一二
四〇一三
四〇一四
四〇一五
四〇一六
四〇一七
四〇一八
四〇一九
四〇二〇
四〇二一
四〇二二
四〇二三
四〇二四
四〇二五
四〇二六
四〇二七
四〇二八
四〇二九
四〇三〇
四〇三一
四〇三二
四〇三三
四〇三四
四〇三五
四〇三六
四〇三七
四〇三八
四〇三九
四〇四〇
四〇四一
四〇四二
四〇四三
四〇四四
四〇四五
四〇四六
四〇四七
四〇四八
四〇四九
四〇五〇
四〇五一
四〇五二
四〇五三
四〇五四
四〇五五
四〇五六
四〇五七
四〇五八
四〇五九
四〇六〇
四〇六一
四〇六二
四〇六三
四〇六四
四〇六五
四〇六六
四〇六七
四〇六八
四〇六九
四〇七〇
四〇七一
四〇七二
四〇七三
四〇七四
四〇七五
四〇七六
四〇七七
四〇七八
四〇七九
四〇八〇
四〇八一
四〇八二
四〇八三
四〇八四
四〇八五
四〇八六
四〇八七
四〇八八
四〇八九
四〇九〇
四〇九一
四〇九二
四〇九三
四〇九四
四〇九五
四〇九六
四〇九七
四〇九八
四〇九九
四一〇〇
四一〇一
四一〇二
四一〇三
四一〇四
四一〇五
四一〇六
四一〇七
四一〇八
四一〇九
四一一〇
四一一一
四一一二
四一一三
四一一四
四一一五
四一一六
四一一七
四一一八
四一一九
四一二〇
四一二一
四一二二
四一二三
四一二四
四一二五
四一二六
四一二七
四一二八
四一二九
四一三〇
四一三一
四一三二
四一三三
四一三四
四一三五
四一三六
四一三七
四一三八
四一三九
四一四〇
四一四一
四一四二
四一四三
四一四四
四一四五
四一四六
四一四七
四一四八
四一四九
四一五〇
四一五一
四一五二
四一五三
四一五四
四一五五
四一五六
四一五七
四一五八
四一五九
四一六〇
四一六一
四一六二
四一六三
四一六四
四一六五
四一六六
四一六七
四一六八
四一六九
四一七〇
四一七一
四一七二
四一七三
四一七四
四一七五
四一七六
四一七七
四一七八
四一七九
四一八〇
四一八一
四一八二
四一八三
四一八四
四一八五
四一八六
四一八七
四一八八
四一八九
四一九〇
四一九一
四一九二
四一九三
四一九四
四一九五
四一九六
四一九七
四一九八
四一九九
四二〇〇
四二〇一
四二〇二
四二〇三
四二〇四
四二〇五
四二〇六
四二〇七
四二〇八
四二〇九
四二一〇
四二一一
四二一二
四二一三
四二一四
四二一五
四二一六
四二一七
四二一八
四二一九
四二二〇
四二二一
四二二二
四二二三
四二二四
四二二五
四二二六
四二二七
四二二八
四二二九
四二三〇
四二三一
四二三二
四二三三
四二三四
四二三五
四二三六
四二三七
四二三八
四二三九
四二四〇
四二四一
四二四二
四二四三
四二四四
四二四五
四二四六
四二四七
四二四八
四二四九
四二五〇
四二五一
四二五二
四二五三
四二五四
四二五五
四二五六
四二五七
四二五八
四二五九
四二六〇
四二六一
四二六二
四二六三
四二六四
四二六五
四二六六
四二六七
四二六八
四二六九
四二七〇
四二七一
四二七二
四二七三
四二七四
四二七五
四二七六
四二七七
四二七八
四二七九
四二八〇
四二八一
四二八二
四二八三
四二八四
四二八五
四二八六
四二八七
四二八八
四二八九
四二九〇
四二九一
四二九二
四二九三
四二九四
四二九五
四二九六
四二九七
四二九八
四二九九
四三〇〇
四三〇一
四三〇二
四三〇三
四三〇四
四三〇五
四三〇六
四三〇七
四三〇八
四三〇九
四三一〇
四三一一
四三一二
四三一三
四三一四
四三一五
四三一六
四三一七
四三一八
四三一九
四三二〇
四三二一
四三二二
四三二三
四三二四
四三二五
四三二六
四三二七
四三二八
四三二九
四三三〇
四三三一
四三三二
四三三三
四三三四
四三三五
四三三六
四三三七
四三三八
四三三九
四三四〇
四三四一
四三四二
四三四三
四三四四
四三四五
四三四六
四三四七
四三四八
四三四九
四三五〇
四三五一
四三五二
四三五三
四三五四
四三五五
四三五六
四三五七
四三五八
四三五九
四三六〇
四三六一
四三六二
四三六三
四三六四
四三六五
四三六六
四三六七
四三六八
四三六九
四三七〇
四三七一
四三七二
四三七三
四三七四
四三七五
四三七六
四三七七
四三七八
四三七九
四三八〇
四三八一
四三八二
四三八三
四三八四
四三八五
四三八六
四三八七
四三八八
四三八九
四三九〇
四三九一
四三九二
四三九三
四三九四
四三九五
四三九六
四三九七
四三九八
四三九九
四四〇〇
四四〇一
四四〇二
四四〇三
四四〇四
四四〇五
四四〇六
四四〇七
四四〇八
四四〇九
四四一〇
四四一一
四四一二
四四一三
四四一四
四四一五
四四一六
四四一七
四四一八
四四一九
四四二〇
四四二一
四四二二
四四二三
四四二四
四四二五
四四二六
四四二七
四四二八
四四二九
四四三〇
四四三一
四四三二
四四三三
四四三四
四四三五
四四三六
四四三七
四四三八
四四三九
四四四〇
四四四一
四四四二
四四四三
四四四四
四四四五
四四四六
四四四七
四四四八
四四四九
四四五〇
四四五一
四四五二
四四五三
四四五四
四四五五
四四五六
四四五七
四四五八
四四五九
四四六〇
四四六一
四四六二
四四六三
四四六四
四四六五
四四六六
四四六七
四四六八
四四六九
四四七〇
四四七一
四四七二
四四七三
四四七四
四四七五
四四七六
四四七七
四四七八
四四七九
四四八〇
四四八一
四四八二
四四八三
四四八四
四四八五
四四八六
四四八七
四四八八
四四八九
四四九〇
四四九一
四四九二
四四九三
四四九四
四四九五
四四九六
四四九七
四四九八
四四九九
四五〇〇
四五〇一
四五〇二
四五〇三
四五〇四
四五〇五
四五〇六
四五〇七
四五〇八
四五〇九
四五一〇
四五一一
四五一二
四五一三
四五一四
四五一五
四五一六
四五一七
四五一八
四五一九
四五二〇
四五二一
四五二二
四五二三
四五二四
四五二五
四五二六
四五二七
四五二八
四五二九
四五三〇
四五三一
四五三二
四五三三
四五三四
四五三五
四五三六
四五三七
四五三八
四五三九
四五四〇
四五四一
四五四二
四五四三
四五四四
四五四五
四五四六
四五四七
四五四八
四五四九
四五五〇
四五五一
四五五二
四五五三
四五五四
四五五五
四五五六
四五五七
四五五八
四五五九
四五六〇
四五六一
四五六二
四五六三
四五六四
四五六五
四五六六
四五六七
四五六八
四五六九
四五七〇
四五七一
四五七二
四五七三
四五七四
四五七五
四五七六
四五七七
四五七八
四五七九
四五八〇
四五八一
四五八二
四五八三
四五八四
四五八五
四五八六
四五八七
四五八八
四五八九
四五九〇
四五九一
四五九二
四五九三
四五九四
四五九五
四五九六
四五九七
四五九八
四五九九
四六〇〇
四六〇一
四六〇二
四六〇三
四六〇四
四六〇五
四六〇六
四六〇七
四六〇八
四六〇九
四六一〇
四六一一
四六一二
四六一三
四六一四
四六一五
四六一六
四六一七
四六一八
四六一九
四六二〇
四六二一
四六二二
四六二三
四六二四
四六二五
四六二六
四六二七
四六二八
四六二九
四六三〇
四六三一
四六三二
四六三三
四六三四
四六三五
四六三六
四六三七
四六三八
四六三九
四六四〇
四六四一
四六四二
四六四三
四六四四
四六四五
四六四六
四六四七
四六四八
四六四九
四六五〇
四六五一
四六五二
四六五三
四六五四
四六五五
四六五六
四六五七
四六五八
四六五九
四六六〇
四六六一
四六六二
四六六三
四六六四
四六六五
四六六六
四六六七
四六六八
四六六九
四六七〇
四六七一
四六七二
四六七三
四六七四
四六七五
四六七六
四六七七
四六七八
四六七九
四六八〇
四六八一
四六八二
四六八三
四六八四
四六八五
四六八六
四六八七
四六八八
四六八九
四六九〇
四六九一
四六九二
四六九三
四六九四
四六九五
四六九六
四六九七
四六九八
四六九九
四七〇〇
四七〇一
四七〇二
四七〇三
四七〇四
四七〇五
四七〇六
四七〇七
四七〇八
四七〇九
四七一〇
四七一一
四七一二
四七一三
四七一四
四七一五
四七一六
四七一七
四七一八
四七一九
四七二〇
四七二一
四七二二
四七二三
四七二四
四七二五
四七二六
四七二七
四七二八
四七二九
四七三〇
四七三一
四七三二
四七三三
四七三四
四七三五
四七三六
四七三七
四七三八
四七三九
四七四〇
四七四一
四七四二
四七四三
四七四四
四七四五
四七四六
四七四七
四七四八
四七四九
四七五〇
四七五一
四七五二
四七五三
四七五四
四七五五
四七五六
四七五七
四七五八
四七五九
四七六〇
四七六一
四七六二
四七六三
四七六四
四七六五
四七六六
四七六七
四七六八
四七六九
四七七〇
四七七一
四七七二
四七七三
四七七四
四七七五
四七七六
四七七七
四七七八
四七七九
四七八〇
四七八一
四七八二
四七八三
四七八四
四七八五
四七八六
四七八七
四七八八
四七八九
四七九〇
四七九一
四七九二
四七九三
四七九四
四七九五
四七九六
四七九七
四七九八
四七九九
四八〇〇
四八〇一
四八〇二
四八〇三
四八〇四
四八〇五
四八〇六
四八〇七
四八〇八
四八〇九
四八一〇
四八一一
四八一二
四八一三
四八一四
四八一五
四八一六
四八一七
四八一八
四八一九
四八二〇
四八二一
四八二二
四八二三
四八二四
四八二五
四八二六
四八二七
四八二八
四八二九
四八三〇
四八三一
四八三二
四八三三
四八三四
四八三五
四八三六
四八三七
四八三八
四八三九
四八四〇
四八四一
四八四二
四八四三
四八四四
四八四五
四八四六
四八四七
四八四八
四八四九
四八五〇
四八五一
四八五二
四八五三
四八五四
四八五五
四八五六
四八五七
四八五八
四八五九
四八六〇
四八六一
四八六二
四八六三
四八六四
四八六五
四八六六
四八六七
四八六八
四八六九
四八七〇
四八七一
四八七二
四八七三
四八七四
四八七五
四八七六
四八七七
四八七八
四八七九
四八八〇
四八八一
四八八二
四八八三
四八八四
四八八五
四八八六
四八八七
四八八八
四八八九
四八九〇
四八九一
四八九二
四八九三
四八九四
四八九五
四八九六
四八九七
四八九八
四八九九
四九〇〇
四九〇一
四九〇二
四九〇三
四九〇四
四九〇五
四九〇六
四九〇七
四九〇八
四九〇九
四九一〇
四九一一
四九一二
四九一三
四九一四
四九一五
四九一六
四九一七
四九一八
四九一九
四九二〇
四九二一
四九二二
四九二三
四九二四
四九二五
四九二六
四九二七
四九二八
四九二九
四九三〇
四九三一
四九三二
四九三三
四九三四
四九三五
四九三六
四九三七
四九三八
四九三九
四九四〇
四九四一
四九四二
四九四三
四九四四
四九四五
四九四六
四九四七
四九四八
四九四九
四九五〇
四九五一
四九五二
四九五三
四九五四
四九五五
四九五六
四九五七
四九五八
四九五九
四九六〇
四九六一
四九六二
四九六三
四九六四
四九六五
四九六六
四九六七
四九六八
四九六九
四九七〇
四九七一
四九七二
四九七三
四九七四
四九七五
四九七六
四九七七
四九七八
四九七九
四九八〇
四九八一
四九八二
四九八三
四九八四
四九八五
四九八六
四九八七
四九八八
四九八九
四九九〇
四九九一
四九九二
四九九三
四九九四
四九九五
四九九六
四九九七
四九九八
四九九九
五〇〇〇
五〇〇一
五〇〇二
五〇〇三
五〇〇四
五〇〇五
五〇〇六
五〇〇七
五〇〇八
五〇〇九
五〇一〇
五〇一一
五〇一二
五〇一三
五〇一四
五〇一五
五〇一六
五〇一七
五〇一八
五〇一九
五〇二〇
五〇二一
五〇二二
五〇二三
五〇二四
五〇二五
五〇二六
五〇二七
五〇二八
五〇二九
五〇三〇
五〇三一
五〇三二
五〇三三
五〇三四
五〇三五
五〇三六
五〇三七
五〇三八
五〇三九
五〇四〇
五〇四一
五〇四二
五〇四三
五〇四四
五〇四五
五〇四六
五〇四七
五〇四八
五〇四九
五〇五〇
五〇五一
五〇五二
五〇五三
五〇五四
五〇五五
五〇五六
五〇五七
五〇五八
五〇五九
五〇六〇
五〇六一
五〇六二
五〇六三
五〇六四
五〇六五
五〇六六
五〇六七
五〇六八
五〇六九
五〇七〇
五〇七一
五〇七二
五〇七三
五〇七四
五〇七五
五〇七六
五〇七七
五〇七八
五〇七九
五〇八〇
五〇八一
五〇八二
五〇八三
五〇八四
五〇八五
五〇八六
五〇八七
五〇八八
五〇八九
五〇九〇
五〇九一
五〇九二
五〇九三
五〇九四
五〇九五
五〇九六
五〇九七
五〇九八
五〇九九
五一〇〇
五一〇一
五一〇二
五一〇三
五一〇四
五一〇五
五一〇六
五一〇七
五一〇八
五一〇九
五一一〇
五一一一
五一一二
五一一三
五一一四
五一一五
五一一六
五一一七
五一一八
五一一九
五一二〇
五一二一
五一二二
五一二三
五一二四
五一二五
五一二六
五一二七
五一二八
五一二九
五一三〇
五一三一
五一三二
五一三三
五一三四
五一三五
五一三六
五一三七
五一三八
五一三九
五一四〇
五一四一
五一四二
五一四三
五一四四
五一四五
五一四六
五一四七
五一四八
五一四九
五一五〇
五一五一
五一五二
五一五三
五一五四
五一五五
五一五六
五一五七
五一五八
五一五九
五一六〇
五一六一
五一六二
五一六三
五一六四
五一六五
五一六六
五一六七
五一六八
五一六九
五一七〇
五一七一
五一七二
五一七三
五一七四
五一七五
五一七六
五一七七
五一七八
五一七九
五一八〇
五一八一
五一八二
五一八三
五一八四
五一八五
五一八六
五一八七
五一八八
五一八九
五一九〇
五一九一
五一九二
五一九三
五一九四
五一九五
五一九六
五一九七
五一九八
五一九九
五二〇〇
五二〇一
五二〇二
五二〇三
五二〇四
五二〇五
五二〇六
五二〇七
五二〇八
五二〇九
五二一〇
五二一一
五二一二
五二一三
五二一四
五二一五
五二一六
五二一七
五二一八
五二一九
五二二〇
五二二一
五二二二
五二二三
五二二四
五二二五
五二二六
五二二七
五二二八
五二二九
五二三〇
五二三一
五二三二
五二三三
五二三四
五二三五
五二三六
五二三七
五二三八
五二三九
五二四〇
五二四一
五二四二
五二四三
五二四四
五二四五
五二四六
五二四七
五二四八
五二四九
五二五〇
五二五一
五二五二
五二五三
五二五四
五二五五
五二五六
五二五七
五二五八
五二五九
五二六〇
五二六一
五二六二
五二六三
五二六四
五二六五
五二六六
五二六七
五二六八
五二六九
五二七〇
五二七一
五二七二
五二七三
五二七四
五二七五
五二七六
五二七七
五二七八
五二七九
五二八〇
五二八一
五二八二
五二八三
五二八四
五二八五
五二八六
五二八七
五二八八
五二八九
五二九〇
五二九一
五二九二
五二九三
五二九四
五二九五
五二九六
五二九七
五二九八
五二九九
五三〇〇
五三〇一
五三〇二
五三〇三
五三〇四
五三〇五
五三〇六
五三〇七
五三〇八
五三〇九
五三一〇
五三一一
五三一二
五三一三
五三一四
五三一五
五三一六
五三一七
五三一八
五三一九
五三二〇
五三二一
五三二二
五三二三
五三二四
五三二五
五三二六
五三二七
五三二八
五三二九
五三三〇
五三三一
五三三二
五三三三
五三三四
五三三五
五三三六
五三三七
五三三八
五三三九
五三四〇
五三四一
五三四二
五三四三
五三四四
五三四五
五三四六
五三四七
五三四八
五三四九
五三五〇
五三五一
五三五二
五三五三
五三五四
五三五五
五三五六
五三五七
五三五八
五三五九
五三六〇
五三六一
五三六二
五三六三
五三六四
五三六五
五三六六
五三六七
五三六八
五三六九
五三七〇
五三七一
五三七二
五三七三
五三七四
五三七五
五三七六
五三七七
五三七八
五三七九
五三八〇
五三八一
五三八二
五三八三
五三八四
五三八五
五三八六
五三八七
五三八八
五三八九
五三九〇
五三九一
五三九二
五三九三
五三九四
五三九五
五三九六
五三九七
五三九八
五三九九
五四〇〇
五四〇一
五四〇二
五四〇三
五四〇四
五四〇五
五四〇六
五四〇七
五四〇八
五四〇九
五四一〇
五四一一
五四一二
五四一三
五四一四
五四一五
五四一六
五四一七
五四一八
五四一九
五四二〇
五四二一
五四二二
五四二三
五四二四
五四二五
五四二六
五四二七
五四二八
五四二九
五四三〇
五四三一
五四三二
五四三三
五四三四
五四三五
五四三六
五四三七
五四三八
五四三九
五四四〇
五四四一
五四四二
五四四三
五四四四
五四四五
五四四六
五四四七
五四四八
五四四九
五四五〇
五四五一
五四五二
五四五三
五四五四
五四五五
五四五六
五四五七
五四五八
五四五九
五四六〇
五四六一
五四六二
五四六三
五四六四
五四六五
五四六六
五四六七
五四六八
五四六九
五四七〇
五四七一
五四七二
五四七三
五四七四
五四七五
五四七六
五四七七
五四七八
五四七九
五四八〇
五四八一
五四八二
五四八三
五四八四
五四八五
五四八六
五四八七
五四八八
五四八九
五四九〇
五四九一
五四九二
五四九三
五四九四
五四九五
五四九六
五四九七
五四九八
五四九九
五五〇〇
五五〇一
五五〇二
五五〇三
五五〇四
五五〇五
五五〇六
五五〇七
五五〇八
五五〇九
五五一〇
五五一一
五五一二
五五一三
五五一四
五五一五
五五一六
五五一七
五五一八
五五一九
五五二〇
五五二一
五五二二
五五二三
五五二四
五五二五
五五二六
五五二七
五五二八
五五二九
五五三〇
五五三一
五五三二
五五三三
五五三四
五五三五
五五三六
五五三七
五五三八
五五三九
五五四〇
五五四一
五五四二
五五四三
五五四四
五五四五
五五四六
五五四七
五五四八
五五四九
五五五〇
五五五一
五五五二
五五五三
五五五四
五五五五
五五五六
五五五七
五五五八
五五五九
五五六〇
五五六一
五五六二
五五六三
五五六四
五五六五
五五六六
五五六七
五五六八
五五六九
五五七〇
五五七一
五五七二
五五七三
五五七四
五五七五
五五七六
五五七七
五五七八
五五七九
五五八〇
五五八一
五五八二
五五八三
五五八四
五五八五
五五八六
五五八七
五五八八
五五八九
五五九〇
五五九一
五五九二
五五九三
五五九四
五五九五
五五九六
五五九七
五五九八
五五九九
五

拝銭田	二二八〇	田	〇、〇四	林　鶴藏	〇	
南砂	二二八一	池	五三、一三	官有第三種	△	
市場	二九二八ノ一	田	五、〇六	田村亀太郎	〇	
市場	二九三〇ノ一	田	三三、一一	田村靜太郎 片岡克己		
市場	二九三一	畑	一、〇九	瑞祥院		
市場	二九三二	山林	四、一二	瑞祥院		
市場	二九三三ノ一	宅地	〇、一八	瑞祥院		
市場	二九三三ノ二	畑	一〇、一七	瑞祥院		
市場	二九三四	畑	三、一七	瑞祥院 白神佐四郎 伊藤義應		
市場	二九三五	墓	三、一三	田村亀太郎		
市場	二九三六	田	三、一六			
市場	二九三七	畑	八、一九	瑞祥院		
市場	二九二九ノ二	宅地	一、一〇	瑞祥院		
市場	二九二九ノ三	畑	一、一三	瑞祥院		
市場	二九二九ノ四	畑	二、一二	瑞祥院		
市場	二九三八ノ一	畑	一、〇二	三宅　助藏		
市場	二九三八ノ二	宅地	二、一二	三宅　助藏		
市場	二九三八ノ四	宅地	四、二六	木口蔦次郎		
市場	二九三九	宅地	一、〇二	瑞祥院		
市場	二九四一ノ一	田	二、二二	白神　秀夫	〇	
市場	二九四一ノ二	田	〇、二二	白神　秀夫	〇	
市場	二九四一ノ四	畑	〇、一五	白神　秀夫	〇	
市場	二九四二	宅地	六、〇一	白神　秀夫	〇	
計			壹壹六、壹五（凸印二筆ヲ除ク）			

右の内〇印九筆計三段七歩の湟敷を除き殘八段六畝八歩是城阯の地積に當る、但し之に縣道敷地の若干を加ふれば約壹町歩許の城阯となる。

(四) 喜村山城　又書木村又鬼邑山。薗村大字市場に在りて神在村岡田村に接す。

備中府志に「城主土肥二郎實平元暦元年二月一谷西手大將を蒙る、東鑑曰壽永三年土肥次郎實平爲二御使一、於備中國行二聲務一仍在二廳散位藤原資親已下ノ數輩一還二補本職一是爲二平家一失ル度者也、資親ハ河上郡穴門鄕ニ在役于今彼鄕ニ宅地ノ阯有實平カ吉備津宮ニ籠シ願書ヲ二百年許以前ニ見タリシト織嘗カ東伯ニ答ヘシコト義經勳功記ニ載タリ勳功記作者松山古城主水谷家ノ良從タレバサモ有ベシ」と見ゆ。備中誌に「古松軒云、八代村、嵯峨野村境也、備中府志に土肥次郎實平、賴朝卿より五ケ國の守護職を賜ひて在城せしといへど獨立の山にて峯つゞきもなくて水の便も悪しき淺間なる要害なれば五ケ國の守護としも云べき人の住たると云は信じ難し」又云「中島氏記に永正年中管領大內義興の沙汰として二階堂を片島城に伊勢氏を高越城に。上野民部少輔を此喜村山に下され國中の政事を取らせ兼ては尼子、赤松、三好等の押へとなし給ふと云、松山城主永正六年上野刑部少輔參州小谷より移り其子備前守賴久相尋で居住す同じ永正中上野氏來り給ふと云は民部と刑部とを誤りて中島記に喜村山と取違へしにや、昔より古城の跡とはいひ傳へしかども誰が住しと云ふこと定かならず。

玄石案に、喜村山は山河の要害と平野を控ゆること前出、鳥ケ嶽、猿懸山と酷似するところあれば此等と同じく源平時代に於ける地方的重鎭となりしこと全く不可能とは斷じ難かるべし。特に三城共に其の山麓近き山ふところに屈竟の居館とすべき平地城阯を有すること相似たるものあり。大類。鳥羽二氏著武家時代の城郭及城阯に備中鳥岳を記して「藤原純友の亂は承平の末より天慶四年にかけて伊豫附近に起つた海賊の亂である。此亂に關聯した城郭として『築城史料』には高繩、釜島、鳥岳、多治比、淺倉、樋田、黒崎、菱形山、柳川等の城名を載せてあるが何れも末書に據つたもので信ずるに知らぬ。當時の狀況は詳にし難いが、要害の地に設けられた居館と、天險を應用した臨時築城とは或は若干用ひられたかも知れぬ」と云へり。要に當代諸豪互に反目對峙し比較的要害の丘上等に城郭を構へ不意の襲撃に備へ堀柵塀等を設けて相互に警戒せしならん。但し確實なる文獻の徵すべきものなく前々太平記等の記述はもとより信ずるに足らざる也。

(五) 賀陽城。庭瀨町大字川入字城廻に在りて單に城と呼ばる。附近一帶の地を城廻りと稱す。

邸阯。現存地形、南北三十間東西三十五間、長方形、北面して道路（長十二間）を通ず。四邊土壘を繞らせしが今は南邊全部、東西二邊各一部分を存するに過ぎず南邊の土壘、西半高二間幅四間許東半高十尺幅五間許。西邊は南半を存して南邊と連り高一間幅二間許。東邊も亦南一部分を存して高一間幅二間許なり。地域は畑となり西一半は桐を植う西北隅に齊墩樹の大木あり。周湟。今水田となる東西七十間、南北六十間。其幅員北湟十二間、西湟十七間。南湟十八間東湟十八間。是は周圍の地面より低きこと三尺許邸阯より低きこと六尺許なり。

賀陽氏の邸阯は吉備津新宮の西北稍北に振れて相距ること二町半に在り。是れ即ち新宮祭神吉備武彦命の後裔にして曾ては賀陽國造又云賀陽縣主やがては賀陽郡大領賀陽豐仲等を始として郡司兼祖廟吉備津の宮人たる賀陽家の邸阯たり。而して此の城阯を以て賀陽屋敷の阯とする所以の根據二。曰はく古老の口碑、古來口碑傳說として存せるが、近くは之を木堂犬養毅翁の手簡に徵すべし。

古老の口碑、古來口碑傳說として存せるが、近くは之を木堂犬養毅翁の手簡に徵すべし。

○規模形式。此種舊族邸宅の規模形式は平安以降源平鎌倉吉野朝時代を通じて行はれたることは之を源平・鎌倉時代に於ける武藏相模乃至關東武士の邸第の阯に徵すべく。更に當地方に此の類例を求むれば都窪郡常盤村大字溝口、藥師寺氏の邸阯。吉備郡薗村大字市場字見瀨櫻氏の邸阯、同郡大和村大字野山、伊達氏の邸阯、小田郡川面村大字川面小田氏の邸阯。更に進んでは本章列擧する所の十ヶ所の城郭の平地城即ち居館阯は皆此種の規模形式に屬するものなりとす。（僧榮西及良祐の章參照）

(六)　板倉城。眞金町大字板倉に在り、陶山道膝屋敷と稱す。

備中府志云。板倉城跡。城主陶山左衛門尉道膝妹尾兼康が旗下なり。源平盛衰記。壽永二年木曾義仲水島合戰源氏打負ぬと聞て備中へ馳下る條に云。去ル六月北國にて生捕りたりし妹尾太郎兼康を先に立案内者とす、船坂山にて妹尾木曾を謀て御先へ參り馬の草をも用意せんと云ふ木曾是をゆるす妹尾悦んで（中略）我身は備中板倉城に籠る（中略）木曾辛川ノ宿より板倉城へ押寄揉にもんで攻ければ兼康矢種の有程こそ防ぎけれ矢種盡ぬれば力及ばず我先にと落行ける（中略）荒手の源氏追來り散々に戰ふて主從三人そこに討死をぞしたりける（第四十三章・妹尾兼康、開墾水利の功、板倉合戰の章參照）

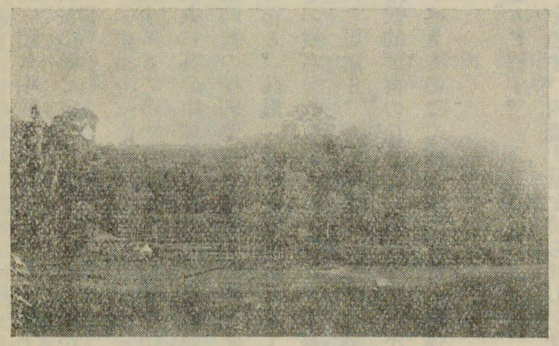

野山城（平城）大和村北

當城も亦平地城にして防禦工事を施したる居館に過ぎざるものゝ如し。城阯はやがて寺となり道膝寺と稱せられ兼康の菩提所となりしが後に荒廢し今、鯉山小學校の敷地となりて古規模の徵すべきものなし。

(七)　野山古城。大和村大字野山に在り。妙本寺の南方近く平城を成せり。是れ文永十一年を以て入部せし伊達彈正朝義の居館たり。

伊達氏邸阯附近地名表

字名	地番	地目	反別	所有者氏名
奥樋	一三七一	宅地	一〇〇、〇〇	小野善四郎
奥樋	一三七一ノ一	畑	、〇一〇	小野善四郎
奥樋	一三七一ノ二	畑	、〇一五	小野善四郎
奥樋	一三七二ノ一	畑	、〇一三	小野　金一
奥樋	一三七二ノ二	宅地	八、〇〇	小野　金一
奥樋	一三七三	宅地	二五四、九八	小野　金一
奥樋	一三七五ノ一	山林	一、三二五	小野　金一
奥樋	一三七六	畑	、〇〇九	小野　金一
城山	一三七七	山林	二、八二三	小野　金一
城山	一三七八	畑	、一二七	小野　金一
城山	一三七九	山林	、五二六	阿部　吉造　△
城山	一三八〇	山林	、四一三	阿部　吉造　△
城山	一三八一	墳墓地	、〇〇八	黒田　長治　△
城山	一三八二	畑	一、八〇九	阿部　吉造　△
城山	一三八三ノ一	山林	、六〇〇	阿部　吉造　△
城山	一三八三ノ二	山林	、一二七	阿部　吉造　△
城山	一三八四	畑	、八二八	小野　金一　〇
城山	一三八五ノ一	山林	、一二〇	小野善四郎　〇

字名	地番	地目	反別	所有者氏名
城山	一三八五ノ二	宅地	三八、二八	小野善四郎　〇
城山	一三八五ノ三	山林	、〇二六	小野善四郎　〇
奥樋	一三八六	宅地	一二七、〇〇	小野善四郎
奥樋	一三八六ノ一	宅地	五、〇〇	小野善四郎
奥樋	一三八七	畑	、〇二三	小野善四郎
奥樋	一三九一	畑	一一九、	阿部　吉造
奥樋	一三九二	宅地	一一五、〇〇	小野源太郎
奥樋	一三九七	畑	、六一九	亀山　鶴治
城山	一三九八ノ一	山林	二、一一六	小野　竹松
城山	一三九八ノ二	畑	、七〇〇	小野　竹松
城山	一三九八ノ三	山林	、二〇二	小野　竹松
城山	一三九八ノ四	宅地	三九、二〇	田中延太郎
尾灣	一三九九	墳墓地	、〇〇二	小野善四郎
城山	一四一三	畑	、三〇〇	小野善四郎
城山	一四一四ノ一	山林	、二一三	小野善四郎
城山	一四一四ノ二	畑	、四一一	小野善四郎
城山	一四一五	山林	一、〇〇〇	川上定右衛門
城山	一四一六	墳墓地	、〇一五	小野源太郎

（單位宅地坪・其他反）

城山	一四一七	山林	四、一一九	小野　金一	
城山	一四一八	宅地	六、〇〇	三村小三郎	
城山	一四一九	畑	、五一九	小野　金一	
城山	一四二〇	山林	一、〇〇六	川上定右衞門	
城山	一四二〇ノ一	山林	一、〇〇九	川上定右衞門	
城山	一四二一	田	、三二一	川上定右衞門	

以上の內△印六筆計參段六畝廿三歩は一の丸にして同〇印四筆計壹段二畝廿二歩は西の丸又は二の丸及其附屬地なりとす。

備中誌。野山北村、具足山妙本寺寨松軒の條下に。

寺の側に伊達彈正朝義の墓有。伊達氏代々の城址は寺の前に有て朝義文永十一年に來り德治元年十一月廿二日死す伊達氏菩提所なるよし、朝義法名妙本寺にて金光院殿休賀大居士と有も後世よりの追號なるべし。

と見ゆ。野山古城が妙本寺の前方に在りて伊達朝義以來代々の館阯なるを知るべく其の土壘を繞らせる居館的平城は正に鎌倉時代城郭の模式的のものと云ふべし。同書、西國法華最初之靈場備中野山妙本緣起（享保三年改版）に。

抑當山は人皇九十代後宇多院の後宇、弘安四年の開闢也、開祖花洛弘通の大導師日像菩薩建立、大檀那は奥州伊達陸奥守末子彈正朝義鎌倉將軍惟康公より當國當所に於いて新地四千石拜領これ有也。朝義、鎌倉本地の砌宗祖龍ノ口法難　親　其夜の奇瑞を見奉り信伏隨從して吾祖の檀越となり當國入部の節甲州身延山御草菴へ往詣して當所拜領の旨趣具に宣へ大聖人御下向有て一寺を開き給へと云。吾祖曰、我此山に閑居することかたくゆへ有て也西國に下るべき導師有て經一丸をよんで師檀の契約あり。吾祖具足山妙本寺と名付開基日像〇經一麿御定おかれ御直筆一部一卷の法華經十界勸請の御本尊朝義へ御授與也。此經後に名付て矢留の御經と云ふ入部の年當山を開き齋料として高三百石納めらる然るに永仁の初日像聖人帝都弘通の由聞えければ橫田權之進を使として請待に及ぶと雖も像師花洛弘通退きかたく延引の旨仰有て一紙御本尊御師御名代として大覺大僧正正和の頃當山へ御入山也今本尊御讓り受け鎌倉松葉谷より背に負て來ひ給ひし尊像なりと。以て伊達彈正と妙本寺との關係を知るべき也。

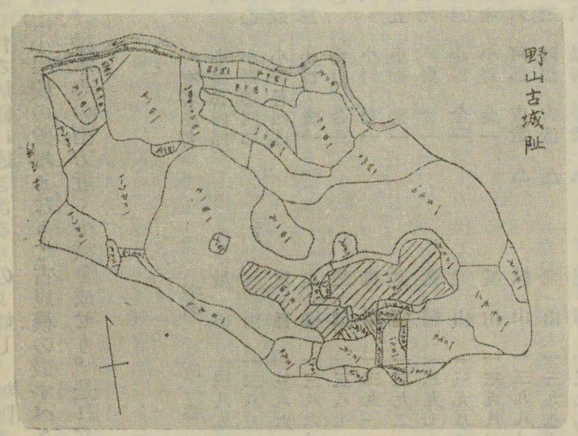

地畑今（山野）山城

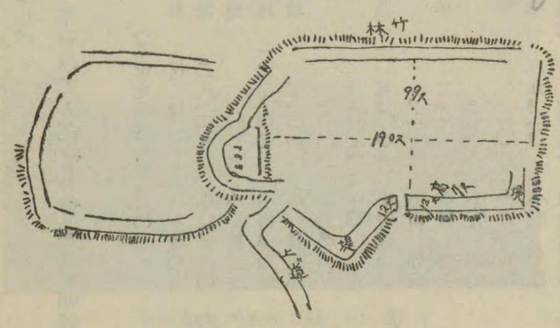

城山	一四二二	田	、五一四	川上　音藏	
城山	一四二三	田	、一二二	黑瀨　豪	
城山	一四二四	山林	、一二四	黑瀨　豪	
城山	一四二五	原野	、一二二	川上定右衞門	
城山	一四二六	原野	、一一三	川上　音藏	

一二〇四

(八)　皷山城。足守町大字上足守に在り賀陽良藤の屋敷阯と傳ふ。

備中誌、足守、賀陽良藤之事（釋書云寬平中備中人賀陽良藤善貨殖爲州之少掾八年秩罷居三輋守鄉云々）の條下に「

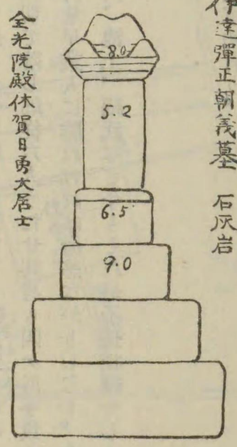

屋敷阯足守加陽山の麓に有と也」と記し、又「加陽良藤居跡、今加陽といへる山の側なり、此地昔加陽良藤が居たりしと云ふ、慶長六年木下氏備中の內を賜ふて寛永十五年の頃にや今の屋敷は出來たり」と見ゆ。果して然らば是亦平城式の居館なりしならんも今や其を規模を徵するに由なし。

備中誌宮嶋山城阯の條に。或云宮地山、府志に此城を鼓山の一名として加陽良藤同貞政世々吉備津の大祝なり云々と載せたれども鼓山は別にて板倉の內立田村に在り云々と見ゆ。姑らく記して後考を俟つ。

(九)戸　城。總社町大字總社に在り。

城跡今詳かならず。備中府志に「戸城、八田部郷」とあれば今の總社町大字總社ならん。古川古松軒著、吉備之志多道（賀陽郡）には「戸城ノ事跡、窪屋郡ノ部ニ出ス」と記す、されば戸城は窪屋郡にや「城主、藥師寺氏」なれば眞壁ノ古城今の常盤村大字溝口ノ城の內にや。何れにしても平城式居館なること疑なし。

備中誌。「賀陽郡八田部村の條に。戸城。府志ニ云。當城は藥師寺十郎朝貞太平記建武三年足利直義湊川にて楠と合戰の時、直義が馬、矢に當りて已に討れぬべく見へけるを藥師寺蓮池の堤にて返し合せて馬より飛で下り二尺五寸の小長刀の石突を取延て掛る敵の平頸ムナカヒの引廻し切ては刎倒し七八騎程切て落し郎從六人うたせ其身も四ヶ所手負ふ其隙に直義は落延給ひぬ藥師寺尊常の兵ならば已に討れぬべけれども力量早業人に勝れければ命恙なかりしなり。太平記に備中の住人と見へたり。近世藥師寺袖岡と政稱し一族、堀、亀山、池上、福武など今もそれが子孫相續せしと云覺束なし。云々」

【參考】眞壁ノ戸城。常盤村大字溝口城ノ內に在り。

備中誌云。眞壁古城、城主藥師寺次郎左衛門公義、觀應二年小清水合戰軍功有り。

藥師寺公義は高師直の部下なり正平中從ひて松岡城に在り城將に陷らんとす師直兄弟相議して曰く四國に奔らん乎將た僧と爲りて出でゝ降らん乎、公義曰く在昔源爲義死を剃りて罪を歸す義朝子を以て尙ほ之を全くすること能はず竟に血を僧衣に灑ぐ、公今縱ひ僧と爲りて出でゝ降るも豈に之を全くするを得るの理あらん乎適々以て辱を取るに足らん耳若し去て四國に走らんと欲せば須らく舟楫の具へあるべし而して今船一隻だも辨せず追兵適々至らば誰が敢て力め拒がん且聞く細川顯氏の大兵三石に在りと將軍赤松に赴くと聞かば彼れ必ず梗を爲さん進みて至る能はず退いて亦據を失ふ如かず見兵を以て快戰し以て死生を決せんにはと師直師泰首を俛れて答へず唯死を忍びて苟も免れんと欲する耳。公義泣嘆して曰く途窮り運盡き迷て復らざる一に此に至る乎と遂に薙髮して元可と號し跡を晦まして高野に入る、師直等出でゝ降る果して途に殺さる。公義又和歌を善くす「月は見ん月には見えじとぞ思ふ浮世に環る影も耻かし」其他當時白拍子などの間に誦せしもの多し（大日本人名辭書）

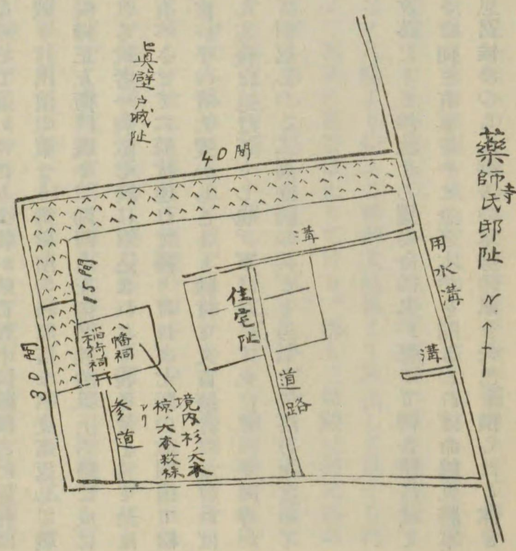

藥師寺二郎左衛門公義。太平記廿九卷小清水合戰條云。

觀應二年二月十七日の夜、將軍（尊氏）執事（高師直）の勢二萬餘騎、御影濱に押寄せて敵を中に取り籠めよと下知せられける、藥師寺次郎左衛門公義は今度の戰ひいかさま大勢を頼て味方仕損じぬと思ひければ彌我大事と氣を勵ましけるにや自餘の勢に紛れしと絹三幅を長さ五尺に縫合せて兩方は赤き手を付たる旗をぞ差したりける。一族の手勢二百餘騎雀の松原の木陰に扣へて追手の軍今や始ると待つ所に兼ねての合圖なれば河津左衛門氏明、高橋中務英光、大旌一揆の六千餘騎、畠山阿波守國清が陣へ押寄て鬨を作る、畠山が兵靜まり返て態と鬨の聲をも不合、此處の藪陰

かしこの木蔭に立隠れて差攻め引攻め散々に射けるに面に立寄手數百人馬より眞逆さまに射落されければ後陣は引足に成て進み得ず云々。畠山が二百餘騎喚て掛りければ跡に控へたる寄手の大勢とも荒手を入替へて戰ひ候はんともせず手負を助けんともせず鞭にて鎧を合て一度にはつとぞ引たりける云々石堂上杉の兵とも是を聞て何かは少しも思惟すべき七百餘騎の兵ども馬の轡を竝べて喚て掛りけるに藥師寺が跡に控へたる執事兄弟の大將ども來矢の一すじをも射掛られず槍鞭を打てぞ逃たりける云々。公義は味方の追手搦手二萬餘騎崩掛て引とも少しも不騒二百五十騎の勢にて石堂上杉が七百餘騎の勢を山際迄まくり付て續いて御方を待所に一騎も控へたる者なければ又波打際に控へて居たるに石堂畠山大勢にも手付けり簇は藥師寺と見るぞ一人も餘すなぞとて追かけたり公義が貳百五十騎敵後ろに近付は一度に馬を屹度引返して戰ひ敵先を遮れば一同にわつと喚て掛破り打出濱の東より御影濱の松原迄十六度迄返して戰ひけるに或は討れ或は敵に駈ちらされ一所に控へたる勢迚は猪俣彈正左衛門義冬、勘解由左衛門義治以上六騎に成にけり、兵共暫く馬の息を繼せて傍を屹と見たるに輪違の笠印付たる武者一騎敵七騎に取込まれたり義冬是を見て是は松田左近將監と覺へたり目前にて討るゝ味方を助けずと云事や有べきとて六騎拔連れて掛りければ七騎の敵引退て松田が命助かりける。松田、藥師寺二騎に成て暫し控へたる處に彼が手の者共爰かしこより馳付て又百騎許に成ければ石堂畠山先かけして共に三町許追返したるに敵も勇氣や疲れけん其後は追はざりし也。軍は是にて止にけり藥師寺が鎧に立矢少し折掛て湊川へ馳歸りたれば敵の旗をだにも不見して引返しつる二萬餘騎の兵ども勇氣を失落方を求めて只に泥に醉たる魚の小水にいきつくに異ならず云々。

又、師直師泰出家の條云。

斯る所に東の木戸を荒らかに敲く人有役人驚き誰ぞと問へば夜夕落たりと沙汰せし饗場命鶴丸が聲にて御合體に成て合戰は有まじきにて候ぞ麁忽に御自害候なとぞ呼ばりけるこはそは何と有事ぞやと急ぎ木戸を開きたれば命鶴丸將軍の御前に參りて夜中事の由を申さで罷むかひしか早落たりとも思召候ひつらん御方の軍勢の氣を失色を損したる体を

見候ひしに角ては戰ふとも落がたし落つる共延びさせたまはしと覺へ候ひつる間畠山阿波將監が陣へ罷向ひ候て御合躰のよしを申て候へば錦小路殿も只暮々其事をのみこそ仰候へ執事兄弟の不義も只一往思知する迄まて候へば執事深く誅伐せらるゝ迄の義も候まし親にも越て睦まじき同氣兄弟の愛也子にも不劣なつかしきは多年主從の好み也禽獸も皆其心有況や人倫に於てをや縱合戰に及とも情なく沙汰を致すなと八幡より給ふて候御文通候とて取出して見せられ候つるに命鶴丸委細に申ければ將軍執事兄弟も扨は仔細あらじとて其夜の自害は止りてけり。扨も三條殿は御兄弟の御事なれば將軍をこそ憎しとこそ思し召ず共師直去年の振舞をば尚も惡しと思し召事あるべからず、けにも頭を延て參る位ならば出家をして參るか不然は將軍を赤松の城へ遣參らせて師直は四國へや落ると評定有けるを藥師寺次郎左衛門公義などが根に力なき事をぞ仰候ぞ六條判官爲義が已が咎を謝せん爲めに入道に成て出給ひしをば義朝子の身としてだに首を刎候ひしぞかし縱御出家候ていか成持戒持律の僧と成らせ給ふて候共三條殿の御心も安まり上杉畠山の一族達も憤を散じ候へしとは覺候はず剃髮の尸墨染の衣の袖に血を染て憂名を後代に殘し候はん事只口惜しかるべき事にて候はずや、將軍を赤松の城へ入參らせて師直を四國へ落さばやと承候事と都で可然共覺候はず細川陸奥守も三條殿の召に依て大勢早三石に着て候と聞へ候へば將軍こそ攝州の軍に負て赤松へ引せ給ふと聞て打止奉らんと思はぬ事や候へき又四國へ落させ給はん事も叶ふべからず、用意の船も候ほでこゝかしこの浦々にて渡海の順風を待て御渡し候はんに敵追かけて寄候はゞ誰か矢の一つをもはかく〳〵敷射出す人候へき味方の兵どもの有樣は昨日の軍に曇なく見透され候者を人に剛憶なく氣に進退有と申事候間人の心の習ひ敵に打懸らんとする時は心武くなり一足も引となれば心憶病に成者にて候只味方の勢の末すかぬ先にひたすら討死すと思召定めて一度敵に掛りて御覽候より外は餘儀有べしとも思ひ候はずと言を殘さで申けれども執事兄弟只矇々としたるばかりにて降參出家の義に落伏ければ公義涙をはら〳〵と流してア、豎子不レ堪二俱計一と范增が云けるも理り哉運盡ぬる人の有樣ほど淺ましきものはなかりけり我此人と死を俱にしても何の高名か有べきしかし憂世を捨て此人々の後世を吊らはんにはと俄に思ひ定て「取はうし取

らぬは人の數ならず捨べきものは弓矢なりけり」と斯樣に詠じて自髮押切て墨染に身を替て高野山へぞ上りける、三間茅屋千株松風ことに人間の外の天地なりけりと心も澄み身にも安く覺へけれハ「高野山憂世の夢も覺ぬへし其曉を松の嵐に」と詠じて敵は閑居幽隱の人とぞなりたりける佛種は緣より起る事なればかよふに次を以て浮世を思ひ捨たるはやさしくも優なるやうなれど越後中太が義仲を諫かねて自害をしたりしには無下に劣りてぞ覺えたり。理盡抄、直義追罰宣使御使條、藥師寺宇都宮を語らひし傳に云。公義入道女可は高野の奥に居たりしを執事討れて後細川賴春京都に有し時人を遣して種々呼出してけり是も公義は良將の譽有て文に心を掛て行に失有ん事を嗜みし人なるに歌道にさへ達者也し人なり云云將軍東國へと都を立給はんと中一日前の日京着仕ければ將軍大に悅び給ひて軍に向はん門出に良將の勇士を得つること吉瑞に非ずやとてやがて東國に具せらる。

備中誌云。藥師寺次郎左衛門公義の後、藥師寺勘解由義次、養子源五郎長義、代々眞壁高木の館に居す永祿十年備前龍ノ口に戰死す功を以て其子彌五郎久持に下土田村を賜ひ彼所に移る子孫寬永中絕家す。

寶福寺志云。鉢菴惠聰、本姓藥師寺氏備中眞壁の人貞永元年井山寶福寺を創む永仁五年九月六日寂す。

藥師寺彌五郎久用。官幣中社吉備津神社寶藏の大刀一口、長七尺四寸六分銘云。

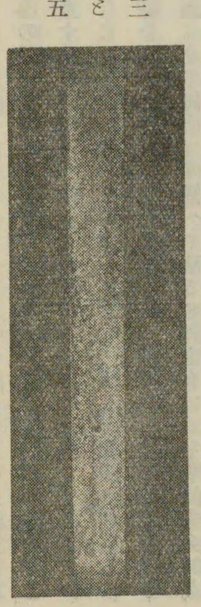

藥師寺作五郎久用寄進ノ刀　（吉備津神社寶藏）

「文安二年八月日、藥師寺彌五郎久用當年廿一歲」

辛うじて之を判讀し得べし。由是見之、彌五郎久用は應永三十二年乙巳の生にして當時尙ほ眞壁の戶ノ城に在りしものと思はるゝなり。而して文安年中の彌五郎久用と永祿中の彌五郎久持とは全く別人なるを知る。

(二)　堀內城阯。總社町大字總社字殿堂に在り。又平城の一なり。

備中府志云。當城開基頓宮四郎左衛門、後醍醐天皇未だ笠置に御籠城の時は兒島備後守と一手に成て千種家に屬し六波羅の時は西山峰堂の陣に居たりけるが忠顯卿峰堂を去て八幡に在し時赤松圓心に屬してけり。建武亂の頃細川定禪に屬して軍功度々有り事蹟理盡抄に委く載たり。

備中誌云。頓宮四郎左衛門は先帝未笠置に在せし時兒島備後守と一手に成て千種殿に屬し元弘三年二月摩耶山合戰に頓宮小寺の黨と五百餘人大山の崩るゝが如く打て出て敵數多討取る。同四月殿法印良忠中院定平大將として軍を出し給ふ時は伊藤・松田等と三千餘人伏見・木幡に火を掛け竹田・鳥羽より押寄て功有り六波羅退治の時は西山の峰ノ堂に陣したりけるに忠顯峰ノ堂を落て八幡におはしける時赤松圓心に從ひ其後赤松播磨の守護職を召放されし時、新田左中將義貞に屬してけり。又尊氏の威强く成てければ、從之建武の亂に細川定禪に屬して軍忠をなせしが、山名伊豆守美作へ發向の刻に心不定なる行跡有又直冬（足利）の西國に起りし時も彼人に付て將軍の敵となりしかば尊氏彼の本領悉く沒收し給てけり。然るを細川相模守清氏頓宮が勇の譽高かりければ我少分の領內にて頓宮が本領式程與へて事尊氏卿より赤松則祐に軍忠の賞に取行しかば則祐故將軍の御教書有之されば則祐が不義何事なれば彼所領を召放されんやとて更に渡さゞりけり、されごも備前備中に有所の自餘の所領には安堵してけり。其上此十餘年が間彼是に付て重恩を與へてけり。頓宮も清氏の高恩を以謝しがたくなんと傍輩にも語り事の次でには清氏にも云てけり。此故に清氏も二心はあらじと思ひて本領若狹小濱城をも預けたりし然るに清氏將軍を怨みる事有て忽ち怨敵となり、本領に楯籠る是に依て將軍諸國に仰せて征伐の事を命じ給ふ爰に丹波より向ひし仁木三郎頓宮に親しかりければ密かに使を遣はして曲て此方へ御出有て忠を專らとせば本領安堵の外に清氏ぞ申入けり。頓宮心に同じければ即御教書を申下して其上に備前國福岡庄をも則祐相渡すべきの則祐が自筆の狀有けれぱ頓宮種々謀を廻らしける。清氏是をハ夢にも知らず尾張左衛門佐、朝倉ハ敗軍を無念の事に思ひ其恥を雪がんと三千餘騎にて敦賀へ向ひ頓宮ニハ五百餘騎を差添て城の留守居申殘しけるに頓宮夜に入て仁木三郎が兵三百餘人を城

戸を閉て清氏の郎從の四百餘有けるに使を以て申けるは相州重代主君將軍に奉對逆心の企有に依て今此亂出來にけり人たる者かく隱謀の無道に與せんや是義士の本意に非れば某は將軍の御味方申也清氏近年の御芳志忘るに似たりと雖も各存のごとく親にて候者より以來將軍を主に奉頼にて候何れ無道の逆臣に屬して主を捨てんや旁の事爰にて討度候へども日頃の情を知らぬに似て候へば各相州の陣に歸りて此由を宣ふべしとぞ申ける清氏の兵ども兎やせまじ角や有まじと思ふ所に伊木三郎丹波の勢を率して勢坂より下りければ内外の大勢に取籠られては叶はじと思ひ右往左往にぞ落行ける。（太平記、同理盡抄）

(二)　福山城。都窪郡山手村に在りて清音・菅生二村に接す。

是は福山合戰の章に詳なれば、茲には只亂世に於ける城砦的寺院、否、山上伽藍を城砦として利用したる一例として附記したるに過ぎず。當代に於て山上伽藍が城郭として利用せられたること笠置山、比叡山等に見るが如く福山も亦此の適例となれり。其は山上伽藍自身には左の如き軍事的價値を有せしに因るならん。

一、寺院の建築が當時に於ける最も堅牢なる大建築なりしこと。
二、大寺院は多くの寺坊を有し數多の僧兵を養ひ廣大なる一郭を形成したること。
三、山上伽藍は概して地理の形勝を占め要害の地たりしこと。
四、寺院は寺領の收入及寄進等に依りて莫大なる物資を有せしこと。
五、寺院は墳墓地を有するを以て武士は敗戰に際りて寺院に據て戰ひ、或は之を切腹場とするの風習ありしこと。

以上、（第五十八章福山合戰、參照）

第四十六章　守護地頭の設置

(一)　守護・地頭。

源頼朝鎌倉に根據を定め、大江廣元の獻策により義經・行家搜索の事に托して天下一般に守護・地頭を配置す。之れ世の齊しく熟知する所なり。平家物語に此の時の事を記して「諸國に守護を置きかへ、莊園に地頭を補せらる」とあり。源平盛衰記にも、「諸國に守護を置き莊園に地頭を成すべき由云云」と見え、大日本史には明白に、「諸國ニ置ク守護ヲ、莊園ニ置ク地頭ヲ」と書けり。是れ蓋し、文飾の爲に意を害せるものなるべし。是より後、世人多くは守護は國衙領のみにあり、地頭は所謂守護不入の地なる莊園にのみあり、双方相俟つて軍務を處理し、警備に當るものゝ如く誤解するに至れり。然れども、地頭は莊園のみに限らるゝにはあらず。莊園と國領とを問はず天下一般に配置されたるものにて、兵粮米の名を以て收穫の一部を徵發し、之を其の所得としたるものなり。そは、右に引ける盛衰記の文の續きにも、既に、

庄領國領を云はず段別兵粮米を宛つ。

とあり、兵粮米を徵發するは地頭の職務なり、地頭若し莊園のみにあるものにして、公領の地になくば、如何にして兵粮米の名義を以て公領より米を徵發するを得んや。更に玉海文治元年十一月廿五日の條に曰く、

五畿・山陰・山陽・南海・西海諸國を賜はり、庄公を論ぜず兵粮（段別五升）を宛て催さるべし。たゞ兵粮の催のみにあらず、總て以て田地を知行すべし。

と。又吾妻鏡同月廿八日の條に云ふ、

諸國平均に守護地頭を補任し、權門勢家庄公を論ぜず、兵粮米（段別五升）を宛て課すべきの由云云。

庄公を論ぜず、兵粮米を徵發せしこと、疑ふべからず。然れども、右のみにては、公領の兵粮米は守護に於て徵發をせざりしかも知れざるにあらずやとの疑を生ぜん。こゝに於て更に適切に庄國以外にも地頭ありしことを示せる史料を提出

するの要あり。吾妻鏡同年十二月六日の條に云ふ、

今に於ては諸國庄園平均に地頭職を尋ね沙汰すべく候也……然れば伊豫に候ふと雖、庄公を論ぜず。地頭の輩を成敗すべく候也。

又新編追加中收むる所、貞應二年六月十五日の辨官下文に曰く、

自今以後庄公田畠地頭領分、十町別に免田一町を給し、並に一段別に五升を宛て加徵すべき事。

同寛喜二年十一月七日の泰時。時房連名の執達狀には、

西國莊公新補地頭云云。

なほ平治物語にも、

あらゆる莊園鄕保に地頭を補す。

と云ふことあり。其の他明かに公領の地に地頭のありし確證は、同じ新編追加中、弘安五年二月廿一日の評決に。

一、武藏國足立郡地頭職の事

評定に云ふ。當郡公領なるか、將又私領なるか、否か、不審の間、平家跡沒收御領注文を披見するの處、當郡事彼の注文に載せ畢んぬ。公領たるのよし分明なり云云。

とあり。又吾妻鏡文治三年の條には、周防國の公領得善。末武の二保の地頭が、都濃郡を横領せし事に關して訴訟ありし事見え、其の所の文に、

得善。末武と云ふは、させる庄號の地にあらず。又國免別納の御下文なし。たゞ地頭職として沙汰致すべきの由、鎌倉殿より御下文を賜ふばかり云云。

とあり。其の次の條にも。久賀。日前。由良の地頭所衆高信の不法を訴ふる文ありて、

右件の所々は、させる庄號の地にあらず、有限の關係勿論の公領なり。

と見えたり。公領にも庄園と同じく地頭職ありしこと疑ふべからず。同書に又元亨二年正月十二日に國領地頭等の得分を評定せる狀あり。この外にもかゝる例證頗る多し。

既に公領。國領共に地頭あり、又庄公を論ぜず兵粮米を催促せし徵證斯くの如く多く存する以上は、よしや平家物語等に、「諸國に守護を置き莊園に地頭を置く」との文ありとも、そは文飾の爲に實を誤りたるものと解すべく、是を以て地頭は庄園のみに存すとの主張は成立せざるべきなり。

因に云ふ。以上の引用文中諸國とあるは諸國衙の謂なり。諸國莊園と連稱せるは諸國衙領並莊園の義なり。然るに、人或は之を解して諸國にある莊園となし、以て地頭は諸國の莊園のみにあるものなりとす。誤れるの甚しきものと謂ふべし。

【參考】吾妻鏡、文治元年十一月十二日條に、

「因幡前國司廣元申云世已屬澆季、梟惡者尤得秋也、天下有反逆者輩之條、更不可斷絕、而於東海道之內者、依爲御居所、雖令靜謐、奸濫定起他方歟、爲相鎭之、每度被發遣東士者、人々之煩也、國費也、以此次、諸國交御沙汰、每國衙莊園、被守護地頭者、强不可有所怖、早可令申請給云々。二品殊莊(甘)心、以此儀治定、本末相應、忠言之所令然也」

(二)　國衙領及庄園。

建保二年四月三日丁酉、後鳥羽上皇、備中國衙領ヲ前右大臣藤原忠經等ニ給フ

【後鳥羽院宸記】四月三日、丁酉、天晴、備中國々領前右府入道〇忠經又少々給女房、又給長嚴僧正、殊悦申、（大日本史料）

吉備郡に於ける莊園の例。

番	莊名	和名抄の鄕名	摘要
一	足守莊	賀夜郡足守鄕	足守鄕の莊園化せしものにして嘉應元年足守莊繪圖あり。

二　生石莊　賀夜郡生石郷　生石郷の莊園化せしものにして嘉應足守繪圖に生石御庄と見ゆ。
三　大井莊　賀夜郡大井郷　大井郷の莊園化せしものにして嘉應足守繪圖に大井御庄と見ゆ。
四　水内莊　下道郡水内郷　水内郷の莊園化せしものにして正平十七年石清水八幡宮領備中水内莊見ゆ。
五　圓　莊　下道郡曾能郷　曾能郷の莊園化せしものにして後堀河院皇女室町女院領備中圓庄見ゆ。
六　穗太莊　下道郡穗北郷　穗北郷の莊園化せしものにして元弘三年文書に備中國穗太庄見ゆ。
七　田上莊　下道郡田上郷　田上郷の莊園化にして田上の新庄、本庄見ゆ今新本村と云ふ。

隣接莊園

八　萬壽莊　窪屋郡の內　庭瀨郷の西隣にして源平盛衰記に万壽庄また建久四年正月賀陽文書に万壽莊見ゆ。
九　妹尾莊　都宇郡の內　庭瀨郷の南隣にして東鑑文治六年四月十九日條に備中妹尾見ゆ。
一〇　草壁莊　小田郡草壁郷　吳妹、穗井田郷の西隣にして門葉記寬喜三年四廿五日條備中草壁庄見ゆ。
一一　多氣莊　賀夜郡多氣郷　賀夜郡多氣郷の庄園化せしもの東鑑寬喜三年六月廿二日條に見ゆ。
一二　巨勢莊　賀夜郡巨勢郷　賀夜郡巨勢郷の庄園化せしものにして東鑑寬喜三年六月廿二日條に見ゆ。

略說

一、足守莊。今、足守町。

嘉應元年十二月附、京都神護寺所藏の備中國足守庄繪圖あり、其の莊園となりし年代明かならざれども土豪賀陽氏の本郷なれば其賀陽氏と密接なる關係ありしこと想像に難からず。そは既に足守莊繪圖の章に詳說したれば之を略す。

元曆元年十月十八日梶原景時、高雄の文覺上人に備中國足守莊に於ける、宗ノ宗資、相傳の所領田畑の別結解（勘定）を請求す。

梶原景時筆　京都神護寺藏

未タ申シ承ハラ候之處。如キ此レノ事令レノ申候之條。憚リ思ヒ給ヒと候。極メテ恐レ候也。抑々宗ノ先生宗資ト申シと候人ハ。年來相知候面目ヲ候歟。備中ノ國足守ノ鄕を御知行之由承ハリ之、鄕は當今高尾寺領なれは、右所領たけは別結解に申請けたしとて、天野遠景に就き申入れしを、尙又景時書狀にて賴入れしなり、遠景六條帝の時上京して內舍人に補す（因て藤內と號す、とあれは、文覺とは知人ならん、○（宗先生宗資）惟宗系圖に其人なし、尙考ふへし、先生は帶刀長なり、職原抄に（帶刀者撰ミテ重大ノ侍ヲ補ス之ニ長二人、近來は一人、先生是レ也）とあり、○（足守鄕を御知行）云々、神護寺緣起壽永三年元曆元年の下、（院ノ御領備中國足守莊、故散位安倍資良以テ私ノ得分ヲ依リ令ムルニ寄ニ進セ當寺之護摩堂ニ、法皇聞キ此旨ヲ、副ヘ加ヘ御年貢一圓ヲ、令ニ寄進セ御マシ畢シヌ）とある是なり、（結解）和訓栞に、（結は算を入て數を置立る也、解は算用終りて其理を遂る也、庭訓往來に田所ノ結解勘定と見ゆ、勘定は算用の上にて未 進過上を勘へ定むる也）とあり、○文覺莊園の事に付我儘の所行ある事前後文書に詳述せり、此書首めより遜辭を用ひ、（先施面目）なとゝ挨拶し、さて漸くに所領の事に及ひ、理に任せ御沙汰給はれと演へしは、景時の口才紙上に溢れたり、吾妻鏡に景時初て賴朝に謁せし事を記して、（雖レ不レ携ニ文筆ニ巧ナルニ言語ニ之士也、專ラ相ニ叶フ賢慮ニ）とあるを思合すへし、○景時刑部丞に任せし事、吾妻鏡以下曾て所見なし、弟朝景は刑部丞とあり、景時一ノ谷の役元曆元年に三位中將重衡を生虜れり、平家隨一の人なれは是等の功に因りて任官せし歟、されとも關東家人直に衛府所司等の官と爲るは、賴朝の意に叶はさる由なれは、景時之を察し、程なく辭退せしならん、されは朝景の刑部丞は兄の辭替なるへし、朝景任官は吾妻鏡元曆二年四月に見ゆ、是事と足守鄕の高尾領となりし事とて以て見れは、此書は元曆元年と定むへし、景時是年五月より在京、遠景も八月に西上とあれは、書中の月日と合へり。（史徵墨寶考證）

面目ヲ候歟。備中ノ國足守ノ鄕を御知行之由承ハリ之、鄕は當今高尾寺領なれは、右所領たけは別結解に申請けたしとて、天野遠景に就き申入れしを、尙又景時書狀にて賴入れしなり、遠景六條帝の時上京して內舍人に補す（因て藤內と號す、とあれは、文覺とは知人ならん、○（宗先生宗資）惟宗系圖に其人なし、尙考ふへし、先生は帶刀長なり、職原抄に（帶刀者撰ミテ重大ノ侍ヲ補ス之ニ長二人、近來は一人、先生是レ也）とあり、○（足守鄕を御知行）云々、神護寺緣起壽永三年元曆元年の下、（院ノ御領備中國足守莊、故散位安倍資良以テ私ノ得分ヲ依リ令ムルニ寄ニ進セ當寺之護摩堂ニ、法皇聞キ此旨ヲ、副ヘ加ヘ御年貢一圓ヲ、令ニ寄進セ御マシ畢シヌ）とある是なり、（結解）和訓栞に、（結は算を入て數を置立る也、解は算用終りて其理を遂る也、庭訓往來に田所ノ結解勘定と見ゆ、勘定は算用の上にて未 進過上を勘へ定むる也）とあり、○文覺莊園の事に付我儘の所行ある事前後文書に詳述せり、此書首めより遜辭を用ひ、（先施面目）なとゝ挨拶し、さて漸くに所領の事に及ひ、理に任せ御沙汰給はれと演へしは、景時の口才紙上に溢れたり、吾妻鏡に景時初て賴朝に謁せし事を記して、（雖レ不レ携ニ文筆ニ巧ナルニ言語ニ之士也、專ラ相ニ叶フ賢慮ニ）とあるを思合すへし、○景時刑部丞に任せし事、吾妻鏡以下曾て所見なし、弟朝景は刑部丞とあり、景時一ノ谷の役元曆元年に三位中將重衡を生虜れり、平家隨一の人なれは是等の功に因りて任官せし歟、されとも關東家人直に衛府所司等の官と爲るは、賴朝の意に叶はさる由なれは、景時之を察し、程なく辭退せしならん、されは朝景の刑部丞は兄の辭替なるへし、朝景任官は吾妻鏡元曆二年四月に見ゆ、是事と足守鄕の高尾領となりし事とて以て見れは、此書は元曆元年と定むへし、景時是年五月より在京、遠景も八月に西上とあれは、書中の月日と合へり。（史徵墨寶考證）

元曆元年十月十八日梶原景時、高雄の文覺上人に備中國足守莊に於ける、宗ノ宗資、相傳の所領田畑の別結解（勘定）を請求す。

梶原景時筆　京都神護寺藏

未タ申シ承ハラ候之處。如キ此レノ事令レノ申候之條。憚リ思ヒ給ヒと候。極メテ恐レ候也。抑々宗ノ先生宗資ト申シと候人ハ。年來相知候之上。內々緣候テ申ス事の候を。未タ入レ見參ニ之由申シ候テ。付ケ遠景ニテ申シ候也。任セ道理ニ可ク御沙汰給フ候。先ッ施シ

十月十八日

進上高尾聖人御房　政所

【解】景時の知音ノ宗宗資備中足守鄕に相傳の所領田畠有レリ之、鄕は當今高尾寺領なれは、右所領たけは別結解に申請けたしとて、天野遠景に就き申入れしを、尙又景時書狀にて賴入れしなり、遠景六條帝の時上京して內舍人に補す（因て藤內と號す、とあれは、文覺とは知人ならん、○（宗先生宗資）惟宗系圖に其人なし、尙考ふへし、先生は帶刀長なり、職原抄に（帶刀者撰ミテ重大ノ侍ヲ補ス之ニ長二人、近來は一人、先生是レ也）とあり、○（足守鄕を御知行）云々、神護寺緣起壽永三年元曆元年の下、（院ノ御領備中國足守莊、故散位安倍資良以テ私ノ得分ヲ依リ令ムルニ寄ニ進セ當寺之護摩堂ニ、法皇聞キ此旨ヲ、副ヘ加ヘ御年貢一圓ヲ、令ニ寄進セ御マシ畢シヌ）とある是なり、（結解）和訓栞に、（結は算を入て數を置立る也、解は算用終りて其理を遂る也、庭訓往來に田所ノ結解勘定と見ゆ、勘定は算用の上にて未 進過上を勘へ定むる也）とあり、○文覺莊園の事に付我儘の所行ある事前後文書に詳述せり、此書首めより遜辭を用ひ、（先施面目）なとゝ挨拶し、さて漸くに所領の事に及ひ、理に任せ御沙汰給はれと演へしは、景時の口才紙上に溢れたり、吾妻鏡に景時初て賴朝に謁せし事を記して、（雖レ不レ携ニ文筆ニ巧ナルニ言語ニ之士也、專ラ相ニ叶フ賢慮ニ）とあるを思合すへし、○景時刑部丞に任せし事、吾妻鏡以下曾て所見なし、弟朝景は刑部丞とあり、景時一ノ谷の役元曆元年に三位中將重衡を生虜れり、平家隨一の人なれは是等の功に因りて任官せし歟、されとも關東家人直に衛府所司等の官と爲るは、賴朝の意に叶はさる由なれは、景時之を察し、程なく辭退せしならん、されは朝景の刑部丞は兄の辭替なるへし、朝景任官は吾妻鏡元曆二年四月に見ゆ、是事と足守鄕の高尾領となりし事とて以て見れは、此書は元曆元年と定むへし、景時是年五月より在京、遠景も八月に西上とあれは、書中の月日と合へり。（史徵墨寶考證）

十月十八日

進上高尾聖人御房　政所

【解】景時の知音ノ宗宗資備中足守鄕に相傳の所領田畠を別ノ結解に可ク申シ請ク候也。任セ文書之理ニ。可ク御沙汰給フ候。若シ僻事候はんにハ。無ク相違一可ク沙汰シ進ス候也。恐々謹言。

刑部丞平三　花押

貞應元年二月十日、院宣を下し、若狹西津莊、播磨福井莊、備中葦守莊、紀伊河上莊、桙田莊等を神護寺に返付す。

【神護寺文書】一〇山城　應被返付神護寺庄々事

若狹國西津庄　播磨國福井庄　備中國葦守庄　紀伊國河上庄　桙田庄

右件庄々、任後白河院廳御下文旨、〇文治四年六月二十二日の條參看、寺家宜進退、佛聖以下之用途、更勿致怠漫(慢)者、院宣如此、悉之謹狀

承久四年二月十日　參議（花押）

淨覺上人草庵　（大日本史料）

二、生石莊。今、生石村。

和名鈔に見ゆる賀夜郡生石鄕の莊園となりしものにして其の年代詳かならず。山城國高雄山神護寺所藏、嘉應元年十二月製、備中足守莊繪圖に「生石御莊堺塔田一條六丁云云」と見え、西岡虎之助氏は其、足守莊解說の一節に。

足守鄕莊園化の年代は詳かならざれども前記の如く土豪賀陽氏の本鄕なること明かなれば鄕の莊園化に當り賀陽氏と密接の關係ありしことは之を想像するに難からず。其の徵證として嘉應二年八月九日、南隣の生石莊の田堵(タト)散位賀陽清仲の足守庄內に於ける所領「ほ本山」を寄進するに當りて差出せし請文を擧げん其の寄進條件は、

(一)　作田の所當に於ては被寄進者に是を辨進仕る事。

(二)　作畠の二段の所當は畠が國の沙汰（知行）につき國衙に確かに辨進仕る事。

以上の二なり。即ち田地（詳しくはその所當）のみの寄進なり。而して請文に於いて「於レ今者寄しんをいたして候」とも「於レ今者不レ可ニ御命ヲ背ク候」とも云へるに徵すれば、是より以前、足守庄は他に寄進せられたるに關はらず。莊內「ほ本山」の領主清仲だけは寄進の强要に背き居しに此の時に至りて始めて寄進を承諾せしことを知る。（關戶守彥氏所藏文書）

とあるによりて生石莊の田堵(デント)（即ち田宅の義）散位賀陽清仲とあれば生石莊も足守莊と同じく加陽氏に依りて庄園化されたることを知る。由來生石鄕は和名抄にありて天平十一年の正倉院文書に見えざれば其の足守鄕の派生なるべきこと地名考に詳說せり。

大日本史國郡志に「生石〇按本書石作レ足、誤。據ニ高山寺本一訂、今生石莊存後曰生石莊、後宇多院御領目錄」と見ゆ。後宇多院御領となりしか。天正四年十一月廿三日付井山寶福寺古文書に井山領拾ケ鄕庄高貳百參拾四貫參百卅文を記す中に「貳拾貳貫文目、生石庄、井彌左存」とあり。生石庄の莊園として最初より最後まで存せしを知る現に莊內の地名存する決して偶然ならざるを知る。

三、大井莊。今、大井村。　但し古の大井莊は今の大井以北の吉備郡全體を含む。

和名鈔、所見の賀陽郡大井鄕の莊園となりしもの也。

貞應二年四月八日、幕府、三寅(頼經)の祈禱料所として備中大井莊を慈圓に遣る。

【華頂要略】五十五上古證文集　慈鎭和尙、承久貞應御讓狀案、妙香院ニ有之云々、

貞應二年四月八日、自關東、沙汰送一莊、將軍祈料云々、備中國大井庄也。（大日本史料）

因云。慈鎭和尙（一八一五―一八八五　久壽二　嘉祿元）天台の座主なり。幼名は道快、大僧正となりて慈圓といふ。關白藤原忠通の子なり性學を好み苟も一技一能あるものは賤夫野郎といへども賑恤して棄てず。信濃前司行長博學の名あり、後遁世す。慈鎭乃ち爲めに衣食を給して救助す。故に其の平家物語を著はすや山門の事を優記して其恩に報ゆと云ふ。著はす所愚管抄七卷あり。國史大系第十四輯、改定史籍集覽第三輯に收む。初の二卷は皇代年代記とて神武天皇以來當代順德天皇までの御事蹟を略記し、三卷より六卷までは本篇にて天下治亂の事、武家の起の事を論じ、末の一卷は附錄なり。二卷の末に承久二年の頃注する由記し其後貞應二年七月迄年六十九歲の事蹟を見ゆれば書繼せるものに似たり。但し書繼も筆法齊しきを思へば蓋し同人ならんか事實正確にして賴朝並丹後局が各々其の女を宮に納れんとせし如き北條氏が賴家を謀殺せしが如き類他書に見えざるもの多し。假名文の史籍中、史料の價値は大鏡今鏡增鏡と伯仲の間に在り。嘉祿元年九月廿五日寂す。年七十一、嘉禎三年慈鎭と謚す、又和歌を善くす集を拾玉集と云ふ。

時に將軍賴經六歲慈圓六十九歲なり。備中大井莊は將軍ノ祈禱料として慈圓に遺らる。大井莊又光榮なる哉。大井莊天台宗上願寺（今、日近村大字上高田）と慈鎭との關係如何を知らず。

備中誌に康正二年造內裏段錢並國役引付帳云。　六貫六百七拾五文六月一日五月卅日定　高喜久鶴殿、備中大井村段錢と見ゆ。高喜久鶴は備中國守護職高師秀の一族にや。

四、水內莊。今、水內村。（一一〇八—一一〇九頁・參照）

是亦、下道郡水內鄕の莊園となりしもの也、其年代詳かならず。

正平十七年十一月廿二日御村上天皇、水內北莊方々の妨を止め給ふ。

綸旨寫

八幡宮領、備中國水內北莊、止方々妨、可令全知行、者、天氣如此、仍執達如件。

正平十七年十一月廿二日　左中將花押

駿河少路權別當法印（孝清）御坊

【參考】水內莊關係文書目錄（一一〇〇—一一〇八頁・參照）

貞治三年十月四日宮下野入道宛、左近將監某花押、弘石資政水內北莊濫妨停止施行狀

貞治四年九月八日美作周防入道宛、左近將監花押、資政水內北莊濫妨停止施行狀

應安六年十二月十四日澁河右兵衛佐入道宛、室町將軍家奉行人水內北莊弘石森戶等濫妨停止施行狀

應安七年十二月廿四日松田左近將監入道宛、室町將軍家奉行人水內北莊弘石森戶等濫妨停止施行狀

應安七年十二月廿四日庄四郎宛室將軍家奉行人沙彌花押、水內北莊弘石森戶等濫妨停止施行狀

應安八年二月九日小河兵庫助宛、室町將軍家奉行人沙彌花押、水內北莊ヲ雜掌ニ交付セシムル狀

長祿三年十二月廿日庄藤右衛門尉、石川源三宛上總介細川氏久花押、水內莊年貢遵行狀

寬正四年七月十日當宮駿河少路法印御房宛右京大夫細川右京大夫花押、水內北庄領知保全沙汰狀

天文二十一年九月吉日清滿丸宛駿河少路甲清花押、備中國水內庄讓狀

嘉吉元年十月十三日備中國水內庄相傳讓狀德阿彌花押請文

長祿三年十二月廿六日御奉行所宛、高橋兵庫助光秀花押、水內庄請文

文明三年霜月十五日駿河少路雍法宛、高橋兵庫助光秀花押、水內庄讓狀

文明五年三月十四日駿河少路奮清宛、道岡左京亮經房花押、水內庄讓狀

大永二年六月廿八日駿河少路奮清宛、上田近江守光寶花押、水內庄讓狀

文龜元年十二月十日杉三郎兵衛宛、杉三郎兵衛宛、廣幸在判水內庄讓狀

永正十四年十二月七日駿河少路奮清宛、高橋孫五郎光資在判讓狀

十二月二日駿河少路宛、高橋光實花押、水內莊讓狀

永祿九年三月十日駿河少路奮清宛、上田近江守家實花押、水內莊讓狀

應長元年十二月十五日善法寺何清在判、備中水內莊讓狀

應安五年七月五日新善法寺永清花押、備中水內莊讓狀

文安四年九月十六日細川上總介氏久宛、右京大夫（細川勝元）花押、法印重清宛水內庄讓狀

長祿三年十一月十五日細川上總介宛右京大夫花押、備中國水內庄相傳讓狀

以上、（石清水八幡宮の別宮及宮寺領の章及吉備郡に散在せる大社及巨刹領章參照）

五、薗莊。今、薗村。

和名鈔、所載の曾能鄕の莊園となりて薗莊となりし也。今の薗・岡田二村の地にして、薗は園・西ノ莊。岡田は園・東ノ莊に當る。其年代詳かならざれども、後嵯峨天皇寬元の頃宮町女院莊子內親王に賜ひし薗莊見ゆ。是は別出室町女院領、備中園西東莊に讓る。

六、穗太莊。今、穗井田村。

下道郡穗北郷の莊園化の年代詳かならす。備中誌に後醍醐天皇京都御還幸に方り京都妙顯寺に寺領寄進の古文書を載す。

寄進御祈禱所、妙顯寺領之事

尾張國松葉莊、同國小宅郷。備中國穗太莊、今度御還幸御願圓滿御祈禱殊以被忠功之間所充行也。永代知行、領掌不可有相違者依將軍宮令旨下知如件

元弘三年五月十二日　　左少將

日像上人　菴　　（吉備郡に散在せる大社及巨刹領の章參照）

七、田上莊。今、新本村。

下道郡、田上郷の莊園となりし時代は詳かならざれども姑く此の頃と推定せん。其の莊園化に際り本莊、新莊となり田上の本莊、田上の新莊と呼ばれ、やがて新莊、本莊の二村に分れしが明治維新に至りて併合して新本村となれり。

八、萬壽莊。今都窪郡、庄村、中庄村、倉敷市に大字萬壽あり。

今の都窪郡、庄村（大字、下庄、上東、松島、粟坂、山地、二子、矢部、西尾、日畑西組）中莊村（大字、中庄、黒崎、鳥羽、德芳）倉敷の萬壽（萬壽西庄にて大字、平田、大島、福島、濱、富久）に亘る一帶の地、是れ古の萬壽莊に當る。後分れて東庄（今の庄村）中庄、西庄（後の萬壽村）となる。故老の口碑によれば。其の開墾年代、萬壽（一六八四―一六八八）年間にあるを以て、年號に因みて萬壽（マンジュ）ノ庄と稱せしが後「マス」と訓するに至れりと。

案に、マス（萬壽）は增益（マス）の意にして開發によりて新地を增益（マス）の義に因みて名けし歟。備前國上道郡沼村に沖益（オキマス）、倉田に倉益（クラマス）。兒島郡浦田村に浦益（ウラマス）等の傍例に徵すべし。舊、都宇・窪屋兩郡の南方海岸なる附洲を開墾して新地を增益したるに起れる歟。萬壽莊の初見は高倉天皇の養和（一八四一）中にして盛衰記、安德天皇の壽永二年（一八四三）木曾義仲萬壽莊に陣すること見ゆ。賀陽貞則氏所藏文書正安三年（一九六一）已丑二月日沙彌順阿文書に「一、萬壽東莊、吉正名之内、新給五段、貳貫五百文云云」と見え。備中誌に「康正二年（一四一六）造內裏段錢幷國役引付帳云。十貫文六月四日六行無定、聖護院殿新熊野領備中國萬壽庄段錢と見ゆ。同書、都宇郡ノ部に「上庄の內に青江の清水とて少しき井あり云々。上庄なる清水こそまことの青江のしるしとはすべけれ。備中國萬壽庄青江住恒次なとゝ銘したる物有にて青江は萬壽庄（今の庄村上庄）の內なるを知るべし」と記して鎌倉時代の青江の刀工の發祥地を此の萬壽庄に擬せること理由あること也。

而して萬壽莊が東中西の三莊となれることに就いては。大日本史料に、明德三年十一月二十一日、義滿將軍、僧正道意をして近江三郎の若王子社領備中萬壽庄下司職を押妨するを停めて、同社六月會等の神事を遂行せしむること見ゆ。

【若王子神社文書】一、○山城

備州萬壽三ヶ莊下司以下事。停止近江三郎押妨、可遂行六月會等神事由、可有御下知社家候、恐惶謹言

明德三　十一月廿一日　　義滿

常住（道意）院殿

因に云。備州萬壽三ヶ莊は東庄（今は單に莊と云）中庄、西庄（萬壽村と稱し今、倉敷市に併合す）の三を云ふ。萬壽西庄に就いて左記二文書之を證す。

備前一宮古文書　　於備中國窪屋郡西庄內三拾石之事令寄進者也

文祿三年九月十六日　　秀家在判

備前國一宮大守殿

備前千手山弘法寺文書　　於備中國窪屋郡西庄內三拾石之事令寄進者也

文祿三　九月十六日　　（豐臣秀家判）

備前國千手山

九、妹尾莊。今、庭瀨町の南隣、妹尾町。

妹尾兼康の根據地なりしこと盛衰記に明かなり。其の莊園となりし年代詳かならず。東鑑。文治元年（一八四五）頼朝備中妹尾郷を崇德院法華堂に寄進すること見ゆ。是を莊園化の時と見做すべきか。

文治元年四月廿九日、壬午（中略）今日以二備中國妹尾郷一、被レ付二崇德院法華經經堂一。是爲二沒官領一[武衛]所令拜領給也。仍爲二奉資彼御菩提一被レ宛二衆僧供料一云云。（東鑑）

一〇、草壁莊。今、小田郡山田村、三谷村大字横谷。

小田郡草壁郷の莊園化せしものなるが其年代詳かならず。次出の寛喜三年（一八九一）を初見とす。太平記延文元年五月十五日宮直義兵三十萬騎を率ゐて、備中草壁庄に着すと見ゆ。草壁莊は猿懸山の城主莊氏の發祥地同時に根據たり。

寛喜三年四月二十五日、宮符を下して、比丘尼觀如の讓に任せ、備前大安寺莊、備中草壁莊及び縣主保等を、無品尊守親王家の門跡領となさしむ。

【門葉記】雜決一之三　督三品遺領目錄
○山城

被載寛喜官符其狀云、

應任比丘尼觀如讓、爲無品尊守親王家門跡領諸國庄園伍箇處事

大和國壹所　會我庄、但馬國壹所　氣比水上庄、備前國壹所　大安寺庄、備中國貳箇所　草壁庄、縣主保、

右得觀如今月廿日解狀偁、件庄園伍箇處者、觀如相傳之私領也、多年領掌之間敢無他妨、而今病人五內、命在一瞬、平生之時、爲定遺跡事、相副調度文書等、永所讓進于養君綾少路無品親王家也、是則雖有所生之長女、別所令進御門跡領也、所詮於離戀志、偏奉兇其級引之故也、然則爲停止向後之濫妨、宜爲相傳之御領也、望請天裁任申請之旨、爲法親法家御領、更不可有牢籠之由、欲被成賜官符者、右少辨藤原朝臣信盛傳宣權中納言藤原實基宣奉勅依請者、

寛喜三年四月廿五日　　左大史小槻宿禰判奉

【參考】本朝皇胤紹運錄

第八十二
土御門院　諱爲仁　尊守法親王　无品、天台座主、號高橋宮、母法橋覺宴女

一一、多氣莊。

一二、巨勢莊。

和名鈔。賀夜郡、多氣郷、巨勢郷の莊園化したるもの也、其年代詳かならず。次出の寛喜三年六月二十二日を以て初見とす。

寛喜三年六月二十二日、丁丑、幕府、故法印貞曉の讓狀に依り、內大臣實氏の子道勝をして、其遺領備中多氣、巨勢兩莊等を領掌せしむ。

【吾妻鏡】六月廿二日、丁丑、高野法印貞曉、去二月廿二日被入滅訖、其遺跡被奉讓補內府實氏公、若公（道勝）由、相副文書等被申送武州之間、彼領掌任讓狀不可有相違之旨、今日有評定被成御下知、是備中國多氣、巨勢兩庄、和泉國長家庄、伊勢國三个山、山田野庄等也。（大日本史料）

【康正二年造內裏段錢幷國役引付】合

四貫八百八十文、花藏院　備中國水田庄段錢　拾參貫三百十九文（澁河）右兵衛佐殿　備中國多氣庄、同國國安散在分　寛喜三年八月是月、備中を中宮の御分國と爲す。

【明月記】八月廿三日、丙子、終夜今朝甚雨、賢寂傳聞事、關東給奧州、進備中國已爲中宮御分、行兼又目代、右京國務經時承讃岐國務、依此等事、可有除目。

九月廿五日、戊申、遙漠淸明、○中略備中、爲中宮御分、（公經）相國撰三ケ郷被申請蒙御恩由悅喜云々。

【民經記】貞永二年正月卅日、乙亥、天晴、○中略近衞殿御分、播磨替云々、而本所被辭申、不令請取給云々、自去年秋比中宮御分也。（大日本史料）

第四十七章　備中守護職

守護とは武家の職名にして警備の爲めに諸國に之を置く其の土地人民を守護して奸盜を防禦するより名づく。又總追捕使とも云ふ。

守護自ら其地に臨まず人をして己に代りて庶務を攝行せしむることあり之を守護代といふ。又守護代官單に代官とも云ふ。

最初は警備を主とし國中の雜務を沙汰し在廳人と相並びて事を取扱ひしが後には大番催促、謀反人、殺害人の檢斷の三ケ條を務とし其他强盜、竊盜、山賊、海賊等の檢斷をも兼ね行ひ又軍役ある時は國中の地頭御家人を催し國人を夫役に充て之を率ゐて事に從ひ國務に交るを禁ず。

文治元年十一月源賴朝義經追捕及奸盜に備ふるを名とし奏請して諸國一般に之を設置せしを始とす。然れども是より先各地に私に置きしものあり。治承四年安田義定を遠江、武田信義を駿河の守護とし、元曆元年梶原景時、土肥實平を播美作五箇國の守護とし大內惟義を伊賀國守護とせしが如し。

備中國守護は元曆元年梶原景時、土肥實平を五ケ國守護となせしを始とし鎌倉時代、吉野室町、戰國時代に及ぶ。而して鎌倉時代の守護詳かならず。但、太平記理盡抄に秋庭三郎信盛其主高師秀を備中國松山城に奉じて當國の守護職を申請けしこと見ゆれば姑らく松山城を以て鎌倉時代に於ける備中國守護の治所と推定し松山城主歷代を以て鎌倉時代備中國守護に擬して以て後考に資せんとす。

理盡鈔云。備中國松山の城は當國の要城なればとて細川賴之兵粮を澤山に用意し高越後守師秀を籠置たり、越後守か執事に秋庭三郎（信盛、入道圓成）と云者、有主の師秀生得不器にて愚なりければ是非に就いて僻事多かりし秋庭諫言するとはいへ共是を用ひず結句秋庭を討たんとする企、色に出て見へければ斯の不器にて邪曲なる人を主に持て當國の守護職を賜ひたる甲斐もなく敵に辱られんとする故に諫言すれ共用ひ給はず結句某に害を給はんとの事禍はそも何事ぞや所詮我は山名に與して當國の守護職を吉野殿より申賜はらんにはと思ひて密かに使を遣はして師義と約を固うし吉野殿より綸旨を申下しければ山名日を定めて斯く兵を引分て一千五百餘騎を遣はしければ秋庭三郎、板屋、河村を松山城へ引入手の郎等を集めて六百餘騎同意せし師秀が郎從六十四人。云云。

太平記には康安二年六月三日山名時氏五千餘騎にて伯耆より美作の院ノ庄へ打越て國々へ勢を分つ一勢は多治目備中守、楢崎を侍大將にて千餘騎備中の新見へ打出たるに秋庭三郎多年拵すまして水も兵粮も澤山なる松山の城へ多治目楢崎を引入しかは師秀戰ふべき樣なく備前の德倉の城へ引退く云々。

○松山城主歷代。　秋庭氏五代、仁治元年（一九〇〇）より元弘正慶（一九九二）の頃に至る九十二年間、松山城主たり、是蓋し備中國守護なり。

第一代　秋庭三郎重信。承久の亂、相模三浦の族秋庭三郎重信、義時に屬して功あり備中有漢鄕を賜ひて延應二年（一九〇〇）臥牛山に城く松山城是なり、普請奉行有漢新左衛門、橫見三郎兵衛、大匠頭上森新七と云ふ。有漢中村の內、臺城と云ふ古城あり、案內記に出づ。松山城主代々御假臺所と云傳ふ。秋庭三河守居城と云。此人重信の子孫なるべし。

第二代　秋庭又四郎信村。　信村寶治年中（一九〇七）戰功あり（安藤記）

第三代　秋庭平六重遠

第四代　秋庭小三郎義繼

第五代　秋庭三郎重知

高橋氏四代、元弘二（一九九二）より正平十年（文和四、二〇一五）廿二年間松山在城備中守護たり。

第六代　高橋九郎左衛門宗康。幼名大四郎、渡邊橋にて水に溺れし高橋は宗康也。

第七代　高橋又四郎範時。九郎左衛門宗康の子か。又云、高橋參河守時英子か。

第八代　高橋大九郎光貞。正平三年四條畷合戰に備中國住人高橋大九郎云云。

第九代　高橋中務丞英光。窪屋郡水江村（今中洲村大字）流山ノ城主。觀應中の人。

備中府志云「天慶年中海賊伊豫掾純友、謀反の時、橘時氏、軍功あり、備中、河内の兩國を賜はる、經氏の嫡家は河内を領知し、庶流は備中を知行して松山城を築き假名を高橋と稱しけり。壽永二年木曾義仲追討の爲め、侍大將五人の內、高橋判官長綱其一人たり。元弘の合戰に鎌倉方の大將たりし高橋九郎左衛門尉、同舍弟大五郎、兩六波羅の下知に隨ひ軍功を顯はす。大松山に高橋九郎左衛門、小松山に大五郎とて當國の守護職たり。觀應二年（二〇一一）高橋中務丞英光播州杉坂合戰の先陣として勳功太平記に載する所なり。高橋氏やがて窪屋郡へ移り、高越後守師秀、足利家より備中守護職を賜はり松山城に入部す云々」

徵證。此の流は、平家物語に「高橋判官長綱（平氏）」源平盛衰記に高橋判官盛綱、三十六に高橋六郎兵衛尉、三十七に高橋右馬允光泰、三十八に高橋三郎、四十に高橋刑部入道、高橋十郎、等を載せ承久記卷四に「たかはし九郎」あり。下りて太平記卷三に高橋又四郎、九に高橋九郎左衛門、同孫四郎、同又四郎同彌四郎左衛門、同五郎等見ゆ。六波羅方にて、近江番場蓮華寺過去帳に。高橋參河守時英（四十一歲）同孫四郎業時（三十四歲）同又四郎範時。同五郎盛時（二十一歲）同孫四郎二十六に高橋新左衛門尉。二十八に高橋九郎左衛門。二十九に高橋中務丞英光。三十一に高橋大九郎、同大三郎等あり。また備中志に「四畦城は水田莊にあり、高橋氏世々の居」又「水江村、流山城、高橋中務允英光觀應中の人。松山より移る。天文年中高橋右京屬毛利、宇喜多戰功有」と見ゆ（備中誌、姓氏家系大辭典）元弘頃迄、松山を高橋と云へり、高橋氏の入部と共に松山を改稱す、城山の名を取て城下町の名とす。

高氏一代　正平十年（二〇一五）より同十七年（康安二・二〇一二）に至る七年間、松山在城備中國守護たり。

第十代　高越後守師秀。守護代、秋庭三郎信盛入道圓成。

師秀は高師泰の子二歲の時父師泰、伯父師直、誅せられて其臣秋庭三郎信盛の爲に守立てられ正平十年（文和四年）七歲、細川賴之に屬し松山城主と成り備中國守護職に任す。信盛守護代たり。太平記に、

文和四年京中の合戰數日に及て雌雄日々に替り安否今に在りと見へけれ共時の管領仁木左京太夫賴章は一度も柱川より東へ打越さす只嵐山より遙に直下して味方の勝氣に見ゆる時は延上りて悅び負るかと覺しき時は色を變して落支度の外は他事なし。同陣に有ける備中の守護代秋庭はかりぞ餘りに見兼て己が手勢許りを引分けて度々合戰をはしたりける。

秋庭氏七代正平十七年（二〇二二）より永正六年（二一六九）に至る百四十七年松山に在城す。

三郎信盛　正平十七以降松山在城、正平十年備中守護代、同十七年備中守護職となる。

七郎重繼　在城年代不明。

三郎重明　同　　吉備津神社南隨神門棟札に「奉造立吉備津宮南門客神御社一宇延文貳歲丁酉六月廿七日棟上社務代肥後守平重明云々」とあるは是歟。

八郎賴重　同

平之允賴次　同

備中守元明　嘉吉元（二一〇一）頃より長享を經て永正六年（二一六九）卒す。

備中守元重　長享元（二一四七）より永正六年（二一六九）落城に至る二十二年。

【參考】大日本古文書　家わけ第十一、小早川家文書ノ二

○秋庭元重奉書寫

就大內權介義興御退治、被成治罰之綸旨幷御內書候。不日被相談大內太郎、大友備前守父子以下可被抽忠節通、右京大夫以書狀被申候猶自私可申之由候、委細者上使前天龍寺泰甫和尙可有演說候、恐々謹言

（文龜元年）八月十日

小早川又太郎殿　御宿所

○秋庭元重書狀寫

就大內權介義興御退治之儀、被仰出之通別紙令啓候、仍使節前天龍寺泰甫和尙事、右京大夫別而無等閑當方一味之子細候、於當國無御疎略可被仰合事、肝要候、捴者一段知音申候間、此分令啓候、恐々謹言。

（文龜元年）八月廿日　　秋庭備中守元重（花押）

小早川又太郎殿　御宿所

第十一代　秋庭三郎信盛。正平十七年（康安二年）（一三六二）六月三日、其主高師秀を逐うて備中守護となる。理盡抄云「所詮我は山名に與して當國の守護職を吉野殿より綸旨を申下しけれは云云」（前出參照）とあり。

を固うし吉野殿より綸旨を申下しけれは云云」（前出參照）とあり。

後太平記、應安七年（一三七四）條云「三月十五日將軍義持京都を電發して備前に着かせ給へは備中の守護人、高越後守師秀、秋庭三郎（信盛）陶山備前守、備後國の住人宮下野守和知、小早川を始として急き參り名馬名劔を献して喜ひあへり云云。

と見ゆ、太平記に據れは師秀は應安七年より十二年前康安二年松山城を逐はれて備前德倉城に退轉せり。但し師秀は名義上、北朝方の守護職を有し。信盛は事實上吉野朝以來の守護職たりしにや。又、應永六年大內義弘泉州堺に叛き義滿親ら兵に將として之を討するや。

十一月十二日和泉國へ馳向ふ隨從の大名には秋庭三郎入道圓成、久下丹波守師次云云。

と見ゆ。師秀を逐うて守護職となりし正平十七年より應永六年まで三十八年なり入道圓成は三郎信盛の事ならん。但備中守護に就きては大日本史料にも、明德四年の細川滿之見ゆれば當時は既に信盛にあらさりしものゝ如し。（室町時代の備中守護職、參照）

○宮氏一代。正平廿年（一三六五、貞和四年）宮下野入道見ゆ。

備中國守護宮下野入道。大日本史料「貞治四年二月五日附備中國守護、宮下野入道宛、春日神社造營料諸國棟別錢賦課狀」見ゆ。又石清水文書、貞治三年十月十四日宮下野入道宛、備中水內北莊方々の濫妨を停止する左近衞將監某施行狀見ゆ左の如し。

左近將監某施行狀寫

石清水八幡宮領、備中國水內北莊雜掌家繼申。當所事訴狀副具書如此、弘石大和守資政濫妨云云。事實者太不可然。早退彼妨、沙汰付下地於雜掌、可被執進請取狀。使節更不可有緩怠之狀、依仰執達如件。

貞治三年十月十四日　　左近將監（花押）

宮下野入道殿

而して宮下野入道が備中守護なることは、翌四年九月八日更に左近衞將監より美作周防入道に宛て弘石資政水內北莊の濫妨を停止せしめたる施行狀によりて明かなり。

左近將監某施行狀

石清水八幡宮領備中國水內北莊雜掌家繼申。當所事、重訴狀如此。子細見狀。弘石大和守資政濫妨之間。被仰守護人之處。不事行云々。所詮三村左亮亮相共莊彼所、止資政之妨、沙汰付下地於雜掌、可被執進請取狀、使節緩怠候者。可有其咎候狀。依仰執達如件。

貞治四年九月八日　　左近衞少監（花押）

美作周防入道殿

是は去年宮下野入道に命令せし事が一向に行はれさる爲に、石清水八幡宮領備中國水內北莊の雜掌（神社佛寺の所領

に在りて年貢以下の雜事を取扱ふものを云ふ即ち雜事を辨するの義なり）家繼申す。當所水內北莊の事。重ねて訴訟せり。其子細は。

弘石大和守資政濫妨を致したから。守護人宮下野入道に其の停止方を仰せられたが、一向に事行はれず云々。所詮、美作周防入道は三村左京亮と共に彼所に莅みて、資政の濫妨を停止し。沙汰（命令）を下地、雜掌に附し、請取を執進めらるべきの狀。使節緩怠候はゝ（使命を怠るに於ては）其の咎あるべく候の狀、命に依りて執達件の如し。と云ふ意味にして去年備中守護人宮下野入道に命せられたる事は無効なりきとありて宮下野入道の備中守護たること明瞭なり。

尙、左近衛將監の何人なるかに就いては貞治四年（二〇二五）より九年の後なる同石淸水文書、應安七年十二月廿四日附、室町將軍家奉行人施行狀二通あるが。其一通は松田左近將監入道に宛て。他の一通は庄四郎に宛てたるものなり。而して松田に宛てたる施行狀には「庄四郎相共、不日沙汰付雜掌、可被執進請取云々」庄四郎に宛たる施行狀には「松田左近將入道相共、不日沙汰付雜掌、可被執進請取云々」とありて、庄四郎は備中國猿掛城主。松田左近將監は備前國金川城主なる事も明かなり。即ち左近衛將監は備前國金川城主松田左近將監なるを知る。

後太平記、應安七年の條に「備後國住人、宮下野守和知云々」見ゆ備中國守護宮下野入道との關係如何。

○細川氏、八代、明德四年（二〇五三）頃より天正十年（二二四二）頃に至る百九十年間。

畧系

○賴春―賴之（管領）―基之
　―賴元（管領）―滿元（管領）―持之（管領）―勝元（管領）―政元（管領）―澄元（管領）―晴元（管領）―昭元
　　―滿國（備中守護（二））―持春（備中守護（三））―敎春（備中守護（四））―政國（備中守護（五））―晴國（備中守護（六））―輝政（備中守護（七））―通薫（備中守護（八））―元通
　―滿之（備中守護（一））―賴重―勝久

守護略歷

一、滿之、兵部大輔

續群書類從細川系圖云。阿波守、應永十二年乙酉十二月十五日卒法名常春、道號陽中、號心鏡院、兄詮春子義之在阿波國、稱之日下屋形、滿之雖爲末弟、暫任阿波守、而退云云。

大日本史料云。明德四年七月八日幕府備中守護細川滿之をして、同國新見莊領家職を東寺雜掌に渡付せしむ。（東寺百合文書）廿武家御敎書幷達六十五之九十七

○山城

東寺雜掌申、備中國新見莊領家職事、當國靜謐之上者不日一圓可被避渡雜掌之狀依仰執達如件

明應四年七月八日　　左衛門佐（斯波義將）花押

細川兵部大輔（滿之）殿

明德四年十二月七日幕府重ねて備中守護細川滿之をして同國新見莊領家職遵行未濟の地を東寺雜掌に渡付せしむ。（以下略之）

二、滿國

長府細川家系圖（是は備中鴨山城主細川氏系圖、原田虎平氏謄寫本に據る以下皆同し）云。

右馬頭從四位下、下野守、號常輔入道、備中國主、定紋二引龍又丸之內二引龍。

在城備中淺口郡鴨方鴨山。領於備中一國、伊豫之內宇麻、温泉二郡丹波國畑之庄、永享六甲寅年五月三日逝去五十六歲號大峯寺殿常輔峻章大禪定門葬於丹波國畑之庄篠山大峰寺。

義滿公、御判。

備中國淺口郡同闕所分同國矢田鄕、伊豫國宇麻郡、同闕所分、攝津國小林上下庄等事細川右馬頭入道常輔可領知之狀如件

應永十四年十月九日

義持公、御判。

丹波國畑庄事於本所年貢者無懈怠可致其沙汰至下地者所預置細川右馬頭滿國也、皐守先例可致沙汰之狀如件

應永十五年九月晦日

三、持　春

長府細川系圖云。六郎任民部少輔、從四位下、下野守、號常忻入道、備中國主、在城、鴨山、寬正二辛巳年二月七日逝去六十歲號玉松院殿常忻憲榮大禪定門葬於大峰寺、

義持公、御判。

丹波國井原廣橋大納言知行分事爲料所所預置細川民部少輔持春也早守先例可致沙汰之狀如件

應永廿八年十一月廿八日

丹波國天田郡内今安半濟分事可有知行狀如件

應永三十三年十月十四日

民部少輔殿

義教公、御判。

近江國西河原跡畠山治部大輔知行分事所宛行細川下野守持春也者早守先例可致沙汰之狀如件

永享六年六月十九日

義政公、御判。

近江國甲賀郡内宇田大和守幷同名福永、同修理亮、米山左近將監、米本藏人等但除柏木御厨内飛鳥井家領跡事所宛行、細川下野入道常忻也者早守先例可致沙汰之狀如件

長祿四年三月廿六日

（滿元法名）道　歡　判

應永卅二年吉備津宮正殿御遷宮目錄に「于時社務細川治部少輔兼守護、社務代庄甲斐守入道道充石川豐前守入道道壽兩代官同兼守護代云々」と見え、同上棟にも「細河治部少輔沙彌源常琳子息同九郎源、社務代石川豐前守庄甲斐守云々」とあり。

四、教　春

長府細川家系譜云。民部少輔、從四位下、下野守、備中國主。在城鴨山、領於備中一國、丹波一國、伊豫國之内宇麻、温泉二郡、寶德元年義政公御元服勤理髮、後花園上皇寬正年中義政公御時菊桐之紋蒙勅許以來桐相用。斯波左兵衛佐義廉、細川右京大夫勝元、畠山尾張守政長、細川讃岐守久之、是等之輩同時、勅免延德元己酉年七月四日逝去六十四歲。號常榮嚴磐大居士、葬備中國淺口郡鴨方清龍山長川禪寺新當寺建。

義政公、御判

近江國蒲生郡内森田太郎幷河井又八、河村松本坊僧正徹、正園寺同國神崎郡内山前山脇金堂等跡事所宛行細川民部少輔教春也者早守先例可致沙汰之狀如件。

長祿四年三月廿六日

義政公、御判

早々馳參可致忠節也。

正月十八日

細川民部少輔とのへ

義政公、御判

備後國安那郡山名兵部少輔同親類被官人以下事所宛行細川下野守教春也早守先例可致沙汰之狀如件。

應仁二年五月六日

五、政　國

長府細川家系圖云。九郎右馬頭、從四位下武藏守、中務大輔、備中國主。
在城鴨山。明應六丁巳年被加相傳衆、文龜二壬戌年十月、逝去四十八歲、號禪昌院殿道勝大鐘大居士、葬長川寺。

六、晴　國

長府細川家系圖云。八郎、從四位下、右馬頭、備中國主、安房守、武藏守。
在城豫州松山。永正十四丁丑年三月被加相伴衆、天文五丙申年攝津國大坂本願寺合戰之時八月廿九日於天王寺生害四十三歲號龍興寺殿。

備中國守護職之事申合候上者如先々御成敗肝要候就其料所幷被官人知行等儀、無相違被渡附候は可然候恐々謹言
永正十二年十月廿六日　　高　國　判
安房入道とのへ

當國守護職事相定房州候可被成其心得候委細申含使差下候謹言
永正十二年十月廿六日　　高　國　判
備中國衆中

編者云。滿國、持春、教春、政國、晴國、輝政、通董、みな備中國主とあり而して晴國へ高國よりの判物に「備中國守護職之事申合候上者如先々御成敗肝要候」とあれは守護職は國主先々の如く云々にて即ち國主とあるは守護職と同樣の職掌を司りし事を知る。

七、輝　政

長府細川家系圖云。從四位下、武藏守、安房守、備中國主、初通政。在城松山。
母河野彈正少弼越知通政女、實民部少輔政春男、天文五年爲繼嗣、領備中一國、豫州之內宇麻溫泉二郡、天文廿一壬子年八月從義輝公屋形號免許、同廿二癸丑年五月廿八日伊豫溫泉郡於松山城逝去五十歲、號雪慶宗譽大禪門、葬於長川寺、室者赤松治部少輔卜安女、天正十五年五月廿六日卒號玉雲妙珠大姉葬於同寺。

八、通　董

長府細川家系圖云。太郎、從四位下、右馬頭、備中國主、且領於伊豫國宇麻溫泉二郡、下野守、初、通賴。
母赤松治部少輔卜安女、在城備中鴨山、實安房守晴國男母河野彈正少弼越知通政女天文四乙未年於松山城誕生同五年同國宇麻郡移於川江之城永祿元就幕下一同二年引拂於川江備中淺口郡移於鴨山城、永祿中義昭公京都御開之砌依功賜紫幕。

安房守殿家督之事如先々可有御存知事肝要候猶掃部助赤澤源次郎可被申候恐々謹言。
七月三日　　氏　綱　判
太　郎　殿

新春之吉兆雖事舊候珍重々々猶更不可有休期候仍田邊孫四郎舊冬相越候間則差下候樣體如何候哉其以後不能返答候無心元候隨而最許之儀調畧之事至丹州佐治內藤者三月十五日入國候然者城攝泉之儀急度申付候於樣體者可御心安候猶藤澤兵庫助可申候恐々謹言。
四月二日　　氏　綱　判
太　郎　殿

光源院殿儀餘依爲無念至當國被移御座諸國相催間其國衆申合抽忠節者尤可爲神妙候猶藤英可申候也

細川下野守通董肖像（傳云、男元通筆）
鴨方町長川寺所藏

十二月朔日　　義昭公御判

細川下野守とのへ

就光源院殿不慮儀爲可被散御無念至越前被移御座諸國被相催可被抽忠節通得其意可申之由被仰出候恐々謹言

十二月朔日　　三淵彈正左衛門尉　藤英判

細川下野守殿

因云。光源院殿は足利義輝將軍にて永祿八年五月十九日三好義繼松永久通の爲に二條城に圍まれ奮戰して死す。弟義昭越前に奔り恢復を圖る。

於神邊城阿州衆數輩討捕之由及度々如此段忠節無比類候次至播州表令出勢候浦上自然相働儀有之者備後兩國相談可氣遣事肝要猶藤賢可申候也

十一月九日　　義昭公御判

細川下野守とのへ

去八日阿州衆其外諸牢人罷出刻被殘置衆則取懸及一戰數多被討捕之由具申上候御感之條被成御内書候御面目之至候猶相心得可申由被仰出候恐々謹言

十一月六日　　細川右馬頭藤賢判

下野守殿

今度者於備前兒島紛骨之由無比類候彌阿讃表之儀廻計策急度抽忠節者可有同心賞候猶右馬頭可申候也

十一月廿四日　　義昭公御判

細川下野守とのへ

去九月廿七日御狀當月中旬比相屆具披閱本望之至候仍阿讃衆至備前兒島打越候處被懸着被及一戰香西初而千餘被討捕之由則達上聞候處被成御内書候御面目之至候三淵大和守至上山城田邊城出陣候間寄僧相待候條先令申沙汰如此候三大御返事被申候旨重而自是可進候對香川拙者以直樣申候乍憚御傳達賴存候同後者別而可相談候能々可被仰送候兼又以一書申候儀使僧申渡候早々御左右待入存候恐々謹言

十一月廿五日　　細川右馬頭　藤賢判

下野守殿　御返報

至攝州表及行條每度雖辛勞此節是非馳上者可悅喜爲其差越歸經肩衣袴遣之候猶隆景可申候也

七月五日　　義昭公御判

細川下野守とのへ

天正十五年丁亥年秀吉公筑紫討於島津屬毛利輝元發向歸陣之砌於長州赤間關七月晦日卒五十三歲號長川寺殿前野州大守峯山淨高大居士、葬於長川寺、室慶長二丁酉年八月廿二日卒號月溪妙圓大姉、葬於長川寺、宮大藏豐實女通萱婦人家臣大內右衛門大夫多々良義直女、天正十八庚寅年九月晦日卒號寶室妙珍禪定尼葬於長川寺。

【參考】

略系　通萱—元通—元萱—廣通—元純—廣氏—敬前—義弘—義邵—賴彬—宮遠

略譜

元通。淺口少輔九郎、從五位下、彥左衛門尉、鴨山城主、細川下野守、母宮大藏豐實女。

正親町院御宇天正五丁丑年誕生、領於備中淺口郡且於備前國一万石余地從毛利輝元受領、室毛利伊豫守大江元清女甲斐守宰相秀元姉、文祿元年從毛利家到朝鮮、於彼地屢有軍功毛利家之家臣等與同籠城蔚山、勵猶志秀吉公遙聞之蔚山籠城數輩賜感狀勞之其文曰、

今度蔚山表敵取詰候之處盡粉骨之由從安國寺具申越被聞召屆神妙被思召候猶增田右衛門尉石田治部少輔可申也

正月廿五日　　御朱印

宍戸備前守とのへ

淺口少輔九郎とのへ

（此外數輩略之）

不稱細川少輔九郎、稱淺口者、累年任備中國淺口郡鴨方庄、國人稱淺口之屋形、故秀吉公稱淺口、慶長五庚子年濃州關ヶ原終軍之後毛利輝元十州之分國、減于防長二州、依之元通領地依爲闕國之地、本國備中州引拂輝元隨長州至之處宰相秀元爲緣者之故達而依招秀元領地長州豐浦郡來川棚邑住于高野、堂慶長九甲辰年六月朔日卒二十七歲號妙青寺殿雪庭妙青大姉、葬於龍伏山、妙青禪寺、元通慶安三庚寅年正月晦日卒七十四歲號本光院殿月峰正惠大居士。府中葬於金山功山禪寺、元通婦人稱竹之丸從輝元被贈之、慶長十二丁未年十二月十四日卒號惠鏡妙智大姉葬於玄空寺有牌所、同婦人矢野某女明曆四戊戌年正月十七日卒、號惠光院殿明雲淨智大姉、葬於月賴寺有牌所。

元萱。宮菊丸、從五位下、諸大夫、武藏守、宮內少輔。母毛利元清女、後陽成院御宇慶長三戊戌年三月廿三日誕生、慶長十乙巳年三月三日從秀元任官賜元之字且五七桐下藤之紋着初之鎧、同日元服於秀元之屋形、從此時住府中、堂毛利讚岐守大江元政女寬文八戊申年二月十七日卒號瑞光院殿妙扶日圓大姉、葬於玄空寺牌所青雲山諦玄寺元萱寬文九己酉年八月四日卒七十一歲號成德院殿即心法性大居士、葬於府中日賴寺有牌所、元萱婦人正岡…女、元祿十五壬午年十月十五日卒、號月光院殿…鑑妙輪大姉葬於日賴寺有牌所。

廣通。長九郎、東市正、宮內、母毛利讚岐守大江元政女。後水尾院御宇寬永十三年丙子六月七日誕生、實加藤清正臣森本儀大夫源一爲男、室元萱女、延寶七己未年四月九日卒號教詮院殿妙祥日逝大姉、葬於玄空寺、牌所諦玄寺廣通寶永六己丑年十月五日卒七十四歲號高雲院殿雄岳紹心大居士府中葬於日賴寺。

元純。段助、市正、宮內、東山御宇元祿二己巳年正月四日誕生實者森本自樂軒一重入道男、室椙杜主殿元峰之女享保三甲戌年九月十六日卒號正眼院殿玉室宗眞大姉、葬於日賴寺、有牌所、元純寶曆七丁丑年十月十一日卒六十九歲、號圓通院月心亮照大居士、葬於日賴寺牌所川棚妙青寺納遺髮今浦圓通寺。

廣氏。藤次郎、志津摩、宮內、彥左衛門、號一塊入道、初季滿、母椙杜元峰女。東山御宇寶永三丙戌年六月六日誕生實萩宍戸五右衛門隆之男、室豐前小倉小笠原左近將監家臣小笠原次郎左衛門源貞德女、寶曆二壬申年十二月五日卒號圓壽院殿賢室妙心大姉、葬於日賴寺牌所川棚妙青寺、廣氏安永三甲午年十二月二日卒六十九歲號雄心院殿一塊義純大禪定門葬於日賴寺牌所川棚妙青寺。

敬前。久米之允、宮內、市正、初敬春、母小笠原次郎左衛門源貞德女。櫻町院御宇享保二十乙卯年正月十七日誕生實萩周布吉兵衛藤原兼達男、室養父廣氏女天明二壬寅年四月廿七日卒三十九歲、號本法院殿蓮乘妙華月騰大姉、葬於日賴寺牌所諦玄寺、敬前寬政三辛亥年九月七日卒、五十七歲號泰量院殿溫山良恭大居士葬於日賴寺牌所妙青寺。

義弘。毛利乙千代、國若丸、細川清三郎、織部、董、後弘教、改義籌。實毛利伊豆就將三男、養母彥左衛門廣氏女、天保七年八月八日卒、號萬壽院殿松岳全濤大居士。

義邵。直之進、清三郎、雅樂、織部。實萩臣、毛利藏主房輝養育男、母益田清之助親愛女、明治十七年十月廿九日卒號觀相院殿謙翁道澤大居士。

賴彬。明治廿五年一月一日卒年四十七、法名文林院殿朴質賴彬大居士。

宮遠。大正三年五月十日卒、法名善性院殿諦見良幽大居士。

里子（左登）宮遠妹也、明治十三年十月七日生

附記。前文引用の長府細川氏系圖に就いては原田虎平氏の好意に依り同氏所藏謄寫本の貸與を得たるものなれは茲に特記して敬意を表す。（長川寺由緒記、參照）

備中國守護一覽

番次	氏名	年次	摘要
一	梶原源太景時	元暦元（一一八四）―正治二年（一二〇〇）	播作備前備中備後五國守護となる（元暦元年二月十八日東鑑）
二	土肥次郎實平	元暦元　文治中	文治中京都守護に任ず
	此間不明		
三	秋庭三郎重信	延徳仁治頃（一九〇〇）	松山城主第一代
四	秋庭又四郎信村	寶治中の人	松山城主第二代
五	秋庭平六重遠		松山城主第三代
六	秋庭小三郎義繼		松山城主第四代
七	秋庭三郎重知		松山城主第五代
八	高橋九郎左衞門宗康	元弘頃見ゆ正平にも見ゆ	幼名大四郎、太平記、渡邊橋に溺れんとせし隅田高橋。とあり。九郎左衞門宗康の子又云參河守時英子と。
九	高橋又四郎範時		
一〇	高橋大九郎光貞	正平三年頃見ゆ（一〇〇八）	太平記に正平三年四條畷戰に備中國住人高橋大九郎見ゆ。
一一	高橋中務丞英光	觀應中の人	後、備中水江村流山城に移り居る。
一二	高越後守師秀	正平十年備中守護に任ず	師泰の子、正平十年秋庭信盛に擁せられ備中守護となる。
一三	秋庭三郎信盛	正平十七年六月三日守護	秋庭三郎信盛入道圓成、正平十年又應永六年に見ゆ
一四	宮下野守（盛重カ）	正平十九（貞治三）見ゆ	貞治三年石清水文書、貞治四年棟別錢賦課狀に見ゆ。
一五	細川兵部大輔滿之	應永十二年十二月十五日卒	細川賴春ノ子、賴之、賴元ノ弟、阿波守、兵部大輔、法名常春。
一六	細川下野守滿國	永享六年五月三日卒、五十六	右馬頭、從四位下、下野守、備中國主、常輔入道。
一七	細川民部少輔持春	寛正二年二月七日卒、六十	幼字六郎、民部少輔、從四位下、下野守、備中國主、常忻入道。
一八	細川下野守教春	延徳元年七月四日卒、六十四	民部少輔、從四位下、下野守、備中國主。
一九	細川武藏守政國	文龜二年十月日卒、四十八	幼字九郎、從四位下、右馬頭、武藏守、中務大輔、備中國主。
二〇	細川安房守晴國	天文五年八月廿九日自害、四十三	幼字八郎、從四位下、右馬頭、備中國主、武藏守、安房守。
二一	細川武藏守輝政	天文廿二年五月廿八日卒、五十	從四位下、武藏守、安房守、備中國主、初通政、後輝政。
二二	細川下野守通董	天正十五年七月晦日卒、五十三	小字太郎、從四位、右馬頭、備中國主、下野守、初名通賴後通董
	以上		

參考

一　秋庭重明　正平中高師秀を逐うて備中守護代となる。

二　細川賴之　賴春の子　天授中義滿の命に依りて備中守護を兼ぬ。

三　細川基之　滿之の子

四　細川滿重　基之の弟

五　細川勝久　滿重の孫　永正六年秋庭氏に代りて守護代となる

六　上野民部大輔賴久

第四十八章　室町女院領・備中園西東荘

室町院（一八八八―一九六〇）名は曦子、法名妙法覺、後堀河天皇第一皇女、母は中納言家行の女、延應二年四月内親王となり寛元元年七月准三后、同年十二月院號、同四年八月尼となる正安二年三月（一月脫カ）薨ず年七十三

女院記云。室町院、曦子、後堀河院皇女、母中納言家行卿女。延應二年四月廿四日内親王。寛元元年七月廿三日准三宮同年十二月十四日院號、同四年八月六日爲尼、法名妙法。

女院小傳云。室町院、曦子、後堀河第一女。母中納言家行女、延應二四廿一爲二内親王一。十三。寛元元七十四、准三后。十六。十二月廿四院號、四八六尼爲尼（妙法覺戒師御室。正安二五三御事。七十三

抑も室町女院領としての備中園西東荘は同女院御薨去後正安三年には永嘉門院、瑞子女王に御傳領あり。永嘉門院（十九一九三二―一九八九）御名は瑞子、出家して妙法智と號す、中務卿宗尊親王の女、母は大納言通具の孫女、平貞子の女房、叙品親王宣下なく正安四年正月直に准三宮となる、同日院號宣下、元亨四年七月出家、嘉暦四年八月崩ず年五十八。

女院記云。後嵯峨院御孫、中務卿宗尊親王御女、母大納言通具孫女、叙品並親王宣下無歟、正安四年正月廿日准三宮、同日院號、元亨四年廿九日爲レ尼、（法名妙法智）嘉暦四年八月廿八日御事有。

女院小傳云。永嘉門院。瑞子。中務卿宗尊女。女大納言通具孫女、平准后家女房。叙品並親王宣下無レ之歟。正安四正廿准三宮。卅。同日院號。元亨四七廿九出家。（妙法智）後宇多五七日也。嘉暦四八廿九、御事。五十八。五十二

永嘉門院は後宇多上皇の妃となられたる爲め室町女院領は、こゝに後宇多上皇即ち大覺寺御系統の御管理に屬すべき有樣となりしため、持明院統より御故障の申出あり。幕府も其存立を鞏固にする政策上より持明院統の伏見上皇の御申立を支持し奉り茲に室町女院領を兩統に折半し奉ることゝなれり實に正安四年（一九六二）の事なり。（竹内文平氏所藏文書）

編者云、備中園荘が室町女院領となりし年代詳かならず。但女院領と稱し奉る以上其院號ありし寛元元年（一九〇三）十二月、又は其出家し給ひし同四年（一九〇六）八月六日頃と推定して敢て差支なきか、果して然らは其正安四年兩統に折半して奉りしより五十六七年の前に在りしものと推定して不可なかるべし。

而して永嘉門院の御所領なる室町女院領の半分は事實上御宇多上皇の御管理に屬したるが嘉元四年（一九六六）六月に他の御領と共に悉く昭慶門院に傳領せらるゝことゝなれり。昭慶門院（一九三三―一九八四）は名を喜子、法名を清淨源と申し亀上天皇の皇女、母は從三位雅平の女從三位藤原雅子。永仁元年十二月十日内親王。廿一。四年嘉元四年九月尼となる、元亨四年三月十二日薨去、年五十二。

女院記云。昭慶門院。喜子。亀山院御女。母三位雅平女、從三位藤原雅子。永仁元年十二月十日内親王。廿一。四年八月十一日。准三宮。同日院號。廿四。德治元年九月十五日、爲レ尼（法名清淨源）元亨四年三月十二日御事有。

女院小傳云。昭慶門院。喜子。龜山皇女。母從三位雅平女。從三位藤雅子永仁元十二廿爲二内親王一。廿一。同四八十一准三宮。廿四。同日院號。嘉元四九十五爲尼、清淨源元亨四三二薨、五十二。

而して昭慶院御領目錄にはこの室町女院領も見ゆるに因りて大覺寺統御系統の室町女院領は判然たり。又後伏見上皇の御管理に屬するに至りし御領は次いで花園上皇に御譲與になりて是を貞和元年長福寺に御寄進遊ばされしものと思はるゝなり。此の持明院御系統の御管理に屬せし室町女院領半分の目錄は即ち八代恒治氏所藏の「集」に收められるゝもの也、隨て備中園東荘の持明院統の御管理に屬したるは正安四年にて以來貞和元年に至る四十四年間繼續したるもの也。而して其兩統折半以前に於ける五十六七年を之に加へて蘭荘か皇室領に屬せしこと約百年間と推定せらるゝ也。

大日本史料、山城國長福寺文書に備中園東荘に關する文書二通あり。

(一)　貞和元年十二月三日花園上皇山城長福寺に備中園東荘を寄附し給ふ。

備中國園東荘所有御寄附長福寺也可被專興隆者御氣色如此仍執達如件

貞和元年十二月三日

月林上人（道皎）御房

勸修寺經顯（花押）

(二)　貞和四年八月十一日光嚴上皇山城長福寺に花園法皇の備中國園東莊を御寄附あらせられたることを聞食し給ふ。

備中國園東莊御寄附長福寺之由被聞召畢。永代不可有相違之旨院御氣色所候也、仍執達如件。

貞和四年八月十一日　　權大納言（四條隆蔭）花押

月林上人（道皎）御房

長福寺及月林上人。

長福寺。山城國葛野郡東梅津村字中村に在り。大梅山と號す。臨濟宗、南禪寺末。本尊釋迦如來。天安四年眞理尼の開基に係る。初め天台宗なりしが、豐前左衛門清景と云ふもの、深く僧月林に歸依し、更に堂宇を增し田園を附し竟に禪刹に改む。花園法皇、月林に歸依し給ひ時に臨幸して法要を問ひ、且つ勅願寺たるへき綸旨を賜ふ。織田、豐臣、德川の三氏共に寺祿三百五十石を附す。塔頭別傳院に花園天皇御塔所あり。大寶輪と云へり。什寶に花園天皇御肖像、御宸翰及古文書等あり。（山城名勝志、平安通志）

月林道皎（一九五三―二〇一一）　勅謚普光大幢國師、元亨二年、二十歲入元して金陵、保寧に於て古林清茂に謁し元德二年、三十八歲歸朝す。觀應二年二月二十五日寂す、五十九。

道皎は京都大梅山、長福寺の學僧なり、道皎號は月林、山城の人、中納言久我具房の子、其先は村上天皇十一世の孫母は藤原氏の出なり。幼にして父を喪ひ母に隨ひて越前に行き平泉寺に入りて童役と爲る、十六歲雍染し建長寺高峰日和尙に依り高峰の寂するに及ひ。京都の北巖倉に居り、大燈國師に謁して宗要を咨詢す、花園上皇其名を聞きて屢離宮に召し、心法を尋問し給ふ。元亨の初年師二十九にして海を渡り、明年春元に入り、金陵の保寧寺の古林和尙に參し、大仰寺の志心誠に謁す、命せられて藏典となり。職滿ちて保寧寺に歸る。一日古林問うて曰く斬りて三段と爲す時は如何と、衆競ひて答ふれとも契せず。師後に至りて答へて曰く、勞して功なき者也。と古林大に肯し、此より名朝野に馳す。文宗皇帝勅して佛慧知鑑大師の號を賜ひ、古林の命により後版に居る、天曆二年冬古林將に寂を取らんとするに方り、法衣を師に附す。明年春歸朝す。我か元德二年なり。城西の法華山に菴を結ひて居り妙峰菴と稱す。大燈國師師の歸朝を喜び、使を以て通問す。敎門の大德ありて師の道風を感じ、梅津敎寺を改めて禪寺と爲し師を迎へて開山とす。大梅山長福寺是なり。花園上皇益崇信し詔して宮に入れ、時に寺に幸して法を問ひたまふ、後塔院を寺北に建て淸凉院と稱し。古林和尙の肖像を安んず觀應二年二月十三日病にかゝり廿五日寂す。壽五十九。臘四十四。全身を淸凉の塔に窆む（本朝高僧傳）

大梅山開山、月林皎禪師行狀

師諱道皎、字月林、稱獨步叟、又稱圓明叟。晩稱西山暮翁。族源氏、村上天皇第十一世、久我中納言具房之子也。以永仁癸巳歲生。母藤氏。幼而喪父、隨母住越前、入于平泉寺爲童子、學經敎、能曉文義、偶有人自相州來、語禪門之事、師意慕之、歲十六、密投僧雍染、即往相陽、依止佛國禪師、日作務、夜跏趺、脇膚不沾席、佛國以法器待之、提引甚多、且擧居燒香行禮之職、是佛國董席於建長之日也、佛國唱滅之後、赴京師居城北之岩藏山、時宗峰和尙昌化於大德、舊參碩德多立下風、師頻亦往見、互扣互應、在傍衲子、無不愕然、玆花園太上皇薦召師、咨决心要、師提唱專契聖慮、元亨辛酉冬、師將有南詢之行、上皇延師受衣盂、其次日上皇賜宸翰、其詞曰、昨夜受業之儀、感悅無極、縱雖隔萬里波濤、同風之旨何有遠近之義、國師後日可有其號、當時非自專、尤以遺恨、併期再會之時者也、明年壬戌入元、國師實歲三十也、時古林休居老人住金陵保寧、天下學徒輻輳、人以爲不異勇禪師、時師銳志、操戈直入鳳臺之室、一句投機。休居曰。汝知主人翁曰。師曰、不知、休居曰、因什麼不知、師曰、不會道皎不知、佛祖也不知、師進前又手立、休居曰、佛祖爲什麼不知、到這裡爲什麼不肯住、師以兩手作擎勢。拋向而前、休居曰、提婆尸佛早留心直至、而今不得妙。師曰、和尙年老心孤、休居呵々大笑。師告辭。造大仰忠、誠禪師會下、誠付之以典藏之職、未幾、再歸鳳臺省勤、休居問曰、近日

行履如何。師叉手當胸、休居曰。未在更道、師曰、再犯不容、休居曰、遇在什麼處、師連喝兩喝、休居曰、謝和尚老婆心切、休居一日坐次。問左右曰。斬爲兩斷時作麼生、左右酧答不得、師後而至。休居舉前話、師曰、勞而無功、休居曰、話得是、從是師資道契。當本朝嘉曆三年者天曆元年戊辰正月廿三日。大元天子文宗、賜號佛惠知鑑大師、二年己巳、休居舉師居後板、冬節秉拂提唱之語、聞者無不驚懼、故無想和尚寄語曰、道人來扶桑、肝膽金石堅、遼天鼻孔正、不受傍人穿、繞床振錫兮古鳳臺前、夜夢說法兮兜率陀天、揚性天之惠日、發智海之淵源云云。師解職之後、經日不久、休居告終、師沐休居之提誨凡八年。深契其旨、休居摩胸告衆之日、以法衣付師、故了菴有語曰、月林皎首座八年之間、孜々矻々信衣密付。無想又有語曰、月林首座扣道于休居老人之室。深契厥旨、二老如是之語、蓋證休居有妙語傳而師無承虛之弊也。師有拈古之作。休居跋其後曰、此錄乃眞正道流深證實語之能事也。異時流通祖道。而能起學者之疾膏盲。不復疑矣、庚午之春。歸本朝、結茅菴於城西法華山寺傍。扁妙峯、玆寺僧鶩師道風。盡受衣盂、大德宗峰和尚喜師無恙歸本朝、頻通問。師一日往大德相看、宗峰問曰、和尚入元國、見幾善知識。師曰、見古林佛性禪師、宗峰曰、古林道底可得而聞也。師擧以豁開戸牖、當軒者誰。紅霞穿碧落。白日繞須彌之語。宗峯拍膝曰。高士也。嗚呼大善知識也。師孤峻嚴令、全不肯諸方方以容易無人近傍、宗峰有參徒之雄者。指見師、師不移休居之風、氷雪相看、于玆教僧投師改服。以所管之教寺迎師。師遷居之、梅津長福是也。山曰大梅。雲堂曰拈木。方丈寢室曰清居、其額則師之手澤也。清居則在鳳臺時扁所居之號也。蓋不忘鳳臺之昔也。花山大上皇愈崇尚師之道。或延皇居入室。或入山參扣、陽祿仙院亦歸宗旨之法。令重師資之禮、當時英衲公卿大夫耳目爲之新。師起塔院於長福之正北。曰清涼、安休居之像、後於其右安師之像。觀應辛卯二月十三日巳刻。感微疾、十八日葉室相公問疾。次日久我相國問疾。廿五日巳刻。師顧高弟月菴清公曰、求病起處不得。老僧有什麼咎。清曰和上慈悲大於山岳云云。問答畢而安座而逝。閱世、五十九。奉全身窆清涼之塔。一時參禪衲子。識與不識無不震悼摧慕。師後一七年。延文天子勅謚普光大幢國師云云。事跡曾未記錄。故承師的弟遺老謹畧次而記耳。

應永丁酉春　　不肖法孫　如憲拜手

要之、備中國園東莊は寛元の頃、室町女院の御領となり五十六七年の後正安四年折半して西莊は大覺寺統御領、東莊は持明院統御領として傳へられ。更に四十四年の後貞和元年（興國六年、二〇〇五）花園上皇之を上皇の御歸依厚かりし長福寺月林道皎上人に寄附し給ひしも也。是間園西莊は大覺寺統御領として傳へ給ひしものと推察せらるゝ也。

以上に就いて連想せらるゝ事は園東莊に於て鎌倉時代の石塔三基を存すること、是は室町女院領若しくは持明院統との如何なる關係ありしか。又園西莊に於ける櫻喜右衛門屋敷と稱せらるゝ鎌倉・吉野時代特有の形式を存する館阯の主人公たる櫻氏は室町女院若しくは大覺寺統と如何なる關係ありしか、特に櫻喜右衛門は備後の櫻山玆俊の一族にして元弘建武の間、勤王の義兵を擧げしが其終る所を知らずとの口碑は吉野朝勤王家と皇室御領との關係を徵すべき一事例として又興味あることなるが今は玆に之を附記するに止めて後考を待つ。

【參考】

一八五九、正治元年八月十五日　明遍上人寶塔、岡田村大字辻田字大松の下に在り。
一九七四、正和三年十月十二日　導應寺石塔、岡田村大字辻田字導應寺に在り。
一九八二、元亨二年八月日　導應寺地藏堂古瓦、岡田村大字辻田池田暉雄氏所藏。
（導應寺石塔同形式）　滿願寺寶篋印石塔婆、岡田村大字辻田字森に在り。
櫻氏古城、薗村大字市場字見瀨、瑞松院。櫻喜右衛門武定館阯。（一一九八―一二〇〇頁・參照）

第四十九章　吉備郡に散在せる大社及巨刹領

吉野時代を中心とせる吉備郡に散在せる大社巨刹の領地は五箇所あり。概して其の地理形勝を占めたると經濟力の豊富なりしとの二理由は屢々地方豪族の爲めに押領濫妨を加へられ又は兵士の狼藉を蒙り爲めに紛爭寧日なきの有様なるが特に南北の爭亂と共に一層の激甚を加へたり。左に之を表示し關係史料を掲げて之を略說せん。

一、妙顯寺領　備中穗太莊　穗井田村大字服部
二、東福寺領　備中上原鄉　神在村大字上原
三、長禪寺領　備中園東鄉　岡田村の內
四、石清水領　備中水內莊　水內村の內
五、等持寺領　備中日羽鄉　日美村の內
以上

一、妙顯寺領

妙顯寺。日蓮宗一致派の大本山にして京都市上京區妙顯寺前町に在りて具足山と號す、元亨元年日像の開基、嘉曆元年四條の南壬生の東に移り、明德四年押小路の南、掘川の西に轉して妙本寺と云ひしが天文十八年西洞院二條に移し天正十二年豊臣氏の命により現地に寺基を移す。末寺二百六十餘。寺寶、後醍醐天皇、法華弘通の綸旨。日蓮親寫の經一丸（日像の幼名）の曼荼羅等あり。

備中誌に、後醍醐天皇、京都御還幸に方りて妙顯寺に寺領寄附の古文書を載せたり。左の如し。

寄進御祈禱所　妙顯寺領之事

尾張國松葉庄、同國小家鄉、備中國穗太庄、今度御還幸御願圓滿御祈禱殊以被忠功之間所宛行也、永代知行領掌不可有相違者、依將軍宮令旨下知如件。

元弘三年五月十二日　　日像上人奄

日像上人（文永六　一九二九―二〇〇二　興國三年）は妙顯寺の第一世にして穗太庄は穗井田庄ならん、此地方と日宗との關係由來古きを知るべし。

備中、河尻社。

南朝正平十年、北朝文和四年八月二十九日、尊氏京都妙顯寺に近江佐津河東方の地、備前宇垣鄉內山條村及備中河尻社を領せしむ。

【妙顯寺文書】一〇山城　（端書）【尊氏將軍】

近江國佐津河東方田地、幷備前國宇垣鄉內山條村、備中國河尻社等事任本主氏重　顯信已之輩寄附之旨、爲當寺領被其沙汰（致カ）可抽祈禱精誠之狀如件。

文和四年八月廿九日　　尊　氏（花押）

妙顯寺院主僧都御房

文中の備中河尻社明がならず。妙顯寺領なれば日蓮宗ならん。今、備中の河尻に相當する南部地方に於ける法華宗の本場を物色せんに。吉備郡箭田村及穗井田村是は前出、穗太莊の寄進狀あり。備中誌に「大覺山法華寺、箭田村別府に在り。傳云、貞治中大覺僧正妙實の開基なり」とあり。別に庭瀨町大字花尻、撫河町大內田、及俗に「妹尾千軒皆法華」と云はるゝ妹尾町あり。是亦備中の河尻に擬すべし。河尻社今明かならず。強いて云へは穗太莊か。否らざれば文治元年崇德院法華堂領に寄進せられたる妹尾莊か。姑らく疑を存して後考を俟つ。

二、東福寺領

東福寺は京都下京區本町に在り、惠日山と號し、臨濟宗、東福寺派の本山五山の一たり。本尊釋迦、嘉禎二年藤原道家の創立に係り、賴經、賴嗣、父子之を助け建長七年に落成し、聖一國師辨圓を以て開山となす、此寺は總社町井山寶福寺と本末の關係あれは。既に同條に詳說せり。

延元四年正月十六日丙子備中國司木工頭知任、東福寺をして院宣の旨に任せ同國上原鄉領家職の知行を全くせしむ。

（東福寺文書）第二回採訪、山城

備中國上原鄉領家職事、御寄進之院宣分明之上者、全知行可被致御祈禱忠候、恐々敬白。

曆應二　正月十六日　　知　仁

東福寺長房上人御房

【參考】（東福寺文書）二山城

一、備中國上原鄉事　付領家方　上略
　東福寺諸庄園［　］（目錄カ）
　領家職事
　○中略
一通　御寄進院宣、建武三十廿六
一通正　院宣段米御免事、曆應二
二通　國司　李頭　知任狀、曆應二、正、十六日
一通正　重御寄進院宣、曆應二十二、廿八日
右當寺領文書目錄如件
　貞和三年七月日

一通　國宣、同十月廿九
二通　武家施行、建武四五八、同四七廿六、以上四通竝に見えず
一卷　大嘗會拔穗役沙汰、吉田平野神主請取

已上十參帋　住　山（花押）

三、長福寺領

長福寺は山城國葛野郡東梅津村字中村に在り。大梅山と號す、臨濟宗南禪寺末、本尊釋迦如來。天安四年眞理尼の開基、初天台宗なりしが豐前左衞門淸景といふもの深く僧月林に歸依し更に堂宇を增し田園を附し竟に禪刹に改む。花園法皇月林に歸依し時に臨幸して法要を問ひ。且勅願寺たるへき綸旨を賜ふ。織田、豐臣、德川の三氏共に寺祿三百五十石を付す、塔頭別傳院に花園天皇御塔所あり大寶輪と云へり、什寶に花園天皇御肖像御宸翰及古文書等あり。

備中園東莊。山城國長福寺文書に左の二通見ゆ。

（一）貞和元年十二月三日花園上皇山城長福寺に備中園東莊を寄附し給ふ。

備中國薗東莊所有御寄附長福寺也。可被專興隆者御氣色如此仍執達如件。

貞和元年十二月三日　　勸修寺　經顯（花押）

月林上人（道皎）御房

（二）貞和四年八月十一日光嚴上皇山城長福寺に花園法皇の備中國園東莊を御寄附あらせられたることを聞食し給ふ。

備中國園東莊、御寄附長福寺之由、被聞食畢、永代不可有相違之旨、院御氣色所候也、仍執達如件。

貞和四年八月十一日　　（四條隆蔭）權大納言（花押）

月林上人（道皎）御房

由是觀之園東莊（今の岡田、辻田）は鎌倉時代に於て花園上皇の御料所たりしを貞和元年之を山城國長福寺領として寄附し給ひ、貞和四年光嚴上皇より重ねて之を山城國長福寺として永代寄進の旨仰出されたるもの也。

因に、月林道皎（一九五三―二〇一一）勅諡普光大幢國師元亨二年三十にして入元し金陵、保寧に於て古林淸茂に謁し元德二年三十八歲を以て歸朝す。觀應二年二月廿五日寂す年五十九（續群書類從、卷二百三十四、大梅山開山月林皎禪師行狀に據る）

應永二年十二月七日、幕府重ねて備中守護細川滿之をして河西某の、山城長福寺領備中園東莊領家職を押領するを停めて下知を寺家雜掌に渡付せしむ。

（長福寺文書）三、山城。

（附箋）「園東莊一圓知行安堵管領勘解由小路殿書」

梅津長福寺雜掌申、備中國園東莊領家職事、訴訟具書如此、先度（嘉慶二年十二月二十六日の條參看）雖被仰、不事行云々、早止河西押領、一圓可被沙汰付下地於雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永二年十二月七日　（斯波義將）沙彌（花押）

細河兵部大輔（繁之）殿

案に、河西某なるものは天正二・三年備中兵亂記に出ゆる荒平城主河西の一類なるか。（吉備郡に於ける莊園及室町女院領備中園東西莊參照）

四、石清水領

石清水八幡宮、は山城國久世郡石清水山、今は綴喜郡男山鳩嶺に在り。現に男山八幡宮と稱し官幣大社に列す。清和天皇貞觀元年大安寺の僧行教の奏請に依り、杢權允橘良基に勅し宇佐宮に准じて六宇の神殿を造り明年に至りて神體を奉遷す。本宮は朝廷の崇敬特に重く我朝の大祖といひ宗廟と稱す。又源義家此神を敬し奉り武勇を輝し、賴朝天下の權を握るに及んで又崇重し諸國に別宮を置きしより源氏の武士皆氏神とし到る處八幡社あるに至れり。

備中水內莊（石清水文書十九通、後に目錄あり）

正平十七年十一月廿二日後村上天皇御綸旨一通（水內北莊方々の妨を止む）

綸旨寫

八幡宮領、備中國水內北莊、止方々妨可令全知行者、天氣如此、仍執達如件。

正平十七年十一月廿二日　左中將　花押

駿河少路權別當法印（孝清）御坊

【參考】石清水八幡宮所藏、備中國水內莊相傳證文　○綸旨御下知等駿河少坊領　讓得東得二卷之內

目錄

一、　九月廿日　綸旨　一通
二、正平十七年十一月廿二日　綸旨　一通
三、貞治三年十月十四日　御下知　一通
四、貞治四年九月八日　御下知　一通
五、應安六年十二月十四日　御下知　一通
六、應安七年十二月廿四日　御下知　三通
七、同　八年二月九日　御下知　一通
是ハ善法寺江雖被申請申返之時此方へ給也
八、長祿三年十二月廿日　御下知　一通
九、寬正四年七月十日　御下知　一通
十、天文（廿一）（九）月（吉）　一通
以上　拾貳通

○備中國水內莊相傳請狀證文二卷之內

目錄

一、嘉吉元年拾月十三日　德阿彌證文
二、長祿三年拾二月廿六日　高橋光秀請文
三、文明三年十一月十五日　同
四、文明五年三月十四日　道岡經房請文
五、大永二年六月廿八日　上田光寶請文
六、文亀元年十二月十日　廣幸書狀寫
七、永正十四年十二月七日　高橋光資書狀寫
八、　十二月十二日　高橋光實書狀
九、永祿九年三月十日　上田家實書狀
以上　九通

○善法寺處分狀寫

目錄

一、應長元年十二月十五日　尙淸處分狀
二、應安五年七月五日　永淸花押處分狀
三、文安四年九月十六日　右京太夫花押處分狀
四、長祿三年十一月十五日　右京大夫花押處分狀
以上　四通

通計　貳拾五通（吉備郡に於ける石淸水八幡宮の別宮及宮寺領の章に全文を擧ぐ）

五、等持寺領

等持寺は山城國葛野郡衣笠村字等持院に在りて萬年山と號す臨濟宗天龍寺末に屬す、本尊地藏菩薩、創立年代不詳、初は眞言宗にして山上に在りしが後今の地に移す、曆應中尊氏再興し硅石を中興開山とす爾來足利氏の廟所となり尊氏の墳墓及足利氏十三代衣冠の木像あり。國寶文和元年八月十八日附等持寺繪圖あり。（山城名勝誌、山城名跡誌）

備中國日羽郷

（備中誌）康正二年造內裏段錢並引付帳云、

拾二貫二百文　五月廿九日　等持寺領　備中國日羽郷　段錢
　　廿七日定

案に備中國日羽郷は和名鈔に賀夜郷日羽郷と見え今の池田・日美・富山・大和一圓の地を含む、今、日美村大字日羽あり。

第五十章　備中國賀夜郡服部郷圖　附、庭妹郷

備中國賀夜郡服部郷圖は、「古本云、永仁六年大檢染以破形書改之　曆應二年七月中旬　天文五年丙申霜月十二日　裏書之　禰屋與七郎久光」又は「同文、元祿八年乙亥三月廿三日　古本虫破有之改寫者也　禰屋武左衛門光治」の書入を以て普ねく轉寫せられ天下に稔聞し學界周知のものとなれり。左に圖版を揭けて說明し論究する所あらんとす。

【參考】

備中國賀夜郡
服部郷圖

圖版　所題の如き地圖なり、方一町の區劃を施して各區に左の如く總段別、地目、所有者人名、內譯段別代數等を子細に記入せり。

備中國賀夜郡服部郷古圖
小野文三氏藏

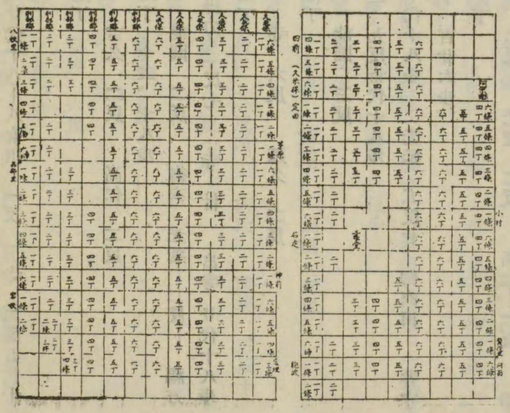

一、河面　三町

六條　四丁　一反卅

田　八反　得力　二反卅　忠慶　一反十五　高仁　一反九
畠　三反四十　寺　一反卅　延久　二反十
同　五丁　定丁卅

田　五反十五　御服所　二反廿　光延　廿、十八ト
相朝　二反廿代十八ト
畠　五反半　重行　二反四十　是時半　稻吉　一反十
延久　一反

二、貴夜里　十八町

一條　四丁　定丁

田　九反九　官　三反十　成元　六反七
畠　五　延久

同　五丁　定丁

田　九反九　高仁　二反十五　光延　二反　吉行　四反
高仁　一反十　延久　廿
畠　五　延久

同　六丁　定丁　十

田　八反十　吉久　九　御衣　卅　高仁　二反　光
延　二反　近守　二反十五

畠　得力　十五　延久　一反　吉久　半

二條　四丁　定丁

田　御服所　一反十　高仁　一反　得力　二反　利成
二反　成元廿代十八ト八女田　一反　寺　二反五代十
五歩

同　五丁　定丁

田　慶緣　六反　吉久　二反　高仁　二反

同　六丁　定丁　十五、十八歩

田　高仁　三反　能圓　二反　御衣　光延　二反　福万
卅　畠成　得力　一反七　寺　卅　畠寺　廿代十八歩

三條　四丁　定丁

田　万蔵　二反　寺　六反　延久　二反

同　五丁　定丁

田　高仁　七反　能圓　三反

同　六丁　定　九反卅代十八歩

田　高仁　二反十代十八歩　光延　五反廿　御衣田　井守
二反　常不　百廿六歩

四條　四丁　定丁

田　長賴　延久　二反　光延　二反　高仁　二反　幸
範　二反　利成　二反

同　五丁　定丁

田　覺仁　三反十　眞重　五反五　麥草　一反卅五

同　六丁　定丁

田　高仁
五條　四丁　定丁
田　御服所　五反十　光延　三反　高忽　一反卅

同　五丁　定丁

田　吉久　二反廿　得力　二反十　國領　二反　光延
廿　忠慶　二反　高仁　一反

同　六丁　定　九反卅

田　不卅　得安九　得力半　光延　一反十五　延久
一反卅　高仁　一反　安慶　二反七　麥草　一反十五

畠　十代　延久

六條　四丁　定丁

田　高仁　一反　延久　四十　力鑒　二反　慶辨　四
反十　相朝　二反

同　五丁　定丁　廿

田　相朝　二反　國　二反　是安　二反　寺　一反
光延　三反　內二反者長賴

同　六丁　定丁　卅

田　九反卅　高仁　四反廿　御服所　三反十　千福　一
反　延久　一反

畠　一反　延久

三、小村　十八町

一條　四丁　定

田　吉久　五反　千福　五反

同　五丁　定　九反四十

田　滿十　憲　辨源　三反五　得力　二反卅　助友
二反五　利成　二反
第三編　近古

同　六丁　定　八反

田　台河　卅　國領　不十　包澤　二反廿　今久宗賀　高仁
七　覺仁　三反　吉久　一反五

畠　壹反五　延久

二條　四丁　定丁　廿

田　國領　三反七　不反九　今久宗賀　二反　得力　一反
溫河　慶緣　一反廿　千福　一反四十

同　五丁　定　九反卅

田　御服所　八反卅　高仁　一反　畠　廿　御服所

同　六丁　定丁

田　御服所　一反卅　慶辨　一反廿　溫河　慶倍　二反卅
畠　五　延久　九　國領　三反半

三條　四丁　定　九反半

田　普成佛　二反　安成　二反半　國領　五反

同　五丁　定丁

田　不反十麥草　高仁　一反四十　族氏　慶辨　三反十
圓領　二反　麥草　一反十五

同　六丁　定丁

田　吉久　五反　國領　五反

四條　四丁　定丁

田　吉久　四反　安成　六反

同　五丁　定　九反九

滿五　井守　二反　今久宗賀　二反　國領　二反卅

安成　三反十五

四條　六丁　定丁

田　吉久　三反十　國久　二反　高仁　卅　幸範　二反

安成　二反

五條　四丁　定丁

田　成次　一反廿　國領　八反卅　重氏

同　五丁　定丁

田　作九反卅　依延　滿廿

同　六丁　定丁

田　延久　一反　國領　一反十　重氏　能圓　五反　今久　二反十

六條　四丁　定丁

田　寺　三反卅　國領　五反　成久　一反十

同　五丁　定丁

田　安成　三反　國領　五反　岩屋寺　幸範　二反

同　六丁　定丁

田　能圓　八反　成次　二反

四、田前　十八町

四條　一丁　九反廿

田　細工所　二反廿　依守　一反十　秋近三反内一反今久一反依守

眞近　一反　安成　一反卅

同　二丁　定丁

田　聖秀

同　三丁　定丁

田　依守　八反　安成　二反

同　四丁　定丁

田　普成佛　七反　溫川寺　守助　三反

同　五丁　定丁

田　普成佛　國領　八反卅　重氏

同　六丁　定丁

田　依守

五條　一丁　定丁

田　重氏　三反五　利成　三反十五　依守　二反卅　國領　一反

同　二丁　定丁

田　聖秀

同　三丁　定丁

田　聖秀　二反半　普成佛　七反半

同　四丁　定丁

田　普成佛

同　五丁　定丁

田　普成佛

同　六丁　定丁

田　普成佛　六反七　國領　三反十五

六條　一丁　定　九反半

田　國領　一反　千福　二反五　得力一反五今成堂免　依守

九　國　一反廿　助友　三反　貞遠　一反十

同　二丁　定　九反卅

田　細工所　四反廿　守安　三反　得吉　是守　一反廿

內一反得吉

同　三丁　定丁

田　普成佛　八反　國領　二反

同　四丁　定丁

田　井守　五反　普成佛　五反

同　五丁　定丁

田　普成佛

同　六丁　定丁

田

五、定田　卅六町

一條　一丁　九反半

田　滿半　長圓　二反廿　國領　一反十　光延　三反半

助友　二反廿

同　二丁　定　九反七

田　滿十五　六呂師　二反廿　守澤　一反廿　後增　二

反十　吉久　三反七

同　三丁　定　九反四十

田　滿十　稻吉　二反　毫慶　四反十五　井守　三反半

同　四丁　定　九反半

田　滿半　寺　四反十　無舜　三反十代十八步　井守

二反十八步

同　五丁　定　九反廿

田　滿卅　福藏　五反　寺　二反　成次　二反廿

同　六丁　定　九反九

田　滿五　恒枝　一反

二條　一丁　定丁

田　長圓　四反十　六呂師　五反卅　內二反善根寺

同　二丁　定丁　七

田　麥草　一反　久岡　一反九　守澤　五反廿　岩屋寺

一反七

同　三丁　定丁

田　御服所　五反　利正二反御衣田　光延三反

同　四丁　定丁

田　井守　一反　得力　一反　吉久　二反　光延三反御衣

同　五丁　定丁

田　三郎九　五反半　仁秀　二反卅　吉久　二反

同　六丁　定丁

田　恒枝　七反　吉久　三反

三條　一丁　定丁

田　國領　二反　細工所　三反　毫慶　二反　高仁　二反

同　二丁　定丁

田　九反七　得力　三反十五　吉久　六反廿　畠　十五吉久

同　三丁　定　九反

田　常不反　井守　七反五　光延　一反九
同　四丁　定丁
田　高仁　八反十　國安　一反卅
同　五丁　定丁
田　國領　八反　麥草　二反
同　六丁　定丁
田　忠慶　一反　延久　一反　万藏　永富　二反十
慶衆　二反四十　高仁　三反
四條　一丁　定　九反九
田　滿五　六呂師　二反廿　末景　二反五　小河覺然
五反廿
同　二丁　九反卅
田　滿五　寺　三反卅　國安　一反廿　國貞　一反十
得力　二反十
同　三丁　定　十一反
田　妙地十　五反　辨源　三反　吉久　三反卅　則行
十代
六反廿　則行　三反廿　宮　三反
畠　四丁　定　四反九
同　三反七　延久　畠　一反十
田　五丁　定七反十
同　千福　一反十五　濕川寺　一反廿　光延　一反半
田　六丁　定

田　得力　一反　安能　一反廿　國領　半　慶倍　三反五
五條　一丁　定丁　十
田　慶緣　七反十　覺然　三反
同　二丁　定丁　二反五
田　得岡　三反　久清　二反　官　十五
畠　七反　玄妙
同　六丁　定　四反十
吉久　二反九　延久　卅　夏目　半
六條　一丁　定丁　十
田　辨曉　三反廿　宗緣　二反　慶緣　二反　力鑑　三反卅
畠　十　則安行
同　二丁　定　二反五、十八歩
田　久清　一反　官十五代十八卜　畠二反　宮
同　六丁　定
無圖　折紙神　一反　麥草　一反

六、石走　卅六町

一條　一丁　定丁　一反十
田　宮　一反十　千福　四反　御衣田
畠　一反　内　宮半　吉久半
同　六丁　八反十
田　光延
二條　一丁　八反十
田　光延　三反十　久清　一反十

畠　三反七　宮　一反十　福万　一反十五　吉久　一反十
同　六丁　定　八反十
田　高　一反十　得力　一反五　長鑒　三反五　新開
十　相朝　二反卅
三條　五丁　定　二反十
田　御服所　五　安乃　一反廿　相朝　七
同　六丁　定　八反卅
田　御服所　四反　得力　二反五　相朝　二反廿五
四條　三丁　定　三反十
守安　一反　守久　二反　吉久　十
同　四丁　定　四反廿
田　安久　一反九　光延　二反半　有財寺
同　五丁
田　半　光延
同　六丁　定　九反半
田　高仁　二反四十　時眞　四十　依守　三反　得力
一反凡　吉重　是重　一反
五條　三丁　定　六反卅　稻吉　五反十
畠　五反卅　内　是時卅　田　四十　明範
同　四丁　定丁　卅
田　八反四十　安久　七反　今久　一反　稻吉　卅
畠　一反四十　内　稻吉卅　今久　卅　延久　廿
同　五丁　定　一丁一反十

田　一町　御衣田　高仁　一反十五　光延　四反　安
久　一反十五　吉久　一反卅　今久　一反四十
畠　一反十　今久
六丁　定丁
同　田　毛地　一反十五　顯秀　四反廿　高仁　一反卅　得
力　一反五　幸範　二反四十　延久　十五代　畠
十五代　延久
六條　一丁
田　廿　延久
同　二丁　定　八反七
田　力鑒　三反　畠　稻吉　五　利正　三反　延久
二反卅
同　三丁　定丁　一反卅
田　九反相朝　畠　二反卅　吉久
同　四丁　定丁　二反十
田　八反　相朝　三反十　重岡　五反卅　畠　三反廿
稻吉　廿　吉久　三反
同　五丁　定丁　二反十五
田　八反卅　重岡　七反五　相朝　一反廿　久延　十五
畠　三反半　吉久
同　六丁　六丁九
田　八反卅　万歳　二反五、十八卜　覺仁　六反廿代十八卜
畠　二反十五　守安　十　延久　七　得安　一反廿

七、飽波　九町　十一町

一條　一丁　定　六反廿
畠　得吉　一反卅　利正　五　慈行　廿　高仁　一反卅
稻吉　十　光延　十　重行　二反
同　二丁
畠　元眞　卅　光延　二反　守安　二反　延久　一反十
利正　三反卅　稻吉卅　百八卜
同　三丁　定丁
畠　吉久三反　寺一反卅　辨慶半　安元卅十八卜
延久四反十代十八卜
同　四丁　定丁
畠　延久八反卅　辨慶廿　稻吉四十　吉久十
同　五丁　定丁卅五
田　四十五　得刀　畠　九反十　延久四反半　稻吉三
反四十代十八卜　吉久一反四十代十八卜
同　六丁　定丁
田　卅　今是元今久　畠九反十　延久四反半　光直二
反半　得安二反半
二條　一丁　定丁　三反五
田　三反十五　辨慶一反半久清　今富七　光延卅
吉久三反廿　光延一反十
畠九反卅　得吉三反　重行一反卅
同　二丁　定　八反
畠　延久　三反四十

三條　一丁　定丁　二反卅
田　六反十八卜　上分田　一反九　成元　二反　久清
一反　慶緣　廿代十八卜
畠　六反十八卜　延久　二反　慶緣　四反半十八卜
同　二丁
畠　半十八卜　田五代延久
四條　一丁　定　八反七
畠　光直　二反卅　吉久二反十　今富二反七　得光　一反
八、忌理
一條　五丁
畠　定　五反ノ内　助久二反　光延　二反　貞久　一反
同　六丁　定丁　二反卅
田　一反　助次
畠　一町一反四十代ノ内　助次　四反　利正　三反十五
光延　四反半
二條　四丁
畠　一反卅　久清
同　四丁　定丁
畠　妙地　卅　宮　七反　利正　二反廿　吉久　卅
同　六丁　定丁
畠　助次　二反廿　得力　二反　覺有　一反半　利正
十五　延久　二反九
三條　一丁　定丁

畠　助次　二反十　得是　七反　光直　卅
同　二丁　定丁
畠　老直　久清
同　三丁　定丁
畠　久清門　五反　重弘　四反　眞正門　一反
同　四丁　定丁
畠　眞正門
同　五丁　定丁
畑　宮　九反半　吉久　半
同　六丁　定　八反卅
畑　堂敷　一反　宮　四反七　御衣　光延　三反四十
吉久　十五　助次　廿
四條　一丁　定丁廿
田　六反廿　上分田　六反　光延　廿　畠　四反　光延
同　二丁　定丁廿
田　一反廿　上分田　畠九反ノ内　光延　七反　助次
二反
同　三丁　定丁
畠　久清門　二反　重弘　一反　眞正門　七反
同　四丁　定丁
畠　眞正門
同　五丁　定丁
畠　眞正門
第三編　近古

同　六丁　定丁
畠　稻吉　一反十五　光直　三反十五　檢非違所　二反
光延　三反十
五條　一丁　定丁
田　二反內　上分田　一反廿　御服所　卅
畠　八反內　光延　一反卅　稻吉　五反卅　吉久　卅
同　二丁　定　九反卅
田　四反十五　上分田　砂地　十
畠　五反半ノ内　光直　三反半　稻吉　一反　御服所　一反
同　三丁　定丁
田　卅代上分田　眞正門
同　四丁　定丁
畠　二反十　御服所　殘ハ眞正門畠
同　五丁　定丁
田　一反九　則近
畠　御服所三反廿　眞正門畠
同　六丁
田　則近　四反　畠則行　一反五　元眞　稻吉十代十八卜
眞正門畠
六條　一丁　八幡宮御寶前
同　二丁　八幡御寶前　神　卅　助友　一反七　宗藤
一反卅　麥草　光延　一反
同　三丁　定　九反

田 九 友則　畠 御服所 二反　是久 二反十　則行
二反半　今久 一反廿
同　四丁　定丁
田 眞正門 二反卅　畠 則行 九反　今久 卅　稻
吉 廿
同　五丁　定丁
畠 一反十五　則行 一反　寺 十　稻吉 五　眞
正門田
同　六丁　定丁
田 三反半　稻吉 二反十五　吉久 廿　光直 四十
眞正門田 六反半　則行 卅　寺 三反　延久 半

九、神前里

一條　二丁　定　七反十代
田 宗藤 二反七　禪智 四反十　龍王田 十五　新開
同　三丁　定丁卅
田 八反　光延　畠 眞宗卅　稻吉 一反卅　是久 卅
同　四丁　定　七反廿
田 二反卅　稻吉　畠 四反卅　稻吉
同　五丁　定丁
畠 重行 一反　光延 一反卅　友則 一反半　寺
三反九　細工所 一反四十
同　六丁　定丁
畠 國分寺四反十　友則一反五　延久一反　寺三反半

吉里十
二條　二丁　定八反
田 御厩田　畠二反卅　稻吉
同　三丁　定丁
畠 重氏一反　稻吉九反
同　四丁　定丁
畠 稻吉
同　五丁　定丁
畠 光延九　蓼草一反五　友則十八步　稻吉七反九、
十八步
同　六丁　定丁十
畠 國分寺一反卅　稻吉七反卅　元則行　吉重三十
三條　一丁　定四反卅
新開九　田三反十五　弘末　畠一反半　稻吉
同　二丁　定丁
田 八反　御厩五反卅　成元二反十　畠二反稻吉
同　三丁　定丁
畠 稻吉
同　四丁　定丁
畠 稻吉
同　五丁　定丁
畠 福藏五反十五　光直二反卅　稻吉二反十五
同　六丁　定丁半

田 二反半　包道
畠 八反　獨重四反十　吉重十五　元則行　稻吉三反半
四條　一丁　定九反三十
田 五反卅　守重四反五　吉行一反十　稻吉十五　得吉
畑 宮二反　稻吉二反
同　二丁　定丁
田 六反　辨慶一反十五　今久一反九　成元二反卅
畠 四反　重弘二反　稻吉一反卅
同　三丁　定丁一反卅
田 七反　覺仁
畠 四反卅　氏久一反卅　稻吉十　重氏一反廿　國
分寺一反半
同　四丁　定丁卅
田 九反　依守六反　慶俊三反　畠一反卅　稻吉
同　五丁　定丁二反卅
十　田 八反　包道五反九元重氏　守正二反五
畑 福藏一反　稻吉三反卅
同　六丁　定丁十代十八步
田 四反十代十八步　內　智禪四反十　稻吉十八步
畠 六反　稻吉　神一反
五條　一丁　定丁廿
田 四反　光延二反卅、十八步　久清一反十五、十八步
畠 六反廿　万藏四反十　宮卅　吉久卅
第三編　近古

同　二丁　定丁
田 五反四十、內　万藏二反十、稻草　井守三反廿
畠 五反　稻吉三反卅　万藏廿　重弘一反
同　三丁　定丁二反十
田 五反四十　安久十　稻吉五代　賢永五反半
畠 六反廿　稻吉二反四十　國分寺三反卅
同　四丁　定丁
田 光延二反七御衣　安久三反半　吉久三反半　依守十
五代
同　五丁　定丁
田 九反廿　稻吉　畠卅稻吉
同　六丁　定丁
田 稻吉五反廿
畠 稻吉五反廿
六條　一丁　定丁
田 四反十　寺二反七　宮半　千福一反
畠 五反四十　宮四反七　万藏一反五
同　二丁　定丁
田 福藏二反十　万藏一反　氏元四反三十　安光二反、
同　三丁
田 八反十五　得末八反十　安久五
畠 一反卅　得末
同　四丁　定丁二反

田　三郎九五反四十　今富十九代　畠六反稻吉
同　五丁　定丁
田　千福五反　稻吉五反
同　六丁　定丁
田　友則二反　包近一反　稻吉二反　久氏三反　重行一反卅　元畠
畑　十代重行

十、茅原

一條　一丁　定丁五
田　九反四十　長圓二反十　光延七反卅　畠十五代光延
同　二丁　定丁
田　九反半　仁期一反十五　細工所三反十　今久三反卅
三郎九一反廿
畠半　細工所
同　三丁　定丁
田　六反九　吉久五　覺仁三反　仁期三反　細工所卅
畠三反五　細工所
同　四丁　定丁
田　麥艸七反　安乃三反
同　五丁　定丁
田　利正六反　千福四反
同　六丁
田　九反卅　稻吉八反　守助一反十代十八步　依守十
五代十八步
畑半稻吉　一丁　定丁
二條　一丁　定丁
田　寺一反　則近二反五　吉久一反　國領三反七　慶眞三反十
同　二丁　定丁
田　安乃一反　守重二反　元重氏　國領二反　光延三反明勘廿
同　三丁　定丁　九反卅
田　安乃一反　麥草四反　万倍十五　貞利四反半
同　四丁　定丁
田　驛ノ沓　卯圓七反半　吉久二反　明勘半
同　五丁　定丁卅
田　今久宗賀二反廿　定万二反　細工所一反卅　倉光千福三反卅
畠　一反
同　六丁　定丁
田　九反　上里氏三反　卯圓四反内　今久一反　覺文二反　依守三反
畠　一反内　覺文半　倉光半
三條　一丁　定丁
田　毫慶三反　永圓五反　覺然二反
同　二丁　定丁
田　守助五反七　兩名、寺四反十五
同　三丁　定丁
田　賢永五反　吉久二反　光延二反　守助一反
同　四丁　定丁
田　慶辨六反廿　守澤一反　光延二反卅
同　五丁　定丁
田　守恒四反　宗賀三反　友重一反　依守二反
同　六丁　定丁
田　稻吉五反　則近二反　依守三反
四條　一丁　定丁
田　生還三反五　御服所六反九
同　二丁　定丁
田　安成一反　寺二反　友則二反　千福三反廿　高仁一反卅
同　三丁　定丁
田　番久三反半　安久三反　未景二反九　則近卅代
同　四丁　定丁
田　高仁七反　久延三反
同　五丁　定丁
田　御廐田二反　吉久二反　依守六反
同　六丁　定丁
田　友則二反　久延一反　覺文三反　卯圓四反　重氏
五條　一丁　定丁
第三編　近古
田　毫慶五反　國貞五反
同　二丁　定丁
田　康俊
同　三丁　定丁
田　延久三反　友則二反　氏元三反　慶辨一反　太郎一反
同　四丁　定丁
田　久氏二反　慶辨八反
同　五丁　定丁
田　是員二反　友則三反　細工所二反　經有三反
同　六丁　定九反十五
田　滿荒七　友則三反廿　吉久一反卅　宗賀四反十五
六條　一丁　定九反卅
田　滿十　幸範三反卅　忠慶六反
同　一丁　定丁九反廿
田　滿卅　辨源一反廿　重氏　卯圓三反九　國安四反九
同　三丁　定丁
田　令妙五反卅　有經四反廿
同　四丁　定丁九反七
田　滿半　元六呂師　吉重三反五　成元六反卅
同　五丁　定丁
田　九反三十内　滿十　助友六反　守助二反十　稻吉一反卅

同　六丁　定丁
田　長圓
十一、八妖里
一條　一丁
田　九反廿　相朝四反　助友二反卅　光延二反卅　宮山卅
同　二丁　定丁
田　寺一段卅　成次二段十　相朝二段　幸範一段十　光延三段
同　三丁　定丁
田　定万二段　光範六段　光延二段
同　四丁　定丁
田　總社御祭田一段　予圓五段　包近二段卅　成元一段廿
同　五丁　定九段四十
田　麥草三段七　宗賀一段　岩屋寺三段九　吉重二段十
同　六丁　定八段卅
田　寺四段五　光延三段七　稻吉卅　慶眞十
二條　一丁　定七段卅
田　眞光半　光延六段十五　寺一段
同　二丁　定丁十代十八步
田　麥草一段十　脚力三段五　國領卅　守助三段廿　永元二段五

同　三丁　定丁
田　麥草二段　慶眞三段　吉久二段　井守三段
同　四丁　定丁
田　國領七段　安成一段　宗賀二段
同　五丁　定丁
田　光延三段二十　國領四段五　延友二段半
同　六丁　定八段三十
田　守澤四段廿　六呂師二段十五　永富一段廿　末國卅　稻吉五
三條　一丁　定丁一段十
田　安乃一段卅　安利八段七　畠肋　安利
同　二丁　定五段卅
田　眞國一段百八步　包光四段五
畠　吉久十　同丁半忍鑒
同　三丁　定丁七
田　忍鑒四段十　助友五段　吉久半
畠　一段吉久
同　四丁　定九段半
田　滿半　友則二段廿　國安四段　經有二段　守澤一段五
同　五丁　定丁
田　滿半　寺六段半　則近二段　國安一段
同　六丁　定丁

田　寺六段卅　國安二段半　經有一段五
四條　四丁　定丁二段十
田　滿廿　延久一段十　万藏二段卅　是用二段十守助
畑　細工所三段十　光直一段十　久米一段廿
同　五丁　定丁廿、十八步
田　守澤五段廿步內　一段永富　守恒四段卅
同　六丁　定丁
田　末景三段　包近三段　守恒　恒正二段　覺文二段
五條　一丁　定丁二段廿
田　一丁　包近一段卅　利成六段十　守澤二段
畠　二段廿寺
同　二丁　定丁卅
田　五段卅五內　守光四十五　國安四段卅
畠　守助一段十　吉久一段五　重行一段廿　恒枝一段
同　四丁　定丁一段
田　三段　包近卅　守助一段卅　守安廿
畑　八段　光直七段十五　久永十五代　寺廿
同　五丁　定丁廿、十八步
田　四段九、十八步　國安三段卅　包近一段五　久永十八步　吉久一段十
畠　五段半　守助一段十　久永三段　福藏七　稻吉卅
同　六丁　定丁一段半
田　八段半　重氏一段　寺五反卅　恒枝一段七

畠　三段包光
六條　一丁　定丁七
田　寺六段七　畠四段　宮卅　光助三段廿
同　二丁　定丁一段卅
田　賢永五段卅　摩辨二段十　利正一段卅
畑　守助
同　五丁　定丁卅
田　五段卅　守助半　守安二段卅　包近一段半
畠　五段　守安一段　福藏一段廿
同　六丁　定八段廿
田　七段五　末景二段半十八步　相朝五　國安四段廿代十八步
畠　一段十五　千福卅　稻吉十五　成元卅
十二、古郡里
一條　一丁　定丁一段卅
田　四段四十　包近三段九　成元九
畠　七段　細工所三段廿　重行一段卅
同　二丁　定一丁
田　阿彌陀講田
同　三丁　定丁一段十五
田　幸範二段九　畠八段廿　包光
同　五丁　定丁二段卅
田　六段四十　守安　守助

畠　六段　守安一段卅　六呂師十　吉久三段　千福一段
同　六丁　定丁七
田　六段廿　相朝一段　稻吉一段十　守恒四段
畠　四段十五　六呂師一段　千福二段
二條　一丁　定丁廿
田　卅代包近
畠　九段卅　重行八段十　細工所十　末國一段廿
同　二丁　定丁二段
田　八段廿　利成　畠三段卅　重行
同　三丁　定丁三段半
田　五段半　幸範二段十　古郡三段十五
畠　八段　吉久二段　守安二段半　包光四段　重行廿五
同　六丁　定丁一段卅
田　三段五　宗貞卅五　相朝一段十　守恒一段五
畠　八段卅　是久一段　吉久二段十　六呂師二段
守助三段廿
三條　一丁　定丁七
田　二段廿　友國　畠八段十五　重行七段卅　光直卅五
同　二丁　定丁卅
田　一丁半　守助八段三十　重行一段九　畠十五代
重行
同　三丁　定丁三段卅
田　九段　古郡一段十　康慶六段卅

畠　四段卅　古郡二段廿　包近二段
同　四丁　定丁一段
田　一段卅　相朝五　慶辨一段七
畠　九段十　六呂師三段卅　安成一段　包近一段廿
今久卅　稻吉一段十
同　五丁　定四段半
田　相朝
同　六丁　定丁一段半
田　六段十五　御廐三段七　相朝一段十　重利一段
稻吉二十
畠　四段卅五　今圓二段　稻吉廿　近守二段半
四條　一丁　定七段卅
畑　重氏
同　二丁　定丁
畑　包光六段卅　重氏三段廿
同　三丁　定丁四段五
田　七段五　得藏　畠七段　包近卅五　包光六段十五
同　四丁　定五代田成元
田　同丁定一段田守澤　同定丁六段卅田　慶弁三段卅
明範三段
同　五丁　定四段廿
田　慶辨二段十　包近二段五　六呂師五
同　六丁　定四段

田　國領　重氏　彌重　三段廿　重房卅
五條　一丁　定一段廿
畠　六呂師
同　二丁　定丁
畠　包光六段十　安成一段五　今吉備津宮御物　則
行卅五　六呂師二段
同　三丁　定丁四十
田　五段　得藏
畠　五段四十　稻吉二段十五　包光卅　稻吉一段　安
成一段半　則行廿
同　四丁　定丁十
畠　定七段安成　同門定三段十　寺
同　五丁　定八段十五
田　十代友澤
畠　八段五　友澤一段十五　覺有一段半　近守二段卅
貞宗二段半
同　六丁　定七段
畠　吉重二段五、十八步元則行、稻吉一段五、十八步　貞
宗二段十五　吉守二段廿
六條　二丁　定八段九
田　三段三十　守恒二段　慶辨卅
畠　六段百八步　包光三段廿　友恒二段十　延久十五
辨慶五　包光廿、十八步
御園四、十八步
第三編　近古

同　三丁　定丁四段廿
田　五段守重
畠　九段廿　燈油一段廿　包光一段卅　門五段四十
御園卅
同　四丁　作九段
畠　寺
同　五丁　定丁
畠　吉守一段十　眞永三段十　國友二段九　友澤一段七
稻吉一段
同　六丁　定丁半
畠　稻吉三段　安成二段　元則行　稻吉一段　吉重一段
光重十五　稻吉二段卅
十三、宮妖　廿五町
一條　一丁
田　定段卅五　慶辨
同　二丁　定七段十五
田九　覺有
畠　六段廿　友恒二段廿　御園二段　福珍二段
同　三丁　定丁
畠　成元一段半　守恒七段半　門一段
同　四丁　定丁
畠　助永四段廿　寺三段　光直二段廿
同　五丁　定丁

畠　助安二段五、十万十　光直一反卅　重行三反五
稲吉七　助次一反十五
同　六丁　定丁
畠　今久一反十　彌宗六反　重行七　稲吉五
二條　一丁
同　二丁　定六反九
同　田廿代　覺圓
畠　六反半　重行一反半　友行一反半　光延一反四十
覺圓二段
同　三丁　定丁
畠　細工所四反十五　友恒九　重行九　光延一反十
包光十　助金卅　是久一反卅　成安十　安成五
同　四丁　定丁
畠　得光三反卅　成安五　安成七、十八歩　包光四反
半十八歩
内　國光二反　助金一反半　稲吉
同　五丁　定丁
畠　貞利七反廿　光直二反卅
同　六丁　定二反
畠　永富　元成永
三條　二丁　定三反三十五
内　細工所半　稲吉十五　覺圓二反九
同　定九段

畠　重行四反　稲吉二反　安成一反半　慈門一反廿
助次一反廿　倉光一反
同　四丁　定丁
畠　助次　二反十五　末國一反　成安卅　光延三反九
光直二反十
同　五丁　定丁
畠　吉重一反十　稲吉四反廿　是久二反　包光半　皮
古十　光延十五
同　六丁　定丁
畠　寺三反三十　倉光一反卅五　光延二反四十　貞宗一
反九
四條　三丁　定丁卅
畠　助次五反　今久卅　貞次四反卅内　國久卅　光延廿
同　四丁　定丁
畠　光延五反卅　稲吉二反廿　助次一反十五　友則七
同　五丁　定丁
畠　永富七反十　元皮古　光延二反卅
同　六丁　定丁一反
畠　國分寺一反　武包廿　倉光五反七　光延三反　永富九
五條　四丁　定丁
畠　國分寺三反半　友則三反廿　稲吉三反五
同　五丁　定丁
畠　光直二反五　成安四反九　稲吉二反　友則一反

同　六丁　定丁一反七、十八歩
畠　光延二反　倉光二反　久是四反廿　貞宗一反十
成久二反九代十八歩
六條　五丁　定丁十代
畠　國分寺五反十　成安四反十代十八歩　利正二反十五

以上要するに當時に於ける土地臺帳圖とも見るべき歟　奥書に古本云、永仁六年大檢染以破形書改之　暦應二年七月中旬書寫之公文久長　天文五年丙申霜月十二日裏書之禰屋與七郎久光元祿八年乙亥三月廿三日　古本虫破有之改寫者也　禰屋武左衛門光治。墨付紙數十二枚

又別冊　平賀元義翁著、「服部鄉圖考聞書」壹卷あり。

服部鄉圖考聞書

凡田方六尺を以て一歩とす四面各六尺なり
壹歩は今の壹壺也　壹壺は壹間四方也
公儀御代官所六尺六寸竿を以て壹間とす　備前竿は六尺三寸をさしなれば
二十六歩を壹段のかしらとす
三十六歩は今の高畝壹畝也三十歩を今一畝として貳割をのひせとす
三百六十歩を十二割たる其の一つなり
三百六十歩を一段のつもりとす
今の高畝壹段也　三百歩を一反として二割をのひせとす
七十二歩を十代とす

是は壹反を五つに割たる也十代は今の高畝二畝也十二歩をのひせとす　壹代は七歩二厘也　こゝは一畝を倍にして二畝のつもりにて云也

貳百拾六歩を卅代とす

今の高畝六畝也三十六歩はのひせ也

貳百八十八歩を四十代とす　今の高畝八畝也四十八歩はのひせ也

五十代を壹段とす

壹段は今の高畝壹反也此處上の三百六十歩を一段のつもりとすとある處へ應じて見るべし

壹段を壹丁のかしらとす

壹丁を十に割たる也長三十歩廣十二歩を壹段として十を合せて壹丁となる六十間に六十間也或は六十間に六間ともありいつれも同し事也

十段を壹丁のつもりとす凡其壹丁は三百六十歩をつもる也

三百六十歩をつもりて十か三千六百歩也今の高畝一丁也六百歩はのひせ也

三十六丁を壹里とす　三十六里を條とす

條は北より起りて南に行く　三十六條を限る

里は西より起りて東に行く　三十六里を限る

丁は艮に始まりて乾に終はる　但し已上國の例にしたかふへし

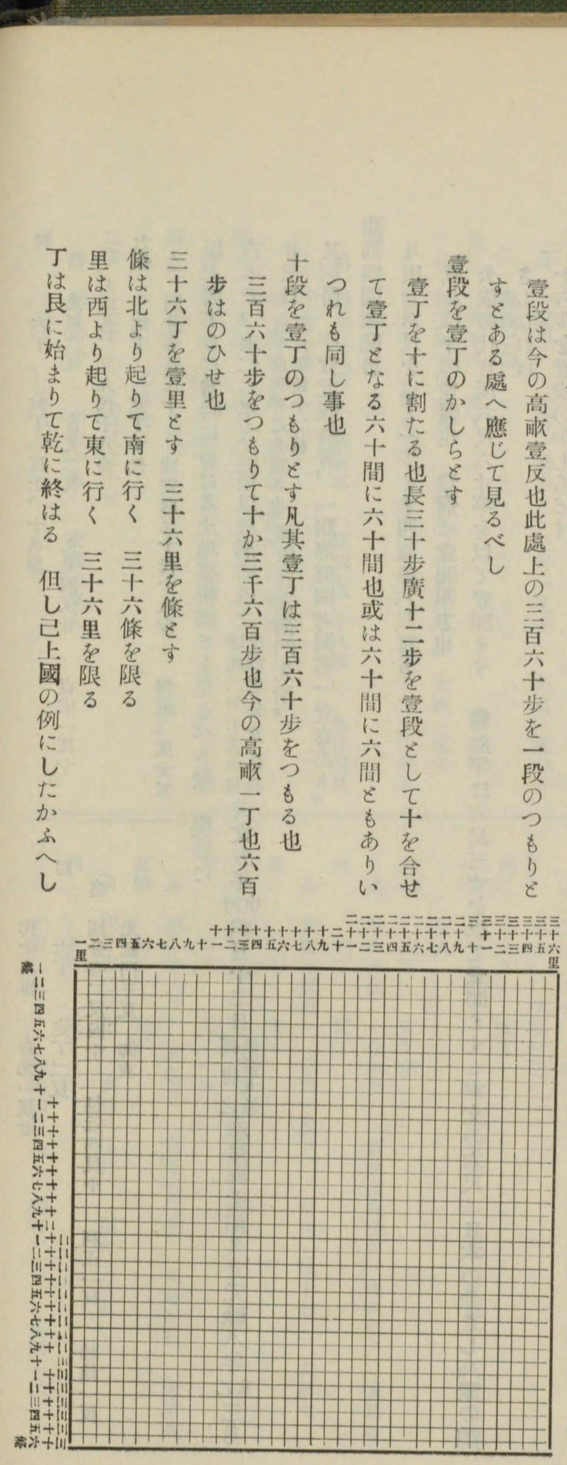

是ハ位トリ也

ツホナシ里内

一	二	三	四	五	六
十二十一	十	九	八	七	
十三十四	十五	十六	十七	十八	
廿四廿三	廿二	廿一	廿	十九	
廿五廿六	廿七	廿八	廿九	三十	
卅六卅五	卅四	卅三	卅二	卅一	

町ツモリ

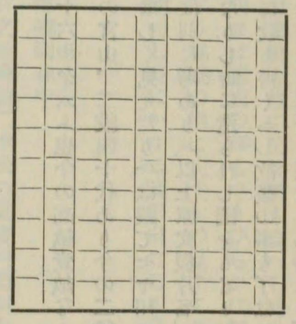

是ハ今ノ一畝ツヽニテ十カ一段也一段ツヽ十カ一町也

田令に曰、段の租稲二束二把

慶雲三年九月廿日の勅書に曰段ごとに租稲一束五把をあつへし

弘仁式曰、上田一段地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束

○服部郷、東西廿一町、南北廣き所十九町狹き所十三町

郷内に里四つあり、貴夜の里、神前の里、八妖の里、古郡の里

右四里今の人家の在し所也、是今の、ナカラ、クホキ、ミソテ、也

一	河　面	三町	二	貴夜里	十八町	三	小　村　十八町
五	定　田	卅六町	六	石　走	卅六町	七	飽　波　九町
九	神前里	卅六町	十	茅　原	卅六町	十一	八妖里　卅六町
十三	宮　妖	廿五町					

四	田　前	十八町	八	忌　理	廿七町	十二	古郡里　卅六町

惣而三百三十六町右十三里の内四里の外は人家なき故、里と云はす

東は生石郷、西は八部郷、北は阿宗郷、久米保、刑部郷、南は都宇郡赤濱保、窪屋郡三須郷

此圖、永仁六年やふゝを以て書改とあり
備中國七十三鄉の圖、七十三枚ありし內の其の一枚なり
舊、國府の國廳に在りし圖なり
永仁六年書改しより弘化三年まて五百四十九年
八妖里、六六、三十六町の間、八妖里なり
一條一丁、南北を条とす、東西を町とす
田、九段廿、按するに廿は廿代を云ふ也
相朝四段、助友二段卅、按する卅は卅代なり
光延二段四十、按するに四十は四十代なり
按するに此三つ段の數合て八段なり代の數七十代なり七十代は一段廿代になる也
定丁とあるは三千六百歩にて一町あるを云ふ也定丁にあまりたるあり足らざるあり田の廣さ狹さに依る也
半とあるは一段の半分を云ふ也
丶を打ちたるは一代の半分にて三十六歩を云ふ也今の高畝壹畝なり
八妖の里の內、山崎に古郡の神社の宮山、二段四十代あり今の二段八畝あり是は宮山の東へ落る水流れなり西は刑部の鄉なり宮妖川は備中風土記にくはしく見えたり今は誤てセヤ川と云ふなりナカラ川も古歌多き所なり
國府の國廳は宮妖川の西に在り委は別に考あり（以上原文假片名）
此圖孝德天皇の大化元年に郡縣になりし時に造られし圖をもとゝして後に事を改め書しものにて諸國國郡の圖を上りし時の圖もやがて此圖なり事は後に改め書くへし故後の事も了はれり此圖備中國賀夜郡の國府の國廳に傳はりしを寫したるものなり永仁六年に寫せし時は未た國府も盛なりし時なり曆應に寫せし時も未た國府もありし時なり公の處の

下虫くひと一字なし公文とありし事疑なし服部鄉の公文所にて鄉司ともの寫せしものなり天文に禰屋の祖與七郎といひし人の此服部にありて寫せし時は國府も鄉の公文所も衰へし時の事なり。
凡田令を讀む學者此圖によりて發明せは諸國の事もつまひらかに知ぬへし猶委しき考有之候得共こゝに不記只大旨を書付申候ことに珍重すへきは此圖なり地歷の學に志すもの見すては不叶もの也東大寺に越中國の圖出て申候同しもの京の三角の家にもあり越中備中兩國同し時にかゝる圖の出たるも我大君の大御いつ故なるへし。

備中笹沖
井上眞澄樣

備中國賀夜郡服部鄉圖在中

右之通に封し紙の上に書付致し有之候備前二本松の東寶村前川左中家に封のまゝ預り居申候を先日態々取に參り候て請取歸候儘大延引仕候段御斷も無御座儀に御座候今便返上仕候間御落手可被下候以上
に書取置申候凡は分り申候外に小手の金物返上仕候間御落手可被下候以上

禰屋七郎兵衛樣

井上眞澄

疑義

案に平賀元義翁は備中服部鄉圖を以て大化當初の調製とせらるゝも、備前國に於ける數例及前出備中國久米田に於ける比隣の一例を以て之を推すも條里の舊制之を察するに難からす、別揭天平神護二年十月廿一日越前國坂井郡田籍、同日付越前國足羽郡奏置村東大寺田圖（正倉院御物）又延久四年九月五日附太政官牒美濃國宇泉江庄、田籍に就て之を見るもその形式一定せり然るに何そ獨り賀夜郡服部鄉に於て一異例を立つの必要あらん。此の點に於て予は此の圖を以て大化當初のものとするに於て疑義を有するものなり、その理由とする所第一、形式の異例……前に述べたれば今云はす

第二、內容の吟味……服部鄕田圖記する所の所有者及筆數を統計せば左の如し但名義の下の數字は其の筆數を表はすものなり。

記（五十音順）

秋近	一	阿彌陀講田	一	安慶	一	有經	一	有財寺	一	稻吉	七六	得安	一	得岡	一
岩屋寺		今圓	一	今富	一	今成	一	今久	一三	今久相賀	三	得吉	三	得力	一八
今久宗賀	一	井守	九	氏久	一	氏元	二	溫何	一	溫川寺	二	友重	一	友恒	三
卯圓	四	永圓	一	驛ノ沓	一	小河覺然	一	覺有	三	覺圓	三	夏目	一	成次	五
覺仁	四	覺然	二	覺文	四	神	二	上里氏	一	上分田	四	仁秀	一	仁朗	二
包澤	一	包近	一三	包道	二	包光	一三	皮古	二	吉備津御物	一	則行	八	能圓	四
脚力	一	久清門	二	國貞	二	國友	一	國久	二	國光	一	久清	六	久是	一
國安	八	慶緣	四	慶衆	一	慶眞	三	慶辨	一二	慶俊	一	福万	二	福珎	一
慶倍	二	顯秀	一	賢永	三	元眞	一	檢非違所	一	後增	一	辨慶	二	辨源	三
毫慶	四	國領	一七	國分寺	八	高忍	一	幸範	九	是員	一	宮	一八	御衣	三
是時	二	是重	一	是久	五	是用	一	是安	一	是守	一	光重	一	光直	一三
高仁	二六	細工所	一四	三郎九	三	貞宗	四	貞利	二	貞次	一	宗藤	二	宗賀	四
眞國	二	眞重	一	眞近	一	貞遠	一	眞永	一	眞正門	一二	毛地	一	妙地	四
眞光	一	眞宗	一	定万	一	慈門	一	重氏	一二	重岡	二	守重	三	守恒	七
重利	一	重行	一七	新開	三	生暹	一	常不	一	末景	四	康慶	一	康俊	一
末國	三	助金	二	助次	一二	助友	七	相朝	一七	助安	一	安行	一	八女	一
聖秀	二	禪智	一	千福	一四	善根寺	一	惣社御祭田	一	台阿	一	兩名	一	令妙	一
武包	一	太郎	一	近守	三	忠慶	四	智禪	一	長鑒	一	吉守	二	吉行	二
長圓	四	寺	二六	燈油	一	堂免	一	堂敷	一	晴眞	一	依延	一	依守	一四

得是	一	得末	二	得藏	二	得光	一	得吉	三	得力	一八	利正	一四	利成	六
利成	六	友國	一	友澤	三	友行	一	友重	一	友恒	三	友則	一三	友行	一
友行	一	長賴	二	永富	六	成元	一〇	夏目	一	成次	五	成久	三	成安	一
成安	一	仁鑒	二	仁鑒	二	延久	三一	仁秀	一	仁朗	二	延友	一	延久	三一
則近	六	則安行	一	則安行	一	番久	一	則行	八	能圓	四	八幡宮御寶前	一	久氏	二
久氏	二	久岡	一	久岡	一	久延	三	久清	六	久是	一	久永	三	久延	三
弘末	一	福藏	六	福藏	六	不	二	福万	二	福珎	一	普成佛	一〇	不	二
古郡	三	辨曉	一	辨曉	一	滿荒	一	辨慶	二	辨源	三	滿	一八	滿荒	一
万藏	五	万倍	一	万倍	一	御服所	一六	宮	一八	御衣	三	御衣田	六	御厩田	四
御厩田	四	御園	三	御園	三	光範	一	光重	一	光直	一三	光延	一四	光助	
光助		宗貞	一	宗貞	一	無舜	一	宗藤	二	宗賀	四	宗緣	一	無舜	一
麥草	一四	門	二	門	二	明籠	二	毛地	一	妙地	四	明勸	二	明籠	二
守澤	八	守助	一五	守助	一五	守正	一	守重	三	守恒	七	守久	三	守正	一
守光	一	守安	八	守安	八	安成	一六	康慶	一	康俊	一	安利	一	安成	一六
安乃	五	安能	一	安能	一	彌宗	一	安行	一	八女	一	彌重	二	彌宗	一
龍王田	一	力鑒	一	力鑒	一	吉里	一	兩名	一	令妙	一	予圓	一	吉里	一
吉重	八	吉久	四六	吉久	四六	吉守	二	吉守	二	吉行	二	依延	一	依守	一四
六呂師	一三	老直	一	老直	一										

以上大半は武人の名と法名とより成る、別に時代の推定に資すべきものを求めて之れが解說を試みんか

一、國分寺領、八筆、貳町參段卅代

是は備中國分寺領として僧寺に九十町尼寺に四十町の田を施入す云々と見ゆるそれなるか、延喜式に國分寺料あり或はその制衰へて後のものか。

一、御衣田、五筆、壹町五段廿代　御服所、拾四筆、四町八段拾九代
「女工等を置き裁縫などをさせ裝束のことを掌る」と見ゆるもの。

一、御廐田、四筆、壹町陸段廿七代
國司廳には別當、舍人等ありて廐馬の事を掌る。陸奥の國廐には國司佃及廐舍人等の給田畠ありしこと見ゆ御廐田と云ふもの是か、王朝末以後か。

一、細工所、拾三筆、參町貳段伍代
もと院中に置く調度以下のものを細工する所なり、葉黄記寛元四年九月廿七日條に後嵯峨院細工所に御車新調の事見ゆ又諸國國衙の中にも置く國守雜仕の役に丁る蓋し院中のと同しく調度類の細工物を取扱ひし所なるべし、院政以後の事ならん。

一、檢非違所、一筆、貳段
諸國守に隷屬せるものにして地方の檢非違使とも云ふべきもの也其の起原とも見るべきは文徳天皇齊衡二年（一五一五）大和の檢非違使伊勢諸繼見え、後漸次各地方に及ほして毎國一員を補す、清和天皇貞觀三年（一五二一）武藏に盗賊多きを以て毎郡に之を補して盗賊を追捕せしめたることあり鳥羽天皇元永（一七七八）以後、千葉氏世々下總の檢非違使に補し、又大藏卿藤原爲房、加賀守たりしとき平正盛を檢非違使に補し、文治二年（一八四六）四月源頼朝長谷部信連を安藝國檢非違使所に。文治五年（一八四九）葛西清重を平泉郡内、檢非違使所に補せしこと。東鑑及源平盛衰記に見ゆ、鎌倉開府以後も尚盗賊等の追捕に當りしが大事は守護地頭の手に歸し、其權衰へたり。要するに文徳天皇以後鎌倉幕府の初に及べり。

一、岩屋寺、二筆、四段拾六代
是、蛇嶽、岩屋山、東塔院と稱するものにして延長古記に賀夜郡生石庄鬼之城緣起、十七坊百四十二字と見ゆ。

文治一條天皇正曆（一六五〇）中、一山全燒、再興の後、文治中再火、三興の後、戰國に至て又兵火に罹る、是れは正曆以後文治の際に於ける寺領にや。

一、阿彌陀講田、一筆、壹町
阿彌陀講は阿彌陀經を講讀する法會なり。もと彌陀の信仰は專心僧都源信（一六〇二―一六七七）の往生要集に初まり法然上人源空（一七九三―一八七二）の淨土宗に成る、養經記に「き夜うちふけてせんぼう阿彌陀經を同音にぞよみ給ひける」と見ゆるは、あみだ講のことならん、阿彌陀講田も此頃のものにや。

一、國領、廿五筆、七町五段拾四代
國司の領する所を云ふ、又國衙とも云ふ、國司の廳を國衙と云ふに因て也、其の私有すること略莊園に類し、租入を專收す、故に莊園と國衙とを連稱す、後鳥羽天皇文治元年八月太宰府管内武士、押領制すべからざるの聞あり早く其濫行を停止し、國衙は舊の如く國司に付せしむべしとの院廳下文あり（吾妻鏡文治元年八月十三日條參照）同二年六月源頼朝「國衙は先例に任せ國役雜事を勤仕すべし」と令し、後堀河天皇貞永元年閏九月畿内近國西國堺論國領たらば國司の成敗たるべしと令し順徳天皇建暦二年諸國の吏恣に國領公田を神社佛寺寄進し永代免許の字を載す、自今以後勅免を帶びざる地は其の寄進を停止すべしと令じ後花園天皇永享十一年表作國衙の檢畠巡年なるを以て先例に任せ國衙廳に進濟せしむ（大日本租稅志）國領も亦庄園と仝しく鎌倉以後に及べるものなり。
以上八件の解說に依て此田圖の内容は平安末期乃至鎌倉初期に於けるものなること特に其武人の名法名の多きに依て更に鎌倉初期の氣分を表はすものなり。
以上服部鄕古圖は其の形式、内容共に大化の當初のものにあらずして鎌倉初期の氣分を盛に帶ぶるものとせば果して何れの時に作製せられたるものなるか予の推測を以てすれば壽永三年二月土肥實平、梶原景時、播磨美作備前備中備後五國守護となれる兩三年間に在るか吾妻鏡壽永三年條云。

「二月十八日丁丑（壽永三年元暦元年）又播磨、美作、備前、備中、備後、已上五箇國、景時、實平等遣二專使一可レ令二守護一之由云々。

「三月廿五日甲寅（壽永三年元暦元年）土肥次郎實平爲二御使一、於二備中國一行二釐務一仍在廳散位藤原資親已下數輩、還二補本職一是爲二平家一失レ度者也」、土肥實平御使として備中國に於て釐務を行ふこと注意すべき也。

「四月廿九日丁酉、前齋院次官親能、爲二使節一上洛、平家追討間事、向二西海一、可レ奉二行之一云々　土肥次郎實平　梶原平三景時等同首途、調二置兵船一來六月屬二海上和氣期一可レ遂二合戰一之由被二仰含一云々」。

文治元年四月廿六日將軍御教書を實平景時に下して更に畿內近國を守護押領せしむ御下文左の如し。

下畿內近國實平押領所々

可レ令下早任二院宣狀一停止實平知行濫妨上事。

右畿內近國庄公、無二指由緒一、空以押領、各代官輩、偏居二住郡內一。不隨二平家預所下知一、忽二諸國宣廳催一。或掠二取年貢一。或犯二用官物一。所行之至。尤以不當事也。於レ今者早隨二被レ下院宣一。不レ論二是非一。令レ退二出境內一之後、帶レ理者、迫可レ令レ言二上子細一之狀如件以下。

元暦二年四月廿六日

下畿內近國景時押領所々

可令下早任二院宣狀一停中止景時濫妨知行上事。

右畿內近國庄公、無二指由緒一、空以押領、各代官輩、偏居二住郡內一。不レ隨二平家預所下知一、忽二諸國宣廳催一或掠二取年貢一、或犯二用官物一。所行之至、尤以不當事也、於今者、早隨二被レ下院宣一。不レ論二是非一。令レ退二出境內一之後。帶レ理者、可レ令レ言二上子細一之狀如件、以下。

元暦二年四月廿六日

文治二年六月廿一日丁卯條云

爲搜尋求行家義經隱居所之、於二畿內近國一、被レ補守護地頭之處。其輩寄事於兵粮、譴責累日、万民爲レ之含愁訴、諸國依此事令凋弊云々、仍雖レ可レ被レ待二義經左右一、有人愁歟、諸國守護武士並地頭等、早可停止、但於近國沒官跡者不可然之由、二品被中京都、以帥中納言、可奏聞之旨、被付御書於廷尉公朝歸洛便宜、又因幡前司廣元爲二使節一所二上洛一也、爲天下澄淸、被下院宣、糺斷非道、又可停止武士濫行國々事。

山城國、大和國、和泉國、河內國、攝津國、伊賀國、伊勢國、尾張國、美濃國、飛驒國、丹波國、丹後國、但馬國、因幡國、伯耆國、出雲國、石見國、播磨國、美作國、備前國、備後國、備中國、安藝國、周防國、長門國、紀伊國、若狹國、越前國、加賀國、能登國、越中國、淡路國、伊豫國、讃岐國、近江國、阿波國、土佐國。

右件卅七箇國國被下院宣、糺定武士濫行、方々之僻事、可被直非道於正理也、但鎭西九箇國者、帥中納言殿御沙汰也、然者爲件御進止、被鎭濫行、可被直僻事也、又於伊勢國者、住人挾梟惡之心、已發謀反了、而件餘黨、尙以二逆心一不直候也、仍爲二警衛其輩一、令レ補二其替之地頭一候也、抑又國々之守護武士、神社佛寺以下諸人領、不レ帶二賴朝下文一、無二由緒一任二自由押領之由一尤所驚思給候也、於レ今者、被下院宣於二彼國々一、被三停止二武士濫行方々僻事一、可レ被レ澄二淸天下一候也、凡不レ限二伊勢國一、謀反人居住國々凶徒之所帶跡には、所令補地頭候也、然者庄園者本家領家所役、國衙者國役雜事、任二先例一可レ令二勤仕一之由、所令下知候也、各悉此狀、公事爲レ先、令レ執二行其職一候はんは何事如之候乎若其中、不用本家之事、不勤國衙役、偏以令致不當候はん輩をは隨被仰下候、可レ令レ仰二加其誡一候也、就レ中、武士等之中には賴朝も不給候へは不知及候之所を或號二人之寄附一、或以下無二由緒一之事上、令押領所々、其數多候之由承候、尤被下院宣、先可レ被レ直下如レ此之僻事上候也、又縱爲二謀反人之所帶一、令レ補二地頭一之條、雖レ有二由緒一可二停止一之由、於下被二仰下一候所々上、者隨レ仰可二停止一候也、院宣爭違背候哉、以二此趣一可下令二奏達一給上之由、可レ令レ申下帥中納言殿上也。

文治二年六月廿一日　御判

既往三年間乎家の滅亡の前年より翌年迄に於て土肥實平、梶原景時二人を以て五國守護に補し特に實平をして備中國に

於て釐務を行はしめ國司藤原資親以下を復職し、實平、景時兵船を艤して西下の準備を整へ平家の滅亡後、二人は畿内近國庄公を押領し、翌年幕府は行家義經の奔竄に當て備中備前美作等三十七箇國に命して國々の守護武士神社佛寺以下諸人領、賴朝の下文を帶びず由緒なく自由押領の輩に對して其濫行僻事を停止して天下を肅清し、其所帶跡に地頭を補し庄園には本家領家所役國衙には國役雜事先例に任せ勤仕せしむべき由を下知せしめらる。

更に又元暦元年壽永三年神護寺領備中足守鄕中に於ける宗宗資相傳の田畑を本主に返還すべき旨景時より神護寺に嚮談に及びし一事は如何に景時か備中國殊に國府附近の足守鄕に此の官紀振肅勵行の意氣盛なりしかを見るに足る。左の如し。

未ニ申承一候之處、如レ此事令レ申候之條、憚思給候、極恐候也、抑、宗先生宗資申候人ハ、年來相知候之上、內々緣候テ申ス事の候を未レ入ニ見參一之由申候テ付キ遠景ニ申候也任ニ道理一可御沙汰給一候先施ニ面目一候歟、備中國足守ノ鄕を御知行之由承之候、其內に相傳の所領田畑を別ノ結解ニ可ニ申請ク一候也。任ニ文書之理一可ニ御沙汰給フ一候、若シ僻事候はんには無ニ相違一可ニ沙汰ス一進ス一候也、恐々謹言

十月十八日　　刑部丞平三花押

進上高尾聖人御房政所

（京都神護寺藏、梶原景時筆文書）

要之に此の兩三年の間に於て備中國府附近なる服部鄕に於ては從來の土地制度の上に一步を進めて條里、一、二、三…卅六坪の形式名稱を變更して永仁六年改書の古圖の如く「一條一、二、三…六丁。二條、一、二、三…六丁。三條、一、二…六丁の形式を取れる田圖となり更に曆應二年、天文五年又元祿八年の改寫又轉寫を經て今日に至りしならん歟。尙此疑義に就いては愼重考究を要するもの也今は單に問題として之を附記するに止め後考に資すと云ふ。

因に國家の大政變には每に土地制度の上にも亦何等かの變革行はるゝを通例とす。

大化の條里制は改新と共に實に空前の大變革なり、近世封建制の前後に豊太閤、天正文祿の檢地、江戸幕初の檢地あり、明治維新に於て地價改正、土地丈量、郡村切國、土地臺帳調製のことあり、鎌倉開府に於ても亦此大化の當初と異れる田圖の作製ありしかそれが何れの範圍まで實行されしか明かならざるも、備中美作二國に於て大化當初の條里の坪割の名稱を現存すること極めて稀なるにより或は斯る異例か特に此の二國に行はれたるにあらざるかを想像するもの也。

〔參考〕正倉院文書、天平神護二年十月二十一日、越前國使等解。

（表題）越前國坂井郡田籍

八、神田上陸段參伯拾陸步　　廿五、葦原田上壹町
九、神田上壹段參伯參拾陸步　　廿六、葦原田上玖段貳伯捌拾捌步
十、神田中玖段貳伯貳拾步　　廿七、葦原田上玖段參伯步
十一、葦原田中□(功カ)段參伯參拾陸步　　廿八、葦原田上壹町
十二、葦原田中玖段參伯伍拾肆步　　廿九、土田上捌段伯肆拾肆步
十三、葦原田中漆段參伯貳步　　卅、土田上漆段
十四、葦原田中玖段貳伯肆拾步　　卅一、鷹江田分北貳段參佰步
十五、柴田中玖段　　卅二、土田□玖段貳百拾陸步
十六、佐刀田中□段　　卅三、葦原田中玖段參百肆拾陸步
十七、柴田中參段漆拾貳步　　卅四、葦原田上壹町
十八、柴田下貳段□□拾貳步　　卅五、葦原田中玖段伯步
十九、川邊田上貳段　　卅六、葦原田中壹町
廿、柴田□捌段　　二、柴社西里
廿一、柴田上壹町　　一、葦原田中壹町
廿二、柴田中玖段貳伯捌拾捌步　　二、葦原田中玖段伯貳拾步
廿三、葦原田□玖段貳伯肆拾步　　三、葦原田上壹町
廿四、葦原田中壹町　　四、葦原田上壹町伯拾步

五、葦原田上壹町
六、國細田中玖段
七、國細田上玖段參拾貳步
八、葦原田中壹町
九、葦原田上壹町
十、葦原田中壹町
十一、葦原田中壹町參拾參步
十二、葦原田中壹町
十三、葦原田中玖段參百肆拾陸步
十四、葦原田上玖段漆拾貳步
十五、葦原田中壹町漆拾貳步
十六、葦原田中壹町伯貳拾步
十七、國細田中壹町
十八、國細田中玖段貳佰步
十九、國細田中捌段
廿、葦原田中壹町伯貳拾五步
廿一、葦原田中壹町

廿二、葦原田中壹町伯拾步　十、葦原田中壹町伯拾步
廿三、葦原田中玖段　十一、燒蒔田上壹町伯拾步
廿四、葦原田下玖段　十二、燒蒔田上壹町貳伯參拾貳步
廿五、葦原田下玖段參伯參拾步　十三、燒蒔田上壹町貳伯肆拾步
廿六、葦原田中玖段伯肆拾肆步　十四、燒蒔田上壹町伯貳拾步
廿七、國細田中壹町　十五、葦原田中壹町
廿八、國細田中壹町參伯步　廿二、燒蒔田中壹町伯貳拾步
西南五條　一息長田里　廿三、燒蒔田中壹町　廿七、葦原田下壹町
一、神田中壹町伯貳拾步　二、燒蒔田中壹町伯貳拾步　廿四、葦原田下壹町
二、葦原田中壹町貳伯肆拾步　三、味田下壹町　廿五、赤江田下壹町
三、葦原田中壹町漆拾貳步　十、葦原田下玖段　廿六、赤江田上捌段
廿四、燒蒔田中壹町貳伯捌拾貳步　十一、窪田上貳段
廿五、燒蒔田上玖段　（以下省略）
廿六、燒蒔田中玖段參伯肆步

（第十九章吉備郡に於ける條里の遺阯參照のこと）

二、味田里
一、常木田上伍段陸拾步
二、味田上玖段參伯步
三、味田下壹町
十、葦原田下玖段
十一、窪田上貳段

【附】庭妓（庭瀨）鄉・板倉鄉・萬壽東莊。

建久四年正月日　神主賀陽朝臣　讓狀

（前破損）

可　令　　神主　賀陽朝臣（花押）

一、庭妓鄉久成名田畠處分帳支配事

（　）拾步

田　十七丁三反二百卅四步

（　）八反卅代

寺田一反廿代

畠　四丁二百十六步　內一丁二反　不向馬

（　）一反七丁二步

田　一町半　校田

本公田　七反

荒木里　一條一丁七反　四斗二升代也

（　）

葉本里　六條四十ノ坪也

畠　一反七十二步　重成宅敷

（　）處分二町三反卅六步

田　二丁三十六步　土公田也

栗川里　三條四丁三反十代　大勾里　二條一丁二反
六條五丁二反　伊豆里　二條一丁四反十代
鍋倉里　一條三丁二反　四條六丁二反十代
柏豆里　一條三丁一反卅六步　二條三丁二反

寺田　一反廿

（　）田里二條四丁卅代　柏豆里二條三丁卅代

畠三反　北畑北依西也

御前處分

（　）町　土公田也

栗川里　五條四丁五反　中川里　六條三丁二反
蔓本里　五條三丁二反　鍋倉里　五條三丁一反

（　）處分十一町四反百九十八步

田　九丁一反二百卅四步

本公田　二丁三反卅代十八步

生日里一條一丁二反百一步　大田里二條四丁一反卅代

（　）反十一畠　四丁畠五反吉濱

（　）半　大勾里一條二丁一反

五條三丁一反卅代十八步　伊豆里五條五丁一反卅代

中川里五條二丁二反　栗川里六條五丁一反

土公田　六丁八反卅六步　二丁三反卅代

伊豆里一條一丁三反廿代　栗川里三條四丁三反卅代

二條一丁四反三十代

第三編　近古

四條四丁廿代　五條一丁二反

鍋倉里三條六丁廿代　四條六丁四反卅代吉濱

五條三丁　五反半　六丁三反卅六步

中川里二條一丁三反十代　四丁廿代

三條五丁二十代　六丁三反卅代

四條五丁三反卅六步　五條二丁四反十代

六條一丁四反　大勾里二條一丁二反

三條一丁二反卅代　三丁二反

四條二丁一反卅代　四丁七反卅代

六條四丁二反卅代

畠二丁二反卅代內（　）反

一所　三反　北畑南依　一所　三反　中北畑

一所　七反　殿敷　一所　二反廿代　南畠

一所　百八卜　久岡屋敷　一所　一反十代　恒弘屋敷

一所　廿代　山太夫來　一所　一反十代　爲正屋敷

一所　卅代　光成屋敷　一所　廿代　宗種作寺畠

一所　廿代　占國屋敷　一所　一反十代　秋成作

一所　十代　黒畠　一所　卅代　宗澤屋敷

一所　一反十代　末弘屋敷

上黒御前處分　二丁七十二步

田　一丁七十二步

本公田　五反十代

柏豆里二條五丁一反卅代　三斗代　三條六丁一反　四斗二升代

大勾里五條二丁一反廿代　三斗代　伊豆里四條五丁一反　三斗代半、四斗二升代半
土公田　五反　　鍋倉里四條三丁一反卅代
中川里三條六丁一反卅代　　五條三丁一反百八步
四丁百八十步
畠一丁無圖　恒松垣內　爲故母御前御領之上依彼遺言處分
（　）二丁二反
田一丁　土公田也　　中川里　五條二丁三反卅代
柏豆里　一條一丁二反　　鍋倉里五條三丁十代　　四丁一反卅代
鍋倉里　一條六丁四反十代
畠二反　北畑北東依之
大郎法師殿處分田畠一丁卅代
庭妖鄉　七反卅代　土公田也　　中川里二條六丁四反卅代
栗川里五條四丁三反
右處分如斯　但於此田畠者各不可令沽却於他人　若令沽却者一家中隨器量可沽却也　或無子息號養子　有讓渡於他人事者雖何子息早附本名可令押領知仍支配如件　　神主　賀陽朝臣（花押）
正安三年已巳二月沙彌順阿譲狀

譲與
久成名田畠屋敷住宅幷所職以下所得處分事
合
一寢殿壹宇　五間三面萱葺　　板庇
雜舍壹宇　副屋壹宇　倉壹宇
一神主職

一田
庭瀨鄉
机田七反（大田里三條三町坪）
土作
栗川里　二條二丁同丁反十代　　三條四丁三反廿代　河口
伊豆里　一條一丁反十代　造道　同二丁二反　細路

撫川條內
延包屋敷　二反內　在間發爲恒沙汰　宮畠也
爲末作畠一反　　宮畠也
犬殿處分　田一丁　　五條三丁一反百八步
本公田　三反卅代
柏豆里一條二丁坪也　四斗二升代
土公田　六反廿代
蔓本里三條六丁二反十代　　五條三丁二反十代
鍋倉里五條三丁十代　　四丁一反卅代
八郎禪師殿處分田畠五反卅代
田四反　本公田也
大田里　三條五丁卅代　四丁二反
五丁一反十代
畠　一反卅代　西畠

中河里　五條五丁反　勾庄　　六條一丁二反　講免
大勾里　三條一丁三反十代　新堂東　　預免
一戶見保肆町田　二月御供田也　但貳拾六ケ日
一西蓮寺
堂敷畠貳反無圖　修理田貳反　新堂辰巳
檀供田壹反　荒墓里二條三丁二反半內反也
但此檀供田者爲令勤化六方公事課役取入下地於肥田女房譲內也
一所從等
一、肥田女房分
庭妖鄉田
机田壹反十代　中田
土作
一大勾里　三條四丁二反　加治屋前
四條四丁五反半　櫟田
四條二丁同丁一反參拾五代　加治屋北
荒墓里　二條二丁反　但西蓮寺檀供田也　無懈怠可勤仕之

一畠　壹反半內
眞行作半內　無圖畠五代　本公畠廿代
藤次郎作半內　無圖五代　本公畠廿代
尊覺後家預半　無圖十五代　本公畠十代
所從等
一
一孫女　松鶴分
田
庭妖鄉
机田　壹反四拾代　丸田
土作
伊豆里一反二丁貳反拾代
板倉鄉
長日貳反四拾代
一畠肆拾代　無圖面　夫藤五郎入道前
所從等
一、万壽東庄　吉正名之內　新給五反貳貫五百丈

右件田畠以下所職屋敷以下所從等順阿相傳之私領也而息男八郎貞繼不慮令早世之間以殊童鶴松丸爲嫡子所譲與於兩女子等明白也雖後々末代更無違亂相互如魚水相思天就公私、無向背鉢樋之儀可令領掌也　若背此狀雖一事卿於致濫妨違亂者專可爲不孝之間於彼處分預(ママ)者自余子息平均配分之可領知也但有沽却思之時者此一門之中可買留之於爲他門者嫡子可押領掌也若又付惣別其煩歎出來之時者相互令扶持之可致沙汰也、全不可見改之但於嫡子鶴松丸者不可及別譲狀以此長荷譲狀爲龜鏡無違亂且令領掌之且可憐愍自余子孫等者也又於相漏此譲狀田畠所從所職等者可令嫡子鶴松丸進退領掌也仍爲向後相副本券等於長苻手繼等所譲與如件

正安三年已丑二月……日　　沙彌順阿（花押）

（以上賀陽貞則氏所藏）

第五十一章　配所としての吉備郡

〔拾芥抄〕遣二流人一國國。伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐已上遠流　信濃、伊豫已上中流　越前、安藝已上近流　件國國載延喜刑部式神龜元年六月三日定云々

〔延喜式〕伊豆去京七百七十里　安房一千一百九十里　常陸一千五百七十五里　佐渡一千三百廿五里　隱岐九百一十里　土佐等國一千二百廿五里　爲遠流。信濃五百六十里　伊豫等國五百六十里　爲中流。越前三百十五里　安藝等國四百九十里　爲近流。

〔拾芥抄〕式外近代遣國國。上總、下總、陸奥、越後、出雲、周防、阿波。

〔新編追加　侍所〕同斷、

以上の如く備中、加はらず。然るに、源平盛衰記七、成親卿流罪事、に「備前國兒島又有木別所（實は備中なり）」と見ゆ。而して建仁二年九月廿六日香椎宮ノ社殿汚穢の事に依りて石清水八幡宮寺別當慶禪を備中に流す事見ゆ。正治元年十月十三日先是、香椎宮神人石清水八幡宮寺權寺主と爭鬪し神殿に於て自殺せしが爲也。

正治元年十月十三日、壬申、是ヨリ先キ香椎宮神人、石清水八幡宮寺權寺主ト爭鬪シ神殿ニ於テ自殺ス、是日、上皇神殿造替ノ事ヲ右大臣家實等ニ諮詢セシメ給フ。

〔猪隈關白記〕六　十月十三日、壬申、晴、頭權大夫親經朝臣相具文書來、香椎宮神人貞正宗友與石清水權寺主慶禪致濫行間、彼貞正宗友亂入殿內令自害、以流血奉塗渡於數宇神殿事也、須被造替神殿之處、來廿一日大奉幣也、何樣可被行哉、可被行清祓歟、可計申之由、有院仰者、止（或カ）文書後日申可計申之由了、被問人々云々、

十七日、丙子、頭權大夫親經朝臣來、香椎宮文書返上之、大奉幣以前、假殿へ可遷宮之由、外記勘申之、可宜歟、但事爲重事、仗議なと可被行歟之由令申了、

○コノ後、仗議ヲ行フコト、明年十二月二十六日ノ條ニ見ユ、

正治二年十二月二十六日、戊申、仗議、幷宮奏

〔猪隈關白記〕七月十一日、乙丑、霽、外記持來陣定文書、香椎宮神官與八幡宮寺所司相論事也　一々披見了、返給之、來十七日可有陣定云々、上卿左丞相云々、

〔猪隈關白記〕十一　十二月廿六日、戊申、晴、有陣定（香椎宮事）云々、左大臣爲上（脫カ）云々、

〔玉葉〕六十七　十二月廿六日、戊申、此日香椎事有仗議、上卿左大臣、隆忠卿已下公卿八人參入云々、左大辨宗隆讀勘文書定文云々、

〔明月記〕九　十二月廿六日、天晴、今日香椎社仗議幷宮奏云々、大臣殿御參、稱障不參、

〔壬生文書〕石清水八幡宮同（○諸司申惡黨人亂入事）中原師香勘

八幡宮寺所司等申、

今月五日中村故越中房尚惠部類惡黨人等□（亂カ）入社頭間事、

（○上略）正治二年十二月廿六日、左大臣以下諸卿參著仗座、被定申香椎宮神人宗友與石清水權寺主慶禪依致濫行、彼宗友亂入神殿內企自害、以流血塗付於數宇神殿之事也、（○中略、明年正月二十一日ノ條ニ收ム）

右文簿所注如件、仍勘申、

應安四年五月十三日　　掃部頭兼大外記越前權介中原朝臣師香勘申

○コノ後、仗議ヲ行ヒ、香椎宮等ノ事ヲ議スルコト、明年十一月二十四日ノ條ニ見ユ、參看スベシ、

建仁元年十一月二十四日、辛未、仗議、香椎宮神人自害ノ事ヲ定ム、是日、源清信、藤原家衡、藤原公棟等ニ昇殿ヲ聽ス

〔壬生文書〕石清水八幡宮同（○所司申惡黨人亂入事）中原師香勘

八幡宮寺所司等申、

今月五日中村故越中房尚惠部類惡黨人等□（亂カ）入社頭間事

○上略、正月二十一日ノ條ニ收メタリ　同年○建仁元年　十一月廿四日、左大臣已下諸卿參著仗座、被定申香椎宮神人自害事、幷筑前國申請條事等　○中略、明年六月一日ノ條ニ收ム

右文簿所注如件仍勘申、

應安四年五月十三日　　掃部頭兼大外記越前權介中原朝臣師香勘申

〔明月記〕補寫本八九　□□月　○本書、十一月若シクハ十二月ト爲ス　廿四日、天晴、入夜束帶參左大臣殿之間、已以御出、與資家少將參御供、今夜仗儀(議)云々、香椎事　又筑前國條事定云々、源大納言、春宮權大夫、三條中納言、公房、新中納言、宗隆、左大辨參入見了文書之間、東南有火、出陣外尋見、六條坊門萬里小路云々、○中略、今夜被仰昇殿人三人、還昇清信家衡、四位、昇殿公棟、侍從。

○香椎宮神人、神殿ニ入リテ自殺セシコト、正治元年十月十三日ノ條ニ見ユ、又仗議ヲ行ヒシコト、去年十二月二十六日ノ條ニ見エタリ、參看スベシ、

建仁二年九月二十六日、丁卯、香椎宮ノ社殿汚穢ノコトニ依リテ石清水八幡宮寺別當慶禪ヲ備中國ニ流ス。

〔壬生文書〕石清水八幡宮同　○所司申惡黨人事　中原師香勘

八幡宮寺所司等申、

今月五日中村故越中房尚惠部類惡黨人等(亂カ)□入社頭間事、

○上略、六月一日同年○建仁二年九月廿六日、權中納言藤原公房卿參入、被行石清水前少別當慶禪配流備中國之事、於香椎ノ條ニ收メタリ　宮濫行之間、神殿汚穢之罪科也、○中略、十一月三十日ノ條ニ收ム

右文簿所注如件、仍勘申、

應安四年五月十三日　　掃部頭兼大外記越前權介中原朝臣師香勘申

○香椎宮濫行ノコトハ、正治元年十月十三日ノ條ニ見エタリ、コノ後慶禪ノ召還セラルヽコト、十一月三十日ノ條ニ見ユ。

建仁二年十一月三十日、庚子、備中國ノ流人慶禪ヲ召還ス。

〔壬生文書〕石清水八幡宮同　○所司申惡黨人亂入事　中原師香勘

八幡宮寺所司等申、

今月五日中村故越中房尚惠部類惡黨人等(亂カ)□入社頭間事、

○上略、九月廿六日ノ條ニ收メタリ　同年○建仁二年十一月卅日、權中納言源兼忠卿參入、被行召返備中國流人慶禪事矣、

右文簿所注如件、仍勘申、

應安四年五月十三日　　掃部頭兼大外記越前權介中原朝臣師香勘申

○慶禪ヲ配流セシコト九月二十六日ノ條ニ見エタリ。

（建仁二年九月二十六日、石清水八幡宮寺別當慶禪ヲ備中國ニ流スノ條ノ前）

〔平戸記〕寬元二年十月十四日條右史生紀景直筆勘申　建仁二年九月廿六日宣旨云、石清水八幡宮寺前少別當慶禪、仰本寺召進度緣配流備前國(中カ)者　○下略

（大日本史料）

第五十二章　僧榮西及良祐

略系　略傳　略年譜　釋書　興禪護國論　祠堂記　塔銘　佛家人名辭書　史料（東鑑、百錬鈔、愚管鈔）　東大寺造營完成と法勝寺九層塔の修造　著書　誓願寺盂蘭盆一品緣起（眞蹟）　宗派血脈　道元との關係　尊皇護國事蹟　喫茶養生記　榮西誕生地　賀陽氏一門　良祐　（岡山縣通史、第六十一章僧榮西及良祐。備作教育、三二五僧榮西號、參照）

略系

（賀陽貞則氏所藏、賀陽氏系圖に據る）

父系

㊀御友別―弟彥命―奈留臣―多佐臣―眞丹臣―屋代臣―葉多臣―水內臣―久城臣―師實―宗延―諸宗―宗名―兼宗―眞宗―宗久―國宗―高宗―宗鷹―宗老―良藤―良成―良梁―良友―貞芳―貞元―貞繼―貞秋―貞躬―貞政―貞家―貞村―貞勝―竹千代丸（出家號榮西禪師）

別　本（一）

㊁御友別―弟彥命―多佐臣―眞丹臣―賀陽建臣―眞宗―宗久―國宗―高宗―宗鷹―宗老―良賴―良藤―良成―有良―良賴―眞良―眞元―貞繼―貞政―貞家　貞繼―榮西禪師

別　本（二）

㊂御友別―中彥命―眞丹―速手―赤石―高宰（四世）―慶庭―諸手―美瀨―小濱―諸魚―小足―眞珠―高屋―眞樹―高宗―豐中―良成―宗敏（六世）―貞政―貞村―貞遠―竹千代丸（榮西禪師）

略譜（鈔）

貞政、正六位上、行左小史累拜外從五位下任安房守叙從五位下遷任薩摩守任中至正五位下卒或從四位下。

貞家、無位、右近大郎、拜從六下守任府生、遷左小史應德中從白河法皇賜院宣於貞家、其文云備中國吉備津宮社人者有由緒之間永代位官令免許殊賀陽氏六人者有子細之條、冠裝束風折烏帽子狩衣令着用云々。

貞村、正六下云々、正治二年任右馬介。

貞勝、從六下府生、建保七年卯九月三日六十八入道而順阿沙彌。

別　本（二）　鈔

大禰宜

貞政――**貞村**――**貞遠**――**貞賴**　從六位下建久年歿

從五位下長治中歿　從六下保安中歿　從六下仁平歿――**竹千代丸**　榮西禪師是也

母系

釋書云。「釋榮西、號二明庵一備之中州吉備津宮人。其先賀陽氏、薩州刺史貞政會孫也、母田氏。」

母、田氏とは何を指すか。

難波氏系譜云、「田使首良男、備前國津高郡人、光孝天皇仁和元年乙巳山城國愛宕郡ニ貫附ス、日本三代實錄ニ見ユ。田使氏備中國賀陽朝臣室葉上僧正母。元享釋書ニ見ユ○賀陽朝臣備中宮內祝史、正德二年殺人將軍家免祝史、是ソノ家也、今ニ宮內ニ住ス即吉備彥孫也、賀陽十之丞ト稱ス。（中略）田使俊定、田使經遠、田使經房、田使某、田使俊行、田使經俊（兄弟六人見ユ）」

官幣中社吉備津神社棟札云「奉造立吉備津宮南門客神御社一宇、延文貳歲丁酉六月廿七日棟上、社務肥後守平重明、中司大夫田使兼知、政所權律師承玄、大願主法橋上人位有直、云々。」

田使俊定（難波太郎）田使經遠（難波二郎經遠、清盛に仕へ惡源太義平を斬る事蹟保元物語、平治物語、平家物語、源平盛衰記に詳也）田使經房（難波三郎）田使某（難波四郎）田使俊行（難波五郎）田使經俊（難波六郎、清盛に仕へて攝州布引瀧に死す）等あり。延文頃に備中吉備津宮中司中務大夫田使兼知あり。以て地方の名族たるを知るに足らん。

略傳

藤井宣正

榮西は我が國、臨濟宗の開祖、明菴と號す、姓は賀陽氏、備中國、吉備津の人、薩摩守貞政の曾孫なり、幼にして頴悟、年甫めて八歳、俱舍論を讀む、十一歳にして郡の安養寺に入り、十四歳にして落髪し、次いで比叡山に登りて求聞持の法を受け、僧有辨に就きて天台の教義を學び傍ら密教を究む、六條天皇仁安三年四月商船に投じて宋に入り天台山に登る、留まること半歳にして歸朝す。後天竺に渡らんと欲してせしかど果さず、是に於て天台山に登り萬年寺に入りて參禪し、懷敞禪師に師事して遂に佛心宗の極意を承け留學五年にして、後鳥羽天皇建久二年歸朝す。肥前に着するや、先づ平戸に禪庵を設け宗風を興し、京都に入りて、また、宗門の弘通に努む。翌年、筑前香椎宮の側に報恩寺を創立し、建久六年聖福寺を博多に建つ。其の後、建仁二年、源賴家、京師に建仁寺を建て、禪師を以てその開基となさしむ。建永元年、勅を奉じて東大寺の修繕を監しまた法勝寺の營繕を督す、功を以て紫衣を賜ひ、僧正に任ぜらる。建保三年、源實朝の請に依り、鎌倉に壽福寺に建て關東に禪風を傳ふ。のち京都に歸り、七十五歳にして建仁寺に寂す。興禪護國論出家大綱、一代經論總釋等遺著多し。榮西禪師はその敬稱なり。（佛教辭林）

略法系

- 備中賀陽郡安養寺靜心
  - 同　千命
  - 比叡山　延曆寺　有辯
  - 同　顯意法師
  - 伯州　大山　基好
  - 天台萬年寺虛菴懷敞禪師
    - 榮西
      - 退耕行勇
        - 大歇了心
      - 釋圓榮朝
        - 藏叟朗譽
      - 了然齋明全
        - 永平開山道元
      - 安覺良祐

榮西禪師（安養寺所藏）

榮西禪師（一八〇一―一八七五…七五歳）略年譜

皇紀	年次	月日	摘要	年齡
一八〇一	永治元	辛酉	四月廿日　生る（釋書）	一
一八〇八	久安四	戊辰	父に從ひて俱舍頌を讀む（釋書）	八
一八一一	仁平元	辛未	日近村安養寺靜心に師事す（釋書）	一一
一八一四	久壽元	甲戌	落髪して叡山の戒壇に登る（釋書）	一四
一八一六	保元元	丙子	七月十一日　保元の亂	一六
一八一七	保元二	丁丑	靜心寂す、遺言に依りて法兄千命に從ふ（釋書）	一七
一八一八	保元三	戊寅	千命より虛空藏求聞持法を受く（釋書）	一八
一八一九	平治元	己卯	叡山の有辯に從ひ台教を學ふ（釋書）	一九
一八二一	應保元	辛巳	天下疫す、歸りて父母を省す（釋書）	二一
一八二三	長寬元	癸未	備前の日應寺に三摩耶行を修す（護國論序）	二三
一八二七	仁安二	丁亥	伯州大山に勤修すること一夏（護國論）	二七
一八二八	仁安三	戊子	出發、同廿五日宋國明州に着す（護國論）	二八
		四月十八日	舟丘に至り重源に遇ふ（釋書）	
		五月	天台山に登り、廿四日萬年寺に至り、廿五日茶を羅漢に供す、廿七日明州に歸る（護國論）	
		五月十九日	育王山に至る（護國論）	
		六月十日	重源と共に歸朝す、在宋半歳（釋書）	
		九月	清盛命して成親を殺す	
一八三七	治承元	丁酉	誓願寺盂蘭盆一品經緣起を書す（同緣起）	三七
一八三八	治承二	戊戌	宇治平等院戰	三八
一八四〇	治承四	庚子	平清盛薨ず	四〇
一八四一	養和元	辛丑	水島合戰	四一
一八四三	壽永二	癸卯		四三

一八四四	壽永三	甲辰	二月　七日	一谷戰
			十二月七日	藤戸先陣（東鑑）
一八四五	壽永四	乙巳	二月十九日	屋島戰
			三月廿四日	壇浦戰、平氏滅ぶ
一八四七	文治三	丁未	三月	宋に渡りて禪法を求む（護國論）
			夏	入宋臨安（行在）に赴き印度に到らんとして果さず（釋書）
			秋	虛菴懷敞禪師に詣る（釋書）
一八五〇	建久元	庚戌		虛菴天童山に移る、榮西又從ひ行く（釋書）
一八五一	建久二	辛亥	秋	虛菴を辭し、平戸嶋葦浦に着す、在宋五年（釋書）
			八月　八日	禪規を定む（釋書）
一八五二	建久三	壬子		香椎神宮の側に報恩寺を建つ（釋書）
一八五三	建久四	癸丑	五月廿七日	賴朝、富士野に狩す
一八五四	建久五	甲寅	七月　五日	榮西能忍の達磨宗停止の宣下あり（東鑑）
一八五五	建久六	乙卯	三月　四日	賴朝入朝す
				藤原兼實に詔して榮西を召す（釋書）
一八五九	正治元	己未	正月十三日	博多に聖福寺を建つ（釋書）
			九月廿六日	賴朝薨ず
一八六〇	正治二	庚申	閏二月廿日	幕府に於ける不動尊供養、榮西導師となる（東鑑）
			七月十五日	壽福寺地鎭祭並起工式を行ふ（東鑑）
一八六二	建仁二	壬戌		壽福寺新岡十六羅漢像開眼供養、榮西導師となる（東鑑）
				是歲、賴家の爲に建仁寺を營む（釋書）
				義朝舊宅沼濱亭を壽福寺に施入す（東鑑）
			二月廿九日	永福寺多寶塔供養、榮西導師となる（東鑑）
			三月十四日	

一八六三	建仁三	癸亥	八月十五日	鶴岡放生會の夜、舞女微妙、榮西律師の禪房にて出家す（東鑑）
			八月廿四日	夜亀谷邊騷動す、微妙の情夫古郡保忠の來訪に因る（東鑑）
一八六四	元久元	甲子	九月　二日	義時の亭に藥師如來像を供養す、榮西導師となる（東鑑）
			九月　七日	實朝征夷大將軍に任ず
一八六五	元久二	乙丑	三月廿八日	今日御逆修結願、榮西導師となる（東鑑）
			十二月十八日	尼將軍御願繪七觀音像供養、榮西導師となる（東鑑）
			三月　一日	將軍家壽福寺方丈に渡御し法談あり（東鑑）
			五月廿五日	轡中にて五字文殊像供養、榮西導師となる（東鑑）
一八六六	建永元	丁卯	九月	東大寺幹事を主る（釋書）
一八六九	承元三	己巳		東大寺大殿層塔修造成る（釋書）
一八七〇	承元四	庚午		御本尊五字文殊像供養、榮西導師となる（東鑑）
一八七一	建曆元	辛未	九月廿五日	喫茶養生記上を錄す（養生記序）
			正月　元日	喫茶養生記下を錄す（養生記）（千光祖師年譜）
			正月　三日	將軍家壽福寺に參詣す（東鑑）
			六月十四日	將軍家壽福寺に參詣方丈にて法談あり（東鑑）
			七月十五日	永福寺にて宋本一切經供養、榮西導師となる（東鑑）
			九月十九日	永福寺側に一梵字を建立供養す、榮西導師となる（東鑑）
			九月廿二日	實朝榮西等をして明年の災厄を禳はしむ（東鑑）
一八七三	建保元	癸酉	十三月廿八日	將軍實朝壽福寺に參詣す（東鑑）
			二月　卅日	大學助義清の首を壽福寺に葬る（東鑑）
			五月　三日	法勝寺九重塔落成供養あり（愚管鈔）
			四月廿五日	榮西大師號の沙汰あり（皇帝紀鈔、明月記、百錬鈔、東鑑）
			五月　三日	榮西權僧正に任ず（東鑑、仁和寺日次記）
			五月　四日	

六三	
六四	
六五	
六六	
六九	
七〇	
七一	

六月二日　榮西京師より鎌倉に參着す（東鑑）
十二月三日　將軍家壽福寺にて和田義盛等の追福を修む（東鑑）
一八七四　建保二　甲戌　正月　日　喫茶養生記を著す（養生記序）　七四
二月四日　實朝病あり、榮西茶を進め並に喫茶養生記を献す（東鑑）
六月三日　諸國大旱、榮西雨を祈る（東鑑）
七月一日　大慈寺供養榮西導師となる（東鑑）
七月廿四日　大慈寺供養、榮西導師となる、將軍及尼將軍臨む（東鑑）
十月十五日　大慈寺に舍利會を行ふ（東鑑）
一八七五　建保三　乙亥　六月五日　榮西壽福寺にて入滅す（東鑑）　（釋書以下是歳七月五日建仁寺に寂すとせり）　七五

〔元亨釋書〕

釋榮西。號明菴。備之中州吉備津宮人。其先賀陽氏。薩州刺史貞政曾孫也。母田氏。懷孕八月而誕。母無困惱。永治元年四月二十日明星出時也。隣人曰。傳聞。不滿期而有產者。不利其父母焉。母聞之不乳三日。兒又不呱。有沙門陽嚴。往來賀家。以事告其父。父大嗔曰。兒已死乎。對曰。猶活也。嚴誡婦家鞠育。甫此始澣浴。八歲從父讀俱舍頌聰敏邁群兒。十一師事郡之安養寺靜心。心者嘗於三井寺興西父同業。以故就焉。十四落髮登叡山戒壇。十七心亡。遺言曰。汝尙幼故不授密法。我歿汝其役法兄千命乎。十八命授虛空藏求聞持法。自此精進屢見靈感。十九赴上都。從叡山有辯學台教。應保二年

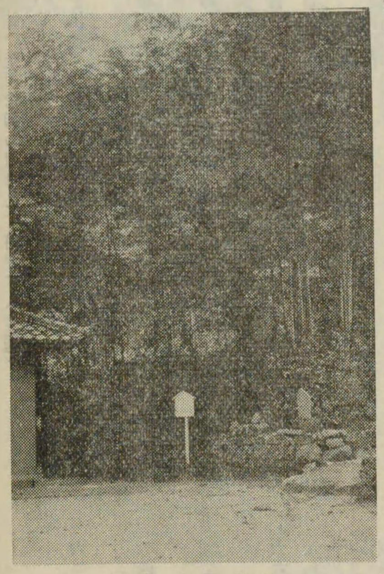

安養寺菩提樹

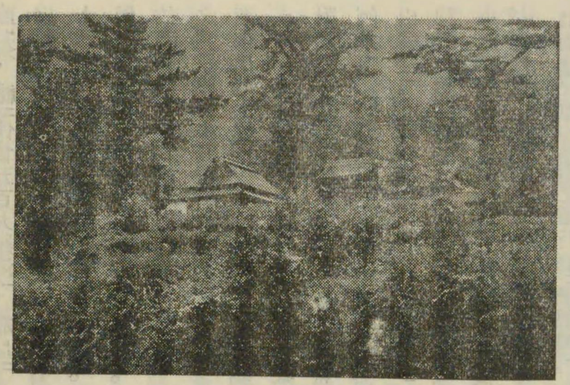

安養寺全景

天下疫。西思特怙罹災。歸本邦省覲。又就命稟灌頂。伯耆大山有基好。啓密乘之肆。西蠒足依之。盡得其蘊。又還本山重受顯意法師密灌。仁安三年夏四月乘商舶泛瀛海。著宋國明州界。乃孝宗乾道四年也。五月發四明赴丹丘。適與本國重源遇。相伴登台嶺。秋九月共源理歸檝。以所得天台新章疏三十餘部六十卷呈座主明雲。明雲見疏加嘆。西又以宋地台宗酬酢之言及彼地名德書文與雲。雲曰。汝於支那揄揚台教。亦我國之法華也。西又跂大志。欲重入支那達於印度。拜牟尼八塔爲滅罪之要。於是乎門下侍郎平賴盛與西厚。聞西之西遊常遏行裝。以故未遑發。文治之元平氏凋殛。侍郎尋亦卒。遂以三年夏。重入宋域。徑趨行在。謁知府按撫侍郎表奏過竺之事。于時朝議報曰。北蕃强大西域皆隷。關塞不通。何行之有。西素志不果。鬱々若亡。舶主促還。放洋三日。逆風俄起反溫州瑞安縣。西謂。我未究奔馳風濤豈激我乎。乃下舶。與十數輩又向赤城。時虛菴敞禪往萬年寺。黃龍八世之嫡孫也。初戊子之行。明州廣慧寺知賓之者問曰。子之國有禪乎。對曰。我邦台教始祖傳教大師傳三宗而歸。方今台密正熾。禪滅者久矣。西承乏者也恨祖意之不全矣。故航海來欲補禪門之缺。不知得麼。知客又英衲也。頗多發益。而西縻于損友。其秋早歸。夙志勉勵直至虛菴菴問曰。傳聞。日本密教甚盛。端倪宗趣一句如何。對曰。初發心時即成正覺不動生死而至涅槃。菴慰誘曰。如子言與我宗一般。西自此盡心鑽仰。親炙者數歲。淳熙之末菴移天童西亦行。補助多矣。紹熙二年秋辭菴。菴付僧伽梨書曰。日本國千光院大法師。宿有靈骨洪持此法。不遠萬里。入我炎宋探頤宗旨乾道戊子遊天台見山川勝妙生大歡喜。至石橋焚香

煎茶。禮住世五百大羅漢。尋反本國。夢境恰恰。二十年雖音問不繼。而山中耆宿歷歷記其事。今又再遊此方相從老僧。宿契不淺。志操可貴。不得不示法旨。昔釋迦老子將圓寂。以正法眼藏涅槃妙心付屬摩訶伽葉。二十八傳而至達磨。六傳而至曹溪。又六傳而至臨際。八傳而至黃龍。又八傳而至予。今以付汝。汝當護持。佩此祖印歸國。布化開示衆生。繼正法命。又達磨始傳衣而來。以爲法信。至六祖止不傳。汝爲外國人。故我授此衣爲法信。則乃祖耳。先是在萬年日。敞語曰。菩薩戒禪門一大事也。汝航海來問禪於我。因而付之。及應器坐具寶缾拄杖白拂其圖迦文已下二十八祖。達磨以來至虛菴。嫡嫡相承。不括橫枝。五十三世系連明覈。西趨出到奉國軍。今改慶元府。乘揚三綱船著平戶島葦浦。本朝建久二年辛亥也。戶部侍郎淸貫。創小院延之。秋八月八始行禪規。纔十數輩。不幾海衆滿堂。遂入王都倡禪道。初已酉歲(文治五)有能忍者。聞宋國宗門盛。遣其徒。附舶扣問育王佛照光禪師。照憐異域之信種。慰誘甚切。寄以法衣及贊達磨像。忍詫光之慰寄謾唱禪宗。已乏師承。亦無戒檢。都下鄙之。迄西演心宗。搢紳士庶欲混忍而擯。又筑前筥崎有良辨者。嫉西之禪行。誘叡山講徒。訴朝竄逐。六年(一八五五)詔藤相國召西府裏。以主當令仲資徵問。尙書左丞宗賴預聞。西排斥僞黨舉唱眞乘。詞辯渙然。冠纓聳聽。西曰。我禪問者非特今始有之。昔叡山傳教大師嘗製內證佛法相承血脉一卷。其初乃我達磨西來之禪法也。彼良辯昏愚無知引台徒誣我。禪宗若非傳教亦非。傳教若非台教不立。台教不立台徒豈拒我乎。甚矣其徒之闇其祖意也。于時台宗有識之者以西言爲善。因是叡衆輔西禪化。西又與忍抗辯宗義。往反數番。忍杜口而退。以故西之道行盛于都城。西示衆曰。我此禪宗單傳心印。不立文字。教外別傳。直指人心。見性成佛。其證散在諸經論中。今且出一二以諭汝等。華嚴曰。初發心時便成正覺。淨名曰。心淨佛土淨。楞伽曰。如來淸淨禪。大般若曰。第一義無有文字。法華曰。唯佛與佛乃能。究盡諸法實相。又曰。諸法寂滅相。不可以言宣。涅槃曰。如來常住。無有變易。毗盧遮那經曰。我覺本不生。出過語言道。解節經曰。自證無相法。離言說四事。文珠問經曰。此法不思議。離於心意識。占察經曰。一實境界者。謂衆生心體。從本以來不生不滅。自性淸淨。起信論曰。離言說相。離心緣相。智度論曰。般若波羅蜜。實法不顚倒念想觀已除言語法亦滅。是等文繁。今出少分耳。又曰。此事只在行住坐臥處添一絲毫也不得。減一絲毫也不得。便恁麼會去更不費些兒氣力。纔作奇特玄妙商量。已無交涉。所以動則生死之本。靜則昏沈之鄉。動靜雙忘顢頇佛性。摠不恁麼畢竟如何。若是旨外明宗。終不言中取則。直下便見撩起便行。箭已離絃無返廻勢。千聖也摸擦不著。或未到此田地。切忌麁心大膽一向掠虛到臘月三十日。摠不著。又曰、古人所謂大事未明。如喪考妣。釋迦老人爲一大事因緣故出現於世。且道大事又作麼生明。直須當人大悟一回。親到方開自家口說自家話。若也未悟。縱說得五千四十八卷盛水不漏也。只是法身量邊事。於是大事遠之遠矣。試擧古人悟處自家商量看。如羅山和尙一日問石霜和尙曰。起滅不停時如何。霜曰。直須寒灰枯木去。山不契。卻往巖頭和尙如前問。頭喝曰。是誰起滅。山言下忽然大悟。且道悟箇什麼。他古人念此在茲。十二時中綿密做工夫。直是以悟爲則。發一問決擇此事。尊宿應病與藥。唯以病去藥除全躰輕淸爲驗。後學不達本源。强分優劣。曰。石霜是死語。巖頭是活語。如此見解買草鞋。行脚始得。不領鉤頭意錯認定盤星。所謂師子咬人狂狗逐塊也。西少形短。同學嘲曰。子雖才辨身體卑矮。稠人之中廣衆之時。恐人不貴子也。西應聲曰。虞舜王赤縣。晏嬰相齊國皆未聞長也。同學羞。澁西雖辯一時心實耻之。便以所受求聞持法。期一百日精祈。始入壇時於堂前柱刻身長。過期倚柱。長前四寸餘。戊子歲。上台山。見青龍於石橋。感羅漢於餅峯。因而供茶。異花現盞中。又返明州。詣阿育王山見舍利放光。西在萬年三門兩廊缺焉。西捨三百萬擧二役。先二百餘祀。中天那蘭陀寺三藏。室利跋陀羅之所造也。寺之主者及大衆皆曰。梵語室利。此曰吉祥。西公上字義相近。西天東域前後比德名義合符。爲不徒耳。又修觀音院大慈寺智者塔院及天童山千佛寶閣。建久三年於香推神宮側構建久報恩寺。始行菩薩大戒布薩。六年創聖福寺干筑前博多。此春分天台山菩提樹栽東大寺。初西在台嶺。取道邃法師所栽菩提樹枝付商船。種筑紫香推神祠。建久元年也。西以謂。吾邦未有此樹。先移一枝于本土以驗我傳法中興之効。若樹枯槁吾道不作。蓋菩提樹者如來成道之靈木也。世尊滅後一百年。師子國王受佛記。共

佛舍利得南枝盛金甕移殖。南宋之始。求那跋陀羅始栽廣府。其後邃師分台峯。是以西爲法信寄來。逮東大寺復敕以此木移焉。元久之始西又取台枝栽建仁東北隅。兩處茂盛垂蔭數畝。至今繁焉。天下分栽。建仁二年。金吾大將軍源賴家。施地于王城之東。營大禪苑。三年六月。尙書省劄置台密禪三宗。西即而構眞言止觀二院于寺。元久二年春三月。幾甸大風。都人謠言。比來西師新唱禪要。其徒衣服異製。伽梨博幅眞裰大袖。行道之時多含飈風。今巽二作災。恐基於西乎。巷謳甚喧達天聽。詔有司驅西出都。西聞勅下。語徒曰今日吉日。是吾法成之秋也。汝等早往堀川買寺材。諸徒匿笑。既而官使至。西曰。風者天地之氣。非人之所作也。其神曰飛廉。豈西之能乎。不干於西者明矣。若又有人能作風者其人尤靈。不爲凡矣。明主不漫加放逐。審詳兩端。西之不出都者必也。官使奏西言。上曰。此比丘言詣微。重勅曰。無所羨乎。西因而陳營構。依之建仁上爲官寺。得有司監護。建永元年秋九月敕主東大寺幹事。寺罹治承寇火修營未竟以西德望朝廷有此授。不踰四載大殿層塔。凡當有之所悉備足。去承元二年。洛東法勝寺九層大塔災。勅門下侍郎藤公經監修造。豫周二州充其費。三年秋八月。猶未成一級。朝議以西之幹東大蠱付以塔事。西不得辭。其落亦如東大之歲初平侍郎奏賜紫衣。建保元年擢僧正初良辯謗西。一夕夢。西自宋國歸。齎白米普種諸州。覺後改悔稱揚歸降。間有誹者。辯曰。勿言。西公非汝等毀譽境界。三年西在相州亀谷營壽福寺。一旦辭源僕射實朝。僕射曰。師已老寺未成。何事行乎。對曰。我欲入王城取滅耳。僕射曰。至人出沒豈擇地乎。對曰。都人初聞宗門。疑信胥半。我當唱末後句顯煥王都耳。即命駕歸京。夏示微疾。六月晦。布薩次告衆曰。孟秋單五吾之終也。都下喧傳至宸扆。到期上遣中使問候。西對宮使曰。已近。而姿儀壯健諸弟子傍聽潛怕。晡時坐椅安祥而逝。中使未還宮。於塗聞路人譁稱。見瑞虹干寺上。實七月五日也年七十五。臘六十三。西知見廣大。三閱大藏。以法道之寄。爲己任。故顯密之教多所補弼至於宗門。雖斑斑見于前。皆乏貽厥。今之學者推西爲始祖。嘗曰。我沒五十年禪宗大興於世。文應弘長以降。爾于慧日。隆于巨福。皆如西之言。二師又領建仁。可謂奇中矣。生平著述興禪護國論三卷。一代經論摠釋。日本佛法　中興願文。不二門論。三部經開題等各一卷。密部甚多。不盡記。」贊曰。仲尼沒而千有餘載。縫掖之者幾許乎。只周濂溪獨擅興繼之美矣。建仁去睿峯者殆于四百年。其奮激之志發于妙齡也。見夫因攀牛山之橫枝。得受龍峯之正派。豈所謂尋樵子徑到葛公家者乎。初志雖補傳教之遺意。後世皆推禪門之大祖。因茲而言。所以過周氏爲不鮮矣。加之。求法之跡瀛海再留印文。興福之光和宋共殘輪奐嗚乎壯乎哉。

〔興禪護國論序〕

榮西禪師は本邦佛心宗の初祖なり。因つて千光國師と號す。備中州の人賀陽氏、孝靈天皇の裔なり。母は田氏、吉備津宮の宗社樂神の祠に祈りて明星を夢みて感じて孕む。亦明星出づる時誕す。八歲父母を辭し三井の流俱舍娑婆の義を學ぶ。仁平三年癸酉の秋。十三歲にして叡山に登る。得度して諱を榮西と曰ふ。圓宗の義を學ふ、同會の中、已に超群と稱す。然れとも世の浮幻を觀て、厭心日に增す。二十三歲にして叡山を下りて備前の州日應寺に往き。穀を絕ちて三摩耶行を修すること年あり。專ら齋戒を持し、殊に律儀を精うす。久しく入宋の志を懷く。然るに本邦二百年來、踰海の禪門なし。偶說きて此言に及べは、則ち人に嘲けらる。而も意屈せず。自ら謂へらく、詳かに聖教を閱するに、前聖垂迹の地、古佛行道の處、至心に精祈するに宿願成ぜずと云ふ事なし。と、常に處々の靈區に詣して必ず之を祈る。則ち皆其應を得たり。二十七歲伯耆の州大山に在て勤修一夏、偶然として唐本の法華經を得ることあり、即チ自ら以爲らく渡海の祥なりと。遂に父母に告けて筑州に赴く。會、宋國の通事李德昭といふ者に博多の津に遇ひ、彼地禪宗の盛なるを聞いて希有の思を發す。時に二十八歲、仁安三年戊子四月十八日商舶に乘じて放洋し廿五日宋國明州に到る。五月十九日、天台山に登る。二十四日萬年寺に到る。廿五日茶を羅漢に供す。甌中應眞の全身を現ず。遂に石橋を渡る、忽ち靑龍二頭を見る、是に於て感悟する所ありて。自ら前身梵僧にして萬年に在りしことを知る。二十七日、復明州に返る。六月十日、育王山に到る、佛舍利を瞻禮し。光明映徹するを感ず。凡そ歷觀する所の處、靈應妙からず。九月歸朝在宋半歲、師以て歉と爲す。爾後十八年を歷たり。稱して顯密二門の盟主と爲す。固より是れ台宗には則ち一心三觀の

印を佩び、密部には即ち入壇灌頂の證を獲て嘗て其蘊奥を窮めたり。王臣是が爲に崇嚮す。特に道、後鳥羽帝に契ふ。師一日勅を奉して、請雨の法を神泉苑に修す。十指大光明を放つて一切の草木に輝映し、天大に雨を降らす。苑林葉上の露中、悉く師の影像を見る。因て特に葉上の號を賜ふ。又竺土に往いて如來の八大塔を拜せんと欲す。文治三年丁未、復宋國に入る。乃ち孝宗帝の淳熙十四年なり。上表して印度に達せんことを請ふ。許さず胡に三道あり、其地時に皆蒙古に屬して通することを得ざるが爲の故なり。因て天台萬年に止まる。在宋五年三たび藏經を閱る、天台萬年の第一世吉祥旦尊者の遺骸を更め、斂めて、塔表を修す。師の前身なるを以てなり。嘗て詩あり、曰く「海外精藍得得來、青山迎レ我笑顏開、三生未朽梅花骨、石上尋思掃二綠苔一」蓋し此時の作か。智者禪師の塔院頽毀す、衣資を捨てて土木を營す。萬年の三門兩廡缺けたり、尋て興造す。天童山の千佛層閣改作の事、師の力多きに居る、衆皆之を美とし、功を勒して石に刻む。宋國の學士、樓鑰か撰する所の太白名山千佛閣の記、竝に都稅廳樗か述する所の日本國千光法師祠堂の記に詳かなり。共に載せ收めて太白名山に在り。宋國大に疫あり。君臣之を憂ふ。高僧數輩に詔して之を祈らしむ。効なし。師に詔す。師詔を奉して一日の後疫已に除き、二日の後死するもの蘇す。帝嘉嘆して詔して曰く「和尙、葉上と名く是れ葉上の千釋迦の身を現するにあらずや」特に千光大法師の徽號を賜ふ。遍く宗匠に參す。皆再來の人を以て稱す。虛菴禪師に天台天童兩山の際に從ふこと年あり、親しく其の室に入りて佛心印を傳ふ、禪門の事、悉く皆授受す。明菴の號を立つ。辭して東歸せんと欲するに及んで、禪師自ら偈語數十紙を書して、以て贈りて之を證す。乃ち海東佛心宗流通の附屬、斯に在り。建仁二年辛亥に歸朝し、筑紫の諸州に在ること數年なり。尋て京に入る。建久二年壬戌鴨川第五橋の畔に一禪刹を創す、建仁の號を賜ふ、一へに佛心宗を唱ふ。學徒雲集して禪を習ひ定を修す。廣く菩薩の大戒を傳へ、兼ねて台密の事業を修す、大に梵行を興し偏く道化を布く。黑白月每に、布薩說戒、闕如あることなし。久うして都下信じて之に歸す。東大寺修造の化主重源入滅し、朝廷師に命して事を主らしむ、以て成る。法勝寺九層の塔災あり亦綸命を奉して再造を都監す。周防の州、三年の賦稅を收めて以て備と爲す。功畢る。其餘の諸州、初開の道場中興の名藍、兼監の諸刹多し、悉く記せず。既にして教外別傳最上乘の宗を弘む。然るに南都北嶺の諸講師、頗る偏執の者あり。仍に謗りて且つ訴ふ。是に於て論三卷を撰し、經論の文を證して之を排す、目して興禪護國論と曰ふ。以て奏す、勅可す。是に於て吾宗、天下に流布するを得たり。親しく門に入りて法を得るもの榮朝、行勇、源祐、明全の輩出づ。其他門には高辨、俊芿の輩、及び台密二門に出づるもの、勝げて計ふべからず。抑又後代宗師相嗣ぎ並び興つて化を江湖に旺にするの日に於て。嗟乎此論や果して益なからんや。粗其大略を記して以て後昆に詔ぐ。

右（護國論）の序未た何人の作なることを知らず、適南叟朔の記する所の册中に獲たり、祖師と相去ること二百年、一二記傳に異なることあるは想ふに其遺事を收拾せるなるべし。

（國譯大藏經臨濟宗聖典、興禪護國論に據る）

〔日本國千光法師祠堂記〕

太白名山甲天下、而千佛閣尤爲第一、後世欲過之。其材無及焉、蓋柱植繇日本國僧千光法師所致也、詳見太參樓公閣記、宜爲畫像以祠。師諱榮西備州人、孝靈賀陽氏六十二世孫、母夢明星感孕生、年十一、出家、延曆寺薙髮染衣、初學俱舍娑婆論、十三受大戒、習天台教觀、掩關八年、以爲未至、誓往西域求道。二十八航海達四明、遊台山萬年寺、禮石橋羅漢、瀹茶現花、又見二青龍、俄頃尊者現全身、益堅素志、遂居之、會虛菴敞公、移主天童、因與偕行、及建閣、即東還、願有以助之、越二載、大木果至而閣成、師之力也、師自幼敏悟、晚通唐朝內外典、持律終身、過午不食、本國賜號僧正。廣修佛事、茲不具書、臨終預期、兩手結印、安坐而化、壽七十五、臘六十二、後十年、其徒明全復來山中、捐楮券千緡、寄諸庫、轉息爲七月五日忌設冥飯、衆本孝也、全生伊州、蘇姓、傳師之道、教戒亦精、入山三年、示寂於了然齋、火後得堅固、子無數、付道元藏、歸故國、併刻于祠、大宋寶慶元年八月九日、修職郎監臨安府都稅務虞樗記并書陳祥刊。（續群書類從卷第二百廿五）

〔明菴西公禪師塔銘〕

洛城東山建仁禪寺開山始祖明庵西公禪師塔銘

日本有國、在海之東、去中國不知其幾千里、聞其山川秀發、風氣渾厚、以善政而化其國、往往緇布之士來學於中國者、道成歸國、國主貴人尊敬其德、爲之建幢刹安廣衆、有盛於中國者、亦在其人之聞、望足以駭動一世、而不可泯焉、若明庵西禪師是也、禪師示寂、今已五傳、塔銘未立、天龍密禪師裒輯遺事、踵門而請、余雖老悖、敢不述乎、師諱榮西、號明菴、備之中州人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也、母田氏、懷孕八月而誕、永治元年四月二十日明星出時也、鄰人以爲、不滿期而產者不祥、母不乳者三日、兒又不呱、父誡母鞠育之、駈鳥歲習俱舍頌、聰敏邁群兒、十一事郡之安養寺靜心、十四落髮、登叡山、戒壇受具足戒、十七心亡、從其法兄千命、十八授以虛空藏求聞持法、自是精進、屢見靈應、十九赴上都、從叡山之有辯、學台教、又從伯州大山之有基、聞密乘、盡得其蘊、師身形短小、同學嘲曰、子雖才辨有餘、身則卑矮、於廣衆中、人不貴也、師曰、虞舜主赤縣、晏嬰相齊國、未聞其長也、雖辯折一時、心實耻之、即以求聞持法、期百日精禱、始入壇時、刻身於堂柱、過期倚柱、長前四寸餘、年二十八、夏五月、乘商舶到明州、與本國重源、同入天台見靑龍於石橋、應眞現於餅峰、因而茶供、異花滿盞、又詣阿育王山、覩設利放光、九月共源歸國、以天台章疏六十餘卷、呈叡山法主明雲、岂年二十八、廼宋孝宗乾道四年也、又欲往印度禮牟尼八塔、文治二年夏重入宋境、時北虜强大、西域不通、遂止、舶主告回、放洋三日、逆風俄起、反至温州瑞安縣、自謂未究參訪、故風濤阻我、乃別商主、直往天台萬年寺、謁虛庵、曰、傳聞、日本密教盛行、逕捷旨趣如何、對曰、初發心時、便成正覺、不動生死而證涅槃、菴曰如子之言、與我宗無異、一語投機、群疑頓釋、親炙數載、菴曰、此山第一祖西天吉祥、且一藏讖云、却後五百年、有肉身菩薩、東來受道、名曰榮西、汝既乘願輪而來、宜保任之、師恍如夢覺、自知前身爲三藏也、淳熙間、歲大旱、郡請師禱雨、身發千光燭、天雨大澍、因號千光、萬年寺缺三門兩廡、師捨芝券三百萬擧二役、先是、中天竺那蘭陀寺三藏、室利跋羅之所造也、衆皆曰、梵語室利、此翻吉祥、西公上字、其義相近、西天東域、名義合符、莫非是歟、又修觀音院大悲寺、智者塔院、菴謂曰、菩薩戒、禪門一大事也、汝遠來問禪、因以付之、并應器寶缾柱杖白拂等、及圖迦文已下二十八祖、至虛菴相承几五十三世、淳熙末、虛菴移天童、師亦隨之、又修天童千佛寶閣、紹熙二年秋辭虛菴、菴付伽梨并書曰、日本千光大法師、有靈骨、弘持此法、不遠萬里、入我炎宋、探賾宗旨、尋返本國、夢境恰二十年、今又載遊此方、相從老僧、宿契不淺、志操可貴、不可不示法旨、昔釋迦老子將示滅時、以正法眼付二大迦葉一、二十八傳而至達磨、六傳而至曹溪、又六傳至二臨濟一、八傳至黃龍、又八傳而至レ余、今以付レ汝、汝當護持、佩此祖印、歸國布化、開示衆生、繼正法命、故傳衣以爲法信、汝當爲東國之祖、遂、辭菴歸國、廼建久二年、師年五十二、有戶部侍郎淸貫者、剏院延師、行禪規、僅數十輩、無幾海衆滿堂、六年創聖福寺于關西、尋入王都、有良辯者、嫉師之道、誘叡山講徒、而訴于朝竄師、六年上詔藤相國、召師於內府、擧唱眞寂、師曰、我禪門者、非特今有、達磨天台傳自往昔、禪宗若非台教亦非。何其自相矛盾而昧祖意乎、有識者以師言爲善、因是亦輔師化、建仁二年金吾大將軍源賴家施地於王城之東、營大禪苑、元久二年春三月畿甸大風、都人謠曰比來西師新唱禪法、其徒衣服異製、伽梨博幅、直裰大袖、行道之時、多含飈風、今巽二作虐、恐基於西乎、事達國主、詔有司駈西出都、師聞勅下、語諸徒曰、今日廼吾法成之秋也、既而官使至、師曰、風者天地之氣也、非人之所作、其神曰飛廉豈西之能乎、不干於西也明也矣、若人能作風、其人尤靈、明主審此、則西之不出都也必矣、使回奏師言、上曰、此比丘其言造理、勿使其行、因而營建仁爲官寺、請主之勅、有司監護、平侍郎奏賜紫衣、建保元年擢僧正、初良辯謗師、一夕夢、師自宋歸齎白米、普種諸州、覺而改悔、間有誹者、辯曰、西師不可毀也、三年、師在相州亀谷、營壽福寺、一日辭源僕射實朝、朝曰、師已老、寺未成、何行乎、對曰、我欲入上城取滅耳、朝曰、至人出沒、豈擇地乎、對曰、都人初聞禪門、疑信相半、我當唱末後句、顯煥王都耳、即歸京、夏示微疾、六月晦日、布薩次告衆曰、孟秋單五、吾終之日也、都下喧傳至宸扆、至期、上道中、使問候、師曰、已近矣、而容儀壯健、不異平日、至晡時、坐椅安祥而逝、中使還宮、於途見瑞虹、貫寺上、實七月五日也、年七十五、臘六十三、墖于建仁之東、曰護國院、師三閱大藏、於顯密之教、多有補弼、專於專門、國人推師、爲中興祖、師嘗曰、我沒後五十年、禪法大興於世、文應弘長以降、爾於惠日、隆於巨福、皆如如師言、二師亦領建仁、可謂奇中矣、初師在天台、取道邃法師所栽菩提樹枝、付商船謂、吾

邦無此樹、先移一枝、栽於本土、驗我傳法中興之効、至今繁茂焉、又著興禪護國論三卷、一代經論總釋、佛法中興願文不二門論、三部經開題各一卷、密部所述甚多、所創大道場三、曰建仁、曰壽福、曰聖福、嗣法者不計其數、其上首則長樂開山榮朝朝傳壽福朗譽、譽傳壽福、寂菴上昭、昭傳南禪龍山徳見、見嘗往大唐寧洲兜率寺、相承至今、南禪一菴、諱一麟、嗣龍山、其餘旁出者不悉記、蘭生也晩、賭師高行、悟不得見其人、越二百餘年、未有記者、世遠人亡、事不彘然、有動於心。感嘆再三、爲之銘曰、

大教之興、自西流東、篤生哲人、克荷斯宗、蚤登叡山、即聞台教、載究密乘、深得其奥、志慕天台、乘船至宋、龍現石橋、花生茶供、傳教歸國、復來萬年、虛菴一見、密契前緣、吉祥之讖、寔符三藏、千光燭天、旱而雨滂、霞城諸刹、貴舊更新、天童寶閣、成乎願輪、晩歸日東、道行邦域、中興禪宗、藉師之力、講徒毀訾、師折以理、禪講二徒、指波即水、定慧同宗、本乎一源、不識其家、割戸分門、颺風之作、匪人是能、都人之譌、雲散日昇、三葦名藍、皆師所菱、道樹繁昌、如優曇鉢、嗟人之愚、信法未孚、唱末後句、顯煥王都、師之五傳、獲麟一角、立茲貞珉、以詔來學、皇明永樂二年甲申春正月元日錢塘上天竺講寺前住山沙門釋加蘭謹述、（續群書類從卷第二百廿五傳部三十六）

榮西禪師

撰者、禪僧師鑾は卍元と號す、延寶傳燈錄（四十一卷延寶六年成稿　寶永三年刊刻）本朝高僧傳（七十六卷、元祿十五年三月著）を輯錄す、實に本朝僧傳中の最も完備せるものなり。而して榮西傳に至ては二者共に前出塔銘の序を採用して又何等進境の認むべきものなし仍て省略して茲に載せず。

〔佛家人名辭書〕

榮西（エーサイ）（一八〇一―一八七五）臨濟宗、京都建仁寺の開山なり。榮西字は明菴と云ひ、葉上房と稱し、後に千光祖師と稱す。備中吉備津の人、俗姓は賀陽氏、薩摩刺史某の曾孫なり。母は田氏、靈夢に感じて孕むあり。永治元年四月を以て生る。稍長して出家の志あり。郡の安養寺靜心法師の下に投して三寶に事ふ。久壽の初年比叡山に登りて

鷲尾順敬

得度受戒し、尋て法兄千命に就いて求聞持法を受け精修練行を積みて屢靈應を感じたりと云ふ。平治元年出でゝ諸方に廻歷し、顯密の教義を究む。比叡山の有辨顯意、伯耆大山の基好等は皆師が隨侍したる所なり。かくて比叡山中に關を掩ひ、大藏經を閱讀すること前後八年大に感憤する所あり。山門古徳の往跡を追うて遠遊せんと志し、飄然西下して筑前博多に到る、會ゝ通事李德昭なる者に遇うて、宋の國情を聞き、仁安三年四月商船に便乘し、明州に着す。廣慧寺を問うて禪宗を傳持せんとしたるも、未だ十分得るところなく、去りて天台山に登り、祖塔を禮し、五百の阿羅漢に茶湯を供養し、且つ天台の章疏六十餘卷を索め、同年九月東歸し再び比叡山に登る、爾來山中に留まり、益々經論を講究し就中密教に意を傾けて一流を開き、棄上流と云ふ。當時山門には密教盛に行はれ、まゝ溪谷の間に苦修錬行するものあり。印度釋迦の八塔を模せる山中の靈地の如き、常に巡禮するもの斷えず。而して師は專ら密教の明匠として聞えたり。然れとも師傳教、慈覺、智證、安然等の書中禪宗の事あるを見、これが蘊奥を究めんとすること切にして、再び宋に渡り禪宗の大徳名宿を叩き、且つ陸路印度に達して親しく釋迦の八塔を瞻禮せんとするの大圖を畫し、文治三年三月諸宗血脉譜、並に西域方志を携へて出發し、先づ明州に入り臨安府に到り、これより徐ろに印度行の課を立てんとす。然るに關塞通せざるを以て府命許されず。乃ち去りて再び天台山に登り、萬年寺に投じ、虛菴懷敞に謁す。蓋し懷敞は黃龍慧南七世の法孫なり。師其下に宗乘を參究し、且つ衣資錢三百萬呈を捨てゝ智者大師の塔、並に萬年寺の三門兩廡を修理す。懷敞の天童山に遷り住するに當り、師亦追隨し、遂に佛祖の心印を得たり。天童山に在りて千佛層閣の改造に與り大に功あり。學士樓鑰これを記して石に勒す。時に宋地疫病流行し君臣大に憂懼す。師之を見て諸高僧と共に祈禱して靈驗あり。嘉賞せらる。かくて天童山に在ること數年、懷敞より菩薩戒を受け、且つ法信僧伽梨衣等を頂受し、建久二年七月揚三綱の船に便乘し、肥前平戸島葦浦に着す。西海の諸國に滯留して所傳の禪宗を弘演するに、道俗漸く來附す。因て筑前博多に聖福寺を開く。是れ我國最初の禪寺なり。然るに事上國に聞え、比叡の山僧等上奏して新宗を停止せんとす。建久五年七月宣下ありて禪宗を停止せらる。當時師は東西の間に流浪し、出家大綱一卷を作りて出家の本領

を說き、暗に山僧の橫暴を呵彈し、尋て興禪護國論三卷を作りて禪宗の新宗にあらざるを示し、傳敎、慈覺、智證等の言を引きて、極力之を顯揚す。然れとも山僧等の妨難益甚しきを以て、京師を去りて東下鎌倉に入り、將軍賴家に謁し禪宗興隆の謀を立てんとす。正治元年九月始めて幕府に於て不動尊供養の導師となる。翌二年閏二月政子の本願にて義朝の舊跡龜谷に壽福寺を興して師を請す。是より幕府の歸依深く、常に賴家等の請により法要を說く、建仁二年二月幕府義朝の沼濱の舊宅を壽福寺に寄附し、寺觀を添ふ、同年幕府京都五條鴨川畔の土地を寄附して建仁寺の寺基を開く。同四年佐々木定綱畠山重忠工事を督し、僧堂、講堂、總門等を造營し、輪奐の美を極めたりと云ふ、然れともこは圓密禪三宗の道場としたるなり。此年間、師は京都鎌倉の間に往來し法化益盛なり。建永元年東大寺の修繕を幹し。承久二年法勝寺九層塔の修理を幹して功あり。建保元年五月幕府に出で自ら大師號宣下の執奏を請ふ。然れとも生前に大師號宣下の例なきを以て幕府の議之を否決し、同年六月五日壽福寺の方丈に寂す壽七十五、臘六十三、幕府遠江守親廣を遣はし弔す。後建仁寺護國院に塔を建つ、著作。興禪護國論、三卷、出家大綱一卷、一代經論總釋、三部經開題、喫茶養生記等あり。弟子榮朝、行勇、明全、良祐等其法を嗣ぐ（塔銘、興禪護國論序文、帝王編年記、吾妻鏡、百練鈔、元亨釋書、本朝高僧傳、延寶傳燈錄）

〔考〕榮西禪師の事蹟は、吾妻鏡、百練鈔等に散見せり。然るに之を宗門に傳ふる所に對照すれは全く一致せず宗門に傳ふる所にして古きは興禪護國論の序文、並に元亨釋書なり。興禪護國論は眞僞の議論あり、聖僕の禪籍志に之を疑へり、されは其の序文に言ふところ未た遽に信用すべからず。況や此二書に見ゆる所を對照して亦一致せざるをや。明の上天竺寺加藺の製せる塔銘の序は、尤も詳密なれとも、明の永樂二年甲申正月即ち我應永十一年正月に成れるものにして、實に禪師示寂の後一百八十九年を隔つるなり。然れは所謂金石文字なれとも、歷史上の價値に乏しきものなるは論なし、其詳密なるもの、却て益信用し難し。延寶傳燈錄、本朝高僧傳が塔銘の序を採用して一も疑を存せざるは惟しむべきなり、吾妻鏡に壽福寺の建立年時並に禪師示寂の年月日等を明記せるもの信用せざるべからす。故に今は全く宗門の傳ふる所を措いて吾妻鏡等を取りたり。無住禪師の沙石集に榮西禪師が故に京都に上りて示寂したるよし見ゆれば塔銘の序に見ゆる傳說は古くより行はれたるものたるを知るべし然れども今は取らす。（佛家人名辭書）

【參考】

禪籍志、二卷。泉州佛在菴の禪僧、聖僕妙諦の著、和漢の禪籍數百部を列擧し漢文にて其略解を附したるものなり。正德六年（一三七六）出版す。

沙石集、十卷。梶原景時の甥聖一國師の弟子、尾張の長母寺の開山として一住四十餘年に及ひたる、一圓、無住の著佛道に關する雜事を輯錄して敎徒の訓誡に供したるもの也。弘安二年己卯（一九三九）起艸し同六年（一九四三）完稿す。是榮西沒後六十八年の脫稿なれは其の京都示寂說の由來久しきを知るべし。

因みに元亨釋書は榮西沒後百七年の元亨二年（一九八二）、上天竺講寺加藺迹の西公禪師塔銘は同歿後百八十九年の我應永十一年（二〇六四）に成れり。

〔榮西禪師關係史料〕

(一)　吾妻鏡に見ゆる榮西禪師、廿八則、

△一八五九　正治元年九月廿六日乙卯於幕府、被供養不動尊一躰、導師葉上房律師榮西、布施被物五重、裏物五、馬一疋也、是於南都日來被造立、爲掃部頭親能沙汰、去比奉召下之云云。

△一八六〇　正治二年閏二月十三日、己亥、晴、龜谷地被寄附葉上房律師榮西（後升可爲清淨結界之地之由被仰下、午刻結衆等行道其地、施主監臨給、所右衛門尉朝光供奉御輿、義清構假屋儲珍膳云云、未刻、堂舍（壽福寺也）營作事始也、善信行光等奉行之。

△一八六〇　正治二年七月十五日己巳、於金剛壽福寺、新圖十六羅漢像被遂開眼供養、導師當寺長老葉上房律師榮西（僧正）

也、尼御臺所爲御聽聞有參堂云云。

△一八六二　建仁二年壬戌二月廿九日甲辰、懷渡故大僕卿（義朝）沼濱御舊宅於鎌倉被寄附于榮西律師龜谷寺。行光奉行之、此事當寺建立寂初雖有其沙汰、僕卿爲彼後記念、幕下將軍殊被修復其破壞、暫不可有顯倒儀之由被定之處、僕卿入于尼御臺所御夢中被示云、吾當在沼濱亭、而海邊極漁、壞之令建立于寺中、欲得六樂云々、御夢覺之後、令善信記之給、被遣榮西云云、大官令云、六樂者六根樂歟、云々。

△一八六二　建仁二年三月十四日己未、今日永福寺內多寶塔供養也、尼御臺所幷金吾爲御結緣御參、導師榮西律師、是金吾乳母入道武藏守源義信朝臣亡妻追福也、導師施物等、自尼御臺所被調遣之、所左衞門尉朝光爲奉行。

△一八六二　建仁二年八月十五日丙辰晴、鶴岡放生會如例、將軍家御參宮、入夜、舞女微妙於榮西律師禪坊遂出家、（號持蓮）爲訪父夢後云々、尼御臺所御哀憐之餘、賜尼於深澤里邊、常可參御持佛堂砌之由被仰含云々、此女、日來古郡左衞門尉保忠密通、成比翼連理契之處、保忠下向甲斐國、不待歸來有此儀、不堪悲歎之故也。

△一八六二　建仁二年八月廿四日乙未、入夜龜谷邊騷動、是古郡左衞門尉保忠、爲訪舞女微妙出家事、自甲州到着、而彼女屬榮西律師門弟祖達房、聞令落髮之由、先至件室、稱可尋問子細誓盟、祖達怖長之餘、奔參御所門前、此間保忠難休鬱憤令打擲從僧等、依之近隣輩雖競集、非異事之間即退散、又尼御臺所遣朝光、宥保忠給。

△一八六二　建仁二年八月廿七日戊戌、今日、保忠、蒙御氣色者、是去夜打擲祖達房從僧之間依彼憤也、僧徒之法、以人々皈善爲本意之故、無左右除髮授戒歟、而理不盡所行奇怪之由、尼御臺所義盛朝光等召被仰之云々。

△一八六三　建仁三年九月二日丁卯、遠州於此御亭令供養藥師如來像（日來奉造之）給、葉上律師爲導師、尼御臺所爲御結緣可有入御云々。

△一八六四　元久元年三月廿八日壬戌、今日御逆修結願也、導師壽福寺方丈。

元久元年十二月十八日乙巳、爲尼御臺所御願被圖繪七觀音像、去比自南都到着、今日於彼御方被遂供養、導師金剛壽福寺方丈葉上坊、願文仲章朝臣草之、將軍家爲御結緣渡御云々。

△一八六五　元文二年三月一日、戊午、將軍家渡御壽福寺方丈幷若宮別當坊、或談法文、或令翫蹴鞠給云々。親廣季時以下供奉云々。元文二年五月廿五日、壬午、於營中、被供養五字文殊像、導師壽福寺長老、云々。

△一八七〇　承元四年九月廿五日、己酉、御本尊五字文殊像、更被遂供養、導師壽福寺方丈、此儀五十度可被行之由有御願云々。

△一八七一　建暦元年六月十四日、甲午、將軍家御參壽福寺、御佛事之後、於方丈及法談云々。

建暦元年七月十五日、甲子、將軍家御參壽福寺、御佛事之後、於方丈及法談云々。

△一八七一　建暦元年九月十九日、丁酉晴、午刻、於永福寺被供養持本一切經五千餘卷、曼陀羅供、大阿闍梨葉上坊律師榮西、讀衆三十口、題名僧百口也、將軍家、御車、御出、行村、奉行之。

△一八七一　建暦元年九月廿二日、庚子、晴、伊賀守朝光、永福寺之傍建立一梵宇、今日遂供養、導師葉上房律師、讀衆八人、相州幷室家、匠作等渡御。

△一八七一　建暦元年十二月廿八日、丙子、將軍家明年依相當太一定分御厄、今日被行御祈等、葉上房律師榮西、定豪法橋、隆宣法橋等奉仕之、又親職、泰貞、勤天曹地府祭、武州沙汰之給。

△一八七三　建保元年二月三十日、辛丑、將軍家御參壽福寺云々。

△一八七三　建保元年五月三日、癸卯、大學助義清自甘繩入龜谷、經肅堂前路次欲參族御所之處、於若宮赤橋之砌、流失之所犯、義清亡命、件箭自北方飛來是神鏑之由謳歌、僮僕取二彼首一葬于壽福寺、義清依爲當寺本願主也、是岡崎四郎義實二男、母中村庄司宗平女也、建暦二年十二月卅日任大學權助、法勝寺九重塔造營功云々。

△一八七三　建保元年六月二日、辛未、晴、炎旱涉旬、今日、壽福寺長老榮西、自京都參着、日來所望大師號、去月三日有議定、存生大師號事、本朝依無先蹤、同四日被任權僧正、元權律師云々。（通史上編七二三頁參照）

△一八七三　建保元年十二月三日己亥、將軍家御參壽福寺、令修佛事給、是爲左衛尉門義盛以下亡率得脫云々。

△一八七四　建保二年二月四日、己亥晴、將軍家聊御病惱、諸人奔馳、但無殊御事、是若去夜御淵醉餘氣歟、爰葉上僧正候、御加持之處、聞此事稱良藥自本寺召進茶一盞而相副一卷書令獻之、所譽茶德之書也、將軍家及御感悅云々、去月之頃坐禪餘暇書出此抄之由申之。

△一八七四　建保二年六月三日、丙申霽、諸國愁炎旱、仍將軍家嘱葉上僧正、爲祈雨持八戒、轉讀法花經給、相州已下、鎌倉中縞素貴賤讀誦心經、一心潔信而被致精勤之誠也。

△一八七四　建保二年七月一日、甲子、霽、以民部大夫行光爲御使、可爲大慈寺供養導師之由、被仰葉上僧正云々。

△一八七四　建保二年七月廿七日、庚寅、終日甚雨、今日大倉大慈寺（號新御堂）供養也、巳刻尼御臺所御輿渡御彼寺、午刻將軍家（御束帶）御出供奉人行列、

前駈（下﨟爲先）

橘三藏人、伊賀左近藏人仲能、三條左近藏人親實、藏人大夫國忠、左近大夫朝親、相模權守經定、右馬助範俊、前筑後守賴時

殿上人　左馬權頭賴茂（兼）　御車（御車副二人、牛童二人、雜色十八人）

御劔役　小野寺左衛門尉秀道（通）　御調度役（懸）加藤左衛門尉景長

後騎

相模守義時、武藏守時房、修理亮泰時、前大膳大夫廣元、前駿河守惟義、遠江守親廣、伊賀守朝光、筑後守有範、三浦九郎右衛門尉胤義、中條右衛門尉家長、葛西左衛門尉清重、嶋津左衛門尉忠久、佐貫兵衛尉廣綱、大井紀右衛門尉實平、宇佐美右衛門尉實政、江右衛門尉範親、加藤左衛門尉景廉、江兵衛尉能範

隨兵

相模次郎朝時、武田五郎信光、結城左衛門尉朝光、佐々木左近將監信綱、伊豆左衛門尉賴定、若狹兵衛尉忠秀、下河邊四郎行時、鹽谷兵衛尉朝業、大須賀太郎道信、東平太所重胤、三浦左衛門尉義村、筑後左衛門尉知重

檢非違使　山城判官行村

到寺門稅御車、右馬權頭參進献御沓、御堂上之後、導師葉上僧正榮西率伴僧二十口參入、有供養之儀、其後及晚被引御布施、被物三十重御馬二十疋也。

△一八七四　建保二年十月十五日、丙午、於大慈寺、葉上僧正始行舍利會。

△一八七五　建保三年六月五日、癸亥、霽、壽福寺長老葉上僧正榮西入滅、依痢病也、稱結緣、鎌倉中諸人群集、遠江守爲將軍家御使、莊終焉之砌云々。

（昭八、九月十日鈔）

（二）百錬鈔に見ゆる榮西禪師二則

△一八五四　建久五年七月五日、甲子入唐上人榮西、在京上人能忍等、令レ建二立達磨宗一之由、風聞、可レ被二停止一之旨、天台宗僧徒奏聞云々、可レ從二停止一之趣、被二宣下一云々。

△一八七三　建保元年五月三日、榮西上人大師號有二沙汰一。

（國史大系第十四卷）

（三）愚管鈔に見ゆる榮西禪師

サテ又ユ、シキ事ノ出キタリケリ、承元二年五月十五日、法勝寺事ニテアリケリ、ホカヘハカシコクウツラズ。其時院ノ御ツ、シト、慈圓僧正ニ仰ラレタリケレバ、法華經ヲオコナイ候ハントテ、助衆廿人具シテ院ノ御所ニテ七日ハテ、出タリケル後。程ナクコノ塔ノヤケニケルヲ。僧正イミジク案ジテ御所ニ候シホド。修中ニ燒タラバイカニ遺恨ナラマシ。但此事ハ一定君ノ御ツ、シミノ有ベカリケルガ。コレニ轉ジヌルヨト思ヒテナン喜キ思食候ソ。コレハヨキ事ニテ候、タベシヤガテイソギツクラル、御沙汰ノ候ベキ也。當時ヤク候ヌルハ御死ノ轉ジ候ヌルゾ。ヤガテツクラレ候ナンズレバ。御滅

罪生善ニ候ベシト申サレタリケレバ。ヤガテ伊豫ノ國ニテ公經大納言ツクレトテ。ホドナクツクリ出シトシタクシケルヲ。是ニ伊豫フタグラレテ世ノ御大事モカケナン。葉上ト云上人ソノ骨アリ唐ニ久クスミタリシ者也トテ、葉上ニ周防ノ國ヲタビテ長房宰相奉行シテ申サタシタリケリ。塔ノ燒ヲ見テ執行章玄法印ヤガテ死ニケリ。年八十ニアマリタリケル。人感ジケルトカヤ。サテ第七年ト云ニ建暦三年ニクミ出テ。御供養トゲラレニケリ。其時葉上僧正ニナラントシイテ申テ。カネテ法印ニハナサレタリケル僧正ニ成ニケリ。院ハ御後悔アリテアルマシキ事シタリト仰セラレケリ。大師號ナンド云サマアシキ事サタアリケルハ。慈圓僧正申トゞメテケリ。猶僧正ニハ成ニケルナリ。（國史大系第十四卷本）

〔東大寺造營完成と法勝寺九層塔の修造〕

抑も東大寺は治承四年四月廿八日、平重衡の兵火に罹て堂塔一宇も殘さず燒失せしが、文治二年三月廿三日朝議、周防國を以て其造營料に充てられ之が再興を決し、院廳の下文を以て東大寺の大勸進俊乘坊重源に國務の管理を下知せられ次で宣旨を賜ふ、時の攝政九條兼實の日記、玉葉同日の條に。

入レ夜右大辨行隆（中略）申云。以二周防國一被レ宛（ノ）二造東大寺一、偏可レ爲二聖人（俊乘坊重源）之沙汰一之由、被二仰下一候條、以二廳御下文一所レ被二下知一也（卽覽件案）余云、猶可レ被下二宣旨一歟、行隆云、尤可レ然、可二申沙汰一云々。

と見ゆ、重源は山城の人、紀長谷雄の裔、季重の男にして俗名を重定と云ひ、十三歲出家して醍醐寺に入り眞言の教義を修め、後轉じて黑谷の源空に師事し專修念佛を受けて阿彌陀佛と號す。仁安二年入宋して修業し翌三年九月榮西と共に歸朝して（重源卅八榮西廿八）再び醍醐寺に住す、東大寺再興の議起るや、朝廷源空をして之に當らしめんとせしが源空固辭して受けず、弟子重源を推擧せしかば、重源を大勸進として周防國を料國として之を管理せしめたり。爾來廿年建永元年（一八六六）六月四日重源八十六歲を以て示寂するに至る迄その拮据經營の功に依て東大寺の造營は殆ど落成し、更に榮西其の後を承けて四年にして細部までも完成したる也。榮西は東大寺再興完成の後更に洛東法勝寺の九重塔の修造を落成せり是も亦周防國を以て其造營料に充てられたる也。法勝寺は承曆中、白河法皇の御創建に係り元と院の皇居なりしが後に廢絕して今は山城國愛宕郡東三條森ノ北、岡崎に僅かに舊趾を留むるのみ。而して東大寺所傳の周防國吏務代々過現名帳に據れば、周防國が法勝寺に宛てられたるは凡そ六年間にして。國務の管理者は第一に藤原公經。第二に建仁寺の開山僧正榮西。第三に再度の公經。以上三代を擧ぐ、卽ち原文左の如し

一、法勝寺九重塔婆造營料國、
　土御門院御宇　　承元元年二月三日
　一條大相國大宮大納言公經　　目代豐前前司國經
　建仁寺開山葉上僧正榮西　于レ時法印　　目代智性阿闍梨源祐清
　順德院御宇　　法橋
　大宮大納言公經卿　還補　　目代若狹橘前司知宣
　　目代藤前司實清　　目代橘前司　還補
　已上六ヶ年

と見ゆ、法勝寺の九重塔は、承元二年五月十五日、落雷の爲に燒失し、次で是が造營の議起れり。之に關する史料としては、元亨釋書、愚管抄、明月記等の記事あり。第一に元亨釋書、建仁寺榮西傳に。

建永元年秋九月、敕主二東大寺幹事一、寺權三治承寇火一、修營未レ竟、以二西德望一、朝廷有二此授一、不レ踰二四載一、大殿層塔、凡當レ有之所悉備足、去承元二年、洛東法勝寺九層大塔災、勅二門下侍郎藤公經一監二修造一、豫周二州充二其費一、三年秋八月、猶未レ成二一級一、朝議以二西之幹（ヨクスルコト）二東大（コクスルコト）蠱一、付以二塔事一、西不レ得レ辭、其落亦如二東大之歲一。

とあり、要するに重源の歿後三ケ月にして、榮西を東大寺の勸進となし、續いて造營の事を監せしめ四年を出でずしてあらゆる細部までも完成せり。承元二年、法勝寺の九重塔燒く、公經に命じて修造せしめ、伊豫・周防の二國を以て之に宛てしが翌三年八月未だ一階だも成らざるを以て東大寺修造に功ありし榮西をして之に代らしめしに忽ちにして成りしといふ。但し釋書は後の編纂に係るものなれば全部を信じ得べきにあらず。次に愚管鈔に據れば。

承元二年五月十五日、法勝寺ノ九重塔ノ上ニ雷ヲチテ、火付テ燒ニケリ、アサマシキ事ニテアリケリ、ホカヘハカシ

コクウツラズ〇中略ヤガテ伊豫ノ國ニテ公經大納言ツクレトテ、ホドナクツクリ出ントシタクシケルヲ、是ニ伊豫フタゲラレテ世ノ御大事モカケナン、葉上ト云上人ソノ骨アリ、唐ニ久クスミタル者也トテ、葉上ニ周防ノ國ヲタビテ長房宰相奉行シテ申サタシタリケリ〇中略サテ第七年ト云ニ建暦三年ニクミ出テ、御供養トゲラレニケリ。葉上上人は即ち榮西にして文の意味は、初め朝廷にては伊豫國を以て造營せよと大納言公經に命ぜられしも、伊豫國を法勝寺に附せられては困難なりとて、氣骨ある榮西に周防國を與へて修復せしめたるに、建暦三年〇十二月六日に落成建保と改元すとあり。愚管鈔は當時の記錄なれば概ね信據するに足るもの也。而して此書に建暦三年、榮西の手に依て竣功すとあれば、前出の吏務代々過現名帳に榮西の次に再度公經を擧げたるは明かに誤傳なり。又公經をして造營に當らしめたることは、明月記、承元二年五月十五日の條にも「或人云、大納言〇公經卿已被レ承二造塔事一云云」と見ゆるに因りて確實なるが、愚管鈔に據れば伊豫國を料國としてせしにて周防國にあらず。要之に榮西は建永元年九月（重源示寂後三ヶ月）東大寺の勸進となりて周防國を以て修造の事に當り、四年を經て承元三年の頃之を完成し、更に周防國を以て法勝寺九重塔修造の料とし第五年なる建暦三年を以て之を落成したる也。

傳云。榮西、東大寺再興の時、用瓦の餘を以て備中庭瀨に一宇を建營し名けて庭瀨堂と云ふと、果して此事ありしや否やを知らず記して後考に資す。

〔著　書〕

榮西の著書中今日に存するものは

興禪護國論	三卷	出家大綱	一卷　正治二年庚申歲初月六日榮西記
日本佛法中興願文	一卷	自誓受三聚淨戒法	一卷
梵網經菩薩戒作法	一卷	三部經開題	一卷
一代經論總釋	一卷	菩提心論口訣	一卷
圓頓一心戒和解	一卷	師子淨敵論	一卷
法華入眞言門訣	一卷	喫茶養生記	二卷（群書類從三六八卷收載）

以上

榮西は建久五年七月五日を以て禪宗停止の宣下を蒙り翌年太宰府に召され訊問を受くるや彼は大に抗辯して曰く、我が禪門は特に今之を始むるに非ず。昔叡山の傳教大師は嘗て內證佛法相承血脈一卷を製したり。其の初は乃ち我が達磨西來の禪法なり、彼の良辯の昏愚無智なる、台教を引いて我を誣ふ。禪宗若し非ならば傳教も亦非なり。傳教若し非ならば台教立たず、台教立たずんば台徒豈に我を拒むを得んや。甚しいかな其の徒の其の祖意に闇きやと。是時に當りて榮西は出家大綱・興禪護國論を著述したるなり。

〇出家大綱は建久六年の自序あり、台教の迷執を破して傳教の正意を明かにせんが爲めにせるものにして終りに、たとへ人の妨難を蒙るの時と雖も人をして其戒を破らざらしめんが爲めに其の謗る者を化し或は會釋を施して我より妨を怨むの心を以て其人の過失を出すべからず。とて佛教戒師の大要、即ち二衣二食二戒二律等の事を敍說したるものにて榮西も此程種々妨難に會ふ云々と見ゆ、又以て其の主意の那邊に存するかを知るに足らん

〇興禪護國論は諸宗の謗難を排擊せんが爲めに、禪の由來及び諸法の國家に缺ぐべからざる所以を論じたるものにして一部三卷、令法久住門、鎭護國家門、世人決疑門、古德證誡門、宗派血脈門、典據增信門、大綱勸參門、建立支目門、大國說話門、回向發願門の十門を分ちて說述せり。其の序文の榮西傳中に「既而弘二教外別傳最上乘宗一、然南都北嶺諸講師頗有二偏執者一、仍謗且訴、於レ是撰二論三卷一證二經論文一排レ之目曰二興禪護國論一、以奏勅可、由レ是得二吾宗流一布於天下一也」と云へるを以て本書の由來を知るべし。就中、第二鎭護國家門に於て經中、佛、般若を以て現在未來世の諸の小國王に付囑して以て護國の秘寶となすといへる。其般若は即禪宗なることを述べ、また慈覺大師が禪院を立てんとするの願ありし事を引用して今弘通せんとする禪宗は慈覺大師の意に從へるものなることを論じ台徒に對して一矢を酬

ゆる所あり。第三世人決疑門に於て問答を設くること廿一、南都北嶺の抗議を排し。第四古德證誠門に於ては古德殊に南岳・智者・道璿・行表・慈覺・智證・安然等何れも天台の先德が此宗を行ぜられたることを證明せり。左に其序文を揭げて之を大觀せんとす。

○興禪護國論序（國譯）大宋國天台山留學日本國阿闍梨傳燈大法師位榮西跋。

大いなるかな心や。天の高き極むべからず、而るに心は天の上に出づ。地の厚き測るべからず、然るに心は地の下に出づ。日月の光は踰ゆべからず。而るに心は日月光明の表に出づ。大千沙界は窮むべからず、而るに心は大千沙界の外に出づ。其れ太虛か、其れ元氣か、心は則ち太虛を包んで元氣を孕むものなり。天地我を待つて覆載し、日月我を待つて運行し、四時我を待つて變化し、萬物我を待つて發生す。大いなるかな心や。吾已むことを得ずして强ひて之に名く。是を最上乘と名け、亦第一義と名づけ、亦般若實相と名け、亦一眞法界と名け、亦無上菩提と名け、亦楞嚴三昧と名け亦正法眼藏と名け、亦涅槃妙心と名く。然れば則ち三輪八藏の文、四樹五乘の旨、打併して箇の裏に在り、大雄氏釋迦文、是心法を以て之を金色の頭陀に傳へて、教外別傳と號す。鷲峰の廻面鷄嶺の笑顏に洎んで拈華千枝を開き、玄源萬派に注ぐ。竺天の繼嗣、晋地の法徒、束ねて以て知るべし、寔に先佛弘宣の法、法衣自ら傳ふ。曩聖修行の儀、儀即ち已に實なり。法の體相、師弟の編に全く。行の軌儀、邪正の雜なし、爰に西來大師、棹を南海に皷し。錫を東川に杖いてより以降、法眼、高麗に逮び、牛頭、日域に迄る。之を學して諸乘通達し、之を修して一生に發明す。外涅槃の扶律を打し、內般若の智慧を併すは、蓋し是れ禪宗なり。我朝聖日昌明、賢風遐暢す、雞貴象尊の國、丹墀に頓首し、金鄰玉嶺の鄕、信を碧砌に投す、素臣、世を治むるの經を行ひ、緇侶、出世の道を弘む。四韋の法、猶以て用ふ。五家の禪豈敢て捨てんや。而るに此を謗るものあり、謂うて暗證の禪と爲し、此を疑ふものあり、謂うて惡取空と爲し。亦末世の法に非ずと謂ふ。或は我の斗筲を賤んじて、以て未だ文を徵せすと爲し、或は我の機根を輕んじて、以て廢を興し難しと爲す。是れ則ち法を持するものの法寶を滅し、我に非ざるものゝ我心を知るなり、啻禪關の宗門を塞ぐのみに非ず抑も亦叡嶽の祖道を毀る。慨然悄然、是か非か、仍つて三篋の大綱を蘊んで之を時哲に示し、一宗の要目を記して之を後昆に貽す。跋して三卷と爲し分つて十門を立つ、之を興禪護國論と名く。法王、仁王の元意に稱へんが爲の故なり。唯狂語の實相に違はざるを恃んで、全く緇素の弄說を忘れ、臨濟の末代に潤ひあらんことを憶うて、翰墨の訛謬を恥ぢず。冀くば、傳燈の句、消することなうして、三會の曉を光照し、涌泉の義窮らずして、千聖の世に流注せんことを。凡そ厥題門支目は後に列すと云ふこと爾り。（護國論）

○日本佛法中興願文　倭漢斗數沙門賜紫阿闍梨傳燈大法師位榮西敬白　十方三世佛法僧寶幷護法聖者而言

夫レ佛法ノ東流、自レ漢至レ宋千有餘歲摩騰竺蘭踏雪山法顯羅什涉二砂河一、眞諦覺賢催二赤縣一、無畏不空歷二紫塞一各々挑二欲滅之法燈一、數々續二既絕之惠命一、又嵩山航葦（ワタリ）二南濱一、南岳ノ誕生二梁代一恭ク弘二鷲峰之舊聞一明ニ傳二鷄嶺之法眼一ヲ又天台ノ五品ノ智解、南山圓二四分之甘露一、玄奘偏學熟、蘇都テ會シ、義淨補二綴律藏墜文一、爰ニ唐ノ則天皇后、號二中興大王一、義淨三藏立二其名一是美二其實一也。譽二其德一、是全二其益一也亦復我日本國百濟日羅、將二來彌勒ノ石勒一上宮太子取二衡山妙經一道齊道璿、鑑眞超二滄海一、傳教弘法屆二中華一、競傳二深法一爭弘二顯密一自再以來六百餘歲三國傳燈之餘光、日域殊明也九宗習學之規式、東扶益盛也矣、然而求法渡海絕而三百餘歲、遣唐使停又二百餘歲、非二啻古實之漸訛謬一亦復墜文、永不シヤ得乎。我國富二于法藏一、何ッ復タ悲二一句之墜一哉、況深法失レ時却爲二淺近一、廣學無レ人、唯成二薄解一設ヒ有二隨レテ分ニ解スル者一、皆求レ名貪レ利無レ爲二佛事一、或自稱二智者一而無二一毫道心一、就中、律藏絕レ燈梵行之比丘削レ跡、福田之沙門全少也欲下救二斯弊一而復上レ正者、則爲レ害レ身、若不レ正レ此ヲ者、佛法至レ絕レ命、但忘レテ一身一、存不レ存歸二命三寶恩德一、欲レ傳二佛教ヲ於後世一也、抑又非二如來本意一哉。此土衆生失二善知識一、何不レ資二助此一乎。庶幾、輔相ノ智臣留二心ヲ此願文一直以二此奏聞一、廻二中興之叡慮歟。憲于四天下一、共二護三佛法與二王法一者最所レ冀也、小比丘大願、只是有レ欲二中興一乎、誰カ復不二隨喜一哉。夫佛法者、先佛後佛之行儀也、王法者先帝後帝之律令也。故仁王ハ以二佛法一屬二國王一、是以、佛法者王法之寶、王法者佛法之主也、有レ心者、慇々勤々可二檢察一也然ルニ近代僧違二律儀一唯口ニ能ク語ルニ已レ不レ習二修門一、只形ヲ似レリ禿、

高野大師云、能誦スルモノ能言ヲモ鸚鵡ノ能言ヲモ言而不レ行。何異ラン猩々ニ云云、可レ恥ヅ此言ニ乎、解行具足、勿レ令ニ輕哂ヲ況ヤ近代ノ學人、見レハ持戒ノ人ニ罵ヲ爲シ小行ト讃ノ破戒邪見ヲ、言テ爲ス大乘ト、誤テリ乎誤テリ乎。小比丘榮西爲レ救ハンカ此ヲ、忘レ身命ヲ、遊ビ異朝ニ學ブ如來戒藏ヲ傳ニ持メ菩薩戒律ヲ、先ヅ勸メ門徒ニ、漸ク及ニ諸人ニ、望レ請ラクハ慈助、自ラ利シ、利レ他シ、誘ニ進沙門ニ、勸ニ勵比丘ニ令レ修ニ梵行ヲ普ク弘ニ戒律ヲ者、佛法再起矣、況王法之永固ラン乎、小比丘之微願如レ斯、案ニ梁僧ノ傳中ニ、浮陀跋摩、僧伽跋摩等、重ニ此戒法ヲ、不ニルナリ同餘ニ也、紹ニ隆佛種ヲ、消ニ信施罪ヲ、以レ戒爲レ本、若無ニ持戒ニ、非ニ出家ニ、非ニ白衣者ニ名ヲ爲ニ內外道ニ又名ニ斷滅佛種ニ、爲ニ人小比丘、愁レ之悲レ之、從ニ早歲ニ至ニ今老年ニ曾無ニ間斷ニ、是以請ニ輔相大臣ニ勅ニ國土ニ、再興ニ佛ノ正法ヲ、重設ニ謬策ニ奏ニ公家ニ令レ知ニ此深旨ヲ、勵ニ僧尼ヲ、持ニ戒律ヲ、又祈ニ風雨順時、國土豐饒ヲ矣、諸天龍等、守ニ護國法與ニ國土ヲ、億劫モ無レ盡也。「今按スルニ秘密灌頂血脈譜ニ云ク、日本國沙門小比丘榮西、門徒及ニ二千人ニ乃至ニ孫葉一萬餘衆ニ。各住ニ廣大ノ菩提心ニ、可レ令修ニ清淨梵行ニ者也。伏惟人身難ニ再受ニ、億々萬劫猶レ希也、佛法亦難レ値、生生世世不レ可レ得乎、若今放逸終墮ニ六趣ニ輪廻無レ盡、經ニ賢劫ヲ一千佛出世、何得ニ値遇ニ哉仰冀クハ三寶願海助ニ成中興願ニ、至大菩提伏乞、普賢願主守ニ護ニ三宗法刹ニ以ニ大慈愍ニ普令ニ群生ニ到ニ究竟彼岸ニ矣。于時（國師年六十四）元久元甲子歲初夏二十二日小比丘榮西敬白

以て其の興禪護國の精神を見るべく同時に持戒の嚴肅にして毫も假借する所なきを知るに足らん。

「附」建仁寺第二世、大覺禪師道隆の法語（寫眞を供す）　鎌倉　建長寺　所藏

○蘭溪道隆自筆法語

長老首座、區々力行、不レ知レ爲ニ誰家事ニ、挂ニ佛袈裟ヲ受ニ信施食ニ苟無ニ見處ニ、它時戴角披毛千生萬劫償レ他去レ在、今後沐浴之日、昏鐘鳴、至ニ二更三點ニ、轉ニ四更ニ、至ニ曉鐘時ニ、並要ニ坐禪ニ、不レ歸レ堂、赴ニ衆者ニ罰出院。四更五點後、聖僧侍者、收ニ洗面柄ニ、五更一點後若有ニ洗面者ニ、罰油一斤。昏鐘鳴後、至ニ定鐘時ニ、不レ許ニ向火ニ、二更一點後、聖僧侍者、埋ニ爐中火ニ、若有レ開ニ向之者ニ、罰ニ斤油。四更一點、至五更二點、並不レ許ニ向火ニ、犯者罰ニ斤油。火爐頭、僧堂內、並不レ許ニ說話ニ、犯者罰ニ斤油。行步有レ聲、揭レ簾龕糙者、罰ニ斤油。堂中所行之事、略呈ニ一二ニ各宜ニ自守ニ勿レ犯ニ此規ニ、謹屯奉聞的作レ文具。

住山蘭溪　道隆白

大覺禪師蘭溪道隆は宋の人、東渡して鎌倉に迎へられ、始めて禪林を開き。清規を行ふ。此一篇は、禪師法語の後篇なり、前篇は參禪辨道の要を說きて門徒を誡飭し、此篇は禪林の開浴洗面向火等の事を規定し。違犯する者には罰を科することゝす。宋の禪林の清規に開浴洗面向火等のことを規定したるものあれども、此の如く嚴厲なるものあるを知らず。禪師の書は、蓋し張即之の筆意を傳へ、また一種の風格を具ふ本書の如き其の模範たるべきものとす。

〔誓願寺盂蘭盆一品經緣起〕

○明菴榮西自筆誓願寺盂蘭盆一品經緣起。福岡縣大泉坊所藏。

仁安三年榮西入宋して安元二年歸朝の後、筑前今津の誓願寺にありて宋朝の藏經を索む、會々治承二年七月盂蘭盆會に當り法華一品經書寫のことを勸緣す、緣起は即ち此の勸緣の由來を記したるものなり。書中大檀那大法師寬智とあるは誓願寺の建立者、女檀那仲原氏太子とあるは誓願寺建立の願主なり。

娑婆世界南閻浮提靈山東北外海孤絕大日本國鎭西太宰府筑前州嶋縣今津誓願寺盂蘭盆一品經緣起

夫以、法之運獨不レ行、託レ人以流通乎、人之善暗不レ發。依レ法以修行乎。所以或號ニ報恩ニ或依ニ人勸ニ、弘レ之行レ之、于レ是有ニ一沙門ニ、名ニ榮西ニ、生ニ備州ニ而少年出家、志有ニ秘密教ニ、多年苦行而去戊子歲（仁安三年）、渡海之後、欲レ請ニ宋朝之藏經ニ心尤切也、依レ之丙申歲（治承二年）自ニ仲秋ニ至ニ戊戌歲（治承二年）仲秋ニ、住ニ當寺ニ、待ニ一切經渡海ニ之間、徒然尙勸進云、七月十五日廣大善根之日也爲ニ盂蘭盆善根ニ、奉レ寫ニ法花一品經ニ、令ニ開講演說ニ、

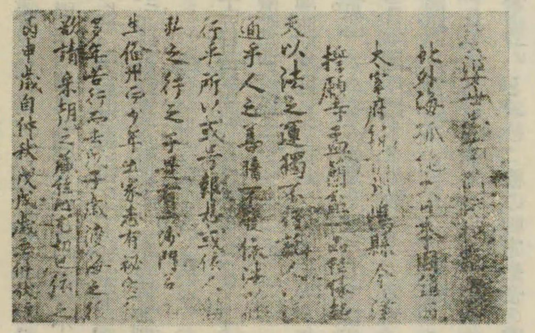

榮西禪師眞筆（福岡縣大仙坊所藏）

報ニ七世四恩幷法界之恩一云云　爰當寺大檀那大法師寛智、心染ニ善根一、勤有ニ功德一、早肯受結ニ構之一、御莊内官民同レ心書レ之、素懷果已畢、當ニ會日一、龍雲聳ニ四天一、似ニ惠雲含ヲ潤、甘雨灑ニ一地一、如ニ等雨法雨朝與暮灑ヲ之、日中法會不レ雨乎、衆會成レ市、聽聞有レ便、是則大檀那信力所レ示也、今日此會爲レ始、龍華三會爲レ終、而每年每レ迎ニ七月十五日一、必修ニ此大事一、於戲其天上天下之冥衆、飽ニ滿一乘一味之法樂一、現世後世之父母、受ニ用甘露醍醐之妙藥一、短命夭壽削札、離苦得樂改報矣。

今將ニ此功福一、奉レ報ニ　天皇、法皇利益自他法界一、于時治承二年（丙午）太歲戊戌七月庚申十五日丙子　日曜　室　謹錄。

大檀那　大法師寛智　女檀那　仲原氏太子

勸緣僧兼［　　］遍照金剛　榮西

因みに標題の「大日本國鎭西太宰府」と云ひ、末文の「奉報　天皇法皇利益自他法界」とあるもの是を前にしては傳教大師の御遺告に　今、大日本國沙門來テ聖教ヲ求ム云云。善惠大師成尋の參天台五臺山記に　大日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主傳燈大法師位大宋國賜紫僧成尋。と云ひ。之を後にしては寂室和尚元光が其の語錄に大日本國備前藤野保と記せし事例あり。就中渡宋僧として前後相距る九十八年。前の成尋が「大日靈貴亦名天照大神、日天子、始生爲ニ帝王一後登ニ高天一照ニ天下一故名ニ大日本國一」と云ひ、彼の神宗皇帝の問に答へて我が皇室の神聖國體の尊嚴、光輝ある國史を說きしこと等と共に榮西の國家的自主觀念の盛にして大日本精神の强烈を證するに足るべく國體明徵上一双の光明を放つものと謂ふべし。

〔宗派血脈門〕

興禪護國論に於て榮西は其禪宗の血脈を明示せり曰はく

禪宗興由に云はく『式て禪宗を觀るに先佛數周の塵劫に肇まる文』と。

長阿含經を按ずるに云はく「莊嚴劫中、一千佛有て世間に出現す、乃至末後の三佛を七佛の最初と爲す七佛各付屬する。に心印を以てす」決別に在り血脈後の如し。

第一毘婆尸佛、第二尸棄佛、第三毘舍浮佛、第四拘留孫佛、第五拘那含牟尼佛、第六迦葉佛、第七釋迦文佛。

成道四十九年の後、靈山多子塔前の大集會中に於て摩訶迦葉に半座を推して告げて曰く「吾清淨の法眼、涅槃妙心、實相無相、微妙の正法を以て汝に付屬す汝當に護持すべし」並に阿難に勅す「斷絕せしむること莫れ」偈に曰く云云。

華手經に云はく『佛遙に之に命じて曰く「善來迦葉久うして乃ち相見す汝當に此佛の半座に就くべし」と佛心を移し給ふ時に三千震動す。迦葉白して言さく『敢て佛の衣鉢の坐處に坐せず。佛は是れ大師、我は是れ弟子なり、我昔佛に從つて僧迦梨を受く、禮敬尊重して未だ曾て敢て著けず、我是より來（コノカ）た欲覺を生ぜず、我學地に於て世尊の衣を受けて以て頂戴せし時、即ち無學を成す、我佛の教に順ひ如來の衣を受けて、實に敢て高下の心を生ぜず。但手に執持して餘身に儭せず、若し未だ手を澡（アラ）はざれば亦敢て提げず。豈敢て輕慢して頭下に枕とせんや。法王は無師自然の聖覺、一切の聲聞辟支佛と共ぜず」佛云はく「善哉善哉、汝の言ふ處の如し」佛、迦葉に告げ給ふ。「汝且らく座に就いて所疑を請問せよ。當に汝が爲に說くべし」迦葉即ち座より起ちて、佛足を頂禮し、次に隨て坐す。文』と。法鼓經に曰はく「迦葉佛に白して言さく「如來大に敬持せらる、云何か敬と爲さん。曾て我に告げて言ふ、汝來て共に坐せよと。是因緣を以て我應に恩を知るべし。文」佛言く「善哉、是義を以ての故に我汝を敬待す。文」と』

第一、摩訶迦葉。第二、阿難。第三、商那和修。第四、優波毱多。第五、提多迦。第六、彌遮迦。第七、婆須蜜。第八佛陀難提。第九、伏馱蜜多。第十、脇尊者。第十一、富那夜奢。第十二、馬鳴。第十三、迦毘摩羅。第十四、龍樹。第十五、迦那提婆。第十六、羅睺羅多。第十七、僧迦難提。第十八、迦耶舍多。第十九、鳩摩羅多。第二十、闍夜多。第二十一、婆修盤頭。第二十二、摩拏羅。第二十三、鶴勒那。第二十四、師子。第二十五、婆舍斯多。第二十六、不如蜜多。第二十七、般若多羅。第二十八、菩提達磨。

大師、昔梁の普通八年丁未の歲。南海を經て廣府に到る、同年十一月洛陽に屆（イタ）る。魏の太和十年なり、嵩山の少林寺

に寓止す。乃至慧可を顧みて告げて曰く『昔如來正法眼藏を以て迦葉大士に付す展轉屬累して我に至る。我今此法を以て汝に付す。汝當に護持すべし。並に袈裟を授けて以て法の信と爲す。我滅後二百年、衣は止つて傳はらず。法は沙界に周し潛符密證千萬有餘ならん。吾偈を聽け曰く云々。

第二十九、可大師。第三十、璨大師。第三十一、信大師。第三十二、忍大師。第三十三、能大師。第三十四、讓大師。第三十五、一禪師。第三十六、海禪師。第三十七、運禪師。第三十八、玄禪師。第三十九、奬禪師。第四十、顯禪師。第四十一、沼禪師。第四十二、念禪師。第四十三、昭禪師。第四十四、圓禪師。第四十五、南禪師。第四十六、心禪師第四十七、淸禪師。第四十八、卓禪師。第四十九、諶禪師。第五十、賁禪師。第五十一、瑾禪師。第五十二、敞禪師。第五十三、榮西。

予日本仁安三年戊子の春、海を渡るの志あり、鎭西博多の津に到る。二月、兩朝の通事李德昭に遇うて傳へ言ふを聞くに、禪宗あり宋朝に弘まる。云々、四月海を渡つて大宋の明州に到る。初め廣慧寺の知客禪師に見えて問うて曰く『我國の祖師、禪を傳へて歸朝す、其宗今遺缺す。予廢を興さんことを懷ふ、故に此に到る願はくは法旨を開示せよ。其禪宗の祖師達磨大師、傳法の偈如何。知客答へて曰く達磨大師傳法の偈に云はく云云。又問うて曰く我日本國達磨大師、知死期の偈ありと云ふ眞僞如何。知客答へて曰く喩す所の法は乃ち小根の魔子、妄に其語を撰するなり、夫れ死生の道、我宗に在つては本去來生死平等なるを以て、初より生滅の理なし。若し其死期を知ると謂はゞ、是れ吾祖の道を欺く小害に非ずや。久しく聞く、日本國佛法流通すと、幸に吾師に逢ふ。須らく筆語を奉すべし。然して人に華夷の異あれども、而も佛法は總に是れ一心なり。一心纔に悟れは是れ一門。金剛經に謂ゆる「應無所住而生其心」なり、源流を知らんと欲せば、請ふ訪及を垂れよ。一一に相聞すべし。廣く祖師の道を知ることは、小乘の知見の能く測度する所に非ず。云云と時に宋の乾道四年戊子の歲なり。即ち秋に及んで歸朝す。而して安然の教時諍論を看て九宗の名字を知り、又智證の教相同異を閱て山門相承の巨細を知り、又次に傳教大師の佛法相承譜を見て我山に稟承あることを知る。畜念罷まず二十年を經たり。方に今予西天の八塔を禮せんことを懷うて。日本文治三年丁未の歲春三月鄕を辞す。諸宗の血脉並に西域の方誌を帶んで宋朝に到る。初め行在臨安府に到つて安撫侍郎に謁して西乾經遊の情を覆す。即ち上狀して曰はく「半影を崎嶇たる棧道に曳き、全身を中平の金場に終らん」と云云。然とも敢て執照を與へず只案照を與へて迺ち留む。獨り想を竺天に勞す。時未だ有らず、耶そ一を投たざるを得んや。時に炎宋淳熙二年辛亥の歲日本の建久二年秋七月、國に歸る。別に臨んで禪師爲に書して曰く「日本國千光院の大法師、宿に靈骨有つて頓に世間深重の恩愛を捨てゝ佛に從ひ髮を剃り僧迦梨を著け、洪に此法を持す。萬里を遠しとせずして海に航して我炎宋に入り賾を宗旨に探る。乾道戊子の歲、天台に遊び山川國土の勝妙、道場の淸淨殊特なるを見て大歡喜を生ず。嘗て淨財を施して十方の學般若の菩薩に供ず。已にして石橋に至り香を拈じ茶を煎じて、住世五百の大阿羅漢を敬禮す。尋で本國に歸り、夢境恰恰として二十年。音問相聞かずと雖も、而も山中の老宿、歷歷として其事を記す。今又舊遊を懷うて之を復す宿緣淺からず、志慇に玆に深し。法旨を示さずんばあるべからず。夫れ昔釋迦老人將に圓寂せんと欲するの時、涅槃妙心正法眼藏を以て摩訶迦葉に付屬す。乃至嫡嫡相承して予に至る。今此法を以て汝に付屬す。汝當に護持すべし。其祖印を佩んで國に歸りて化を末世に布き、衆生に開示して以て正法の命を繼げ。又汝に袈裟を授く。大師昔衣を傳へて法の信と爲して而して本來無物なることを表はす。然れども六祖に至つて衣は止めて傳へず云々。其風絕えたりと雖も、今外國の法信と爲して汝に僧迦梨を授くるのみ。又菩薩戒を授く。拄杖應器衲子の道具一をも留めず付屬し畢る。傳法の偈を聞け云云。此宗六祖より以降、漸く宗派を分ち、法四海に周ねし。世二十に洎び、脉五家に流ぶ。謂く一に法眼宗、二に臨濟宗、三に潙仰宗、四に雲門宗、五に曹洞宗なり。今最も盛なるは臨濟なり。七佛より榮西に至て凡そ六十代なり、嫡嫡相承して繼脉す。寔に佛法の公驗以有る者なり。是れ只一轍を列す。自餘の支派は圖に在り。之を宗派血脉門と謂ふ。（國譯大藏經、臨濟宗聖典）

〔榮西と道元とは師弟關係〕

我が邦に於ける鎌倉時代の禪は榮西の臨濟禪と道元の曹洞禪なるが此の二人の關係如何を詳かにせず。予の小中學時代の教科書には皆「榮西の弟子道元」と明記せられしが、年長じて此原據を求めしも遂に得ず。偶ま長崎市皓臺寺村上素道師は曹洞宗の碩學にして、二人の師弟關係を證すべき典據を有せらるゝことを耳にしたれば、直ちに一書を裁して示教を仰ぎしに折返し返翰を得たれば左に其まゝを掲ぐ。

訂補建撕記乾　十三丁　右

同年ニ入二建仁開山千光禪師之室一、初聞二臨濟之宗風一。

補師到二建仁榮西一便問本來本法性天然自然身爲二什麼一三世諸佛發心成道、西云、三世諸佛不レ知レ有、狸奴白牯卻知レ有、師於レ此伏膺。

撕記は永平寺十三代建撕和尚の著にして、道元禪師の傳記としては最古のもの又最高權威のものに候可惜乎。此宗門には是已上のものは無之、訂補は二百年程前の面山和尚の著にて是亦宗門では尤も忠實な先德にて候、此他正法眼藏隨聞記六卷中には道元が榮西門下に隨身中の話が五六點も見え其話材なり情實に察するに何うも傳聞等ではなく完く禪師林下に在つて親しく見聞された事實らしく小衲等は建撕記を信ずる事深く是に據つて道元は必然禪師御在世に一旦師弟の形にありし事を肯定するものに候　訂補師の補文は禪師の法嗣明全か宋土にて遷化の折に道元と訣別遺言された語話と相照應して信ずるに足るものと存候　丁甫　建撕記は是非御一覽願上候。又右兩書の外永平廣錄卷七　廿左　中に

「千光禪師前權僧正法印大和尚位忌上堂」

と云ふ一篇が御座候中の文句に「師翁千光和尚」の句も見えて彼此總合すれば榮西の教育を受けられし事は一點の疑を容れざるものかと存候後世の史家が榮西の極晩年は每々鎌倉に止住して京都に在らざりしを主張して道元との出會を否定致し候へ共小衲は前件の次第にて一時は師資の形なりし事を疑ひ申さず候、世話しきまゝ右迄申上候以上

（後略）　九月十三夕　　素道。

由是觀之、道元禪師は全く榮西門下にして臨濟・曹洞兩宗共に我邦の禪宗は皆其の源流を榮西禪師に有すること明瞭となれり。終に、素道老師の懇示に對して謹んで滿腔の敬意を表す。

玄石云。初祖道元禪師和尚行錄（續群書類從卷第二百廿五、所輯）に

「次年往見二建仁西公一。公傳二法器一。西公歿後受二宗派圖菩薩戒於明全一。止二建仁一凡六白。閱二大藏二遍。（自十三到十八歲。）」

永平寺三祖行業記、初祖道元禪師（續群書類從第二百廿五所輯）にも

建保五年丁丑。十八歲秋、始離二本山一。投二洛陽建仁寺一。從二明全和尚一。猶極二纖密之奧源一。習二行藏之威儀一。兼聞二臨濟之宗風一。即列二黃龍之十世一。遂從二明全一航レ海入レ宋。日本貞應二年癸未。大宋嘉定十六年也。

駒澤大學教授山上曹源氏、道元禪師の御生涯、道元禪師修行の一節に。

禪師は比叡山において一生懸命に一切藏經を閱讀して居られたが或日端なくも、一塊の大疑團に逢着されたのである。それは「本來本法性、天然身性身」といふ大文字であつた。時に建保二年禪師の御年十有五歲の時である。禪師は直に比叡山に於ける幾多の碩學高僧に歷參して、此の疑問の解答を求めた。併し誰一人として禪師を滿足せしめ得るほどの說明を與ふる者がなかつたので禪師は止なく山を下りて。三井寺の公胤僧正を訪ひ疑問の解答を乞はれた。すると公胤僧正は貴僧の疑問を解くに最も適した人は京の建仁寺に居らるゝ榮西禪師であらうと申されたので、道元禪師は欣喜雀躍して京都に赴き、榮西禪師を訪ねて前の疑問を提出し其解答を乞はれた。すると榮西禪師は「三世諸佛不レ知レ有、狸奴白牯卻知レ有」と答へられたと傳へられて居る。かくて道元禪師は榮西禪師の會下にありて實參實究に熱中して居られたが、榮西禪師は建保三年七月五日に御遷化になつたので。榮西禪師の高足の弟子たる明全和尚に隨侍して臨濟の宗風を參究し傍ら二回までも大藏經を閱讀せられ約九ケ年の間夜を徹しての勇猛精進であつた、云々。

と、以て榮西の海內の碩學大德たりしこと特に反覆大藏經を閱讀せしことは全く二人の以心傳心、共に其蘊蓄の深遠に